

# 大泉町立地適正化計画 (素案)

令和7年  
大泉町



## 目 次

<b>第1章 計画の概要</b>	1
1－1. はじめに	1
1－2. 各計画との関係性・位置付け	5
1－3. 前提条件	5
1－4. 計画全体の構成	7
<b>第2章 町の現況と都市構造上の課題</b>	8
2－1. 町の現況	8
2－2. 上位関連計画に示されるまちづくりの方向性	56
2－3. 立地適正化に係る現況のまとめと課題整理	58
<b>第3章 目指す将来都市像</b>	62
3－1. まちづくりの方針と誘導方針	62
3－2. 都市の骨格構造	64
<b>第4章 居住誘導区域</b>	70
4－1. 居住誘導区域の基本的な考え方	70
4－2. 居住誘導区域の設定方針	73
4－3. 居住誘導区域の設定	75
4－4. 居住を誘導するための届出・勧告	89
<b>第5章 誘導施設・都市機能誘導区域</b>	90
5－1. 誘導施設の基本的な考え方	90
5－2. 誘導施設の設定	92
5－3. 都市機能誘導区域の基本的な考え方	100
5－4. 都市機能誘導区域の設定方針	101
5－5. 都市機能誘導区域の設定	102
5－6. 都市機能を誘導するための届出・勧告	106
<b>第6章 公共交通ネットワーク形成の考え方</b>	107
6－1. 公共交通の現況と課題	107
6－2. 公共交通ネットワーク形成方針	113
<b>第7章 防災指針</b>	116
7－1. 防災指針の検討	116
7－2. 災害ハザード情報の収集、整理	117
7－3. 災害リスクの高い地域の抽出	135
7－4. 多段階水害リスク評価	171
7－5. リスクパターンによる水害リスクの高い地域の抽出	172

7 – 6. 災害リスクに係る現況のまとめと課題整理 .....	179
7 – 7. 課題を踏まえた取組方針 .....	180
7 – 8. 具体的な取組、スケジュール .....	185
<b>第8章 誘導施策 .....</b>	<b>187</b>
8 – 1. 誘導施策の基本的な考え方 .....	187
8 – 2. 具体的な誘導施策 .....	188
<b>第9章 目標指標と進行管理 .....</b>	<b>193</b>
9 – 1. 目標指標の基本的な考え方 .....	193
9 – 2. 定量的な目標と期待される効果 .....	194
9 – 3. 計画の管理と見直し .....	200

# **第1章 計画の概要**

# 第1章 計画の概要

## 1-1. はじめに

### ①歴史

本町は、群馬県の南東部に位置し、県内では一番面積の小さい自治体となっています。歴史を遡ると、行政面においては明治22年(1889年)に町村制が施行され、本地域には本町の前身である「小泉町」と「大川村」が誕生しましたが、昭和32年(1957年)の町村合併に伴い、現在の「大泉町」が誕生しました。

また、交通面においては、明治時代に現在の東武小泉線の一部が開通し、産業面では、大正時代に民間の飛行機産業である中島飛行機製作所が開業し、日本の一翼を担う工業都市への一步を踏み出しました。その後は太平洋戦争を経て、日本は終戦となりましたが、戦後の町では、旧中島飛行機製作所の跡地を活用し、電機産業や自動車産業などが中心となって、高度経済成長を背景に北関東を代表する工業都市としての成長を遂げました。

その後、平成2年(1990年)には出入国管理法の一部が改正され、「定住者(※)」の在留資格が創設されたことに伴い、現在は町の人口の約2割を外国人が占めています。

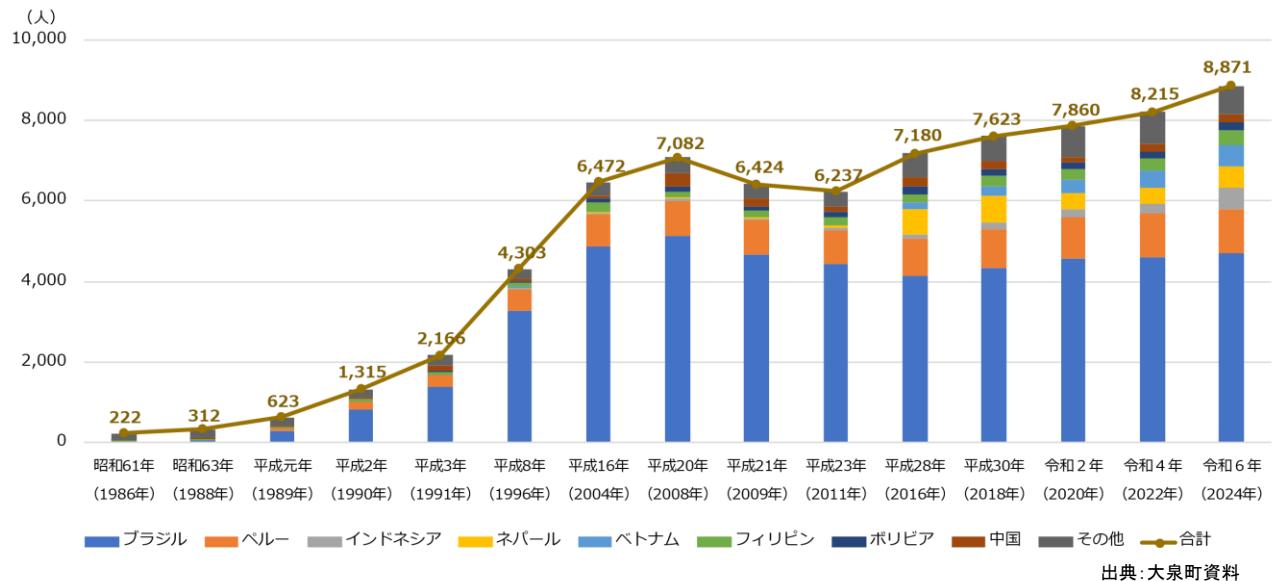
※ 定住者  
法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

《図1-1 町全域図》



出典：国土数値情報(令和6年(2024年)時点)

《図1-2 外国人口の推移》



出典: 大泉町資料



出典: 大泉町ホームページ(西小泉駅前(左:昭和40年代後半、右:令和5年))

## ②背景

日本では、急激な人口減少や高齢化といった人口構造の変化に加え、頻発化・激甚化する自然災害の発生、市街地の拡散・低密度化など社会状況は大きく変化し続けています。このような状況を踏まえ、持続可能なまちを形成するとともに安心安全なまちづくりを推進することが求められています。

町では、将来のまちづくりの方向性を定める「第二次大泉町都市計画マスタープラン」(以下「都市計画マスタープラン」という。)において、これらの社会情勢の変化に対応するべく、都市計画(①土地利用に関するもの、②都市施設の整備に関するもの、③市街地の一体的な開発・整備を目的とするもの)に関する基本的な方針を定め、目指すべき都市の将来像である「快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち」の実現に向けて取り組んできました。

なお、都市計画マスタープランで定められている都市の将来像については、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」で掲げる将来都市像が根底に踏まえられています。

## ③立地適正化計画

今後のまちづくりにおいて、平成26年(2014年)に都市再生特別措置法の一部が改正されたことに伴い、「コンパクト・プラス・ネットワーク(※)」の考え方に基づき、生活サービス機能や居住の誘導と公共交通ネットワークの形成を図る制度として、立地適正化計画(以下、「本計画」という。)が創設されました。その後、気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害に対して、都市の防災に関する機能を確保するため、令和2年(2020年)に同法が一部改正され、本計画に防災指針を定めることとなりました。

※ コンパクト・プラス・ネットワーク

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるようにする考え方

#### ④必要性及び目的

町では、令和元年東日本台風により大規模な浸水被害が発生したことにより、令和5年12月に群馬県は休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路流域を「特定都市河川(※)」及び「特定都市河川流域」に指定しました。これにより、群馬県や関係機関で構成する休泊川流域水害対策協議会では、河川改修等のハード整備に加え、本流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための「休泊川流域水害対策計画」の策定を進めています。

また、この計画では、流域における河川の安全度(治水安全度)の早期かつ確実な向上を図ることを目指しており、本町でも都市側と河川側において、水害に強いまちづくりを目指すため、防災に関する各計画と整合や連携を図った本計画の策定が必要となります。

※ 特定都市河川

浸水被害が発生する可能性が高い都市部を流れる河川の流域において、市街化の進展により浸水被害の防止が困難で、国土交通大臣又は都道府県知事が区間を限って指定した河川のこと。

《 図1－3 特定都市河川 》

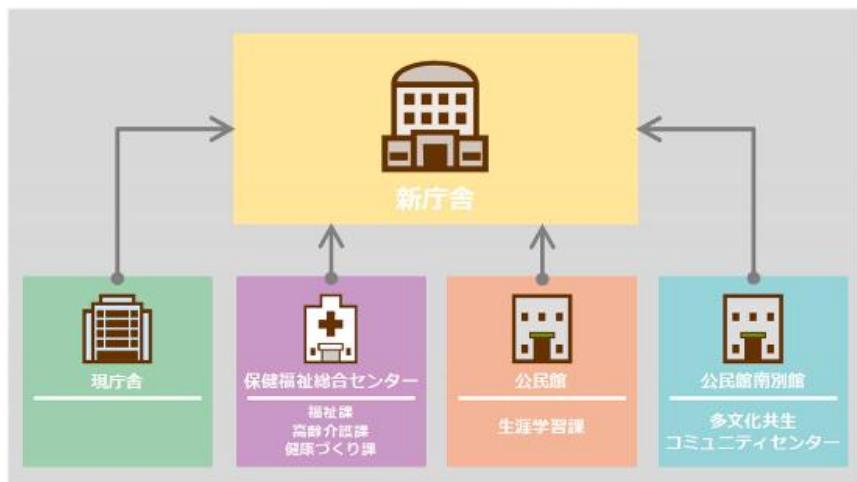


次に、町では、役場庁舎の今後のあり方をまとめた「新庁舎整備の基本的な考え方」を策定し、町の方向性を定めています。その中で、現在の庁舎が抱える課題の解決と、更なる住民サービスの向上や防災機能の強化、デジタル化への対応として、庁舎建設に必要な要件を具体的に整理し、今後の設計や工事を進める上での根幹となる「大泉町庁舎建設基本計画」を策定し、新庁舎建設事業を進めています。

町の面積の大半が面的整備等をされており、既にコンパクトなまちが形成されている中で、居住機能や都市機能の誘導を図り、更に生活利便性の高い持続可能なまちを形成するため、立地適正化計画の策定が求められています。

以上を踏まえ、本町としても関連計画との整合や連携を図りながら、医療、福祉、商業等の都市機能の誘導や集約を行い、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるような居住環境を形成することに加え、防災等の観点も考慮した上で、「快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち」の実現を図ることを目的とした「大泉町立地適正化計画」を策定します。

《 図 1 – 4 庁舎の配置予定イメージ 》



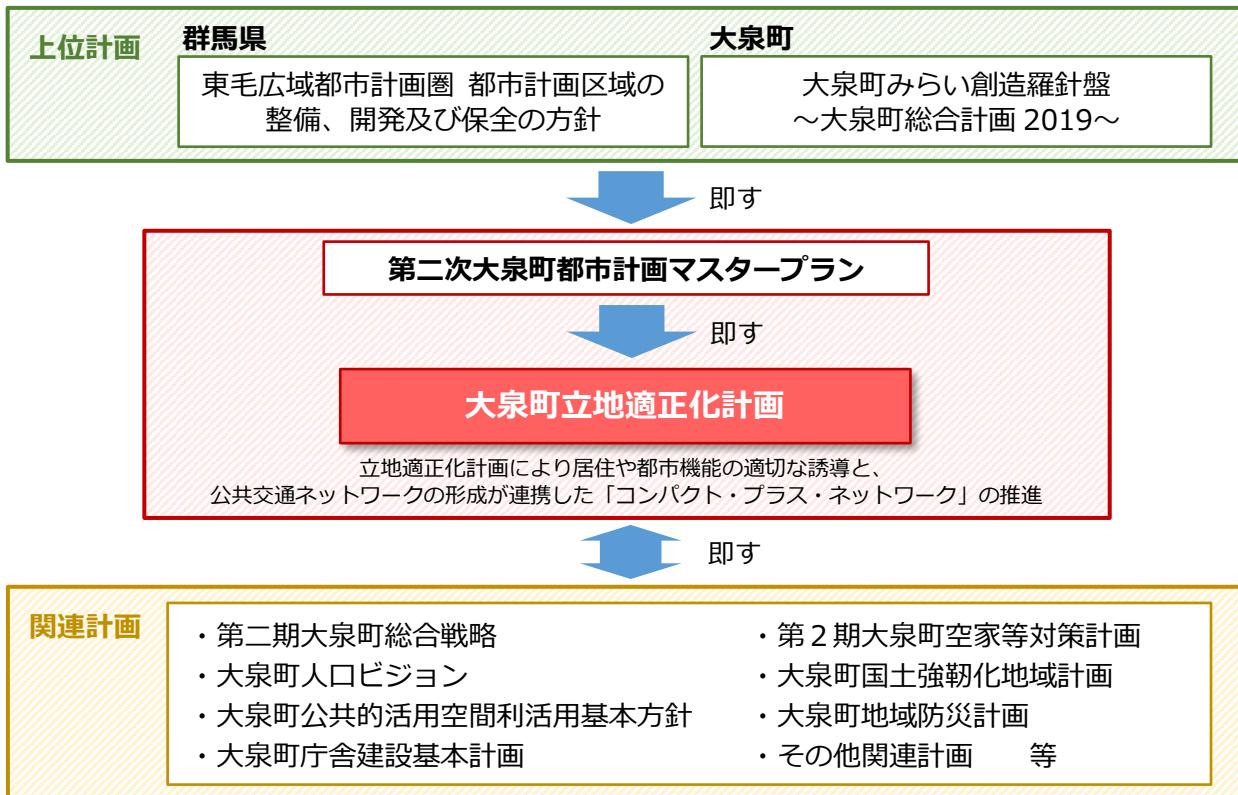
出典：大泉町庁舎建設基本計画

## 1-2. 各計画との関係性・位置付け

本計画では、都市全体の観点から、居住環境、医療、福祉、商業等の都市機能の立地に加え、公共交通に関しての検討を行います。

本計画は、都市再生特別措置法第81条の「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めます。そのため、群馬県が策定する「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)や、本町の最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」に即するとともに、関連する各計画との整合、連携を図る必要があります。

《図1-5 各計画との関係性》



## 1-3. 前提条件

本計画を策定するにあたっての前提条件は、以下のとおりとします。

### ①計画期間及び見直し

本計画は、将来の都市像を展望した上で、中長期的な取組により、緩やかに都市構造の転換を図る必要があることから、計画期間は令和8年度(2026年度)から令和28年度(2046年度)までの概ね20年間とします。

また、本計画については概ね5年ごとに見直しすることが望ましいとされていることから、社会情勢の変化や総合計画をはじめとした各計画の改定が行われた際は、必要に応じて見直しを行います。

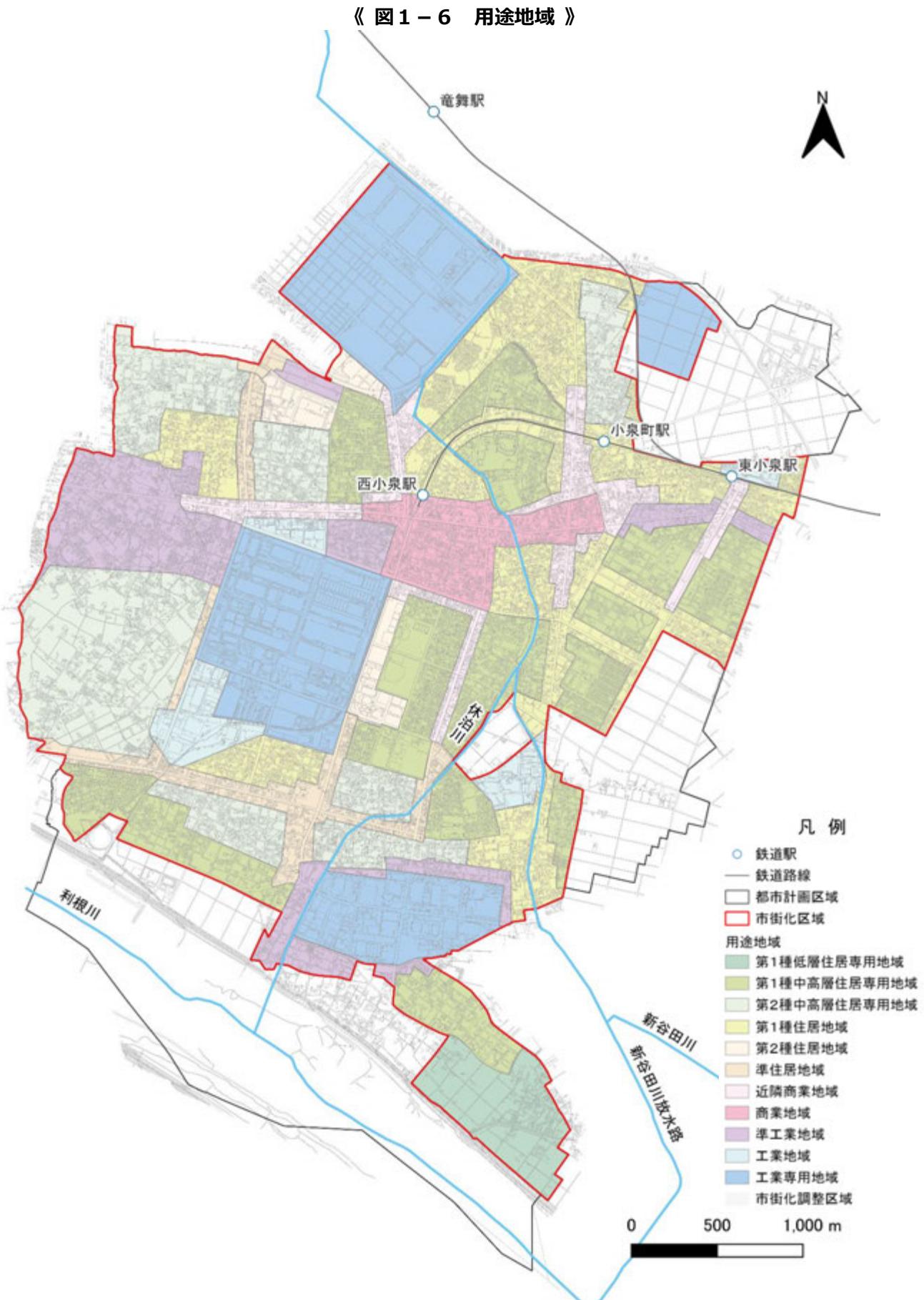
### ②計画区域

本計画の計画区域は、大泉町全域を対象とし、都市機能誘導区域や居住誘導区域については、市街化区域内に設定します。

### ③関係機関との連携

本計画では町単独の取組に加え、群馬県や関係機関との取組も必要になってくることから、更なる連携を図っていくことにより、持続可能なまちづくりを推進していきます。

【参考】用途地域図



出典：国土数値情報(令和6年(2024年)時点、大泉町資料

## 1 – 4. 計画全体の構成

本計画で記載する事項とその内容は、以下のとおりとします。

### 第1章 計画の概要

本計画を策定する背景と目的、各計画との関係性と位置付け、前提条件などを示します。

### 第2章 町の現況と都市構造上の課題

本計画を検討するまでの前提となる現況や、都市構造上の課題を示します。

### 第3章 目指す将来都市像

町の現況分析や都市構造上の課題の抽出、上位関連計画に示されるまちづくりの方向性の整理をした上で、「居住」、「都市機能」、「公共交通」、「防災」の4つの観点から、将来にわたり持続可能なまちの形成のために本計画では目指すべき将来の都市像を示しています。

### 第4章 居住誘導区域

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住の誘導を図る区域です。原則、用途地域内に設定します。

### 第5章 誘導施設・都市機能誘導区域

誘導施設とは、都市機能誘導区域内の役割や都市規模、後背人口(※)、交通利便性、地域の特性等を勘案し、都市の居住者の共同の福祉や利便性のために必要な施設で、都市機能を著しく増進させるものを設定します。

都市機能誘導区域とは、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。原則、居住誘導区域内に設定します。

※ 後背人口

ある都市から経済的・社会的な影響を受けている周辺地域の人口のこと。

### 第6章 公共交通ネットワーク形成の考え方

現在の公共交通ネットワークを踏まえ、今後も維持や充実を行っていくために必要な施策の整理と将来の公共交通のネットワーク形成方針を設定します。

### 第7章 防災指針

誘導区域内における災害リスクを可能な限り、回避又は低減を図るため、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保するための指針を示しています。

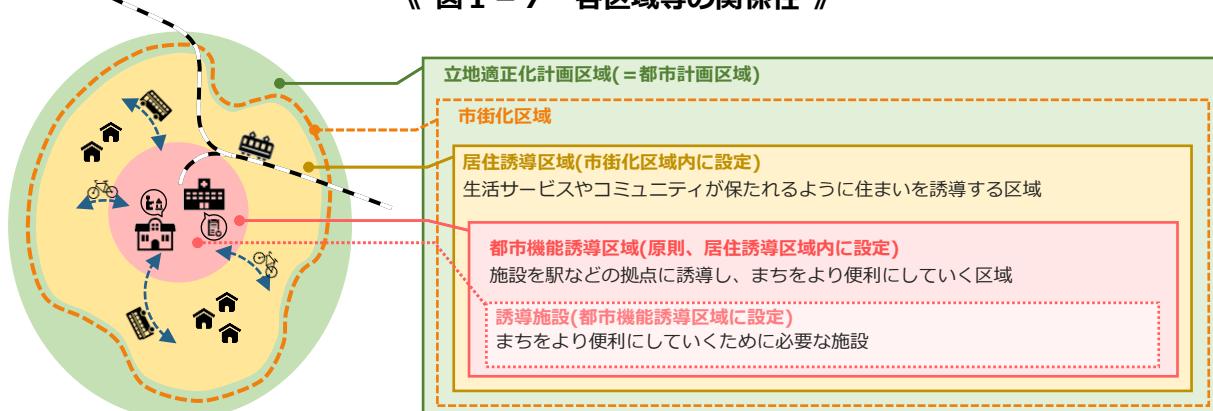
### 第8章 誘導施策

居住誘導区域内や、都市機能誘導区域内への居住や都市機能の誘導を図るために必要な施策を整理しています。

### 第9章 目標指標と進行管理

概ね5年ごとに施策の実施の状況等についての調査、分析及び検証を行うため、目標値等を設定しています。

《 図1 – 7 各区域等の関係性 》



## **第2章 町の現況と都市構造上の課題**

## 第2章 町の現況と都市構造上の課題

### 2-1. 町の現況

#### (1) 位置及び面積

- 町は、群馬県の南東部に位置し、東部は邑楽町、千代田町、北西部は太田市と接しています。南部は、一級河川である利根川を挟んで埼玉県との県境になっており、埼玉県熊谷市に接しています。
- 町の面積は、18.03 km<sup>2</sup>と群馬県内で一番小さく、地形としては、町の北部から南部にかけて、わずかに傾斜する比較的平坦な地形となっています。

《図2-1 位置図》



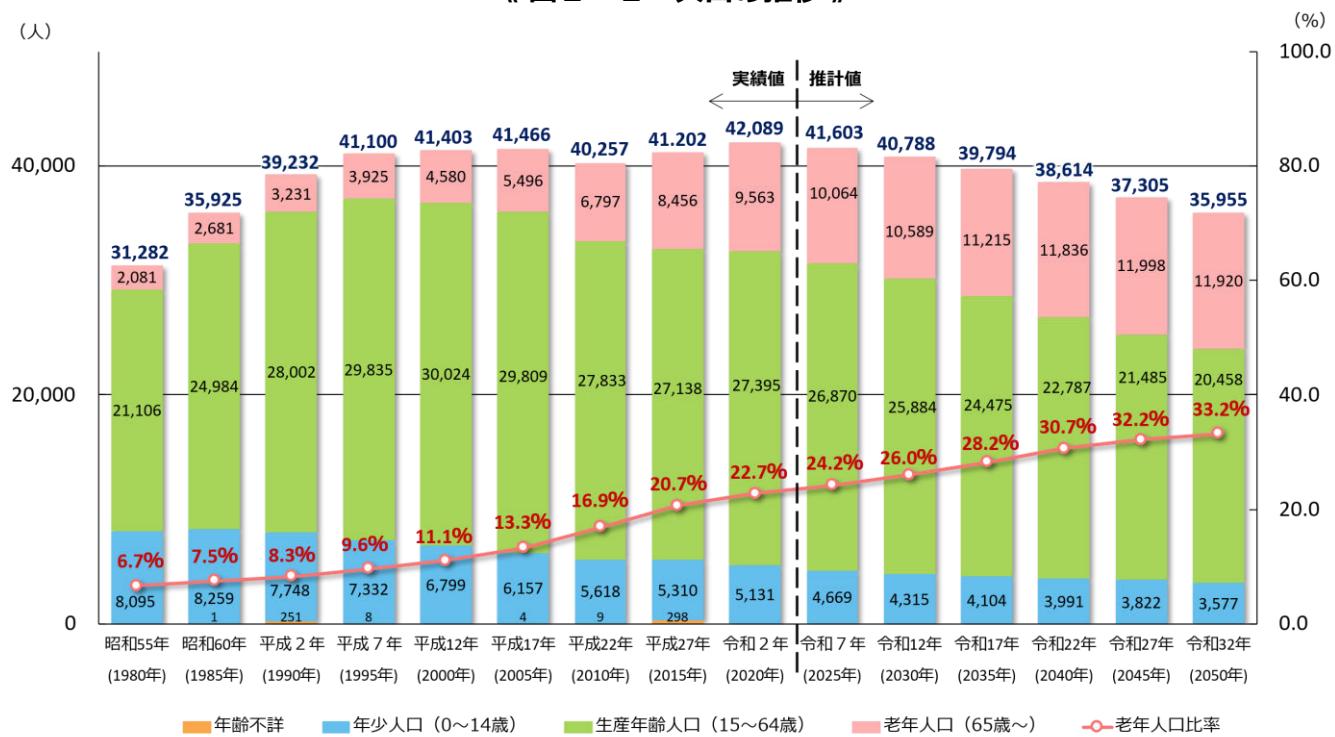
出典：国土数値情報(令和6年(2024年)時点)

## (2) 人口

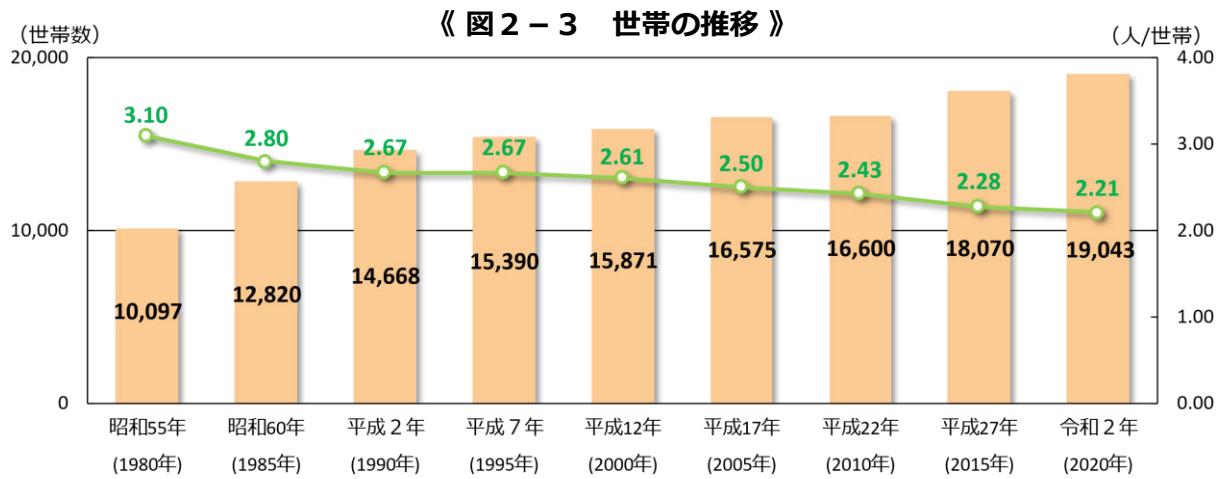
### ① 人口・世帯の推移

- 町の総人口は、令和2年(2020年：国勢調査)をピークに減少し続ける見込みで、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年(2050年)の総人口は、35,955人となる見込みです。
- 今後の推計を年齢区分別に見ると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は緩やかに減少する見込みです。一方、65歳以上の老人人口比率は一貫して増加し、令和32年(2050年)には、33.2%となる見込みです。
- 世帯数は増加傾向で、1世帯あたり人員は昭和55年(1980年)から減少し続けています。
- 自然増加は、平成25年(2013年)から平成28年(2021年)まで増加傾向になっていますが、令和元年(2019年)から令和4年(2022年)にかけて減少しています。社会増加は、平成26年(2014年)から平成29年(2017年)までは増加していますが、令和元年(2019年)から令和4年(2022年)にかけて減少傾向になっています。
- 人口増加は、平成29年(2017年)まで増加傾向ですが、令和元年(2019年)から減少しています。
- 平成2年(1990年)の出入国管理法の改正等により、外国人住民が増加しており、令和2年(2020年)3月末時点の外国人住民は7,964人で、総人口に占める外国人比率が19.0%となっています。

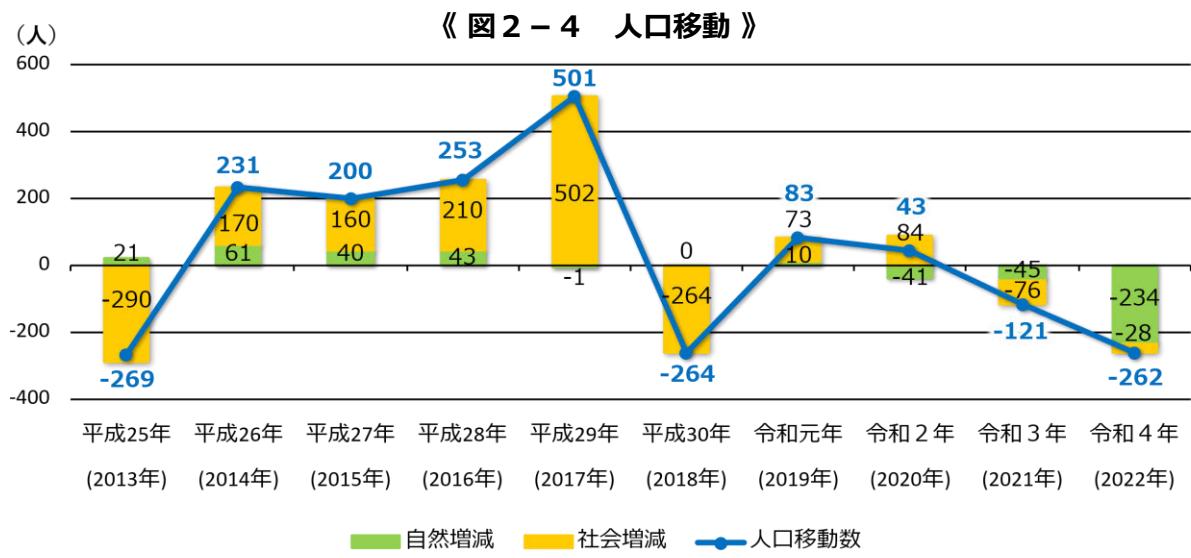
《図2-2 人口の推移》



出典：【実績値】各年国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究所(令和2年(2020年)時点)



出典：【実績値】各年国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究所(令和2年(2020年)時点)



《表2-1 人口移動》

	自然動態			社会動態												人口移動数			
	出生	死亡	自然増減	転入			合計	転出			合計	社会増減							
				県内	県外	その他		県内	県外	その他									
令和4年 (2022年)	132	366	-234 人	376	541	22	939 人	372	531	64	967 人	-28 人	-262 人						
令和3年 (2021年)	313	358	-45 人	1,074	1,884	157	3,115 人	1,029	1,628	534	3,191 人	-76 人	-121 人						
令和2年 (2020年)	291	332	-41 人	949	2,119	275	3,343 人	1,096	1,498	665	3,259 人	84 人	43 人						
令和元年 (2019年)	359	349	10 人	1,043	2,374	170	3,587 人	1,059	1,944	511	3,514 人	73 人	83 人						
平成30年 (2018年)	367	367	0 人	1,075	2,398	204	3,677 人	1,258	2,172	511	3,941 人	-264 人	-264 人						
平成29年 (2017年)	336	337	-1 人	1,097	2,564	255	3,916 人	1,124	1,987	303	3,414 人	502 人	501 人						
平成28年 (2016年)	359	316	43 人	1,081	2,371	149	3,601 人	1,260	1,762	369	3,391 人	210 人	253 人						
平成27年 (2015年)	372	332	40 人	1,046	2,084	200	3,330 人	1,133	1,502	535	3,170 人	160 人	200 人						
平成26年 (2014年)	393	332	61 人	1,009	2,069	123	3,201 人	1,123	1,525	383	3,031 人	170 人	231 人						
平成25年 (2013年)	350	329	21 人	1,034	1,816	144	2,994 人	1,042	1,450	792	3,284 人	-290 人	-269 人						

自然増減：出生数と死亡数の差のことで、出生数が多いと自然増、死亡数が多いと自然減となる。

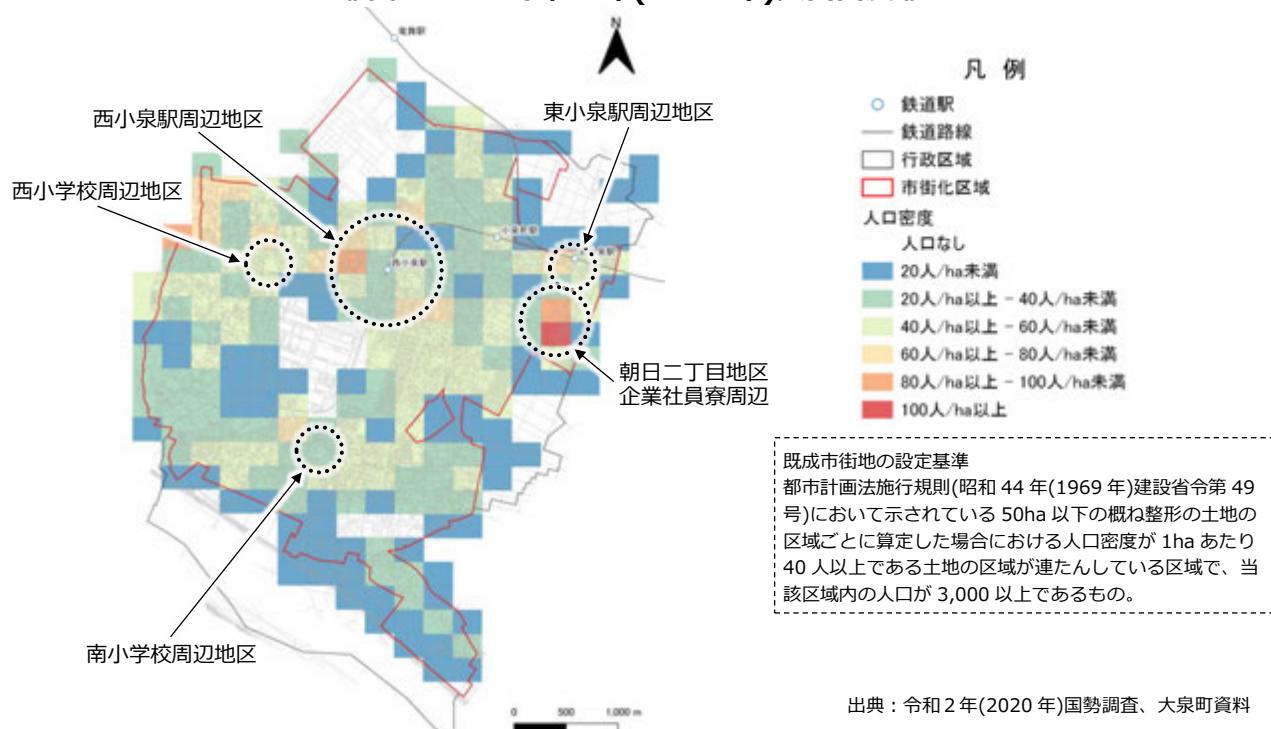
社会増減：転入数と転出数の差のことで、転入数が多いと社会増、転出数が多いと社会減となる。

出典：各年群馬県移動人口調

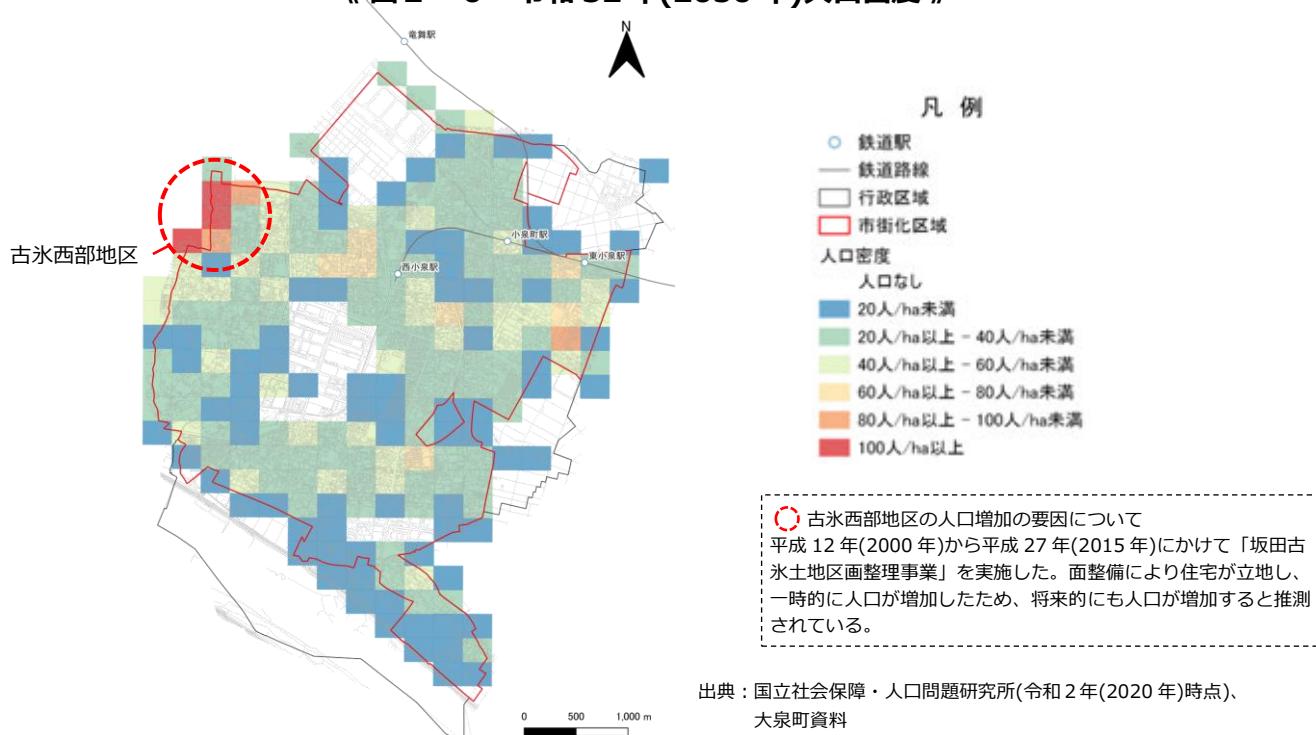
## ② 人口密度

- 令和 2 年(2020 年)時点では、既成市街地の設定基準である 40 人/ha 以上となる地区より、40 人/ha 未満の地区の方が多くなっています。西小泉駅周辺地区や朝日二丁目地区の企業社員寮周辺は 80 人/ha 以上の人団密度の高い地区が見られます。
- 都市計画マスタートップランで都市活動拠点に位置付けられている西小泉駅周辺地区、東小泉駅周辺地区と、コミュニティ拠点に位置付けられている西小学校周辺地区、南小学校周辺地区のうち、南小学校周辺地区は 40 人/ha 未満の地区が広く見られます。
- 令和 32 年(2050 年)時点では、町全体で人口減少が進み、大半の地区が 40 人/ha 未満となる見込みです。

《図 2-5 令和 2 年(2020 年)人口密度》



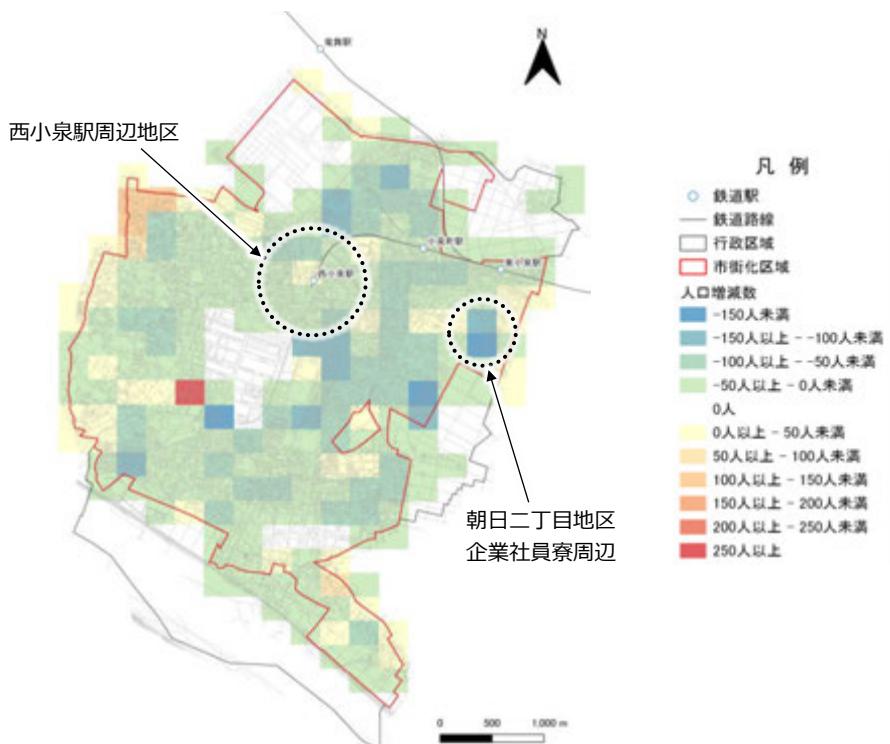
《図 2-6 令和 32 年(2050 年)人口密度》



### ③ 人口増減数・率

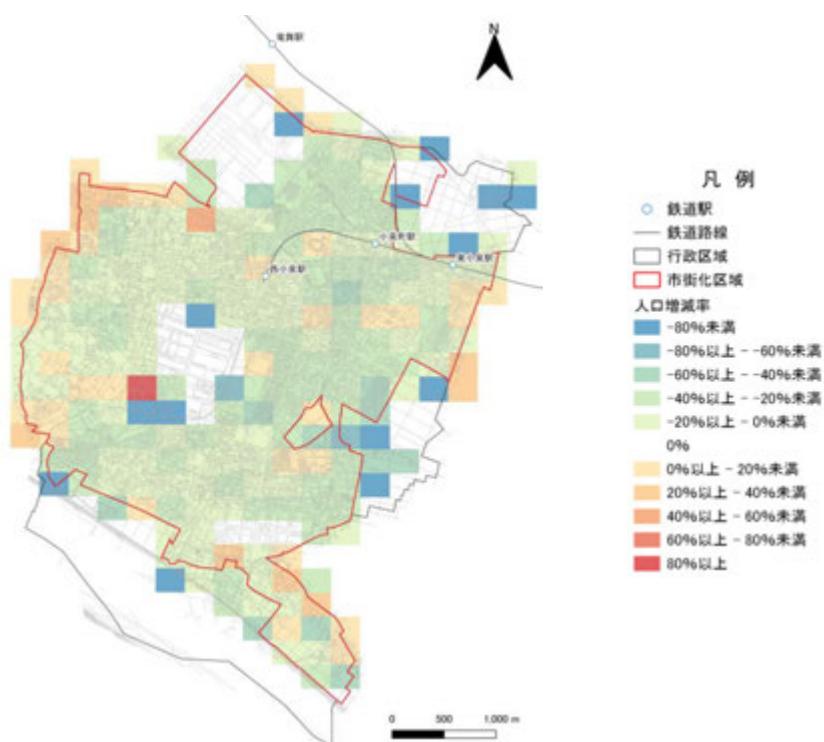
- 今後の人団推計を見ると町全体において、概ね減少見込みであり、人口増減率は-40%~-20%の地区が大半を占めています。
- 令和2年(2020年)において人口密度が比較的高いとされた西小泉駅周辺地区や、朝日二丁目地区の企業社員寮周辺においても減少が見込まれます。
- 市街化区域外における人口減少も顕著であり、人口増減率-40%~-20%未満の地区が多く見られます。

《図2-7 令和2年(2020年)~令和32年(2050年)人口増減数》



出典：【実績値】令和2年(2020年)国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究所(令和2年(2020年)時点)、大泉町資料

《図2-8 令和2年(2020年)~令和32年(2050年)人口増減率》

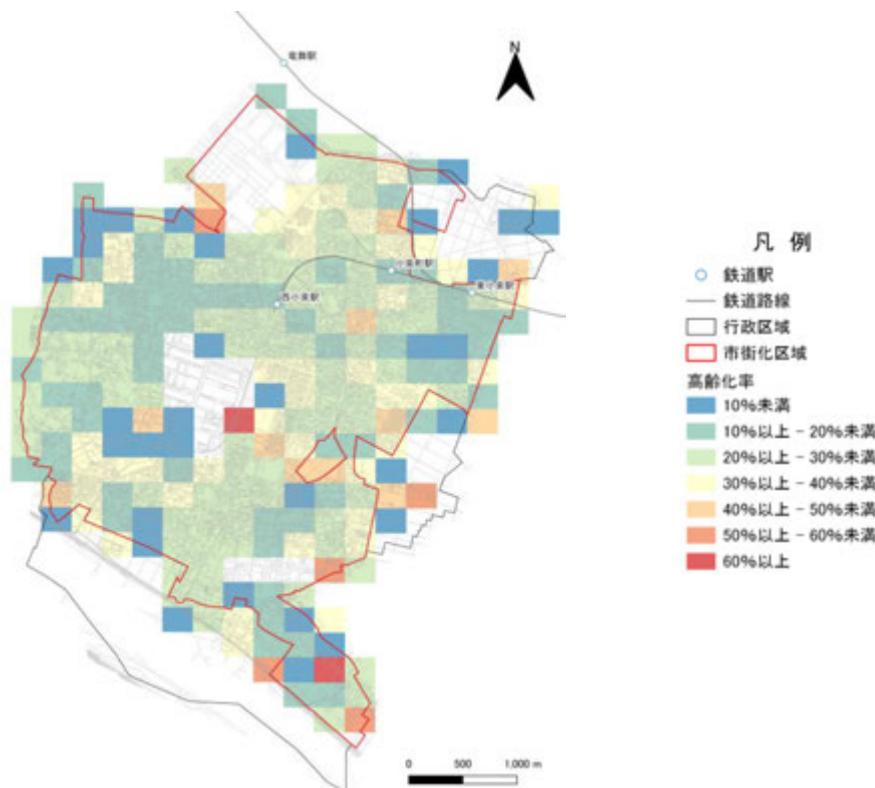


出典：【実績値】令和2年(2020年)国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究所(令和2年(2020年)時点)、大泉町資料

#### ④ 高齢化率

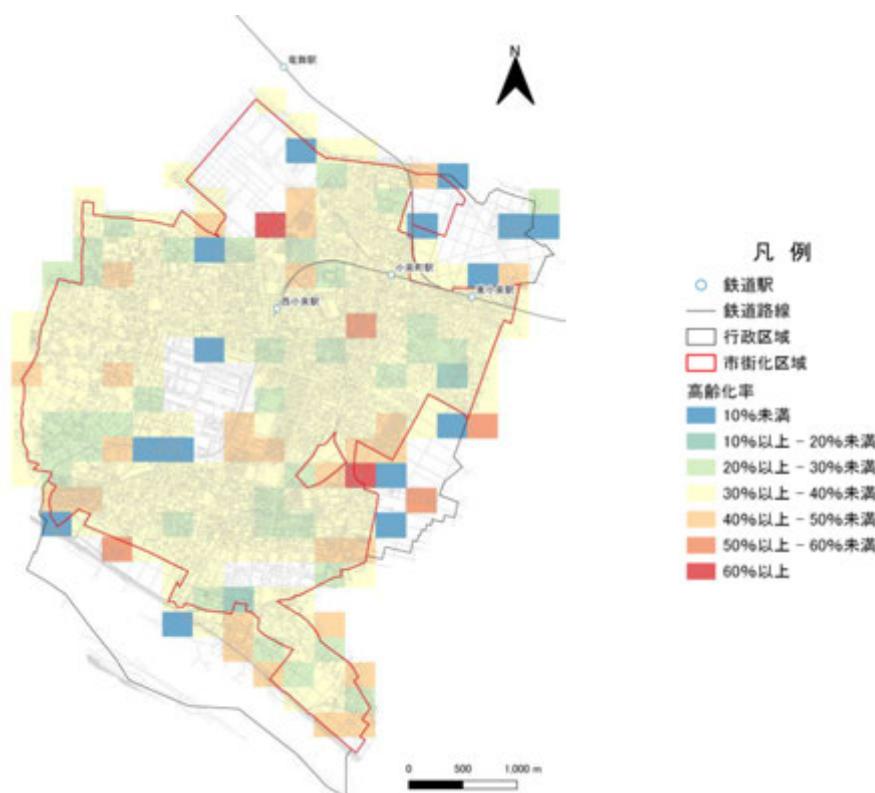
- 令和2年(2020年)の高齢化率(65歳以上の人口比率)は、町全体において大半の地区が30%未満です。
- 令和32年(2050年)になると、ほとんどの地区で高齢化率が30%以上となる見込みです。

《図2-9 令和2年(2020年)高齢化率》



出典：令和2年(2020年)国勢調査、大泉町資料

《図2-10 令和32年(2050年)高齢化率》

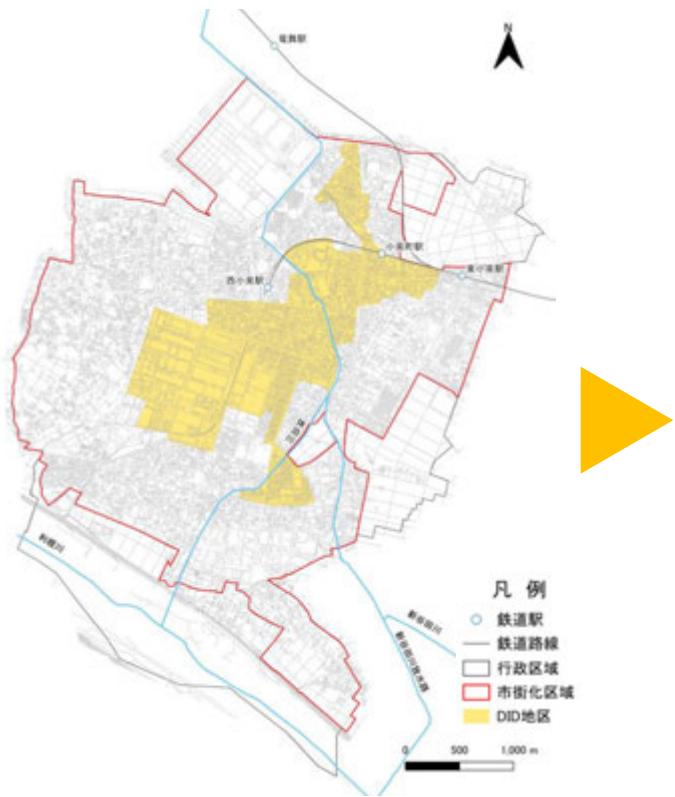


出典：国立社会保障・人口問題研究所(令和2年(2020年)時点)、大泉町資料

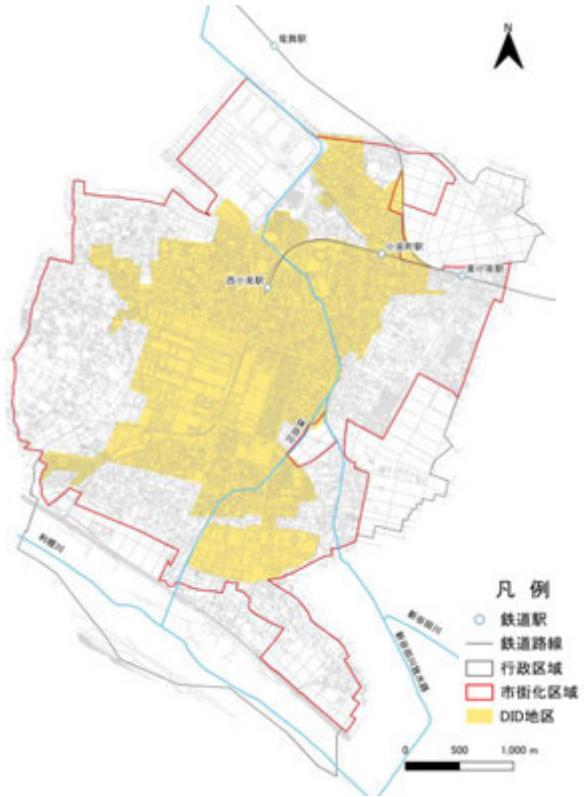
## ⑤ DID 地区(※)の変遷

- DID 地区(人口集中地区)は、昭和 45 年(1970 年)では町の中央部に広がっており、その後、南北に拡大してきています。
- DID 地区の面積は年々増えており、人口も概ね増加傾向にあります。

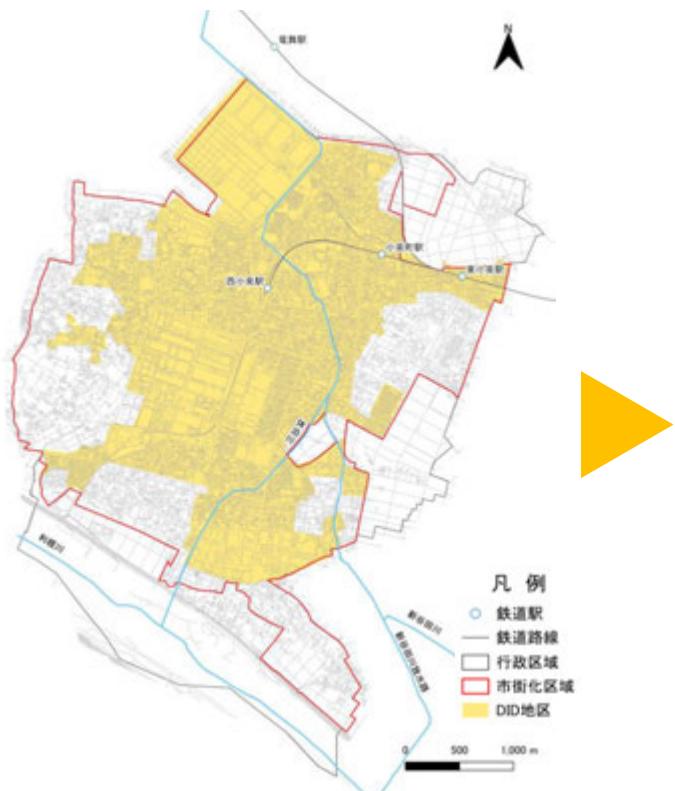
《図 2-11 昭和 45 年(1970 年)》



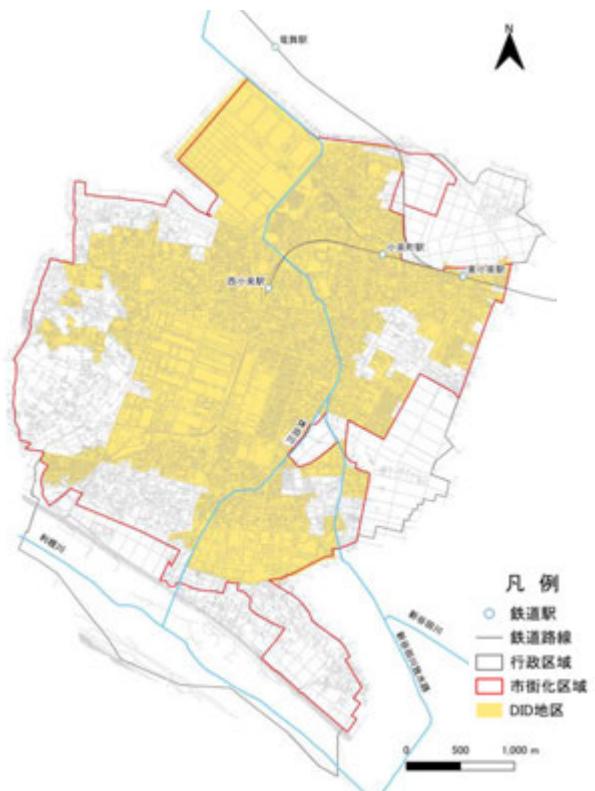
《図 2-12 昭和 55 年(1980 年)》



《図 2-13 平成 2 年(1990 年)》



《図 2-14 平成 12 年(2000 年)》



出典：各年国土数值情報

《図2-15 平成22年(2010年)》



《図2-16 令和2年(2020年)》



《表2-2 DID地区の面積と人口密度の推移》

年次	DID地区人口	DID地区面積(km <sup>2</sup> )	DID地区人口密度(人/km <sup>2</sup> )
昭和45年(1970年)	13,085	3.03	4,318
昭和55年(1980年)	22,463	6.33	3,549
平成2年(1990年)	29,572	8.96	3,300
平成12年(2000年)	32,255	9.35	3,450
平成22年(2010年)	31,929	9.85	3,242
令和2年(2020年)	36,730	11.34	3,239

出典：各年国土数値情報

※ DID地区

国勢調査において、調査地区を市区町村単位に人口密度によって、都市的な人口集中地区と農村的な非人口集中地区に区分しているもの。具体的には、原則として人口密度1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の調査区が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上(調査時点で最新の国勢調査)を有する地域のこと。

### (3) 土地利用

#### ① 土地利用の現況

■町全体では住宅用地としての土地利用割合が最も多く、町全体の 26.0%を占めています。次いで利用割合が多いのは農地(田・畑)の 16.3%、工業用地の 15.1%です。

■市街化区域内で見ると町全体と同様に、住宅用地としての土地利用割合が最も多く、市街化区域全体の 33.8%を占めています。次いで利用割合が多いのは工業用地の 20.0%、道路用地の 16.6%で、農地・山林など自然的土地利用の割合は、10.3%となっています。

《図2-17 土地利用の現況》



《表2-3 土地利用面積内訳》

	自然的土地利用					都市的土地利用									合計						
	田	畑	山林	水面	その他 自然地	住宅 用地	商業 用地	工業 用地	公益施 設用地	道路 用地	交通施 設用地	公的 空地	太陽光発電 システム設置	駐車場	その他 空地						
町全域	152.8	138.1	5.5	99.8	100.5	496.7	ha	464.3	73.9	269.1	82.1	251.1	15.2	50.5	18.5	15.5	50.1	1,290.2	ha	1,787.0	ha
	8.6	7.7	0.3	5.6	5.6	27.8	%	26.0	4.1	15.1	4.6	14.0	0.9	2.8	1.0	0.9	2.8	72.2	%	100.0	%
市街化 区域内	14.8	98.1	2.0	10.1	12.1	137.1	ha	449.0	73.0	265.9	72.8	221.2	13.0	35.7	11.2	14.9	35.8	1,192.4	ha	1,329.4	ha
	1.1	7.4	0.1	0.8	0.9	10.3	%	33.8	5.5	20.0	5.5	16.6	1.0	2.7	0.8	1.1	2.7	89.7	%	100.0	%

出典：令和3年度(2021年度)都市計画基礎調査(群馬県)、大泉町資料

## ② 建物利用の現況

- 町全体の建物利用現況は、土地利用現況と同様に住宅系建築物が大半を占めています。
- 商業系建築物は、国道354号と県道142号線沿いにおいて集積が多く見られます。
- 工業系建築物は、町の北部、中央部、南部の区域において集積が多く見られます。
- 官公庁施設は、町の中央部に位置しています。

《図2-18 建物利用の現況》



《表2-4 建物用途別現況内訳》

	住宅系建築物					商業系建築物					工業系建築物					合計					
	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	業務施設	商業施設	宿泊施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	その他							
町全域	128.4	20.8	7.8	0.0	0.0	157.0	ha	9.7	14.0	0.2	14.5	38.4	ha	21.9	84.7	0.3	0.6	107.5	ha	302.8	ha
	42.4	6.9	2.6	0.0	0.0	51.8	%	3.2	4.6	0.1	4.8	12.7	%	7.2	28.0	0.1	0.2	35.5	%	100.0	%
市街化区域内	124.2	20.6	7.7	0.0	0.0	152.6	ha	9.4	14.0	0.2	13.4	36.9	ha	21.5	83.8	0.3	0.6	106.1	ha	295.7	ha
	42.0	7.0	2.6	0.0	0.0	51.6	%	3.2	4.7	0.1	4.5	12.5	%	7.3	28.3	0.1	0.2	35.9	%	100.0	%

「官公庁施設」、「その他」は住宅系建物、商業系建物、工業系建物に該当しないため、内訳に記載なし。店舗等併用共同住宅、作業所併用住宅は少数第1位まででは「0.0」と表記されているが、それより小さい面積で建物の立地あり。

出典：令和3年度(2021年度)都市計画基礎調査(群馬県)、大泉町資料

### ③ 用途地域

- 用途地域の面積は 1,347ha で、そのうち住居系用途地域が 60.4%と最も多く、工業系用途地域は 31.3%、商業系用途地域は 8.3%です。
- 住居系用途地域のうち多くの割合を占めている、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域が町内に満遍なく広がっています。第一種低層住居専用地域は古海第二地区、第二種住居地域はいづみ地区や日の出・住吉地区など、準住居地域は東別所仙石線や矢場古戸線などの沿道に広がっています。
- 西小泉駅から小泉町駅周辺は、商業系用途地域がまとまって指定されており、工業系用途地域は町の北部、中央部、南部にまとまって指定されています。

《図2-19 用途地域》



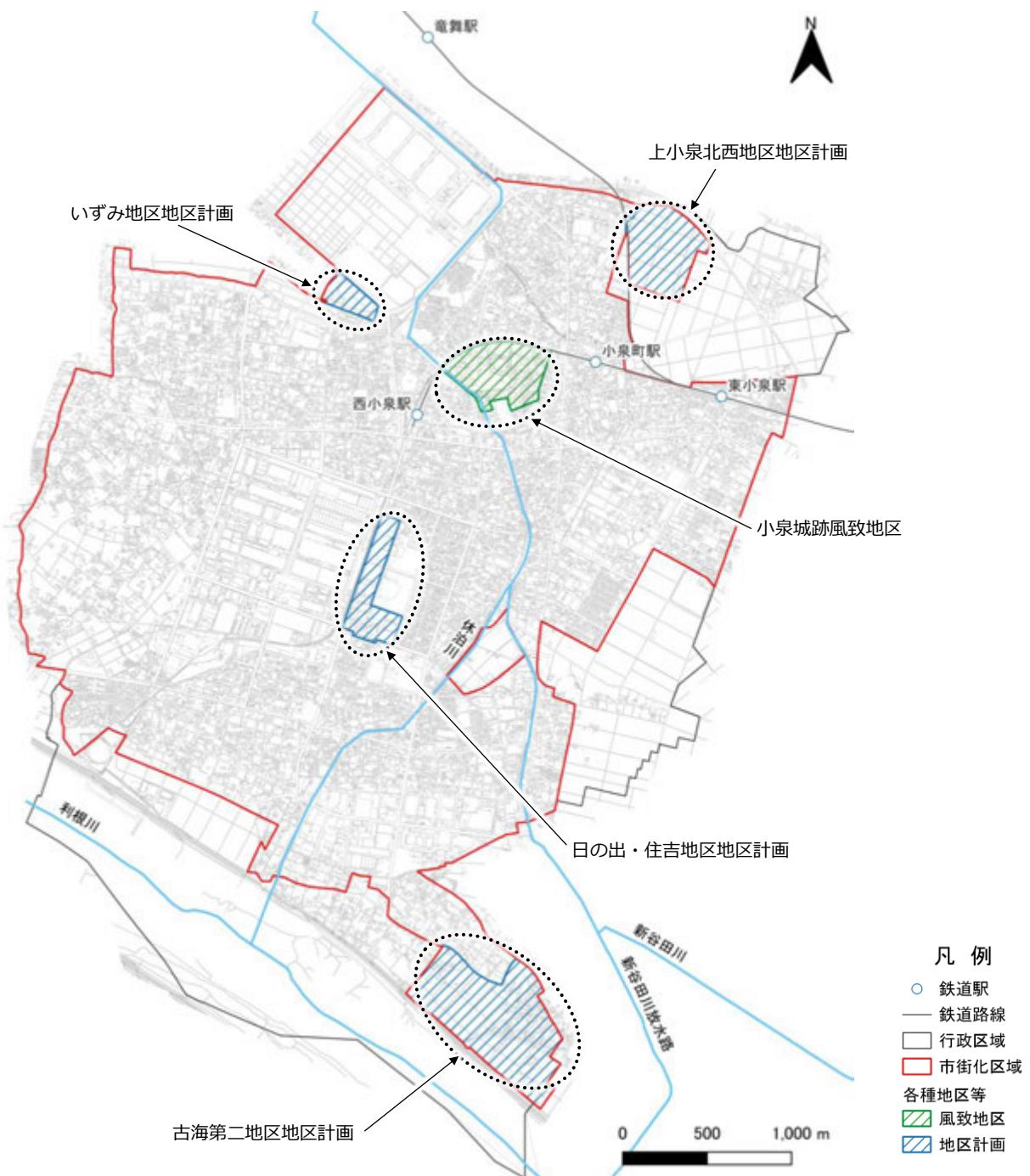
《表2-5 用途地域面積内訳》

	住居系用途地域										商業系用途地域			工業系用途地域			市街化調整区域	都市計画区域							
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域									
町全域	43.0	0.0	264.0	218.0	208.0	28.0	53.0	0.0	814.0	ha	62.0	50.0	112.0	ha	114.0	43.0	264.0	421.0	ha	1,347.0	ha	476.0	ha	1,823.0	ha
市街化区域内	2.4	0.0	14.5	12.0	11.4	1.5	2.9	0.0	44.7	%	3.4	2.7	6.1	%	6.3	2.4	14.5	23.1	%	73.9	%	26.1	%	100.0	%

#### ④ 地区計画等の法規制

- 風致地区(※1)は小泉城跡風致地区が指定されており、貴重な歴史・自然資源の保全を図っています。
- 地区計画(※2)は遊戯施設・娯楽施設などの立地の制限や安全で快適なまちの形成を図ることを目的として、日の出・住吉地区、いずみ地区、古海第二地区、上小泉北西地区で指定されています。

《図2-20 地区計画等の法規制》



##### ※1 風致地区

風致地区は、都市における風致(※3)を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区。良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定めるもの。

##### ※2 地区計画

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことから市町村が定める、「地区レベルの都市計画」。地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」からなり、住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるもの。

##### ※3 風致

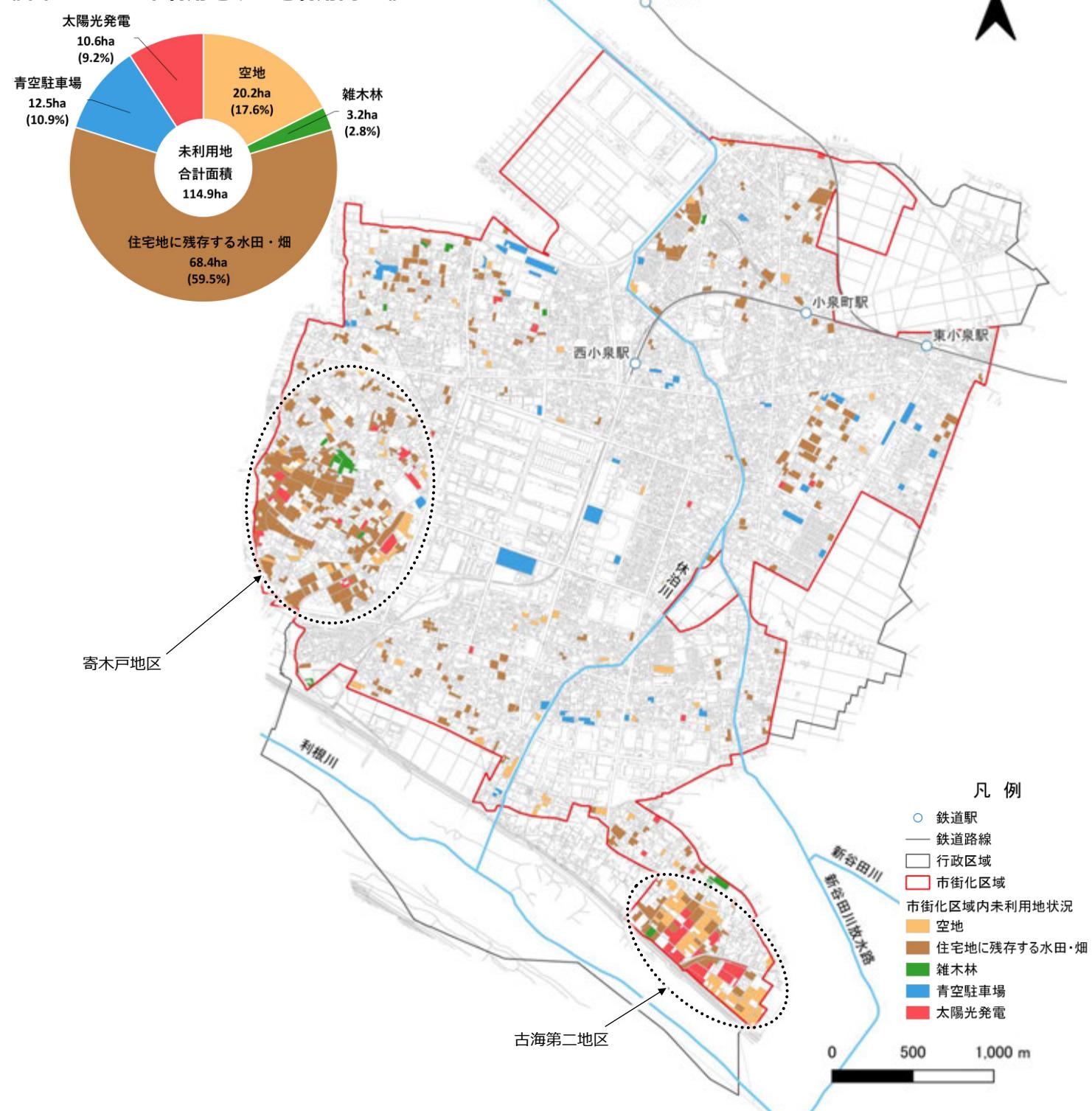
自然や景観、場所などが持つ美しさや趣(おもむき)のこと。

## ⑤ 市街化区域内未利用地

- 市街化区域内における未利用地(※1)は約 114.9ha で、町全体の約 6%を占めています。
- 未利用地は市街化区域内の西部、南東部に多く見られ、空地(※2)は古海第二地区に、住宅地に残存する水田・畠は、寄木戸地区に多く分布しています。

《図2-21 未利用地の分布状況》

《図2-22 未利用地の土地利用内訳》



※1 未利用地

適切な利用が図られるべき土地であるにも関わらず、長期間に渡り利用されていない土地

※2 空地

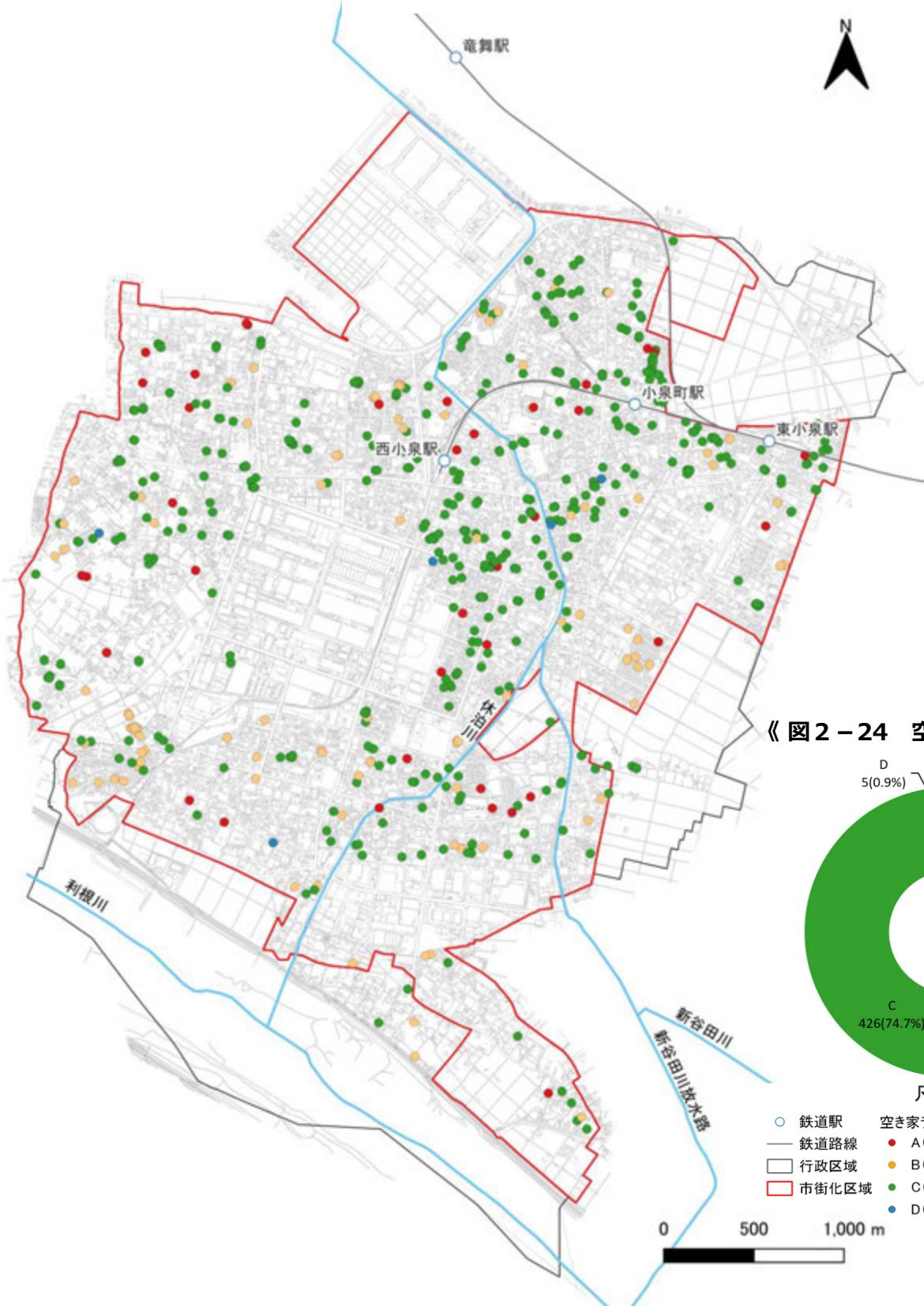
建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方自治体が所有し、又は管理するものを除く。

出典：令和3年度(2021年度)都市計画基礎調査(群馬県)、大泉町資料

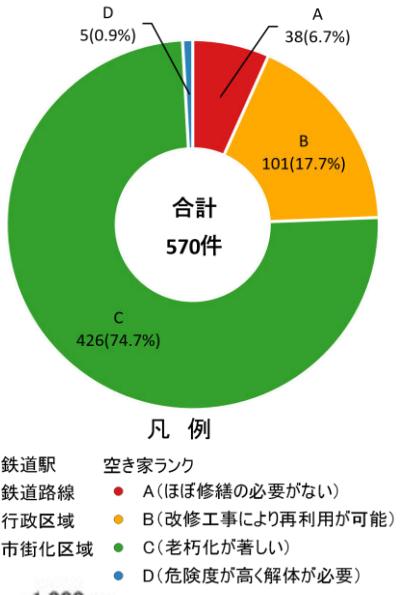
## ⑥ 空き家

- 町内における空き家の実態把握件数は、570 件(令和7年(2025年)8月末時点)であり、市街化区域内に多く発生しています。
- 空き家ランクは、過半数が「C：老朽化が著しい」に分類されています。
- 町内に満遍なく空き家が広がっている中で、特に商業地域に多く集積しています。
- 1haあたりの空き家数を地区別に見ると、西小泉二丁目地区、北小泉一丁目地区に多く発生しています。

《図2-23 空き家の分布状況》



《図2-24 空き家の状態別内訳》



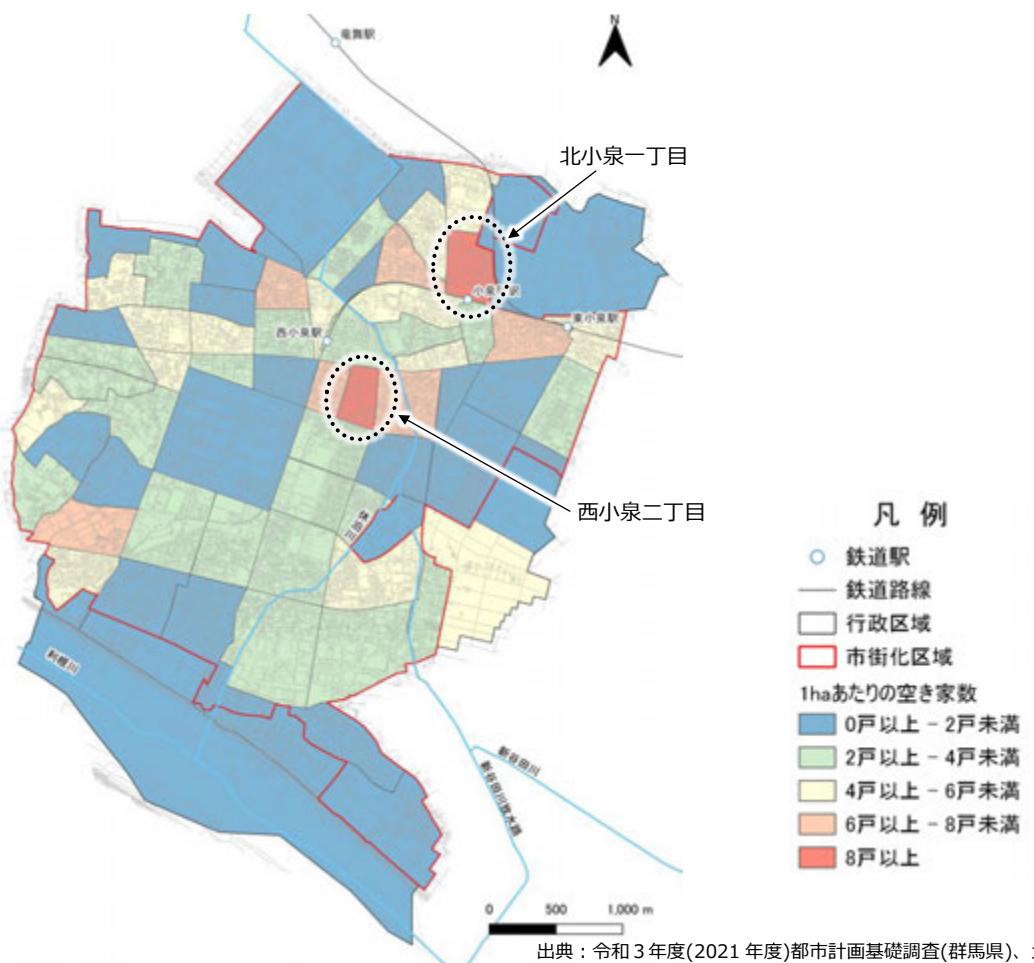
出典：大泉町資料

《図2-25 空き家の分布状況×用途地域》



出典：国土数値情報(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

《図2-26 調査区別に見た1haあたりの空き家数》



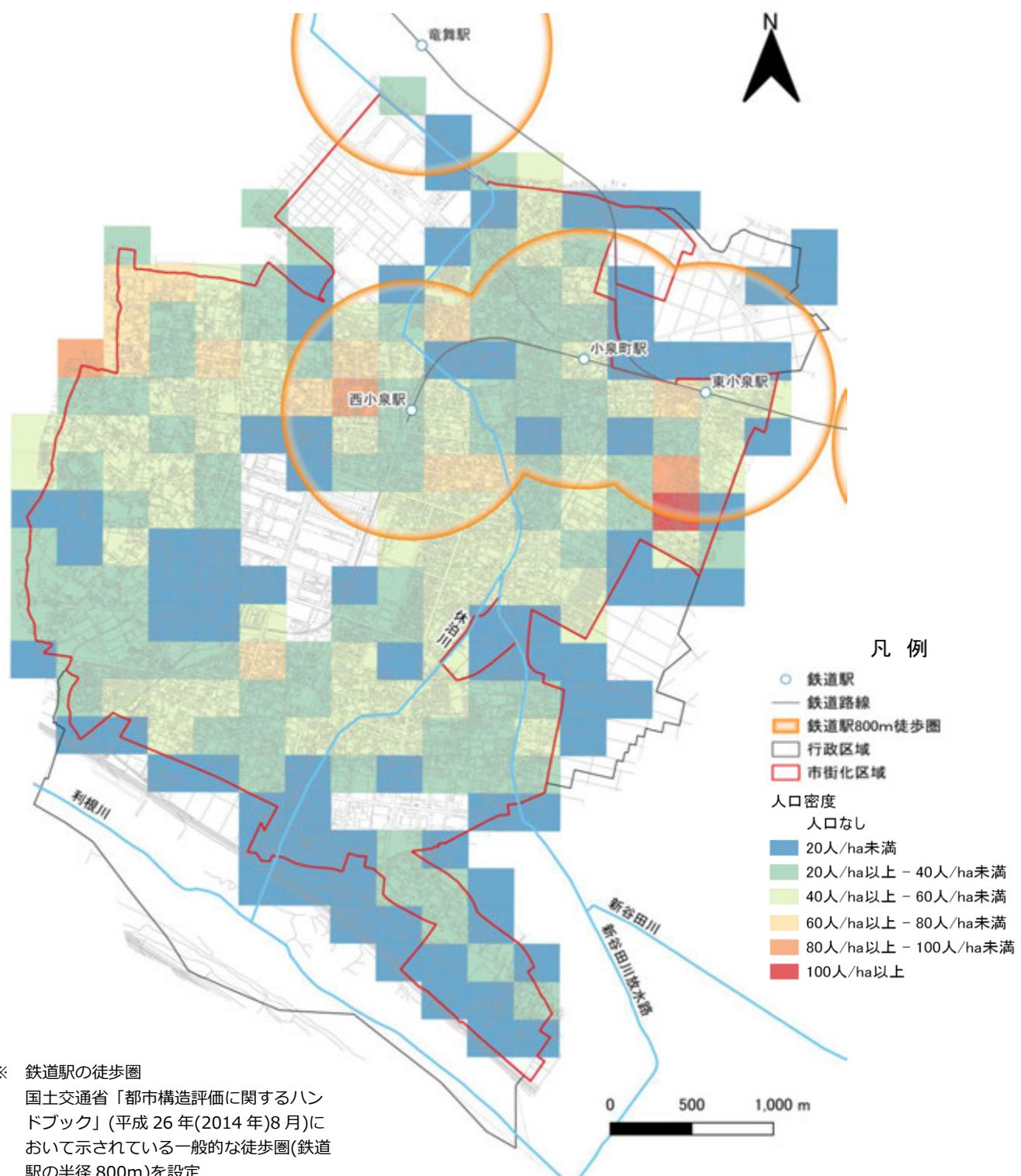
出典：令和3年度(2021年度)都市計画基礎調査(群馬県)、大泉町資料

## (4)公共交通

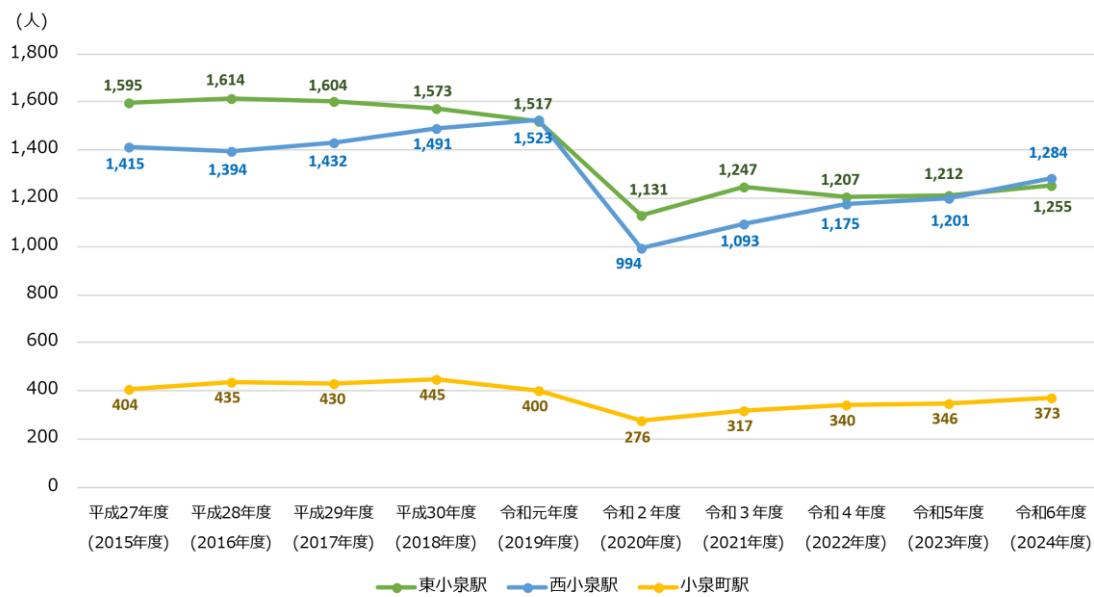
### ① 鉄道

- 町には東武鉄道が運行しており、町の北東部に3駅立地しています。
- 駅別 1日あたりの平均乗降人員数は、東小泉駅及び西小泉駅は微増傾向、小泉町駅は維持していましたが、令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて減少しています。なお、令和2年(2020年)以降は回復傾向にあります。
- 令和2年(2020年)の国勢調査を基に算出した鉄道駅の徒歩圏(※)に居住している人口は、14,302人となっており、住民の34.0%をカバーしています。

《図2-27 鉄道の運行状況》



《表2-6 東武鉄道駅別1日平均乗降人員の推移》

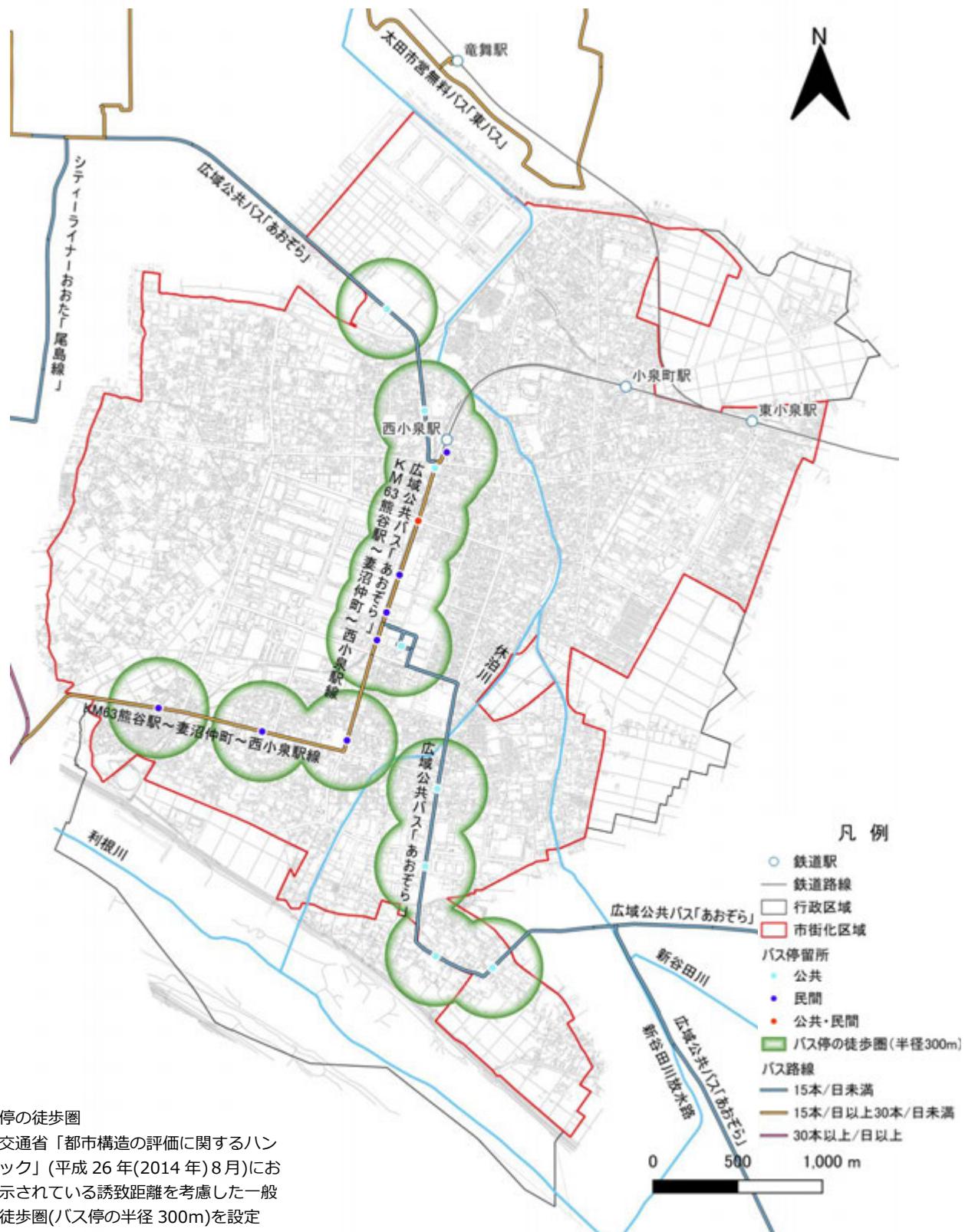


出典：東武鉄道ホームページ

## ② バス

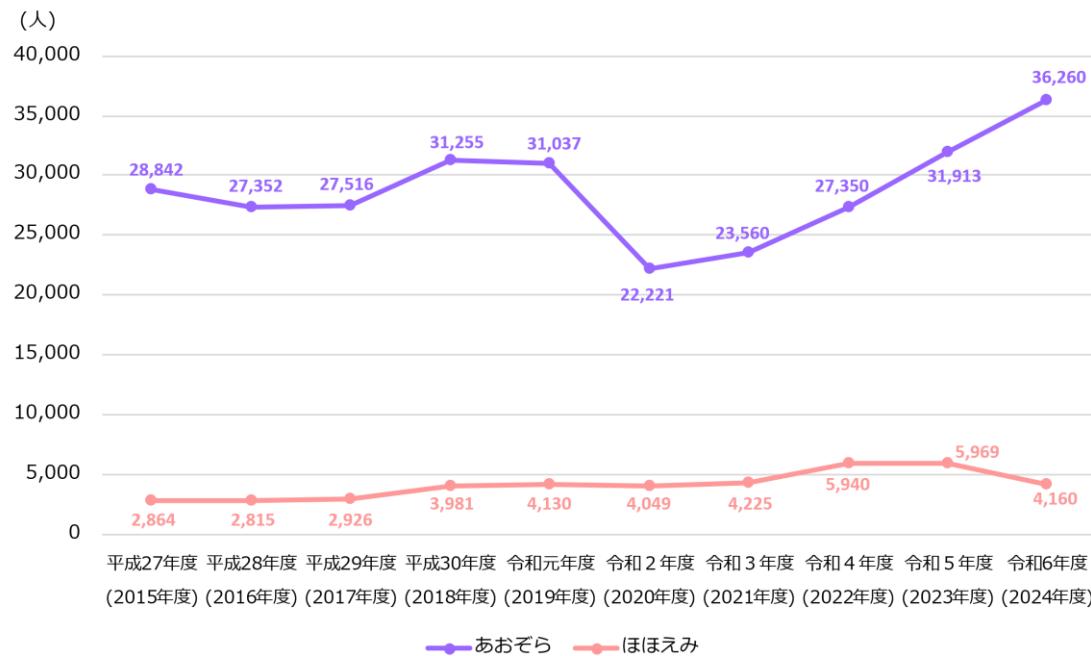
- 西小泉駅を中心として路線網が形成されています。町内の中央部と南部は、バス停の徒歩圏で概ねカバーされていますが、東部と西部はカバーされていない地区が広く存在します。
- バス停の徒歩圏(※)外の地区をカバーするため、町全域で高齢者等デマンド交通「ほほえみ」が町全域で運行しています。

《図2-28 バスの運行状況》



出典：大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、太田市ホームページ(令和6年(2024年)時点)、千代田町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、朝日自動車(株)ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

《表2-7 年間利用者実績(あおぞら、ほほえみ)》

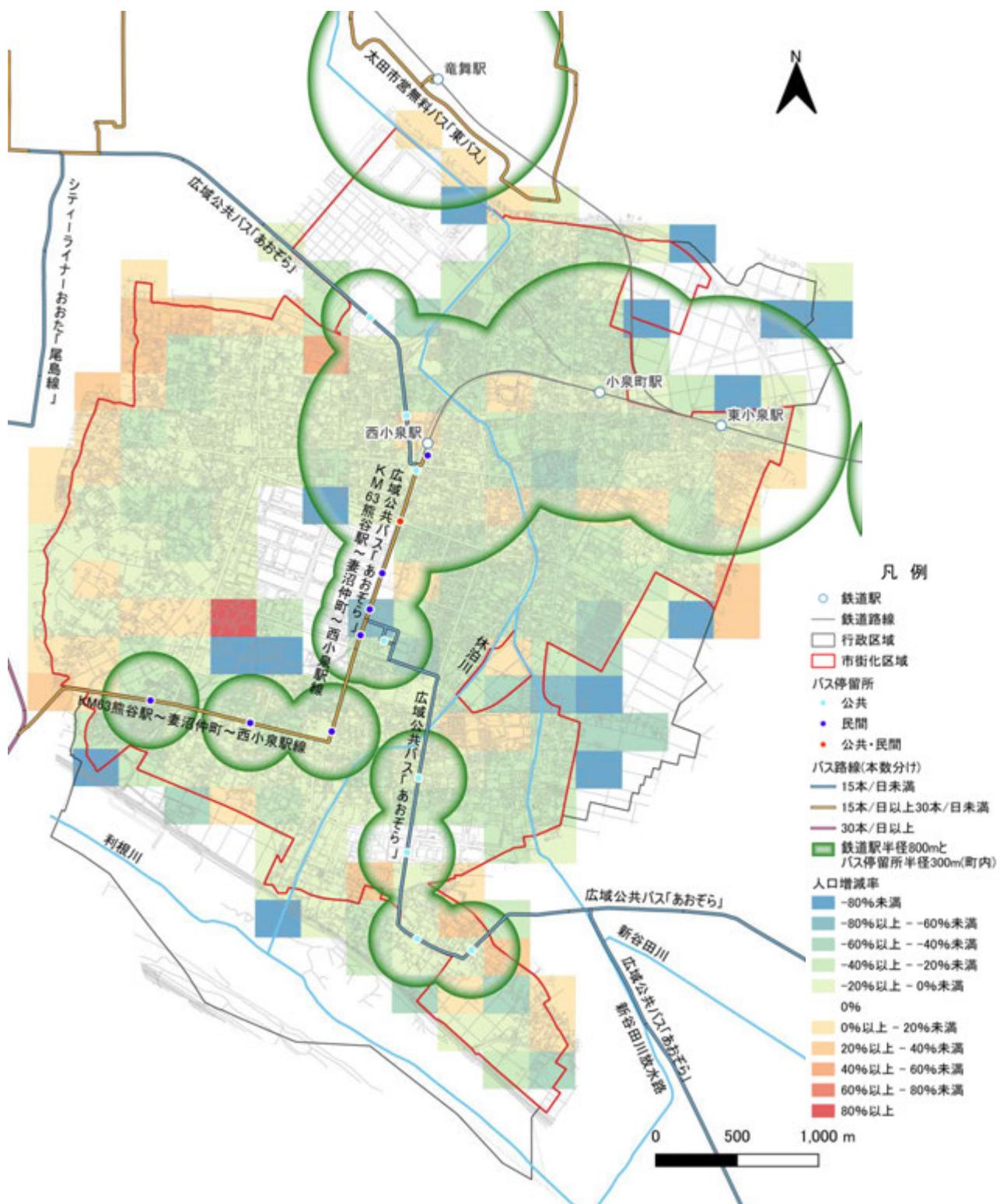


出典：大泉町資料

### ③ 鉄道駅及びバス停の徒歩圏

- 鉄道駅及びバス停の徒歩圏を見ると、町内の北東部、中央部、南部は概ねカバーされていますが、東部と西部はカバーされていない地区が広く存在します。
- 鉄道駅及びバス停の徒歩圏外の地区をカバーするため、町全域で高齢者等デマンド交通「ほほえみ」を運行しています。
- 令和2年(2020年)の国勢調査を基に算出した鉄道駅及びバス停の徒歩圏に居住している人口は20,483人となっており、住民の48.7%をカバーしています。

《図2-29 鉄道駅及びバス停の徒歩圏×令和2年(2022年)～令和32年(2050年)人口増減率》



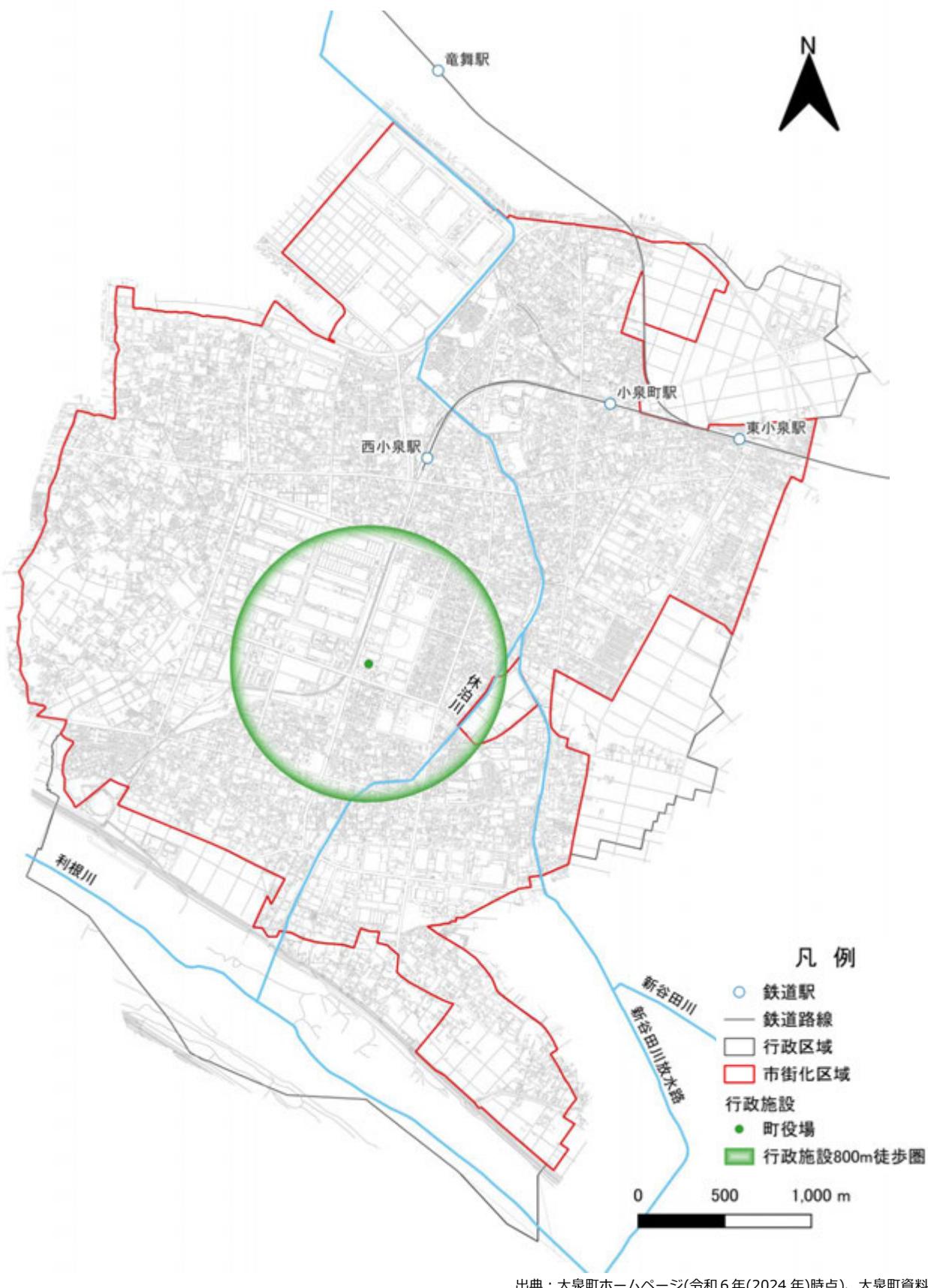
出典：令和2年(2020年)国勢調査、大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、太田市ホームページ(令和6年(2024年)時点)、千代田町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、朝日自動車(株)ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

## (5) 都市機能

### ① 行政施設

- 役場庁舎は日の出地区に立地しています。
- 役場庁舎の徒歩圏は、鉄道駅までカバーされていません。

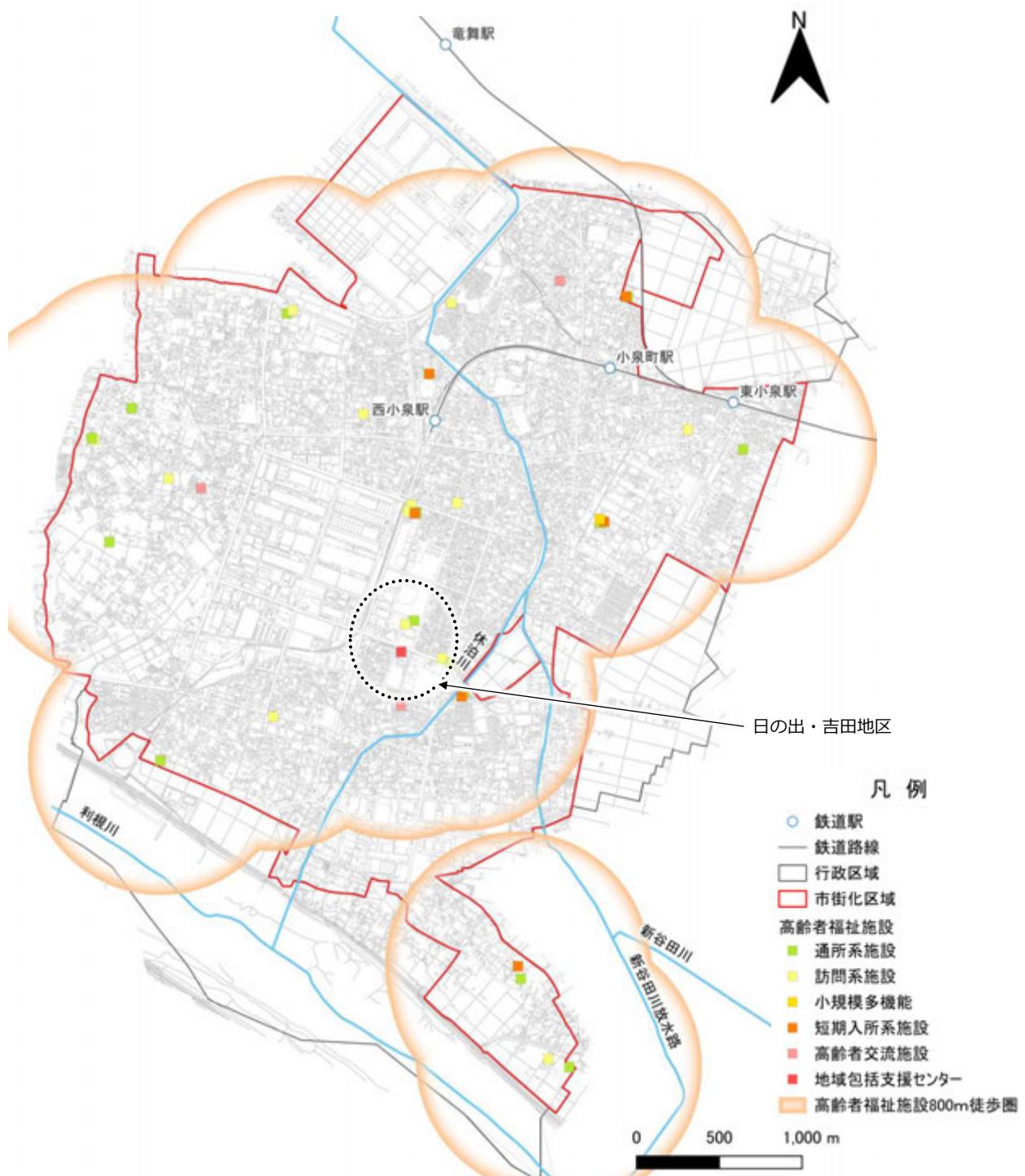
《図2-30 行政施設の立地状況》



## ② 高齢者福祉施設

- 高齢者福祉施設(※)は、町内に分散して立地していますが、日の出地区と吉田地区の一部においては、まとまって立地しています。
- 高齢者福祉施設の徒歩圏は、概ね町全体をカバーしています。

《図2-31 高齢者福祉施設の立地状況》



### ※ 高齢者福祉施設の内訳

- 通所系施設：「施設に通う」に分類されるサービスの事業所(デイサービス、通所リハビリテーション等)
- 訪問系施設：「自宅に訪問」に分類されるサービスの事業所(訪問介護、訪問リハビリテーション等)
- 小規模多機能：「訪問・通い・宿泊を組み合わせる」に分類されるサービスの事業所
- 短期入所系施設：「短期間の宿泊」に分類されるサービスの事業所(療養ショートステイ等)
- 高齢者交流施設：高齢者の日常生活の自立を支援することを目的とした介護予防施設(高齢者ふれあいセンター)
- 地域包括支援センター：住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援する施設

出典：大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、厚生労働省「介護事業所・生活関連情報検索」(令和6年(2024年)時点)、  
かいご DB(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

### ③ 子育て施設

- 子育て施設(※)は、町の中央部及び縁辺部に多く立地しています。
- 子育て施設の徒歩圏は、概ね町全体をカバーしていますが、中央地区及び朝日地区の一部と古海地区は、カバーされていません。

《図2-32 子育て施設の立地状況》



※ 子育て施設の内訳

- ◆ 幼稚園：満三歳から小学校就学までの幼児に、その心身の調和のとれた発達を助長するため、必要な教育を行う施設
- ◆ 認定保育園：「児童福祉施設最低基準」を満たした上、県知事や町長から認定を受けた定員 60 名以上の保育施設
- ◆ 認可外保育施設：「児童福祉施設最低基準」を満たした上、県知事や町長から認定を受けていない定員 60 名以上の保育施設
- ◆ 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設
- ◆ 地域子育て支援センター：子育てのパートナーとして地域全体で子育てを支援する施設
- ◆ 子育て世代包括支援センター（令和8年4月1日～こども家庭センター）：妊娠期から子育て期のさまざまな相談に対し、切れ目ない支援を行なう総合的な窓口

出典：大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町くらしの便利帳、大泉町資料

#### ④ 商業施設

- ショッピングセンターは町の中央部及び東部の2箇所に立地しており、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストアは、町内に広く分散して立地しています。
- 商業施設の徒歩圏は、概ね町全体をカバーしていますが、丘山地区、寄木戸地区の南部は商業施設の立地がなく、徒歩圏もカバーされていません。

《図2-33 商業施設の立地状況》



## ⑤ 医療施設

- 病院(※1)は朝日地区に立地しており、診療所(※2)は西小泉駅周辺に多く立地しています。
  - 医療施設の徒歩圏は、町の中央部及び北部を概ねカバーしていますが、寄木戸地区の中央部、古海地区はカバーされていない箇所が見られます。

### 《図2-34 医療施設の立地状況》



※ 1 病院  
20 床以上の病床を有するもの。

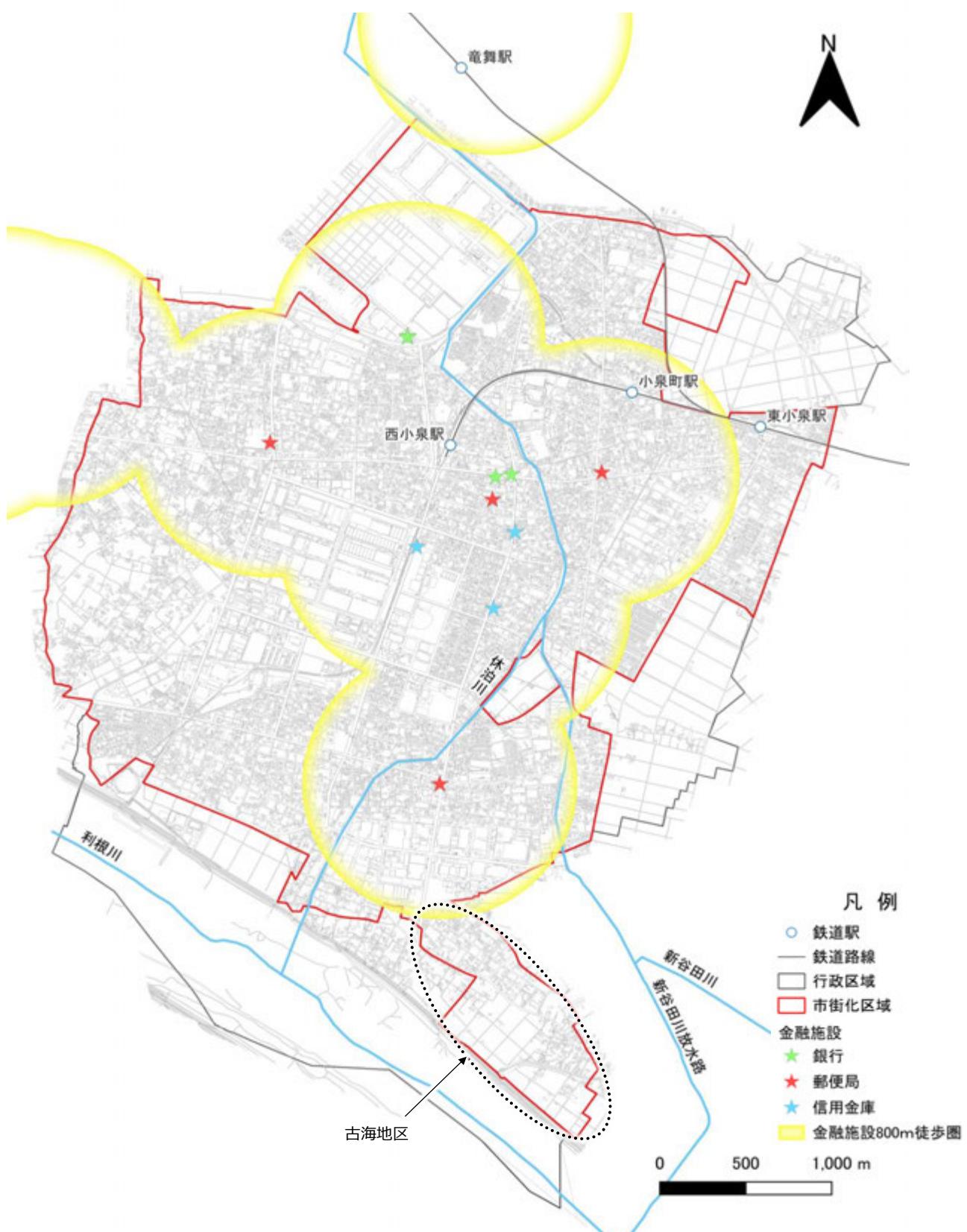
※2 診療所  
病床を有さないもの又は19床以下の病床を有するもの。

出典：群馬県ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

## ⑥ 金融施設

- 金融施設(※)は、西小泉駅周辺に多く立地しています。
- 金融施設の徒歩圏は、町の中央部をカバーしていますが、町の南西部と古海地区はカバーされていない箇所が広く見られます。

《図2-35 金融施設の立地状況》

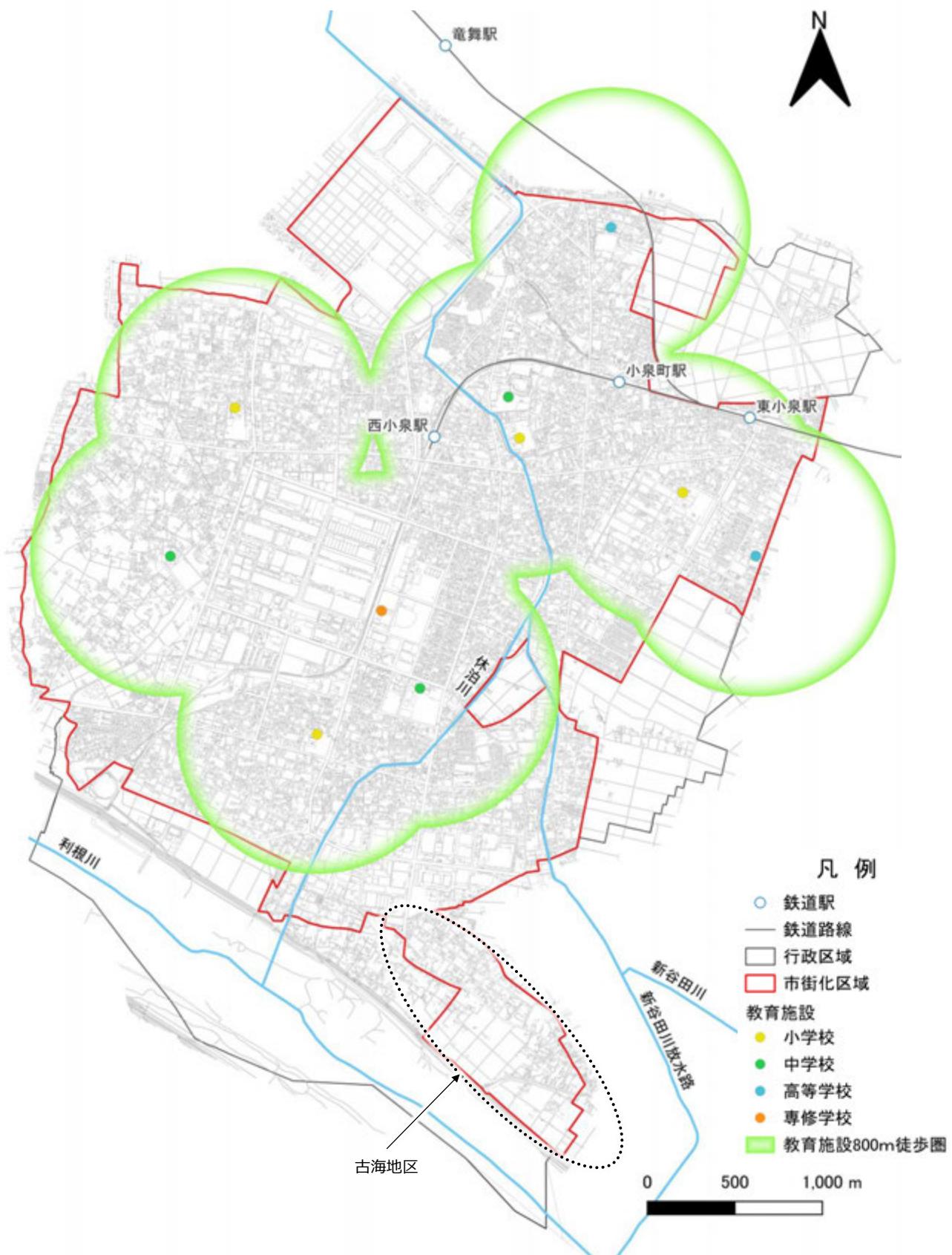


出典：一般社団法人全国銀行協会ホームページ(令和6年(2024年)時点)、日本郵政グループホームページ(令和6年(2024年)時点)、一般社団法人全国信用金庫協会ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

## ⑦ 教育施設

- 小・中学校は町内に広く立地しており、高等学校は町の縁辺部、専修学校は町の中心部に立地しています。
- 教育施設の徒歩圏は、町の概ね全体をカバーしていますが、古海地区はカバーされていません。

《図2-36 教育施設の立地状況》



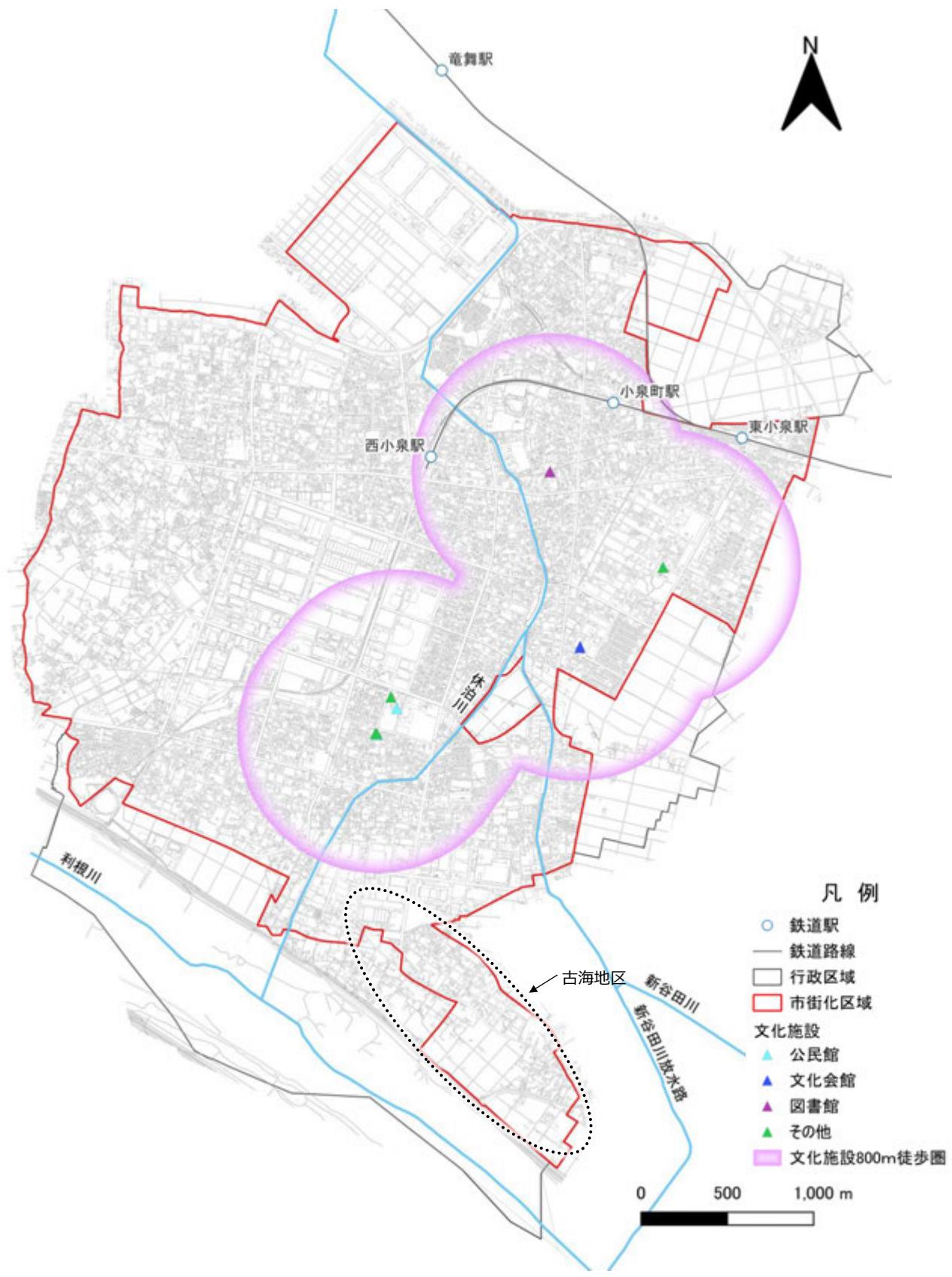
出典：群馬県ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、群馬県総合教育センター、大泉町資料

## ⑧ 文化施設

■文化施設は町の東部に立地しており、西部は立地していません。

■文化施設の徒歩圏は、町の東部をカバーしていますが、古海地区及び町の西部はカバーされていません。

《図2-37 文化施設の立地状況》

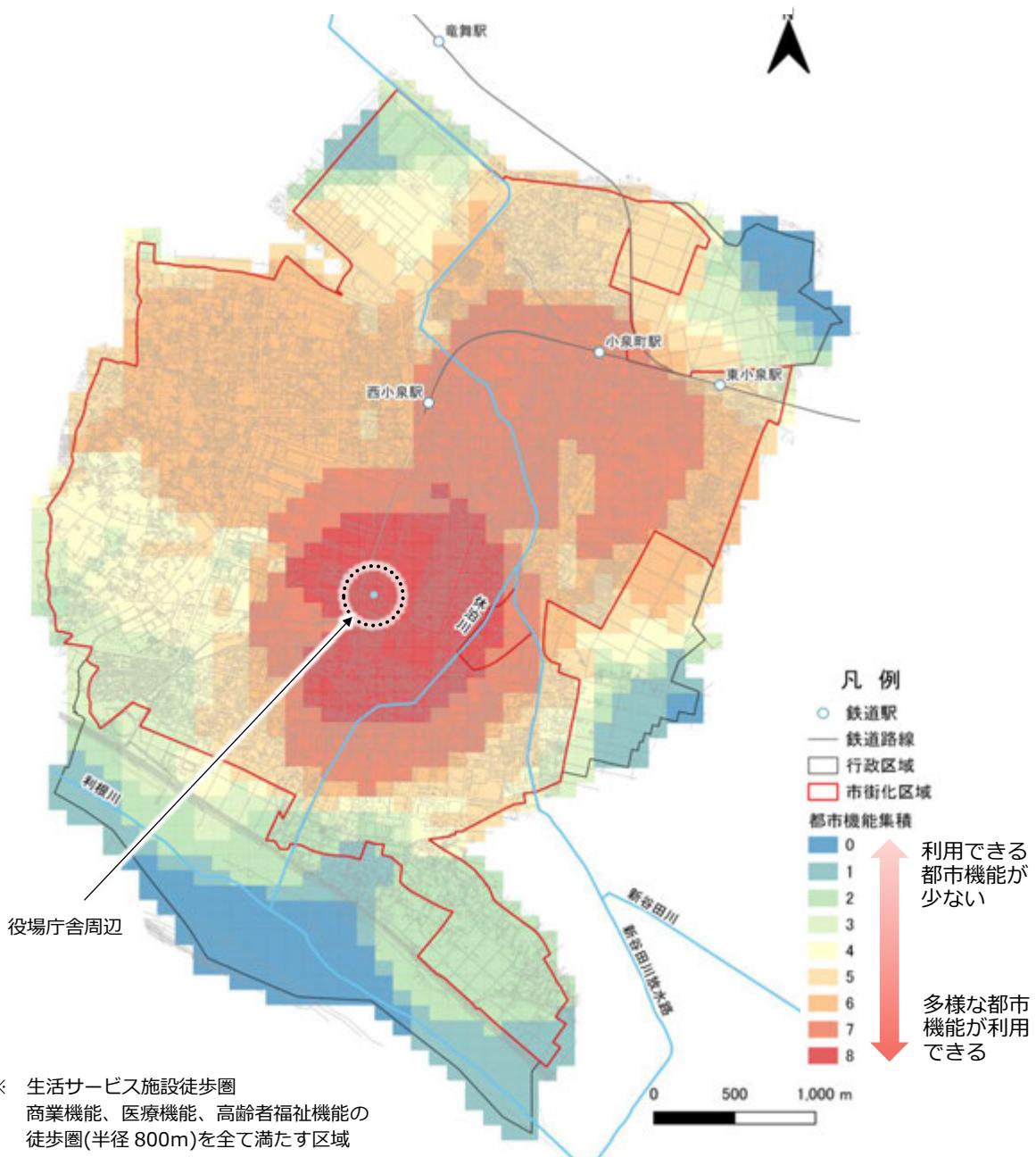


出典：大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

## ⑨ 施設の集積状況

- 西小泉駅周辺から役場庁舎周辺にかけてのエリアは、都市機能施設が集積していますが、市街化区域の縁辺部は都市機能施設の集積が少なくなっている箇所が多く見られます。
- 令和2年(2020年)の国勢調査を基に算出した生活サービス施設徒歩圏(※)に居住している人口は34,168人となっており、住民の81.2%をカバーしています。生活サービス利用圏域内は、人口増減率-40%以上-20%未満のエリアに多く存在します。

《図2-38 施設の積み上げ図》



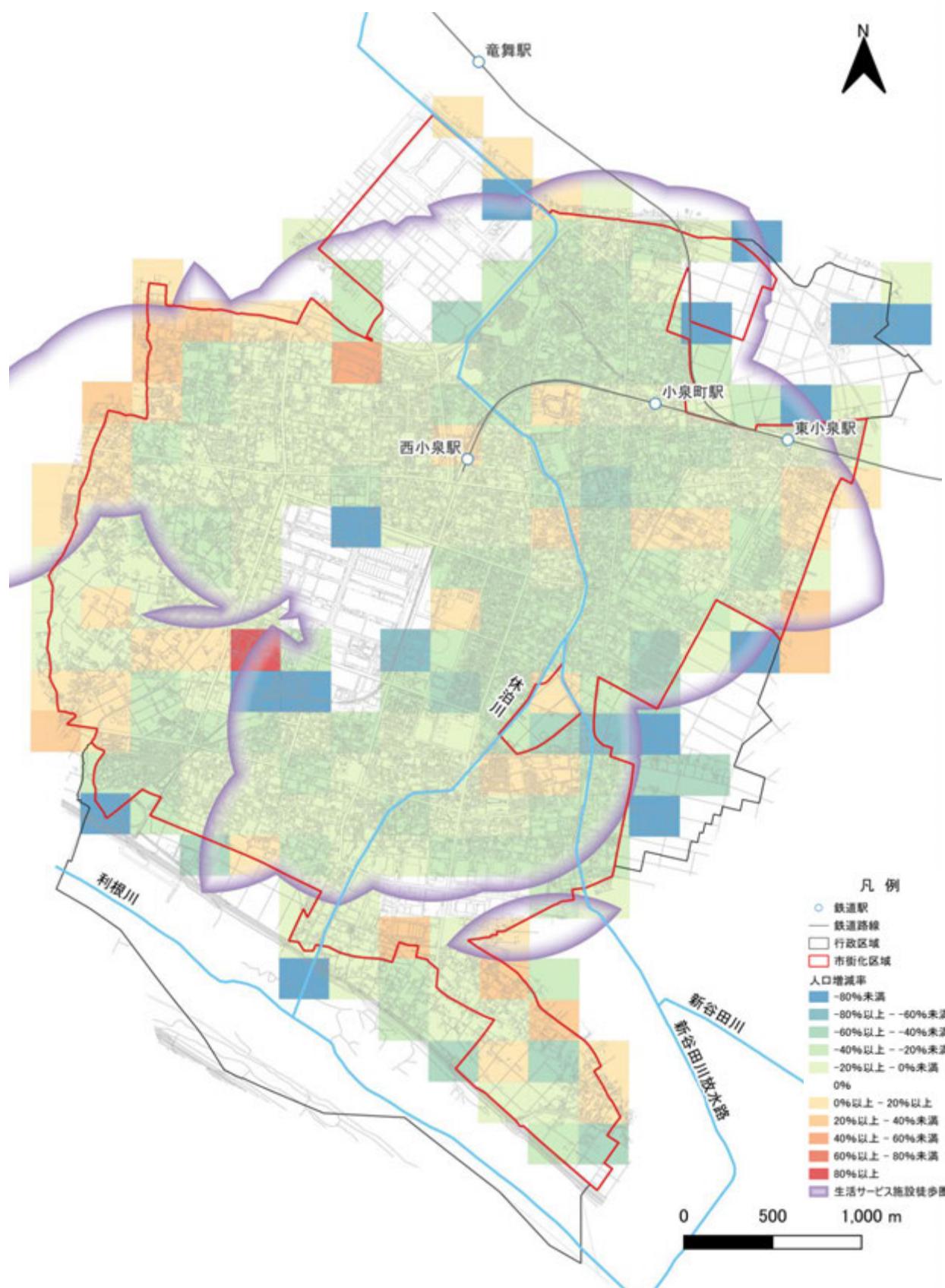
【施設の積み上げ図について】

- ・都市機能施設の立地状況(施設徒歩圏(半径800m))を100mメッシュごとに点数化し、都市機能等の集積状況を点数で示した図
- ・都市機能施設の徒歩圏がメッシュにかかる場合に1点加算している。

- 【都市機能施設】
- ①行政機能 ②高齢者福祉機能 ③子育て機能
  - ④商業機能(大規模小売店舗・スーパー・マーケット、コンビニエンスストア)
  - ⑤医療機能 ⑥金融機能 ⑦教育機能 ⑧文化機能

出典：群馬県ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、厚生労働省「介護事業所・生活関連情報検索」(令和6年(2024年)時点)、かいご DB(令和6年(2024年)時点)、大泉町くらしの便利帳(令和6年(2024年)時点)、全国ショッピングセンターMAP(令和6年(2024年)時点)、全国スーパー・マーケットMAP(令和6年(2024年)時点)、mapion(令和6年(2024年)時点)、iタウンページ(令和6年(2024年)時点)、全国ドラッグストア・調剤薬局MAP(令和6年(2024年)時点)、一般社団法人全国銀行協会ホームページ(令和6年(2024年)時点)、日本郵政グループホームページ(令和6年(2024年)時点)、一般社団法人全国信用金庫協会ホームページ(令和6年(2024年)時点)、群馬県総合教育センター、大泉町資料

《図2-39 生活サービス施設徒步圏の状況  
×令和2年(2020年)～令和32年(2050年)人口増減率》



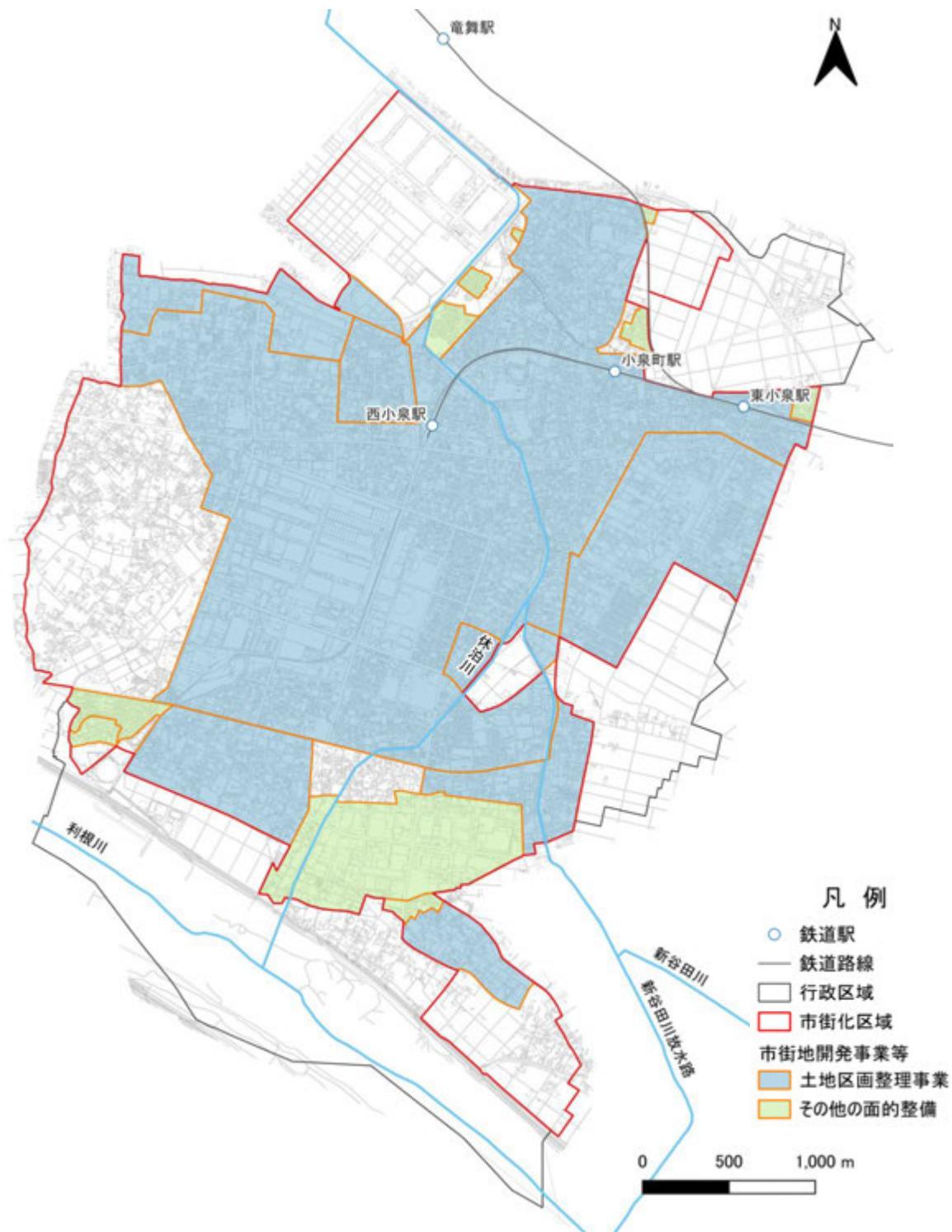
出典：【実績値】令和2年(2020年)国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究所、大泉町資料

## (6)市街地整備

### ①面的整備

町の市街化区域の5割以上は、昭和16年(1941年)に事業認可された太田都市計画新興工業都市建設土地区画整理事業によって面的に整備されています。その後も土地区画整理事業(※1)やその他の面的整備(※2)が実施され、83.2%と高い整備率となっています。

《図2-40 面的整備の状況》



※1 土地区画整理事業

土地区画整理事業に基づき、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のこと。

※2 その他の面的整備

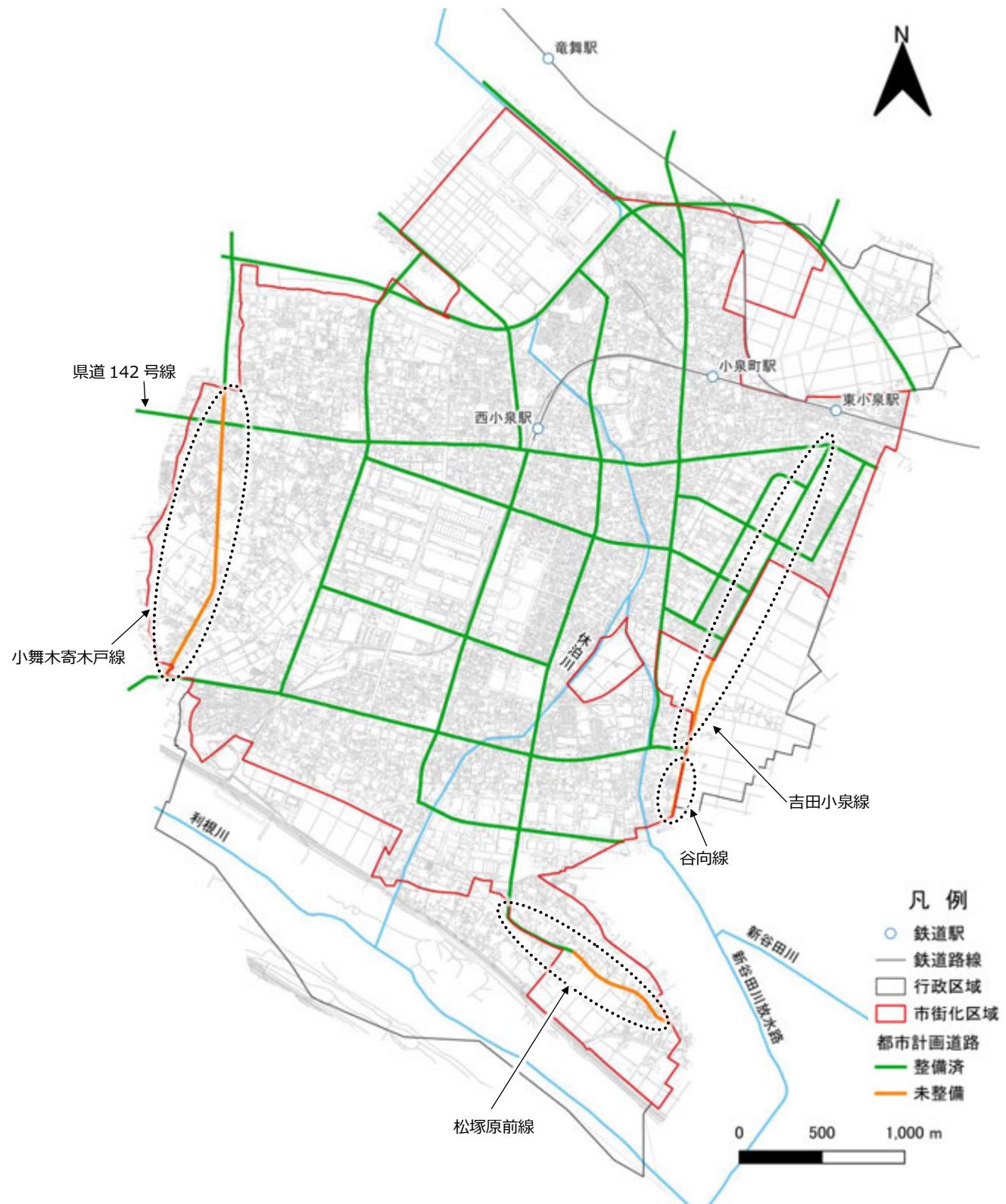
工業団地造成事業や民間による開発等の土地区画整理事業以外の事業手法のこと。

出典：大泉町資料、大泉町都市計画マスタープラン(令和3年(2021年))

## ② 都市計画道路

- 都市計画道路は、概ね整備済みとなっていますが、小舞木寄木戸線、吉田小泉線、谷向線、松塚原前線の4路線は未整備区間があります。
- 県道142号線より北側にて、小舞木寄木戸線の北部(県道142号線から北)では、現在、整備が進められています。

《図2-41 都市計画道路の整備状況》

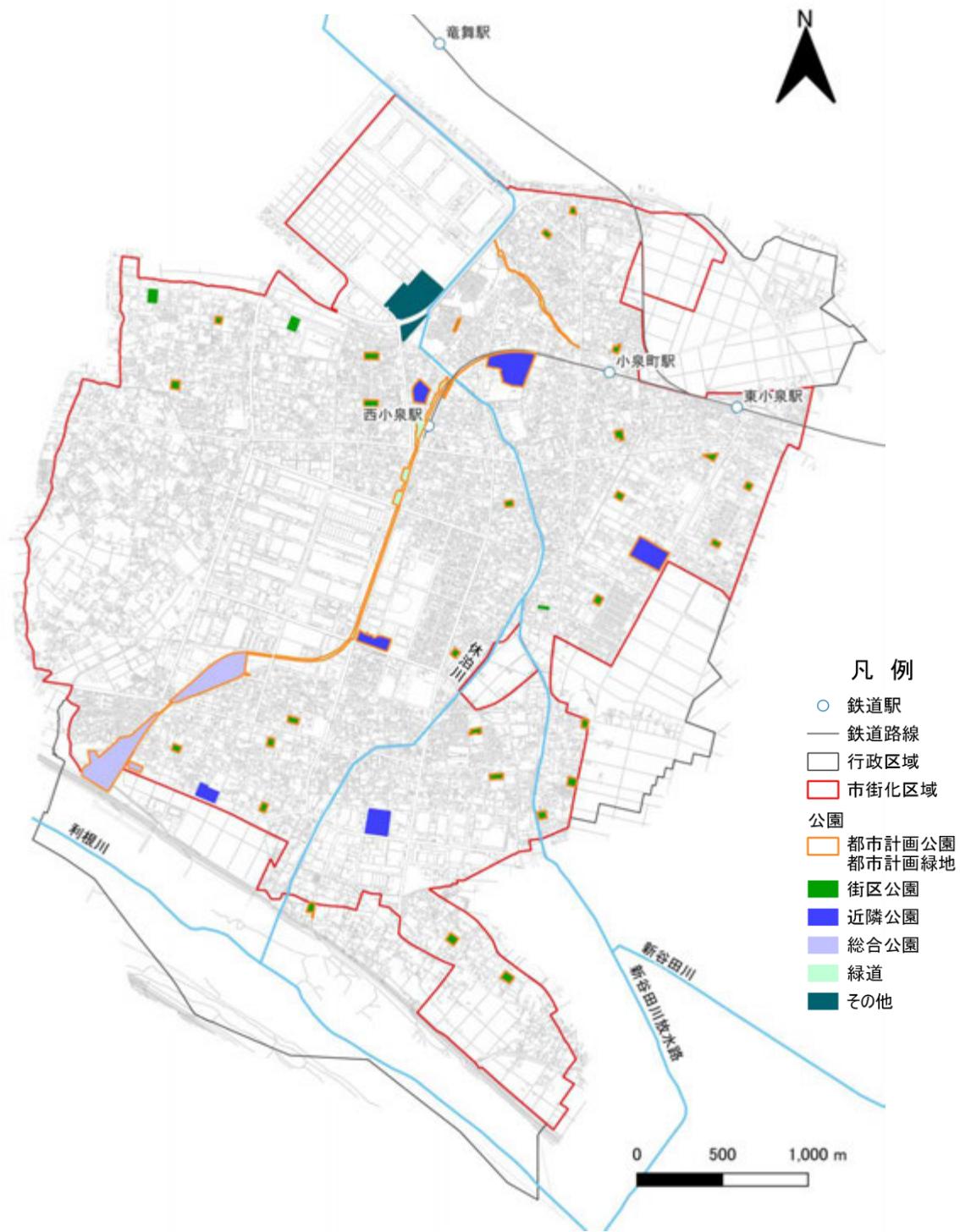


出典：大泉町資料、大泉町都市計画マスタープラン(令和3年(2021年))

### ③ 公園・緑地

■都市計画公園(※1)は33箇所あり、内訳は街区公園(※2)が28箇所(吉田公園、児島公園等)、近隣公園(※3)が4箇所(城之内公園、大泉中央公園等)、総合公園(※4)が1箇所(いずみ総合公園)です。また、都市計画緑地(※5)は2箇所(いずみ緑道、分水堀緑道)となっています。

《図2-42 公園・緑地の整備状況》



※1 都市計画公園：都市計画法第11条第1項第2号に基づく都市施設として定められる公園

※2 街区公園：主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園

※3 近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

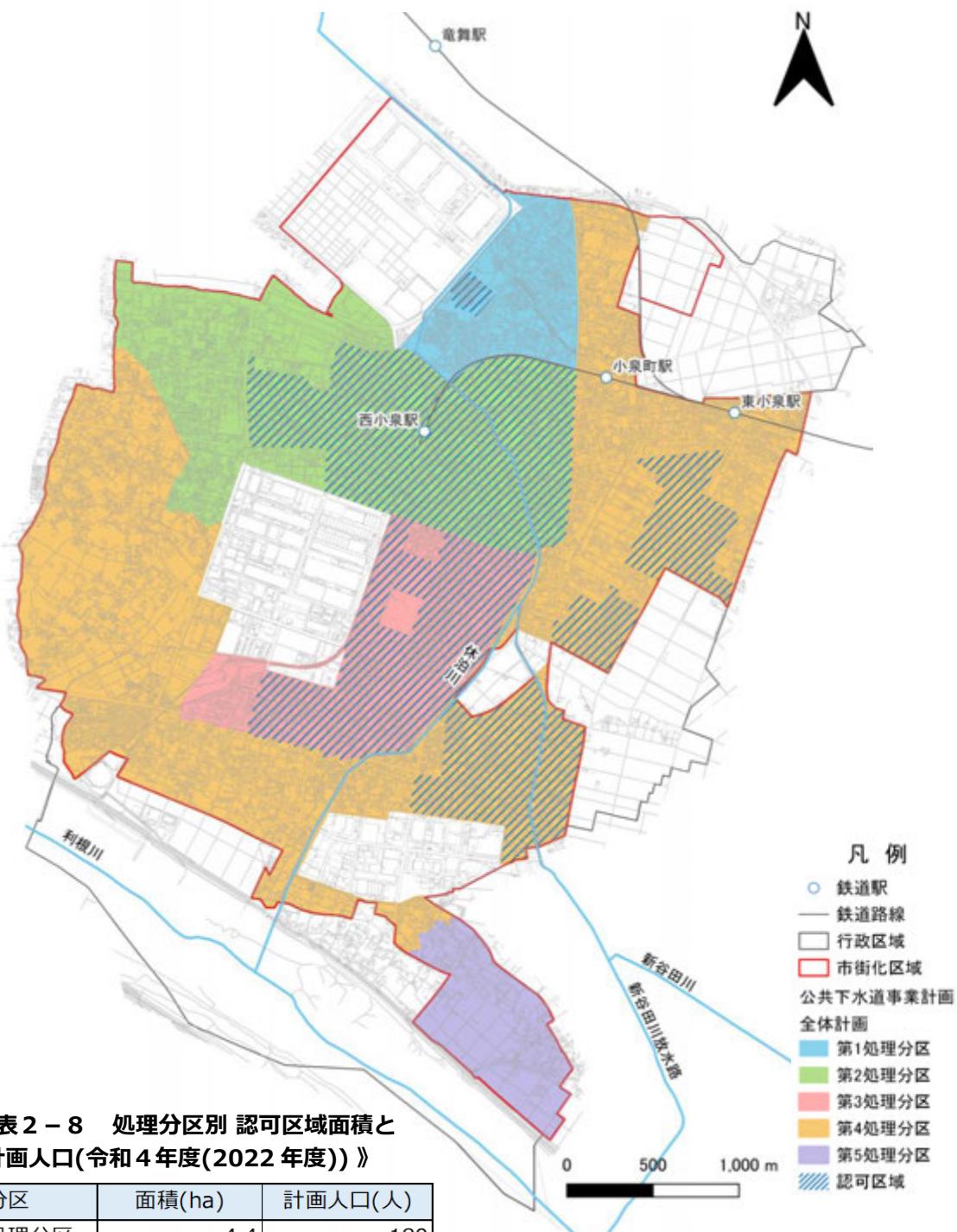
※4 総合公園：主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園

※5 都市計画緑地：都市計画法第11条第1項第2号に基づく都市施設として定められる緑地

#### ④ 公共下水道

- 市街化区域では、公共下水道事業が進められていますが、工業専用地域と農地並びに市街化調整区域は下水道計画区域外となっています。
- 令和4年度(2022年度)時点で、第2処理分区の認可区域面積が最も広く 162.1ha、計画人口が6,600人となっています。

《図2-43 公共下水道事業計画図》



《表2-8 処理分区別 認可区域面積と  
計画人口(令和4年度(2022年度))》

分区	面積(ha)	計画人口(人)
第1処理分区	4.4	180
第2処理分区	162.1	6,600
第3処理分区	104.3	3,720
第4処理分区	116.3	4,210
第5処理分区	0.0	0
計	387.1	14,710

出典：大泉町公共下水道計画図(汚水)(令和4年(2022年))、大泉町資料

出典：東毛流域下水道(西邑楽処理区)関連

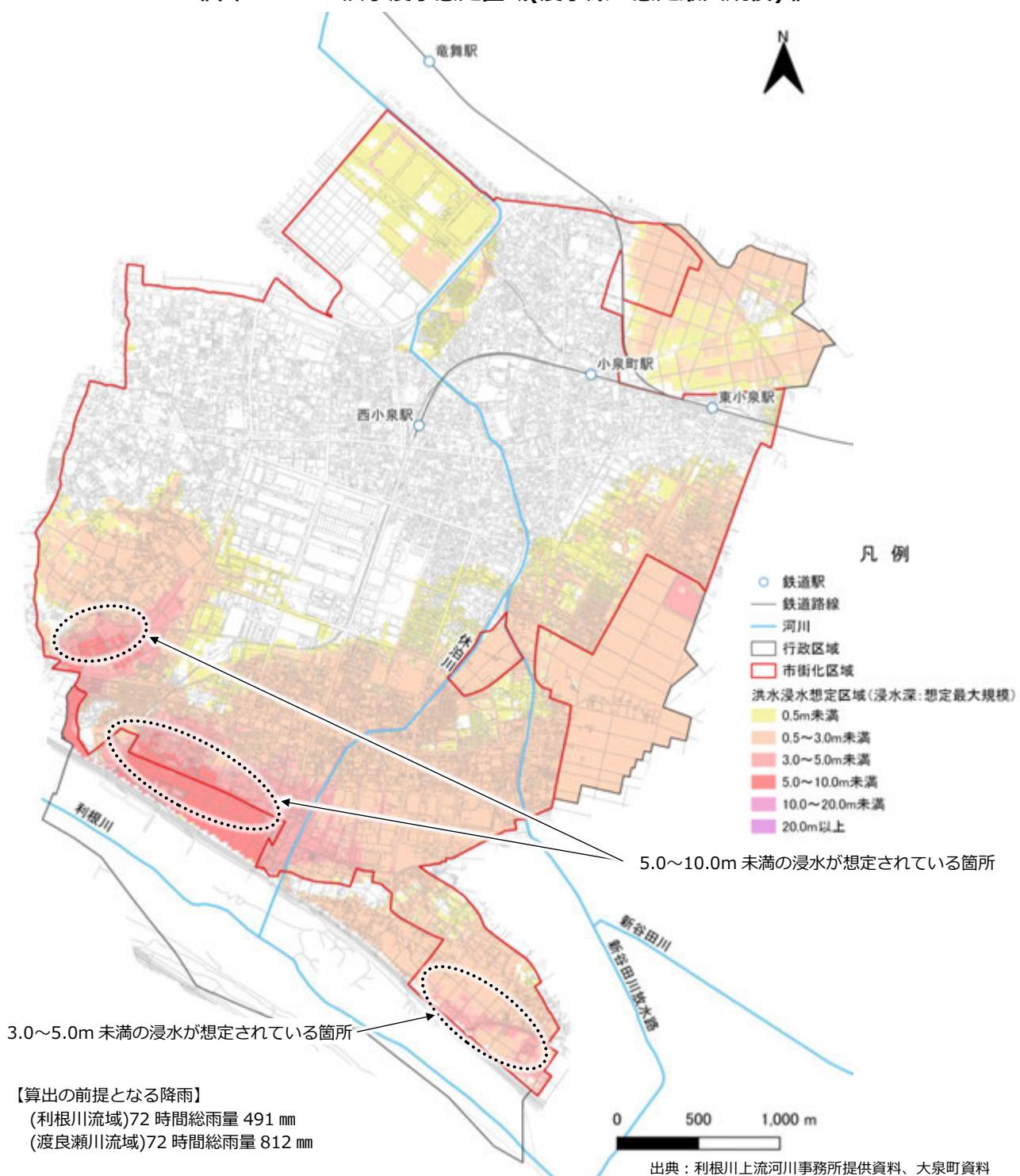
大泉町公共下水道事業計画(令和4年(2022年))

## (7) 災害ハザード(※1)

### ① 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模 1/1000)

- 想定最大規模の降雨量(※2)では、町の南部と北東部で広範囲に 0.5~3.0m未満の浸水が想定されており、北部では 0.5m未満の浸水が想定されています。
- 仙石地区の南部及び寄木戸地区の南部で 5.0~10.0m未満の浸水が想定されている箇所があり、その周辺は 3.0~5.0m未満の浸水が想定されています。また、古海地区の南東部で、3.0~5.0m未満の浸水が想定されています。

《図 2-44 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模)》



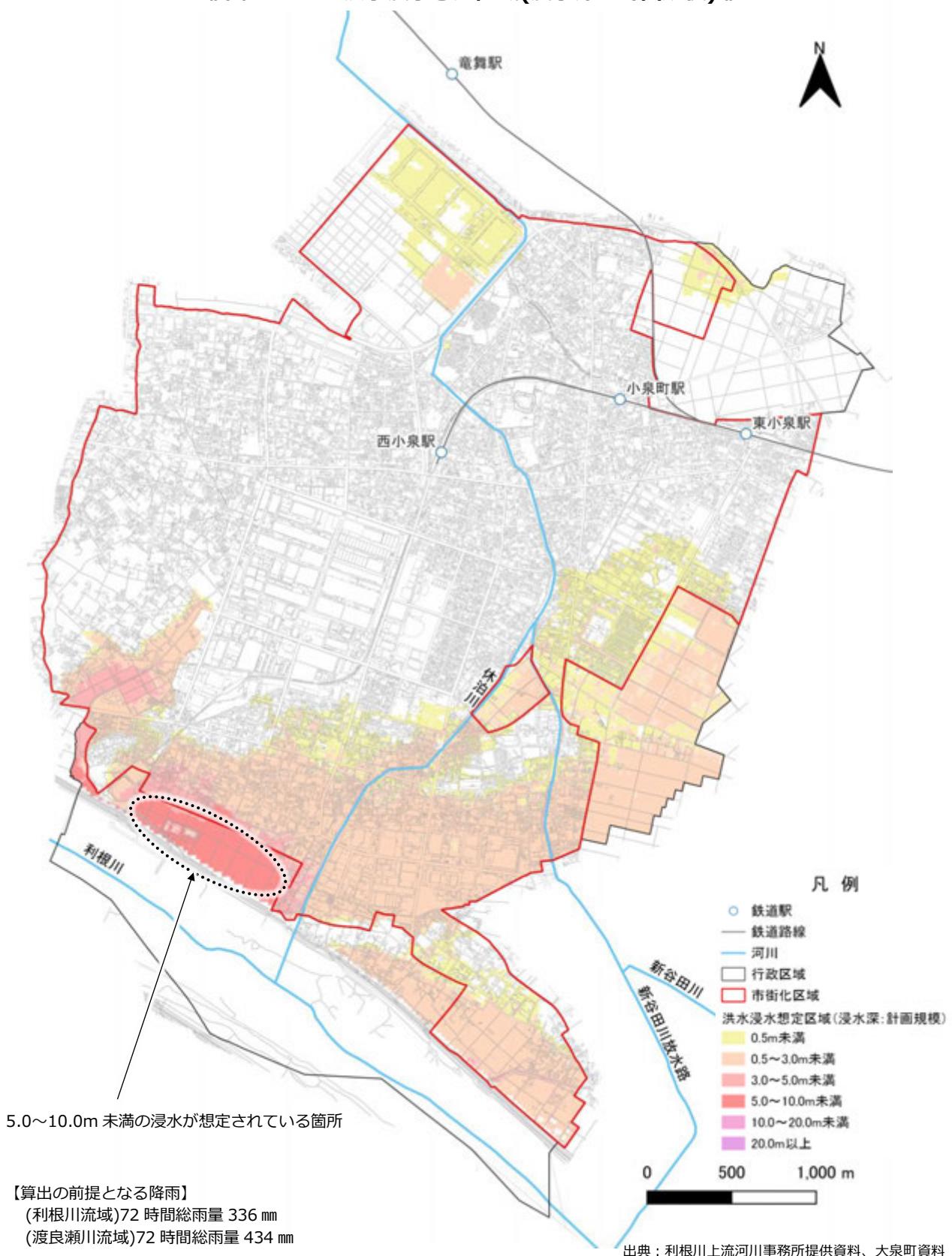
※1 災害ハザード：「洪水」、「土砂災害」、「地震」などの災害のこと。

※2 想定最大規模の降雨量：1000 年に 1 回程度を想定した降雨による洪水浸水想定(利根川、渡良瀬川、休泊川を含む)。1000 年ごとに 1 回発生する周期的な降雨ではなく、1 年間の間に発生する確率が 1/1000(0.1%)以下の降雨

## ② 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模 1/200)

- 計画規模の降雨量(※)では、町の南部で広範囲に 0.5~3.0m未満の浸水が想定されており、特に仙石地区の南部では、5.0~10.0m未満の浸水が想定されています。
- 北部と北東部では、0.5m未満の浸水が想定されています。

《図2-45 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模)》



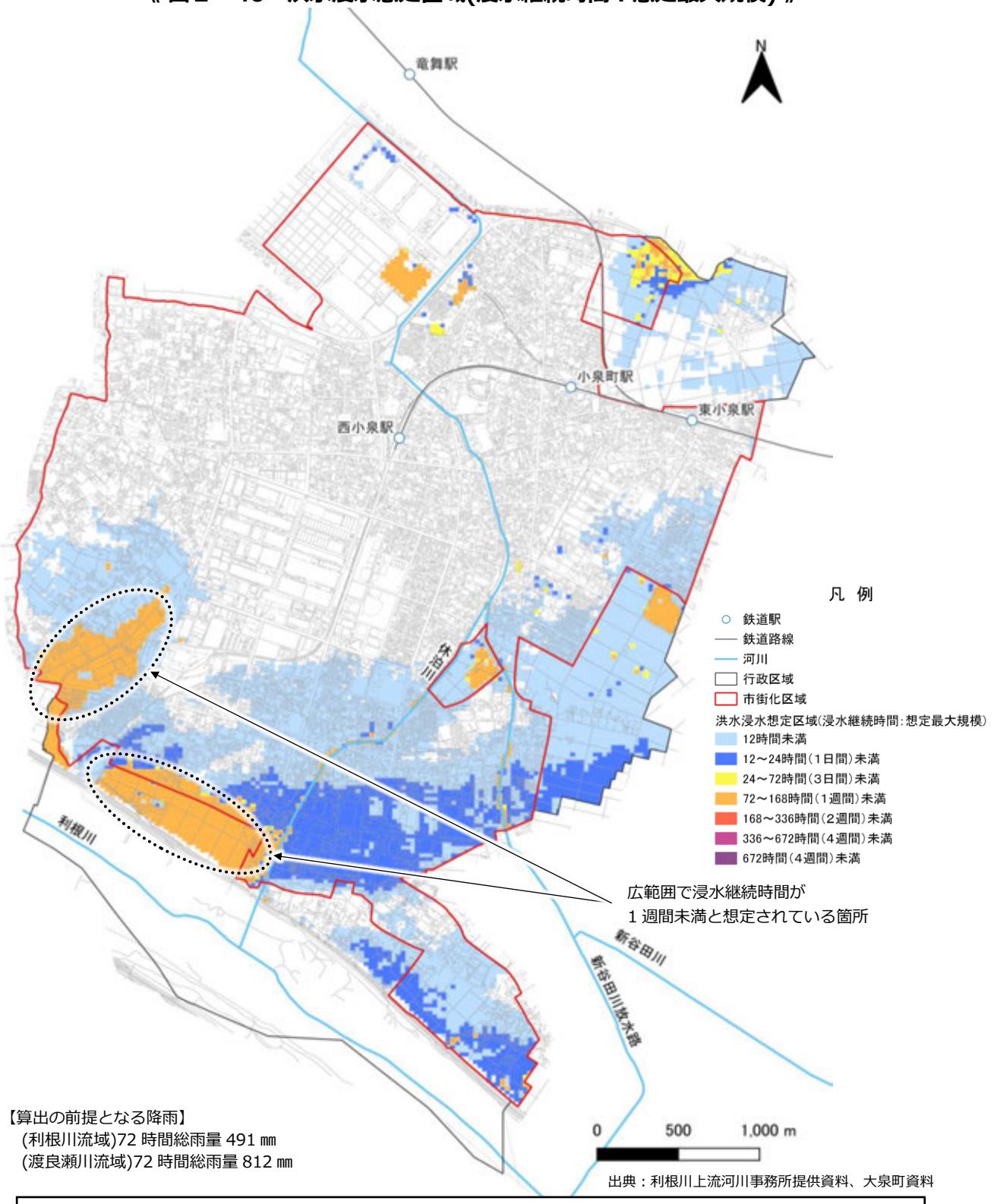
※ 計画規模の降雨量

200年に1回程度を想定した降雨による洪水浸水想定(利根川、渡良瀬川、休泊川を含む。)

### ③ 洪水(※1)浸水想定区域(浸水継続時間：想定最大規模)

- 洪水(※2)が想定される箇所の大部分は、24時間(1日間)未満の浸水継続になると想定されています。
- 生命の危機が生じるおそれがあるとされている72時間(3日間)以上の浸水継続は、仙石地区の南部及び、寄木戸地区の南部で広範囲に想定されています。

《図2-46 洪水浸水想定区域(浸水継続時間：想定最大規模)》

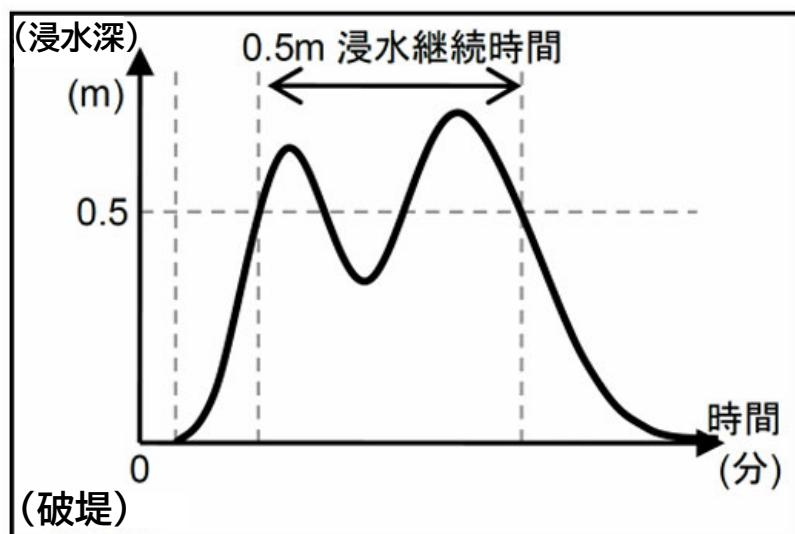


※1 洪水：河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水が溢れること、及び、堤防等から河川敷の外側に水があふれること。

※2 浸水：ものが水に浸ったり、水が入りこむこと。

## 【参考】浸水継続時間

浸水深が 0.5mに達してから 0.5mを下回るまでの時間の最大値

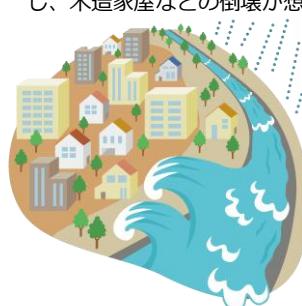


出典：国土交通省ホームページ

#### ④ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

■利根川沿いの地区で浸水が想定される箇所の大部分は、河川堤防の決壊又は洪水氾濫等により、木造家屋の倒壊等のおそれがある区域(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))に指定されています。

《図2-47 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)》



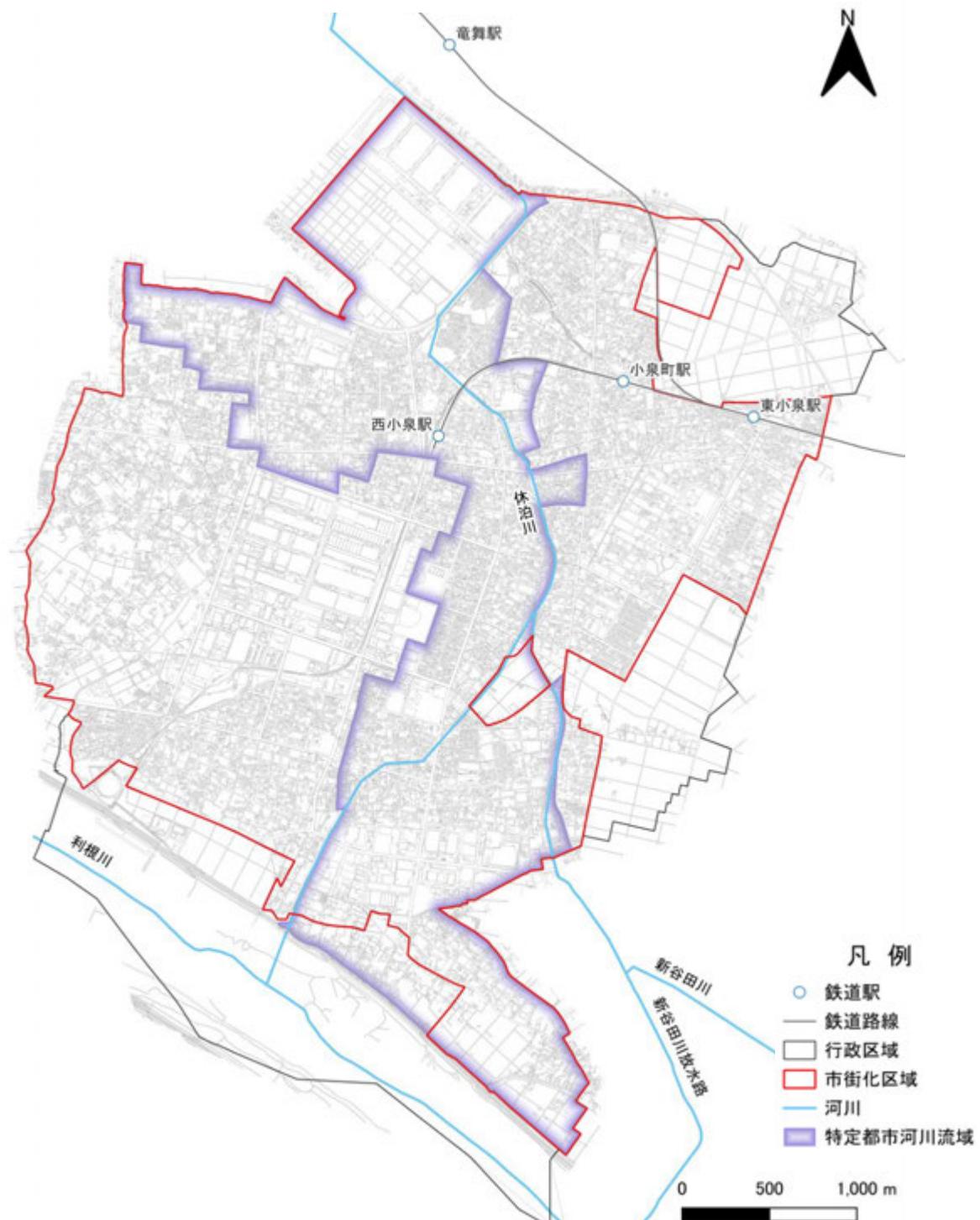
出典：国土交通省ホームページ

## ⑤ 特定都市河川及び特定都市河川流域

■ 令和元年東日本台風により大規模な浸水被害が発生したことから、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和5年12月に群馬県は県内で初めて休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路とその流域を「特定都市河川(※)」及び「特定都市河川流域」に指定しました。

■ 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地区が、町の北部から南部の中央部に向けて広範囲で特定都市河川流域として指定されています。

《図2-48 特定都市河川及び特定都市河川流域》



※ 特定都市河川

浸水被害が発生する可能性が高い都市部を流れる河川の流域において、市街化の進展により浸水被害の防止が困難で、国土交通大臣又は都道府県知事が区間を限って指定した河川のこと。

## ⑥ 谷埋め型大規模盛土造成地(※)

■地形的に低い箇所を埋め立てていることため、盛土内に水の浸入を受け易く、形状的に盛土側面に斜面が存在することが多いという特徴の谷埋め型大規模盛土造成地が、町の南西部に1箇所あります。

《図2-49 谷埋め型大規模盛土造成地》



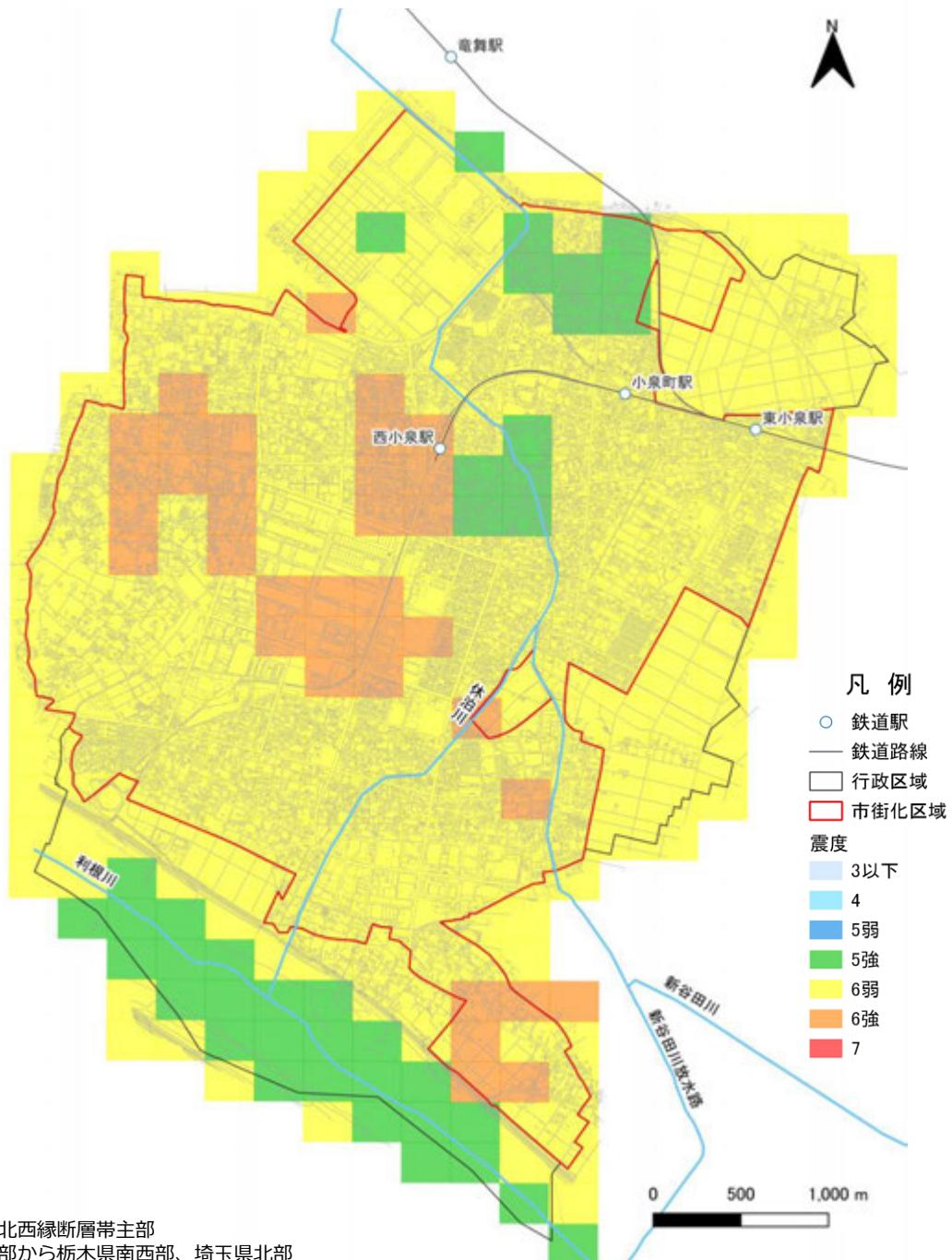
出典：国土交通省ホームページ

※ 谷埋め型大規模盛土造成地  
盛土の面積が3,000m<sup>2</sup>以上の盛土造成地

## ⑦ 関東平野北西縁断層帯主部(※)における震度分布

■ 関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)では、町の中央部及び南部で、震度6強や震度5強の箇所が見られますが、町内の大半は震度6弱の想定となっています。

《図2-50 関東平野北西縁断層帯主部における震度分布》



### 【参考】震度と揺れの状況

出典：大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

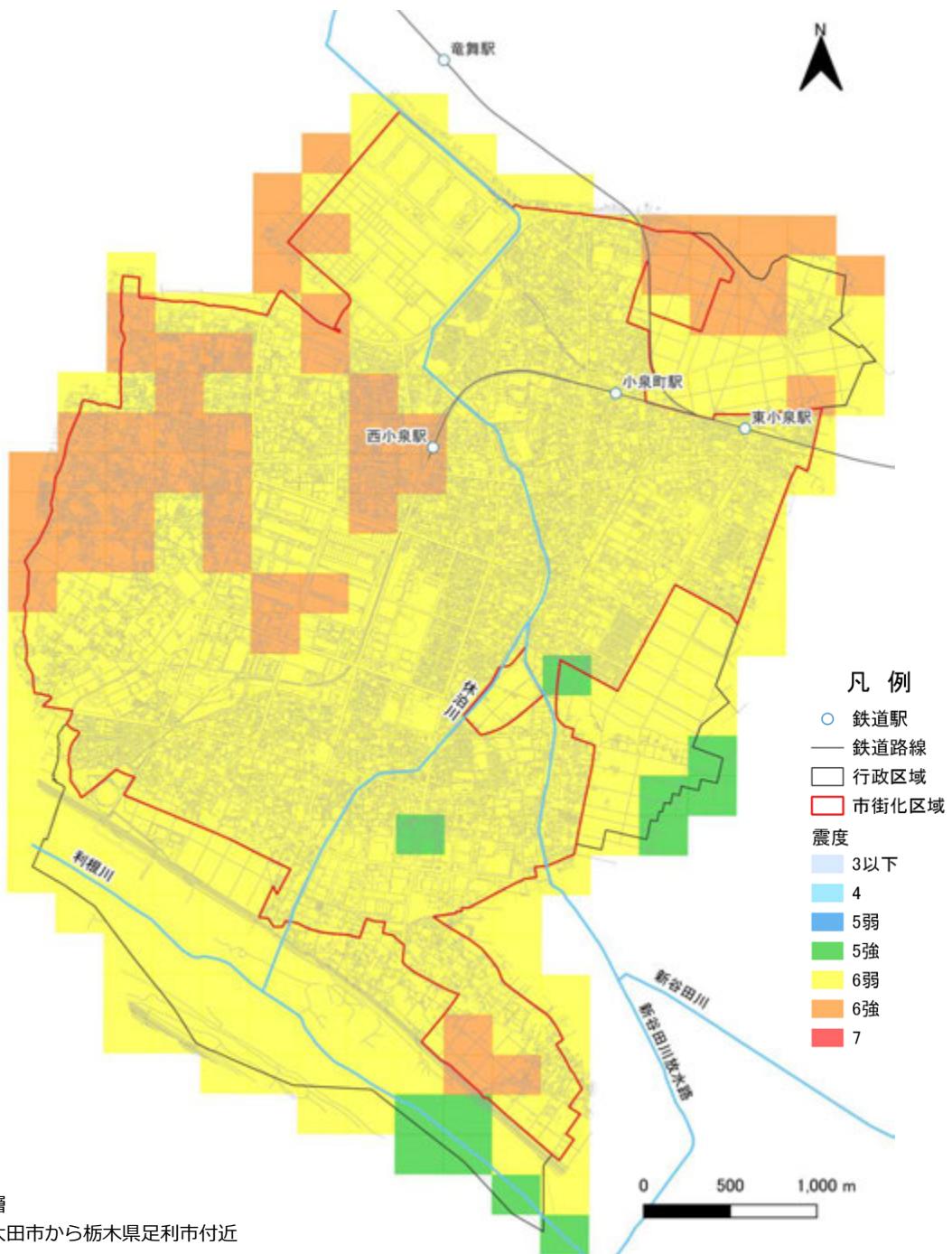


出典：気象庁ホームページ

## ⑧ 太田断層(※)における震度分布

■太田断層による地震(M7.1)では、町の北西部で震度6強、町の南東部で震度5強の箇所が見られますが、町内の大半は震度6弱の想定となっています。

《図2-51 太田断層における震度分布》



出典：大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

### 【参考】震度と揺れの状況

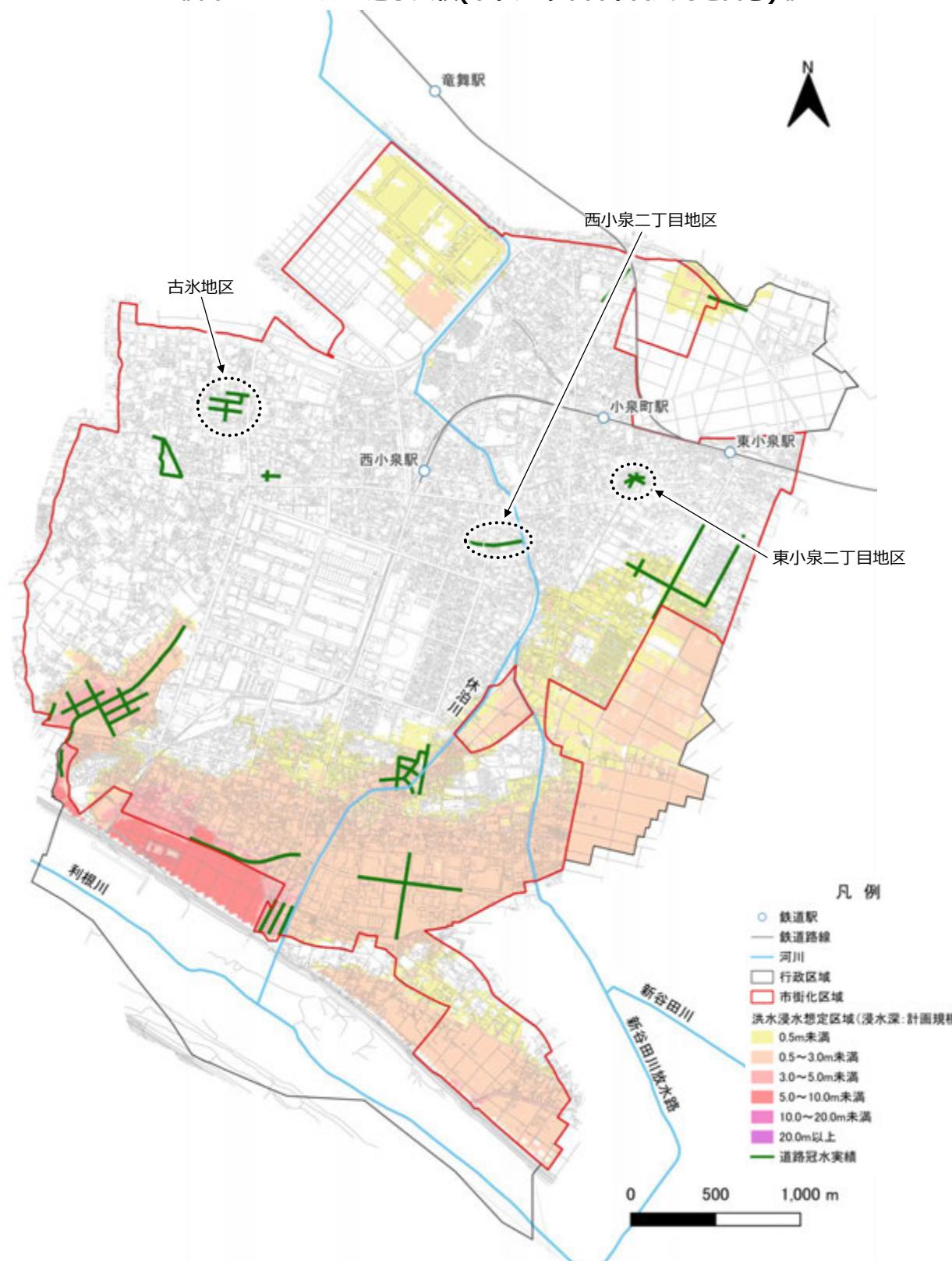


出典：気象庁ホームページ

## ⑨ 道路冠水実績

■過去に道路冠水の実績がある箇所は、洪水浸水想定区域内の浸水深(※)が深い箇所等に分布しています。一方で、洪水浸水想定区域外の古氷地区や西小泉二丁目地区、東小泉二丁目地区等にも道路冠水実績箇所が見られます。

《図2-52 道路冠水実績(令和元年東日本台風時を含む)》



※ 浸水深

洪水等による地表面から水面までの深さ。

出典: 大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

## ⑩ 避難所(洪水)

- 指定緊急避難場所(※1)が19箇所、指定避難所(※2)が20箇所、福祉避難所(※3)が3箇所、優先的開設避難所(※4)が8箇所指定されています。
- 多くの避難所が町内の北部と南部を中心に位置していますが、町の中央部、吉田地区の南東部、古海地区には避難所から半径500m徒歩圏外となっている箇所があります。

《図2-53 避難所(洪水)》



出典：大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

- ※1 指定緊急避難場所：居住者などが災害から命を守るために緊急的に非難する施設又は場所
- ※2 指定避難所：避難した居住者等が災害の危険が無くなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者が一時的に滞在する施設
- ※3 福祉避難所：要配慮者(高齢者、障害者の他、妊娠婦、乳幼児、病弱者等)が災害時に一時的に滞在する施設
- ※4 優先的開設避難所：小学校・中学校・大泉文化むらの8施設のこと。

## ⑪ 避難所(地震)

- 指定緊急避難場所(地震)が 33箇所、指定避難所が 21箇所、福祉避難所が 3箇所、優先的開設避難所が 8箇所指定されています。
- 多くの避難所が町の北部と南部を中心に位置していますが、町の中央部には避難所から半径 500m 徒歩圏外となっている箇所があります。

《図 2-54 避難所(地震)》



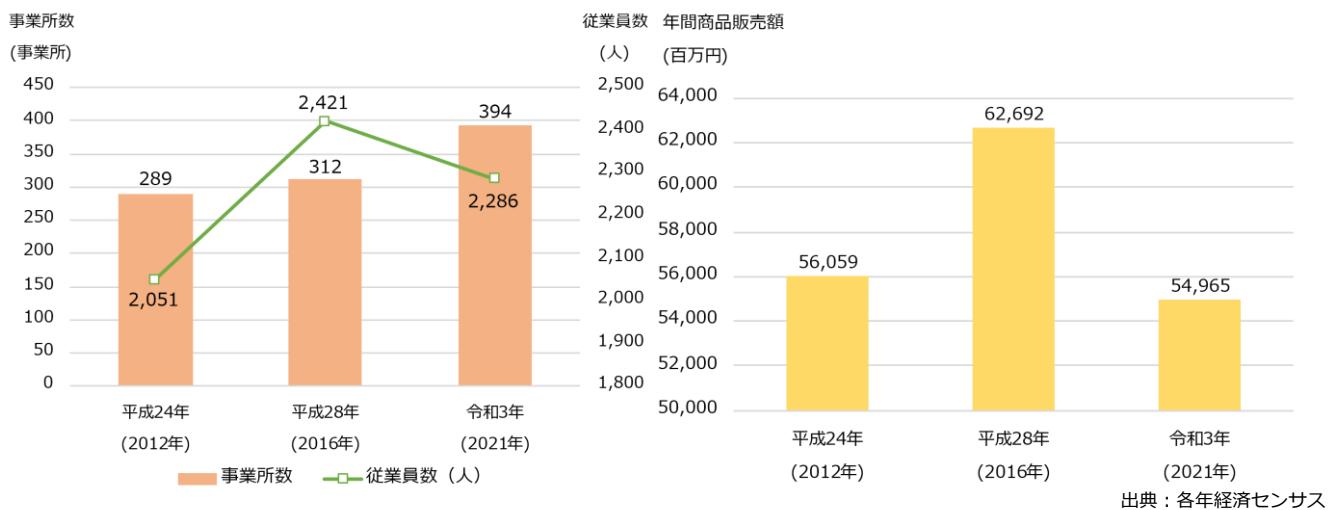
出典：大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

## (8)その他

### ①商工業

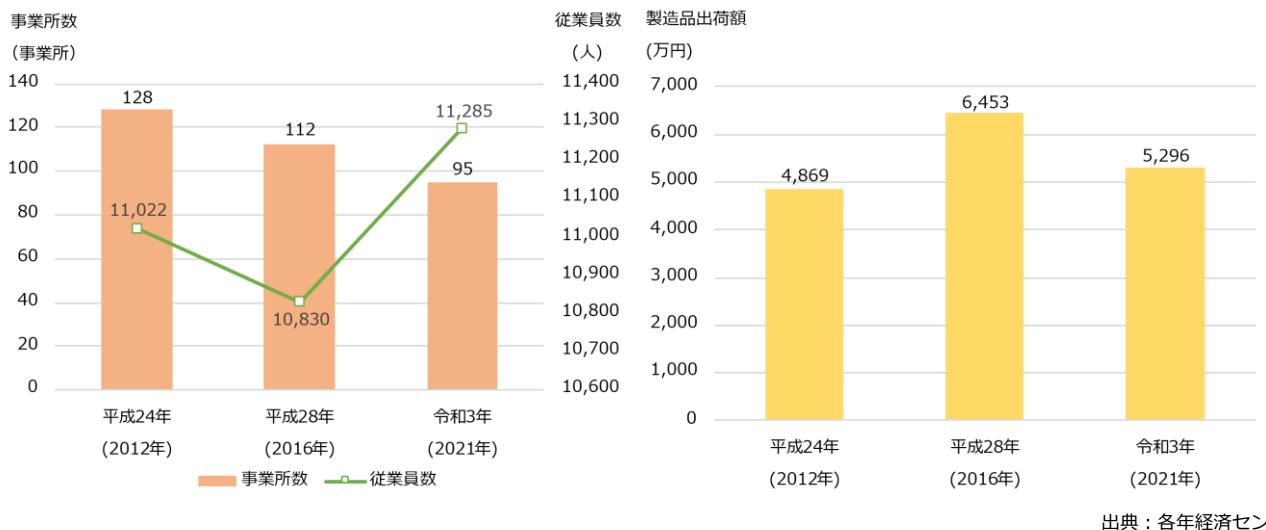
- 町の商業における事業所(※)数は平成24年(2012年)から令和3年(2021年)にかけて、増加した一方で、従業員数は平成28年(2016年)から令和3年(2021年)にかけて減少しました。
- 町の工業における事業所数は平成24年(2012年)から令和3年(2021年)にかけて、減少した一方で、従業員数は平成28年(2016年)から令和3年(2021年)にかけて増加しました。
- 町の商業の年間商品販売額及び工業の製造品出荷額については、平成24年(2012年)から平成28年(2016年)にかけて増加しましたが、平成28年(2016年)から令和3年(2021年)にかけて減少しました。

《図2-55 商業における事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移》



出典：各年経済センサス

《図2-56 工業における事業所数・従業員数・製造品出荷額の推移》



出典：各年経済センサス

#### ※ 事業所

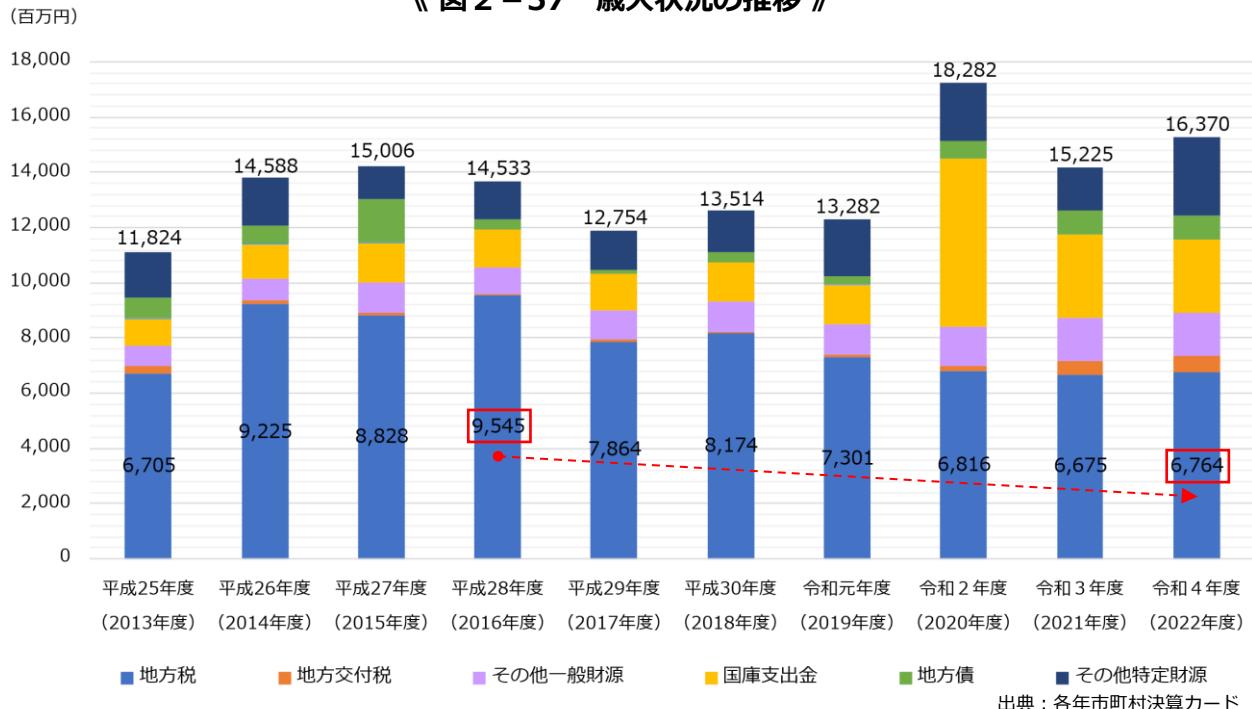
経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

1. 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
2. 従業所と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

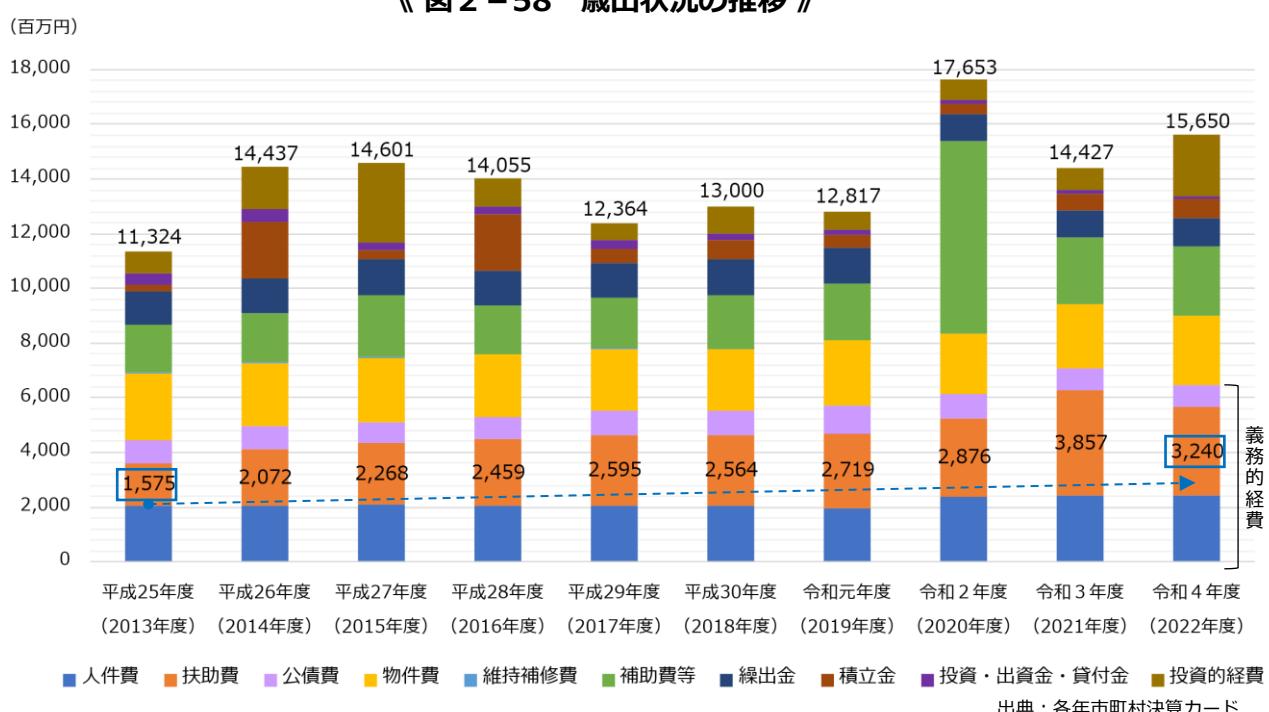
## ② 財政

- 町の歳入状況の推移は、地方税が平成28年度(2016年度)のピーク時から令和4年度(2022年度)までで約27.8億円減少していますが、今後の企業活動の業績等によって、財政状況は変動すると考えられます。また、令和2年度(2020年度)については、新型コロナウイルス感染症対応に関する補助金や交付金等により、国庫支出金が大きく増加しました。
- 町の歳出状況の推移は、高齢者の増加などによって扶助費が増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)と平成25年度(2013年度)を比較すると、約16.7億円増加しました。
- 町はこのような状況から、老朽化した公共施設等の維持補修費も増大していく中で、持続可能な自治体経営を行っていくためには、限られた財源の中で施設総量を縮減しながら、最適な公共サービスを提供していく必要があります。

《図2-57 島入状況の推移》



《図2-58 島出状況の推移》



## 2-2. 上位関連計画に示されるまちづくりの方向性

立地適正化計画を検討するうえで重要な「居住」、「都市機能」、「公共交通」、「防災」の4つの視点から上位関連計画で示されている内容は以下のとおりです。

居  
住

### ◆人口減少、超高齢社会への対応

1. 町の広範囲が「住宅系ゾーン」に位置付けられており、人口動向を踏まえながら、他の土地利用との調和や自然環境の保全に十分配慮し、若者や子育て世代も含めた多くの人々が満足できる良好な住宅地を確保します。(第二次大泉町都市計画マスタープラン)
2. 市街地内的一部に見られる低未利用地については、市街地の基盤整備などを通じて、土地の有効活用の促進を図ります。(第二次大泉町都市計画マスタープラン)

### ◆良好な居住環境の形成

1. 東京圏と適度な距離がある特性を生かし、多様な生活様式に合った生活の質の向上を図るとともに、首都圏からの関係人口の増加につなげます。(第二次総合戦略)
2. 空き家等の適切な管理の促進及び増加の抑制等により、居住環境の改善や維持に努めます。(第2期大泉町空家等対策計画)

都  
市  
機  
能

### ◆中心市街地の利便性維持・向上

1. 西小泉駅周辺と東小泉駅周辺は「都市活動拠点」に位置付けられており、町の活動を活性化するために重要となるため、交通、商業、業務、医療、福祉、文化等の都市機能の集積・高度化を図ります。(第二次大泉町都市計画マスタープラン)
2. 西小学校周辺地区と南小学校周辺地区は「コミュニティ拠点」に位置付けられており、住民生活の利便性を高めていくため、商業、文化、防災、福祉などの都市機能の集積を図ります。(第二次大泉町都市計画マスタープラン)

### ◆産業の保全・育成や誘致

1. 既存の工業・物流団地等が集積する地域において、周辺環境に配慮し、機能を十分に発揮しうるよう、操業環境の維持に努めます。(東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針/第二次大泉町都市計画マスタープラン)
2. 既存企業の拡張や新たな企業進出による活力ある発展を図るため、東毛広域幹線道路沿道と工業地に隣接する吉田地区を、新産業拠点候補地として検討します。(第二次大泉町都市計画マスタープラン)

### ◆公共的活用空間や公共施設等の維持管理

1. 短期的には新庁舎南側広場との一体的な利活用、中長期的には事業発展を優先して検討しつつ、更なる賑わいを生み出す可能性と財政健全化の観点から、民間活力導入の可能性についても検討します。(大泉町公共的活用空間利活用基本方針)
2. 施設ごとの耐用年数や複合化・集約化による効果、まちづくりの拠点にあるべき施設かどうかの視点のもと、財政面等を踏まえながら集約の時期を見極め、移転や複合化を進めます。(大泉町公共施設等総合管理計画/大泉町公共施設長寿命化・再配置方針/大泉町公共施設個別施設計画)

#### ◆道路網の整備推進

1. 主要幹線道路を補完するとともに、安全な道路空間を再整備することにより、自転車等の多様な交通手段による安全で快適な交通環境の実現を図ります。(第二次大泉町都市計画マスタープラン)
2. 経年劣化した都市計画道路の改修は、地下埋設物の更新時期と調整を図り、合わせて更新するなど、計画的・効率的な維持管理に取組ます。(第二次大泉町都市計画マスタープラン)
3. 長期末着手の都市計画道路は、必要性及び実現性を検証し、見直しも合わせて検討します。(第二次大泉町都市計画マスタープラン)

#### ◆環境に配慮した交通体系の構築

1. 交通手段の大部分は自家用車に大きく依存していますが、環境問題や交通弱者に対応した快適で安全な交通体系の構築が求められているため、公共交通をはじめとした交通手段の環境改善に努めます。(第二次大泉町都市計画マスタープラン)

#### ◆災害レベル・災害特性に応じた防災対策

1. 令和元年東日本台風の際に、群馬県において県内観測史上最大となる降雨を記録し、多くの被害が発生した中で浸水被害を防ぐ観点から、市街地における雨水排水施設の整備や幹線排水路の整備・維持管理の対策などを進めるとともに、浸透性のある地表面の確保に努めるなど、総合的な排水対策を推進します。(第二次大泉町都市計画マスタープラン/大泉町地域防災計画/大泉町国土強靭化地域計画)
2. 道路の未整備などの理由から消防活動の困難が予想される区域については、狭い道路の拡幅整備などを推進し、安全な都市基盤を形成します。(第二次大泉町都市計画マスタープラン/大泉町国土強靭化地域計画)
3. 建築物の耐震化と不燃化を促進するとともに、高度利用を図るべき区域における防火・準防火地域指定の検討をします。(第二次大泉町都市計画マスタープラン/大泉町地域防災計画)
4. ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせ、地域の総合的な防災力を向上させていく必要があります。(第二次大泉町都市計画マスタープラン/大泉町地域防災計画/大泉町国土強靭化地域計画)

## 2-3. 立地適正化に係る現況のまとめと課題整理

町の現況やまちづくりの方向性等を踏まえ、町の立地適正化に係る現況と課題を以下に示します。

### 《 現況 》

#### 町全体で概ね良好な居住環境が形成

1. 総人口の98.8%が市街化区域内に居住しており、市街化区域の約8割が面的に整備されています。

#### 利便性が低い箇所の存在

1. 町全体で概ね良好な居住環境が形成されている一方で、生活サービス施設徒歩圏外や公共交通徒歩圏外であり、都市機能や公共交通の利便性が低く、かつ、将来的に人口密度が低い水準になることが予測される箇所も存在します。

#### 空き家の増加

1. 空き家は、現況から将来に渡り、人口密度が低くなることが予測される箇所の他に、駅周辺等の都市機能が集積し公共交通を利用しやすい箇所でも多く見られます。

### 《 課題 》

#### 良好な居住環境の維持・向上

1. 土地区画整理事業等により整備された道路、公園などの都市基盤施設が充実している中で、それらの長寿命化や機能更新等を計画的に進め、居住地を形成する上で有効活用していく必要があります。
2. 既にコンパクトな市街地が形成されている中で、都市機能の利便性が高い箇所が保てるよう、令和2年のDID区域人口密度である32.4人/haを維持し、居住・都市機能の相互を連携させて持続可能性を高めていくことが必要です。

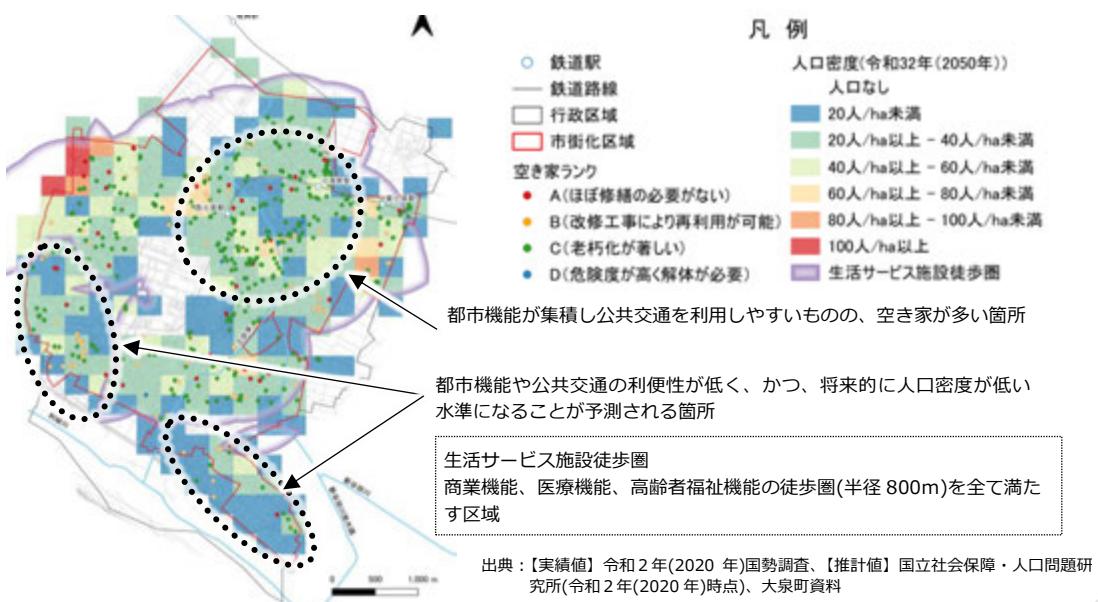
#### 持続可能な市街地の検討

1. 生活サービス施設徒歩圏外や公共交通徒歩圏外の箇所は、地域が望む住環境(都市機能等の利便性よりも周辺の自然環境等の豊かさを重視する意向など)を考慮しつつ、持続可能な市街地を形成する上で望ましい居住誘導の方向性を検討する必要があります。

#### 空き家の対策

1. 持続可能なまちづくりのため、居住、都市機能の相互を連携させ、空き家を有効活用することが必要です。

【参考】《図2-59 生活サービス施設徒歩圏×将来人口密度×空き家》



## 《 現況 》

### 町の中心における拠点性の向上

- 西小泉駅周辺から役場庁舎周辺にかけてのエリアは、商業施設や公共施設が集積しているため、今後、役場現庁舎跡地や役場新庁舎周辺の公共的活用空間に複合公共施設の整備が検討されていることから、更なる拠点性の向上が期待されます。

### 生活サービス施設の撤退の懸念

- 商業、医療、福祉施設などの生活に身近な施設が町内に広く立地し、概ね生活サービス施設徒歩圏でカバーされています。一方で、将来的に人口密度が低下することが予測される箇所も存在するため、施設の撤退が懸念されます。

### 準工業地域での工場撤退と住宅化

- 市街化区域の約2割を工業地域・工業専用地域が占めており、工業都市として順調な発展を遂げてきています。一方で、特に町の西部に広がる準工業地域では、小規模な工場の撤退と跡地への住宅立地が進んでいる箇所も見られます。

## 《 課題 》

### 立地適正化計画制度を活用した施設等の誘導

- 土地区画整理事業等によって整備された道路や公園などの都市基盤施設が充実する中、コンパクトなまちづくりを実現するためには、誘導施設への位置付け等を通じて立地適正化計画制度を活用し、商業施設や公共施設の適切な立地を誘導していくことが必要です。

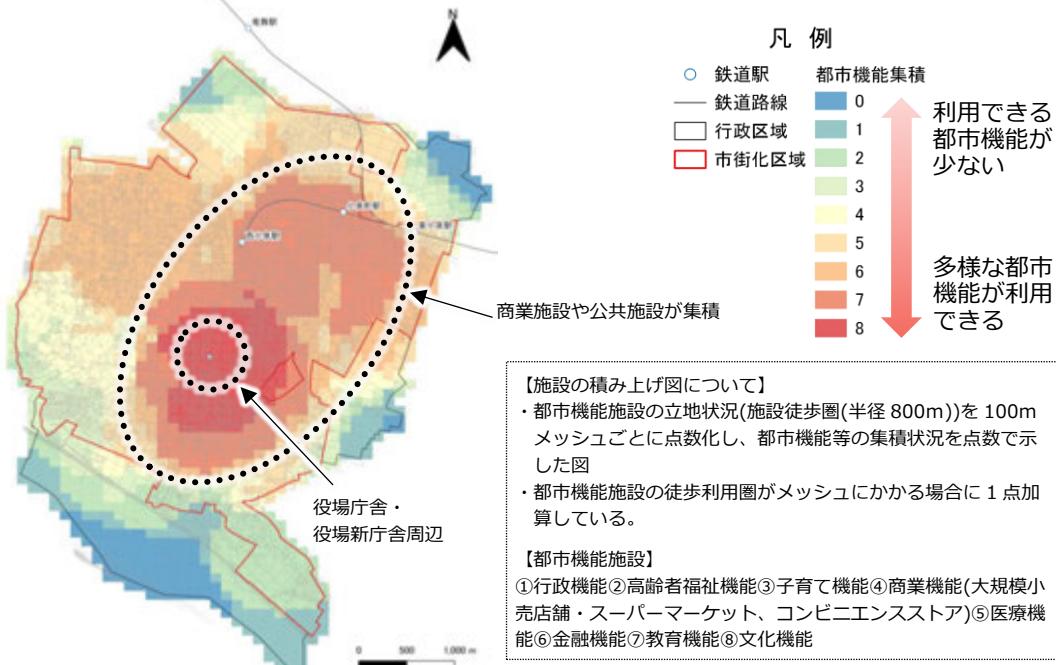
### 生活サービス施設の維持

- 既にコンパクトな市街地が形成されている状況において、買い物や通院の利便性など、一定の生活利便性を維持するためには、生活サービス施設の維持・確保が必要です。

### 適切な土地利用の検討

- 活力ある産業を維持・発展させるためには、既存企業の拡張や新規進出のニーズに対応するとともに、居住環境と操業環境の秩序あるすみ分けを図る必要があります。また、未利用地の活用にもつなげるため、用途地域の見直しなど、土地利用の在り方を検討する必要があります。

【参考】 《 図 2-60 都市機能の利便性の点数化 》



出典：群馬県ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、厚生労働省「介護事業所・生活関連情報検索」(令和6年(2024年)時点)、かいご DB(令和6年(2024年)時点)、大泉町くらしの便利帳、全国ショッピングセンターマップ(令和6年(2024年)時点)、全国スーパー・マーケットマップ(令和6年(2024年)時点)、mapion(令和6年(2024年)時点)、iタウンページ(令和6年(2024年)時点)、全国ドラッグストア・調剤薬局マップ(令和6年(2024年)時点)、一般社団法人全国銀行協会ホームページ(令和6年(2024年)時点)、日本郵政グループホームページ(令和6年(2024年)時点)、一般社団法人全国信用金庫協会ホームページ(令和6年(2024年)時点)、群馬県総合教育センター、大泉町資料

## 《 現況 》

### 基幹的な公共交通ネットワークの形成

- 面積は県内で1番小さな町ですが、鉄道駅が3駅あり、町の北部は町内に限らず、町外にも移動がしやすい環境にあります。
- 千代田町と共同運行し、太田市、大泉町、千代田町をつなぐ広域公共バスと西小泉駅から埼玉県の熊谷駅までをつなぐ民間の路線バスによって基幹的な公共交通ネットワークが形成されています。
- 鉄道駅及び路線バスの徒歩圏に居住している人口は、住民の48.7%となっています。
- 鉄道駅及び路線バスの徒歩圏外をカバーするため、高齢者等デマンド交通を運行しています。

### 生活サービス施設及び公共交通の徒歩圏外地区

- 商業、医療、福祉施設などの生活に身近な施設が町内に広く立地し、町内は概ね生活サービス施設徒歩圏でカバーされていますが、一方で、生活サービス施設徒歩圏外で、かつ、公共交通もない箇所が寄木戸地区や古海地区などに分布しています。

## 《 課題 》

### 基幹と支線の充実

- 基幹的な公共交通ネットワークを維持するとともに、高齢者等デマンド交通などで町内の細かな移動を担う支線の充実が必要です。

### 公共交通の確保方策

- 寄木戸地区や古海地区などについては、持続可能な市街地を形成する上で望ましい居住誘導の方向性を整理した上で、その方向性に適した公共交通の確保方策を検討する必要があります。

【参考】《図2-61 生活サービス施設徒歩圏×公共交通徒歩圏》



出典：国土数値情報(令和6年(2024年)時点)、東武鉄道ホームページ、大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、太田市ホームページ(令和6年(2024年)時点)、千代田町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、朝日自動車(株)ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

## 《 現況 》

### 発生頻度が比較的高い災害

1. 計画規模(200 年に 1 回程度を想定した降雨)では、利根川沿いで浸水が想定されており、一部の地区で 5.0~10.0m 未満の浸水深が見られます。

### 特定都市河川流域

1. 休泊川沿いは、計画規模(200 年に 1 回程度を想定した降雨)で見た場合、浸水リスクのある箇所が南部に限定され、利根川沿いの上記箇所ほどの高リスクではないものの、実際に道路冠水実績がある箇所が多く存在します。
2. 令和元年東日本台風により、大規模な浸水被害が発生したことから、休泊川等とその流域が特定都市河川及び特定都市河川流域として指定され、一定規模以上の開発行為の際には知事の許可が必要となり、雨水貯留浸透施設の設置等の対策が求められます。

### 発生頻度が比較的低い災害

1. 想定最大規模(1000 年に 1 回程度を想定した降雨)では、町の概ね全体が浸水範囲になり、高いリスクである 5.0~10.0m 未満の浸水深が想定されています。
2. 5.0~10.0m 未満の浸水深の箇所は、浸水継続時間が長いリスクを有していることに加え、家屋倒壊等氾濫想定区域にも該当しています。
3. 地震災害については、町内では概ね震度 6 弱の揺れが想定されますが、一部では震度 6 強の箇所が見られます。

## 《 課題 》

### 発生頻度が比較的高い災害への対策

1. 利根川に隣接している地区は、まちの成り立ちを踏まえながら、安全性に配慮した居住誘導及び都市機能誘導を検討していく必要があります。

### 特定都市河川流域の災害対策

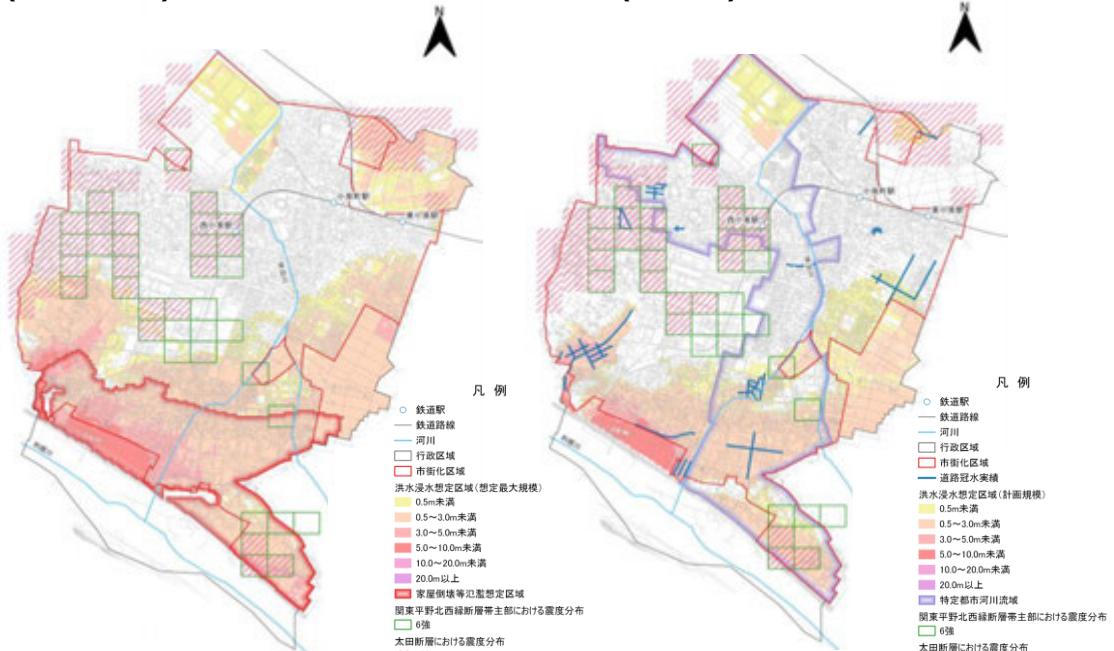
1. 休泊川沿いは、市街化が著しく、河道拡幅が制限されるため、町の防災関連計画及び休泊川流域水害対策計画の取組と整合を図りつつ、都市計画の観点で町独自で進める新たな取組を検討する必要があります。

### 発生頻度が比較的低い災害への対策

1. 町全体に被害が想定される中で、基盤整備により防災性を高めるとともに、地域の防災組織の育成や住民意識の啓発を図るなど、ハード面とソフト面の両方からの取組が必要です。

【参考】《図 2-62 洪水浸水想定区域  
(想定最大規模)・家屋倒壊等氾濫想定区域・地震》

【参考】《図 2-63 洪水浸水想定区域  
(計画規模)・特定都市河川流域・地震》



出典：利根川上流河川事務所提供資料、群馬県ホームページ(流域治水及び流域治水プロジェクト)、大泉町総合防災マップ(令和 5 年(2023 年)7 月)、大泉町資料



## **第3章　目指す将来都市像**

# 第3章 目指す将来都市像

## 3-1. まちづくりの方針と誘導方針

### (1) まちづくりの方針(ターゲット)

本計画の方向性を示す「まちづくりの方針(ターゲット)」は、都市計画マスターplanで示されている立地適正化計画の要素である、「公共交通の利便性の向上を図り、持続可能なコンパクトなまちづくりを通して、将来都市像の実現」を図るために、都市計画マスターplanで定めている都市の将来像と同一とします。

なお、都市計画マスターplanで定めている都市の将来像は、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」で掲げる将来都市像が根底に踏まえられています。

《 大泉町立地適正化計画(まちづくりの方針) 》

第二次大泉町都市計画マスターplan(一部改訂版)(都市の将来像)

「快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち」

### (2) 誘導方針(ストーリー)

町内は、既に一定の利便性が確保されたコンパクトな市街地が形成されているとともに、年齢や性別、国籍にかかわらず、あらゆる人が生活を営む都市となっています。

また、近年、自然災害が頻発化・激甚化する中で、令和元年東日本台風により大規模な浸水被害が発生したことから、令和5年12月に群馬県は、休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路流域を「特定都市河川(※)」及び「特定都市河川流域」に指定しました。

以上のことを踏まえ、「快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち」を形成するため、人口減少やライフスタイルの変化、自然災害などの変化に備えつつ、高い利便性を有し、多様な暮らし方ができる持続可能なコンパクトなまちづくりを目指します。さらに、まちづくりと連携した総合的な公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。

「居住」、「都市機能」、「公共交通」、「防災」の4つの視点より「誘導方針(ストーリー)」を設定し、将来にわたり持続可能なまちづくりを目指していくものとします。

※ 特定都市河川

浸水被害が発生する可能性が高い都市部を流れる河川の流域において、市街化の進展により浸水被害の防止が困難で、国土交通大臣又は都道府県知事が区間を限って指定した河川のこと。

#### 地域特性に応じたゆとりある居住環境の形成

居住

1. インフラ整備等により良好な居住環境が形成されている地域で、様々な暮らし方を尊重する居住誘導を図ります。
2. 居住誘導を図る上で、生活に身近な施設が充実し便利で快適な暮らしができる環境や、公園や緑地等の自然環境が身近にあり豊かな暮らしができる環境、地域固有のコミュニティを守り安心して暮らせる環境など、地域特性に応じた居住環境の形成を図ります。
3. 空き家等の適切な管理や活用の促進を図ることで、より安全性を確保した居住環境の形成を図ります。

### 都市機能の集積と賑わいある快適な空間の形成

1. 最も利便性が高い拠点となる西小泉駅周辺から役場庁舎周辺にかけての地域は、新庁舎建設事業と合わせて、都市機能施設の集約や再編により利便性の向上を図るとともに、住民及び来訪者の交流、憩いの場となる活気ある快適な拠点の形成を図ります。
2. 住民生活の利便性を高めていくため、商業、医療、福祉施設などの生活に身近な施設を維持・充実させた拠点の形成を図ります。

### 円滑な移動を促す基幹的な公共交通ネットワークの形成

1. 持続可能でコンパクトなまちづくりの骨格を形成するため、拠点間を結ぶ基幹的な公共交通ネットワークの維持を図ります。
2. 居住地と拠点を繋ぐ移動手段を確保するため、基幹的な公共交通を補完する支線としての公共交通の充実を図ります。

### ハード・ソフト両面の整備による安全性を考慮したまちの形成

1. 災害の危険性が高い地域は、新たな居住及び都市機能の立地の抑制を図ります。
2. 特定都市河川流域におけるリスクの低減・回避のため、町の防災関連計画及び休泊川流域水害対策計画の取組と整合を図りつつ、雨水の流出を抑制するための土地利用誘導や居住者へのリスク情報等の周知など、充実した対策を検討し、住民が安全で安心に暮らせるまちの形成を図ります。
3. 想定を上回る自然災害に備えて、災害協定の締結や自主防災組織への支援等によりソフト面の取組を推進し、災害に強いまちの形成を図ります。

## 3-2. 都市の骨格構造

具体的な誘導区域や施策検討の前提として、都市機能の集積を目指す「拠点」や、拠点間の移動が可能となる「基幹的な公共交通軸」を定めた「都市の骨格構造」を設定します。

### (1)前提となる考え方

都市の骨格構造では、立地適正化計画の手引きの考え方に基づき、居住や都市機能が集積し住民の生活を支える拠点(中心拠点、地域拠点)と基幹的な公共交通軸を定めます。

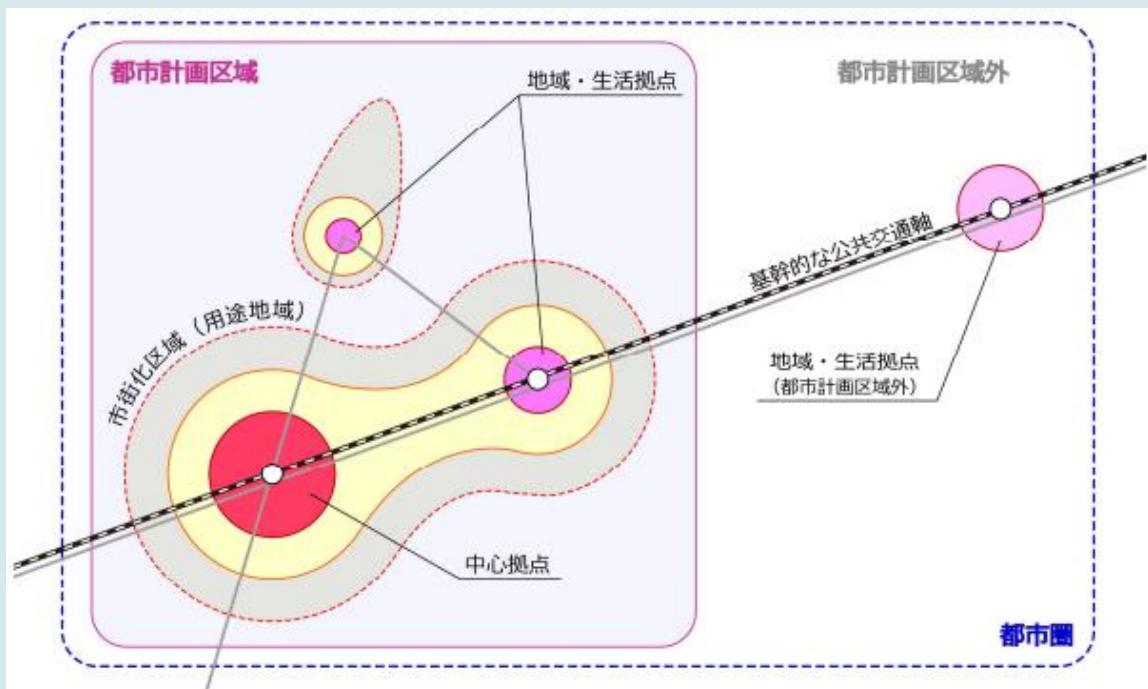
#### 《目指すべき都市の骨格構造》

都市機能誘導区域、居住誘導区域の検討に先立ち、都市全体の観点から、目指すべき都市像を見据えながら、将来の都市の骨格となる主要な拠点や基幹的な公共交通軸を抽出し、目指すべき都市の骨格構造を設定します。その際、都市全体を示した地図やダイヤグラム(※)を用いて即知的に記載・表現することが重要です。

検討に際しては、年齢階層別の人団分布や土地利用等、将来的に変化し得る流動的要素の見通しと、都市施設等の将来的に大きく変化しない固定的要素とを照らし合わせながら、都市機能や主要な公共交通路線等、両要素の関係の中で変化し得る要素も勘案し、各地区で実現するライフスタイルを具体に想定しつつ検討することが重要です。

※ ダイヤグラム  
対象となる事象や仕組み、関係性を視覚的に表現した図のこと。

#### 《図3-1 都市の骨格構造のイメージ》



出典：立地適正化計画の手引き(令和7年4月改訂)を抜粋

## (2)拠点の設定

目指すべき都市の骨格構造を踏まえ、本計画では以下の考え方(拠点)を設定します。

### ①国が示す拠点のイメージ

立地適正化計画の手引きでは、目指すべき都市の骨格構造のうち、拠点について下記の考え方が示されています。

《表3-1 各拠点地区のイメージ》

拠点類型	地区の特性	設定すべき場所の例	地区例
中心拠点	市町村域各所からの公共交通アクセス性に優れ、住民に行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積等の高次の都市機能を提供する拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特に人口が集積する地区</li> <li>■各種の都市機能が集積する地区</li> <li>■サービス水準の高い基幹的な公共交通の結節点として市内各所から基幹的公共交通等を介して容易にアクセス可能な地区</li> <li>■各種の都市基盤が整備された地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中心市街地活性化基本計画の中心市街地</li> <li>■市役所や市を中心となる鉄道駅の周辺</li> <li>■業務・商業機能等が集積している地区</li> </ul>
地域・生活拠点	地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパー等、主として日常的な生活サービスを提供する拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺地域に比して人口の集積度合いが高い地区</li> <li>■日常的な生活サービスの提供施設等が集積する地区</li> <li>■徒歩、自転車又は端末公共交通手段を介して、周辺地域から容易にアクセス可能な地区</li> <li>■周辺地域に比して都市基盤の整備が進んでいる地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行政支所や地域の中心となる鉄道駅、バス停の周辺</li> <li>■近隣商業地域など小売機能等が一定程度集積している地区</li> <li>■合併町村の旧庁舎周辺地区</li> </ul>

出典：立地適正化計画の手引き(令和7年4月改訂)を抜粋

### ②本計画における拠点の設定

本計画における拠点は、都市計画マスタープランにおける将来都市構造の位置付けを踏襲し、町の活動を活性化するための中心拠点として「都市活動拠点」を、住民生活の利便性を高めていくための地域・生活拠点として「コミュニティ拠点」を設定します。

また、役場庁舎周辺地区は、国が示す中心拠点の考え方と整合性が取れているため、「都市活動拠点」に含めることとします。

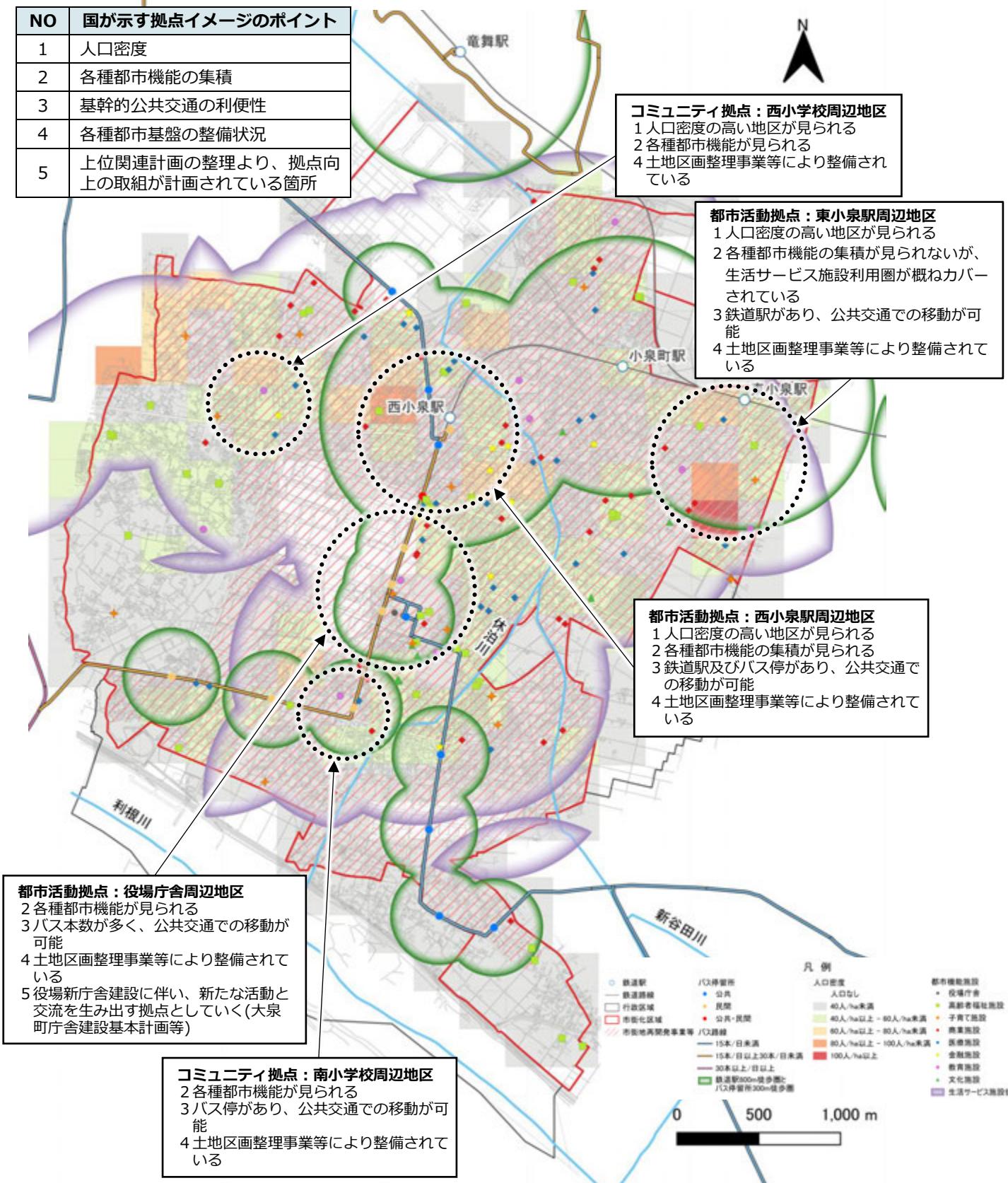
《表3-2 本計画における拠点の位置付け》

種別	対応する地区	主な機能・方向性
都市活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■西小泉駅周辺地区</li> <li>■東小泉駅周辺地区</li> </ul>	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">都市計画マスタープラン位置付けあり</div>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■役場庁舎周辺地区(町の現況整理により追加)</li> </ul>	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">都市計画マスタープラン位置付けなし</div>
コミュニティ拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■西小学校周辺地区</li> <li>■南小学校周辺地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■コミュニティ機能</li> <li>■近隣商業機能</li> <li>■文化・交流機能</li> </ul>

## 【参考 拠点設定の確認】

国が示す拠点イメージと本計画における拠点の整合性は、以下のとおりです。

《図3-2 拠点に位置付ける上で考慮すべき条件の重ね合わせ》



### (3)軸の設定

国が示す目指すべき都市の骨格構造を踏まえ、本計画では以下の考え方(軸)を設定します。

#### ①国が示す軸のイメージ

立地適正化計画の手引きでは、目指すべき都市の骨格構造のうち、軸について下記の考え方が示されています。

《表3-3 基幹的な公共交通軸のイメージ》

公共交通軸の特性	設定すべき場所の例
<ul style="list-style-type: none"><li>■中心拠点や地域・生活拠点等の居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定水準以上のサービスで運行する公共交通</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■一定水準以上のサービスで運行する路線であり、一定の沿線人口密度があり、かつ公共交通政策でも主要路線として位置づけられるなど、サービス水準の持続性が確保されると見込まれる路線</li><li>■中心拠点と地域・生活拠点、各拠点と居住を誘導すべき地域とを結ぶ路線</li><li>■デマンド交通の拠点周辺</li></ul>

出典：立地適正化計画の手引き(令和7年4月改訂)を抜粋

#### ②本計画における軸の設定

本計画における軸は、都市計画マスターplanにおける将来都市構造の位置付けを踏襲し、広域的な都市間を結ぶ自動車交通を円滑に処理するための「広域都市軸」や、円滑な移動を実現するとともに、都市活動拠点相互の連携を図るための「中央都市軸」、住民の日常生活圏における生活の快適性・利便性を確保するための「生活都市軸」を設定します。

なお、都市計画マスターplanにおける都市軸には公共交通の要素が含まれていないため、本計画の軸には「公共交通軸」として、鉄道路線とバス路線を含めます。

《表3-4 本計画における軸の位置付け》

種別	対応する地区	主な機能・方向性		
広域都市軸	<ul style="list-style-type: none"><li>■(都)東毛広域幹線道路(国道354号)</li><li>■(都)只上上小泉(国道122号)</li><li>■(都)矢場古戸線</li><li>■(都)太田妻沼線(国道407号)</li><li>■(仮)両毛中央幹線</li><li>■(仮)西邑楽三町地域広域幹線産業道路</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■円滑な交通の実現</li><li>■沿道環境への配慮</li></ul>		
中央都市軸	<ul style="list-style-type: none"><li>■(都)大泉尾島線(県道綿貫篠塚線)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■円滑な交通の実現</li><li>■快適な歩行空間の確保</li><li>■シンボリック(※)な景観の形成</li><li>■適正な沿道土地利用の誘導</li></ul>		
生活都市軸	<table><tr><td><ul style="list-style-type: none"><li>■(都)下小泉吉田線</li><li>■(都)小舞木寄木戸線</li><li>■(都)上小泉古海線</li><li>■(都)矢場古戸線</li></ul></td><td><ul style="list-style-type: none"><li>■(都)東別所坂田線</li><li>■(都)東別所仙石線</li><li>■(都)吉田小泉線</li><li>■(都)松塚原前線</li></ul></td></tr></table>	<ul style="list-style-type: none"><li>■(都)下小泉吉田線</li><li>■(都)小舞木寄木戸線</li><li>■(都)上小泉古海線</li><li>■(都)矢場古戸線</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■(都)東別所坂田線</li><li>■(都)東別所仙石線</li><li>■(都)吉田小泉線</li><li>■(都)松塚原前線</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■円滑な交通の実現</li><li>■快適な歩行空間の確保</li><li>■適正な沿道土地利用の誘導</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>■(都)下小泉吉田線</li><li>■(都)小舞木寄木戸線</li><li>■(都)上小泉古海線</li><li>■(都)矢場古戸線</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■(都)東別所坂田線</li><li>■(都)東別所仙石線</li><li>■(都)吉田小泉線</li><li>■(都)松塚原前線</li></ul>			

#### ★町の現況整理より追加

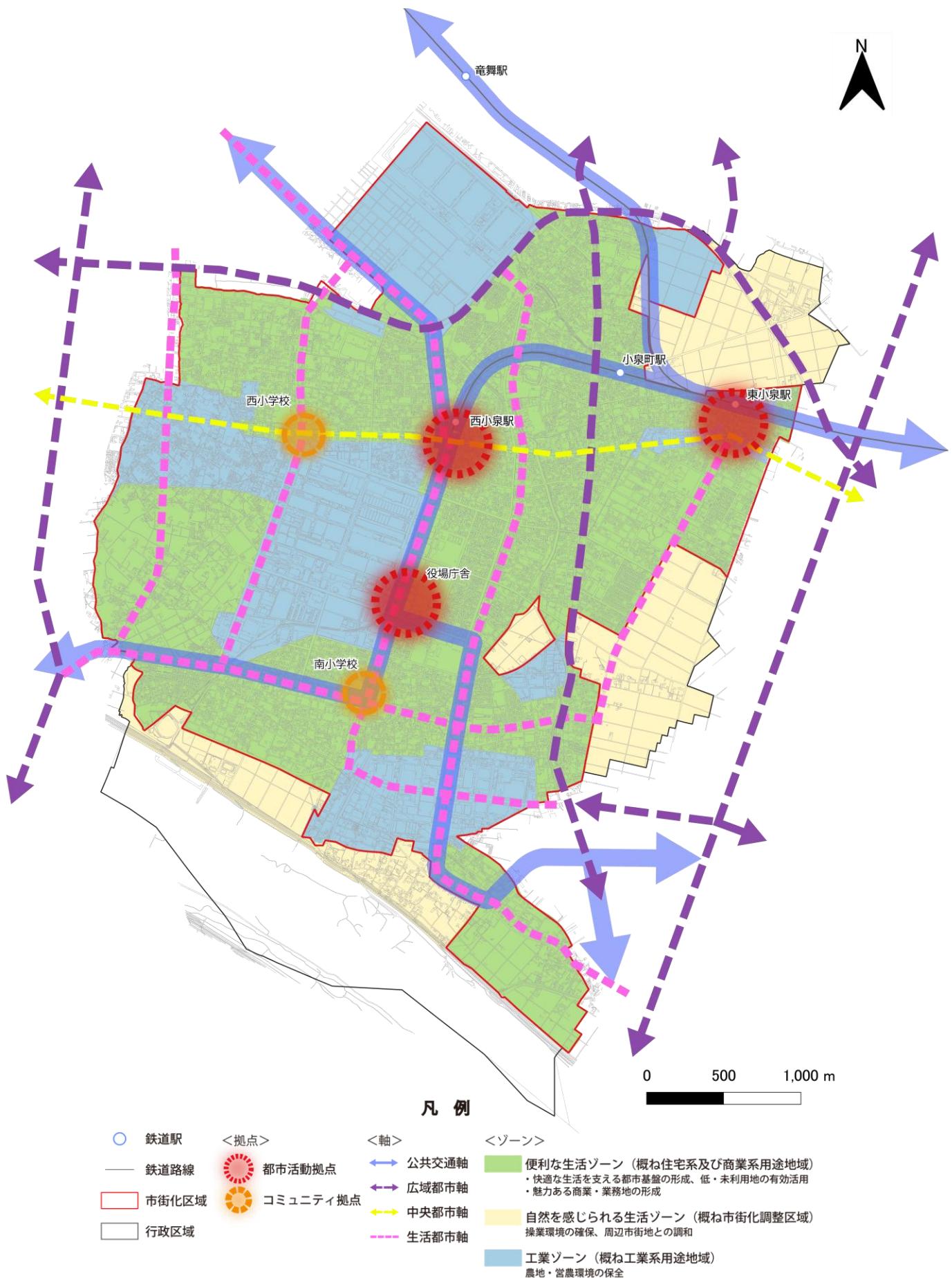
公共交通軸	<ul style="list-style-type: none"><li>■鉄道路線</li><li>■バス路線</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■拠点間を結ぶ公共交通サービスの充実</li></ul>
-------	---	--

※ シンボリック  
象徴的であること。

## (4) 都市の骨格構造

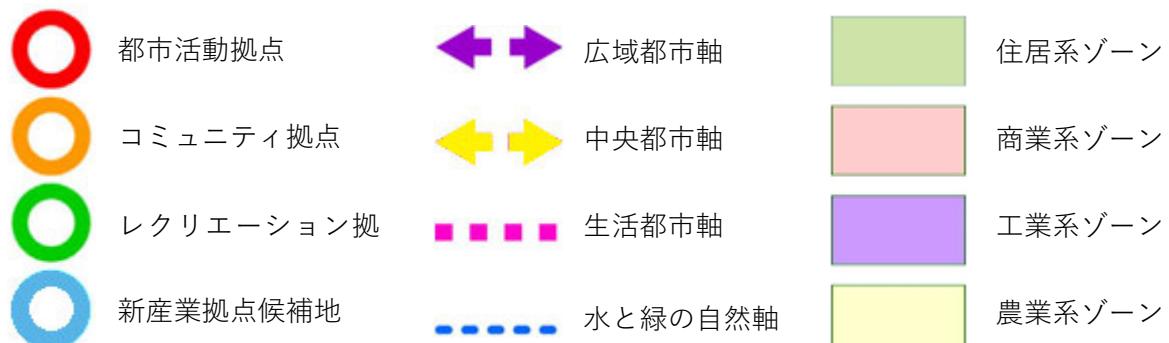
前項までの考え方を整理し、本計画の都市の骨格構造を以下のとおり設定します。

《図3-3 大泉町の骨格構造》



【参考】都市計画マスタープランの将来都市構造図

《図3-4 都市計画マスタープランの将来都市構造図》





## **第4章 居住誘導区域**

# 第4章 居住誘導区域

## 4-1. 居住誘導区域の基本的な考え方

### (1) 居住誘導区域とは

立地適正化計画の手引きや都市計画運用指針では、「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域」とされています。

#### 《都市計画運用指針に示される基本的な考え方》

1. 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきである。

出典：都市計画運用指針(令和7年3月改訂)を抜粋

### (2) 居住誘導区域に定められることが考えられる区域

居住誘導区域に定められることが考えられる区域として、以下の区域が示されています。

#### 《立地適正化計画の手引きに示される居住誘導区域の望ましい区域像》

##### 【生活利便性が確保される区域】

1. 都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通(※)等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏

※ 端末交通  
鉄道やバスの駅・バス停までの(からの)交通手段のこと。

##### 【都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域】

1. 医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内
2. 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

##### 【災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域】

1. 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

出典：立地適正化計画の手引き(令和7年4月改訂)を抜粋

#### 《都市計画運用指針に示される居住誘導区域を定められることが考えられる区域》

1. 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
2. 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
3. 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

出典：都市計画運用指針(令和7年3月改訂)を抜粋

### (3)居住誘導区域に含まないことが考えられる区域

居住誘導区域に含まないことが考えられる区域として、以下の区域が示されています。

#### ①居住誘導区域に含まないこととされている区域(都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条)

名称	根拠法令等	該当区域
市街化調整区域	都市計画法第7条第1項	○
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号	○
農地・採草放牧地	農地法第5条第2項第1号□	—
保安林の区域	森林法第25条及び第25条の2	○
保安林予定森林の区域・保安施設地区・保安施設地区に予定された地区	森林法第30条、第30条の2、第41条及び第44条において準用する同法第30条	—
特別地域	自然公園法第20条の第1項	—
原生自然環境保全地域・特別地区	自然環境保全法第14条第1項及び第25条第1項	—
災害危険区域のうち住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	建築基準法第39条第1項及び第2項	—
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項	—
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項	—
地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項	—
浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項	—

#### ②原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(都市計画運用指針)

名称	根拠法令等	該当区域
津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項	—
災害危険区域(建築基準法第39条第2項に基づく条例で建築物の建築が禁止されている区域以外)	建築基準法第39条第1項	—

③総合的に勘案し、居住を誘導することが適當ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(都市計画運用指針)

名称	根拠法令等	該当区域
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項	—
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項	—
浸水想定区域	水防法第14条第1項4号	○
基礎調査	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項	—
津波浸水想定における浸水の区域	津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項	—
都市浸水想定における都市浸水が想定される区域	特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号	○
その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	—	—

居住誘導区域の検討における浸水想定区域の留意点

浸水深が大きく浸水継続時間が長期に及ぶ地区、氾濫により家屋倒壊等のおそれがある地区、居室の浸水被害が高頻度で発生し得る地区など特にリスクが大きな地区が存在しうることに留意すべきである。

④居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域(都市計画運用指針)

名称	根拠法令等	該当区域
工業専用地域	都市計画法第8条第1項第1号	○
流通業務地区	都市計画法第8条第1項第13号	—
特別用途地区(住宅の建築が制限されている場合)	都市計画法第8条第1項第2号	—
地区計画区域(住宅の建築が制限されている場合)	都市計画法第12条の4第1項第1号	—
過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であつて、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—	—
工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であつて、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—	—

## 4 – 2. 居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域は、将来にわたり一定の人口密度を維持することや災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、まちづくりの方針(ターゲット)における誘導方針(ストーリー)の実現にも資するように設定することが望まれます。

《表4-1 町で設定する誘導方針(居住と防災を抜粋)》

居 住	地域特性に応じたゆとりある居住環境の形成
	ハード・ソフト両面の整備による安全性を考慮したまちの形成
防 災	地域特性に応じたゆとりある居住環境の形成
	ハード・ソフト両面の整備による安全性を考慮したまちの形成

居住

地域特性に応じたゆとりある居住環境の形成

1. インフラ整備等により良好な居住環境が形成されている地域で、様々な暮らしができる環境や、公園や緑地等の自然環境が身近にあり豊かな暮らしができる環境、地域固有のコミュニティを守り安心して暮らせる環境など、地域特性に応じた居住環境の形成を図ります。
2. 居住誘導を図る上で、生活に身近な施設が充実し便利で快適な暮らしができる環境や、公園や緑地等の自然環境が身近にあり豊かな暮らしができる環境、地域固有のコミュニティを守り安心して暮らせる環境など、地域特性に応じた居住環境の形成を図ります。
3. 空き家等の適切な管理や活用の促進を図ることで、より安全性を確保した居住環境の形成を図ります。

防災

ハード・ソフト両面の整備による安全性を考慮したまちの形成

1. 災害の危険性が高い地域は、新たな居住及び都市機能の立地の抑制を図ります。
2. 特定都市河川流域におけるリスクの低減・回避のため、町の防災関連計画及び休泊川流域水害対策計画の取り組みと整合を図りつつ、雨水の流出を抑制するための土地利用誘導や居住者へのリスク情報等の周知など、充実した対策を検討し、住民が安全で安心に暮らせるまちの形成を図ります。
3. 想定を上回る自然災害に備えて、災害協定の締結や自主防災組織への支援等によりソフト面の取組を推進し、災害に強いまちの形成を図ります。

上記の居住と防災に関する誘導方針(ストーリー)を踏まえ、本町における居住誘導区域の設定方針を以下のとおり設定します。

### ①既存の都市基盤を有効的に活用することを考慮した設定

市街化区域の約8割が面的に整備されていることや、公共下水道事業が進められていること、戸建て住宅を中心とした良好な住宅地の形成を図る地区計画区域を踏まえ、既存の都市基盤を活かした居住誘導区域の設定を検討します。

### ②生活サービスや公共交通機関を維持することを考慮した設定

既にコンパクトな市街地が形成されている中で、日常生活に必要な施設が集積している地域を考慮しつつ、徒歩や主要な公共交通路線を介して容易にアクセスできることに配慮した居住誘導区域の設定を検討します。

### ③工業系用途地域における土地利用現況を考慮した設定

工業系用途地域の指定箇所は、操業環境の維持や雇用の場の確保など、産業振興を図る地域であるため、原則として居住誘導区域に含めないこととします。ただし、本町は工業都市として発展してきており、居住と産業の親和性が強いため、地区の状況を検証した上で必要に応じて居住誘導区域の設定を検討します。

#### ④将来的な人口集積を考慮した設定

既に都市基盤が概ね整備されていることや生活サービス施設利用圏が広がっていることを踏まえ、良好な居住環境が形成されています。令和2年のDID地区(※)人口密度32.4人/haを基準とし、将来にわたり人口集積が見込まれる地域を人口密度が30人/ha以上の地域と定め、誰もが生活を営みやすいような居住誘導区域の設定を検討します。

※ DID地区

国勢調査において、調査地区を市区町村単位に人口密度によって、都市的な人口集中地区と農村的な非人口集中地区に区分しているもの。具体的には、原則として人口密度1km当たり4,000人以上の調査区が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上(調査時点で最新の国勢調査)を有する地域のこと。

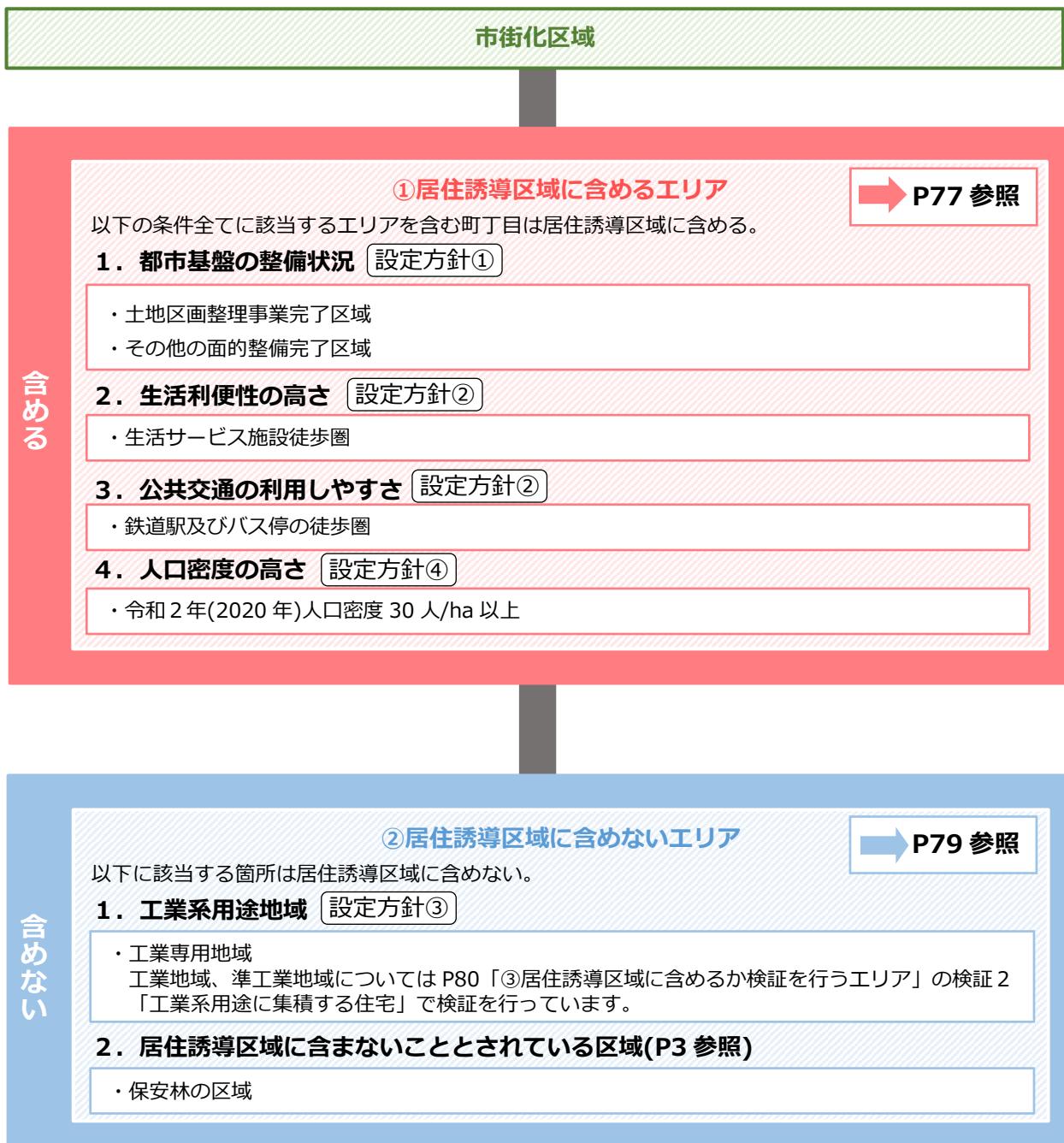
#### ⑤災害リスクを考慮した設定

本町は利根川及び休泊川の流域に面しているため、広域にわたる洪水浸水想定区域や特定都市河川流域等に住宅が集積している地域は、災害リスクを考慮し、その危険性に応じた居住誘導区域の設定を検討します。

## 4 – 3. 居住誘導区域の設定

### (1) 居住誘導区域の設定フロー

居住誘導区域の設定方針を踏まえた、居住誘導区域の設定フローは以下のとおりです。



## ③居住誘導区域に含めるか検証を行うエリア

P80～参照

「①居住誘導区域に含めるエリア」に該当しなかった町丁目については、検証1で居住誘導区域に含めないという判断が妥当かどうかの検証を行う。また、水害のリスクがある箇所や工業系の土地利用がある箇所、基盤整備が十分ではない箇所については、検証2～4で居住誘導区域に含めるかどうかの検証を行う。

## 検証1. 「①居住誘導区域に含めるエリア」に該当しなかった箇所

1. 良好な住宅地形成を図る地区計画又は、幅員4.0m以上の道路状況 設定方針①  
(「①居住誘導区域に含めるエリア」 都市基盤の整備状況の代替項目)

- ・古海第二地区地区計画
- ・大泉町道路台帳図(令和4年度調製)

⇒建築基準法第42条に基づき、住宅を建築できるポテンシャルがあるか否か。

2. 生活利便性の高さ 設定方針②

(「①居住誘導区域に含めるエリア」において、概ね全域をカバーしているため、検証でも同じ項目を使用)

- ・生活サービス施設徒歩圏

3. デマンド交通の導入検討 設定方針②

(「①居住誘導区域に含めるエリア」 公共交通の利用しやすさの代替項目)

- ・誰もが利用できるデマンド交通の導入検討

4. 住宅系土地利用としての転用 設定方針④

(「①居住誘導区域に含めるエリア」 人口密度の高さの代替項目)

- ・土地利用現況(平成28年(2016年)・令和3年(2021年)) × 大泉町開発事業指導要綱に基づく開発事業事前協議(令和元年(2019年)～令和6年(2024年))

⇒今後住宅系土地利用として転用され、住宅が集積することで、人口増加が見込まれるか。

検証2. 工業系用途地域に集積する住宅 設定方針③

- ・用途地域(準工業地域、工業地域) × 建物用途別利用現況(住宅系建築物、工業系建築物)

⇒工業系用途地域に集積する建物は工業系建築物より住宅系建築物の方が多いか。

検証3. 水害リスク 設定方針⑤

- ・以下2項目の水害リスクに該当する区域で住宅系建築物が多く立地する区域

1. 浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域(計画規模(※)又は想定最大規模(1000年に1回程度))かつ家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)かつ72時間(3日間)以上の洪水浸水継続時間(想定最大規模(1000年に1回程度))
2. 浸水深0.5～3.0m未満の洪水浸水想定区域(中高頻度(30年に1回程度)又は中頻度(50年に1回程度))

検証4. 公共下水道の整備状況 設定方針①

- ・公共下水道事業計画 × 建物用途別利用現況(住宅系建築物)

⇒公共下水道事業が進められている区域に住宅が集積しているか。



## 居住誘導区域

P88 参照

※ 計画規模の頻度については、下記のように河川ごとに異なります。

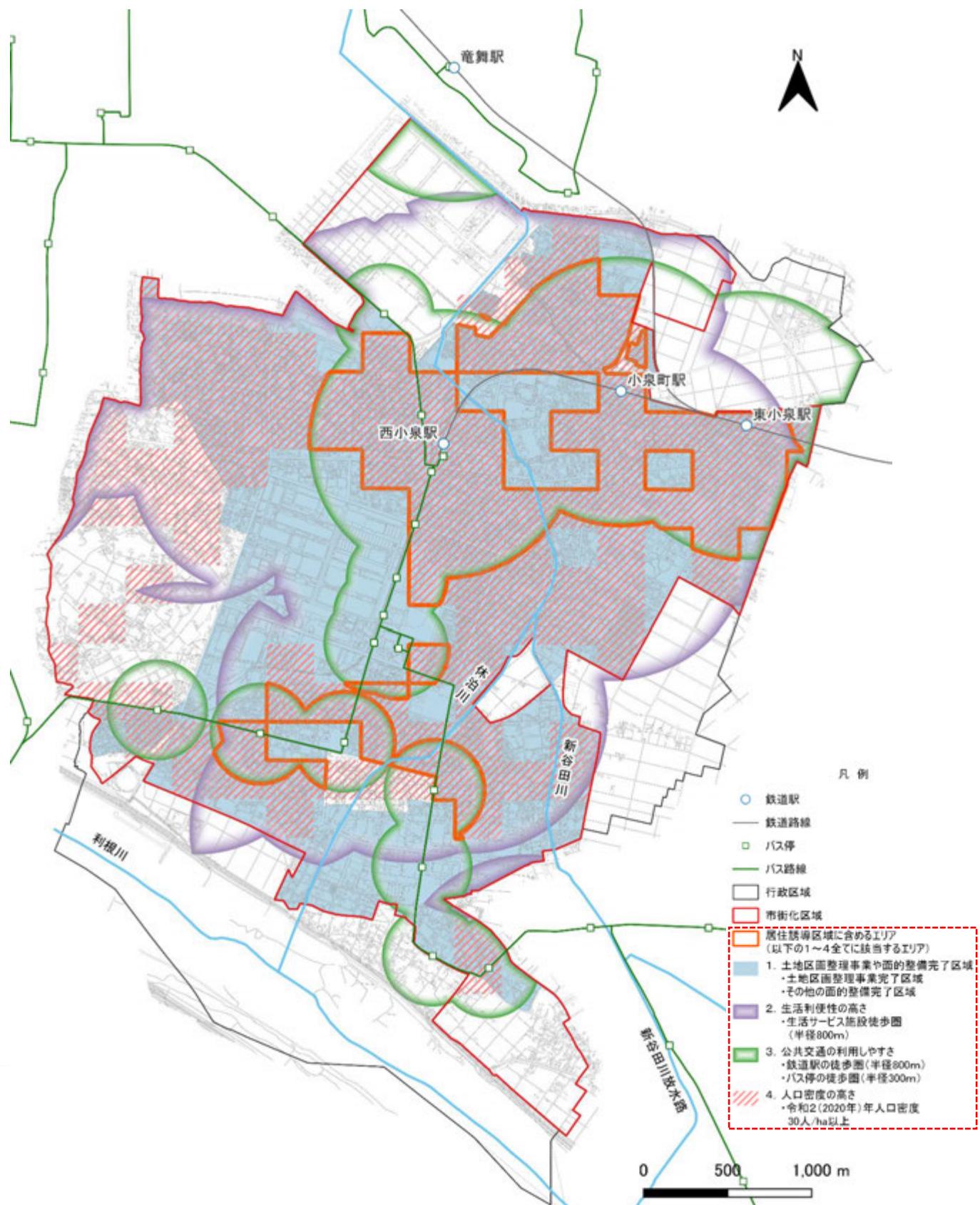
利根川流域：1/200、渡良瀬川流域：1/100、休伯川流域：1/100（県では中低頻度と表現していますが、国の表記と合わせるため計画規模に含んでいます。）

## (2)居住誘導区域検討図

P75、76で設定したフローについてそれぞれの項目の該当状況を示します。

### ①居住誘導区域に含めるエリア

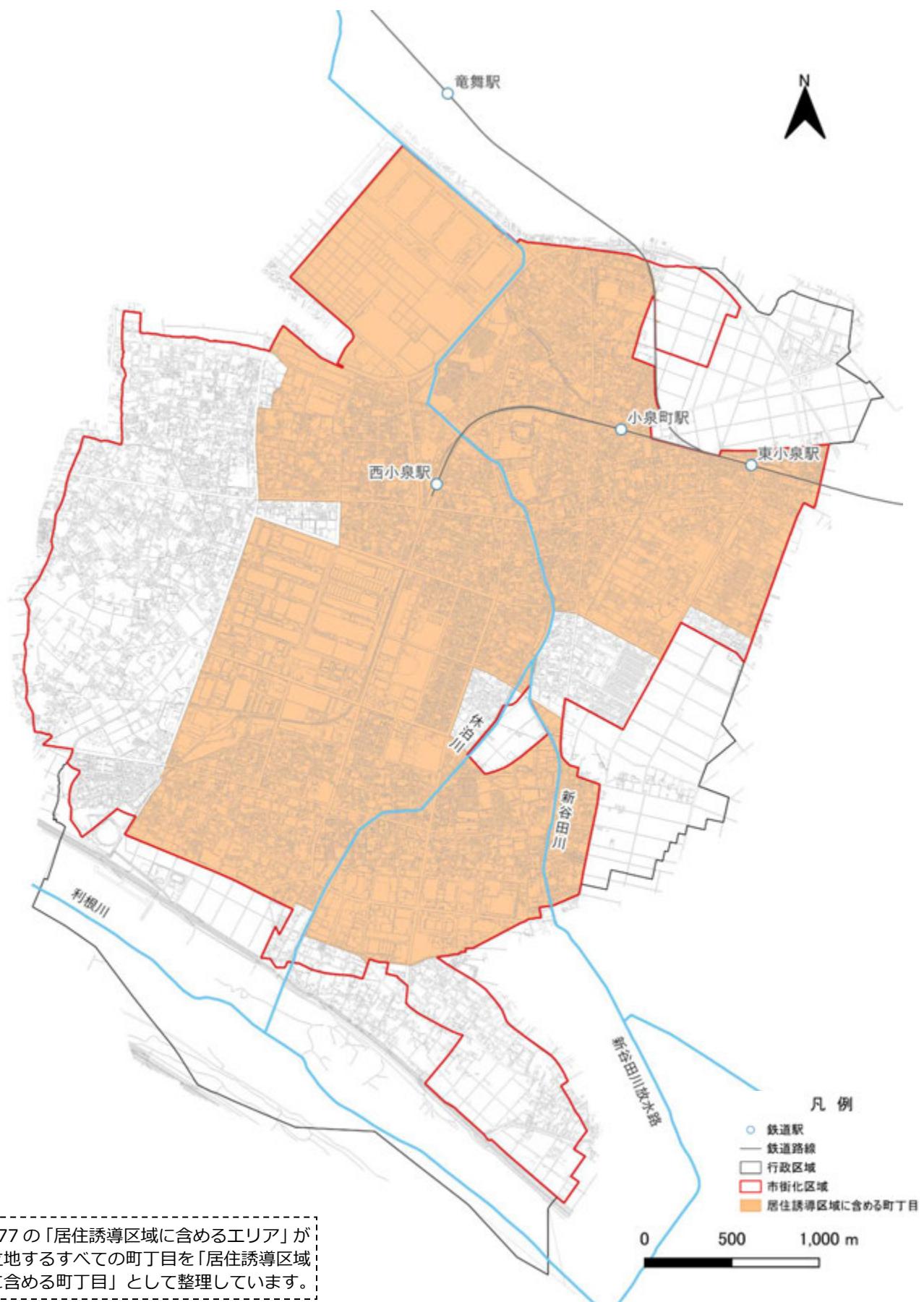
《図4-1 居住誘導区域に含めるエリア(重ね合わせ)》



出典：国立社会保障・人口問題研究所(令和2年(2020年)時点)、群馬県ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、太田市ホームページ(令和6年(2024年)時点)、千代田町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、朝日自動車(株)ホームページ(令和6年(2024年)時点)、全国ショッピングセンターマップ(令和6年(2024年)時点)、全国スーパー・マーケットマップ(令和6年(2024年)時点)、mapion(令和6年(2024年)時点)、iタウンページ(令和6年(2024年)時点)、全国ドラッグストア・調剤薬局マップ(令和6年(2024年)時点)、厚生労働省「介護事業所・生活関連情報検索」(令和6年(2024年)時点)、かいごDB(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

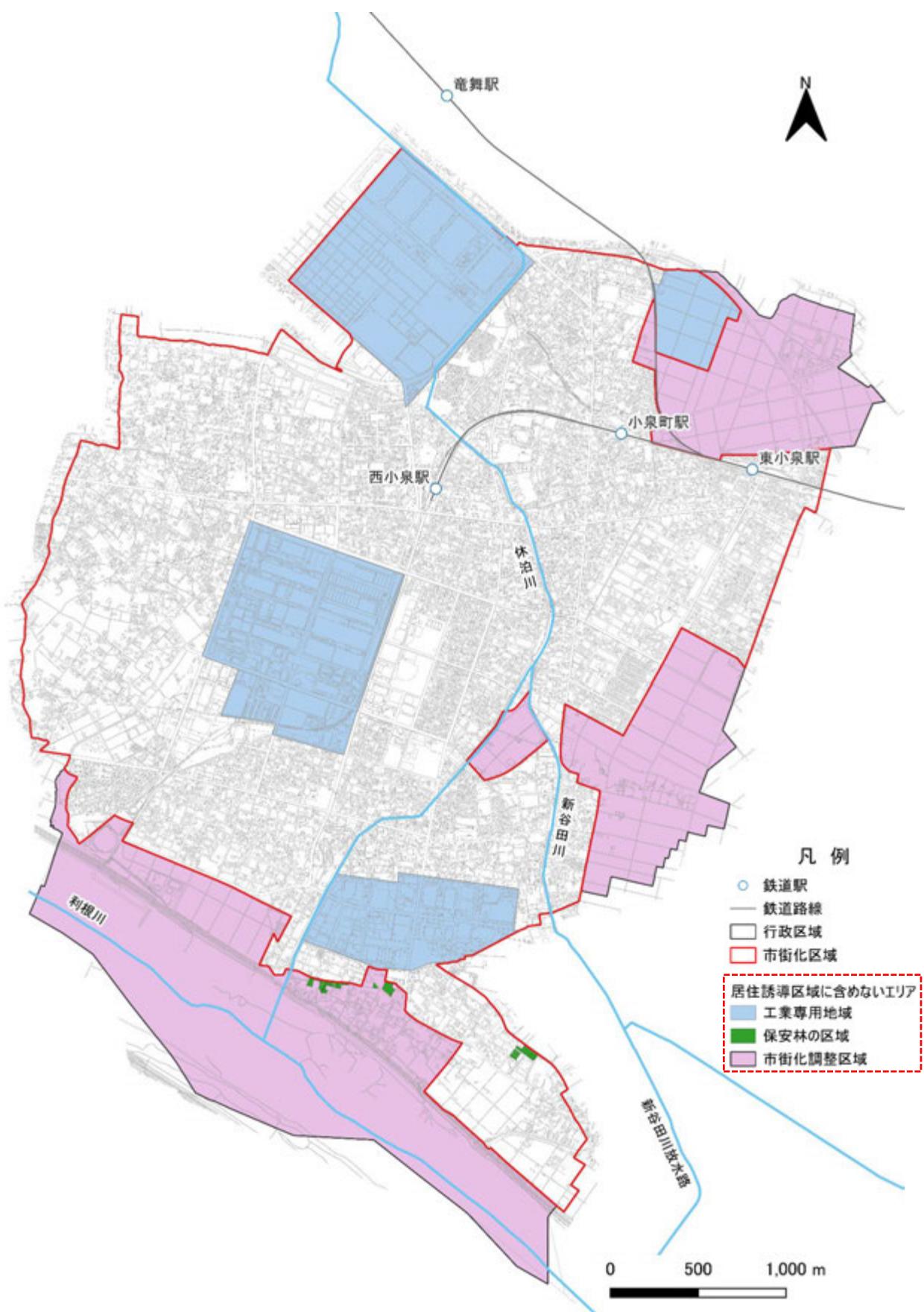
P77 で抽出した居住誘導区域に含めるエリアを、町丁目で整理すると以下のようになります。

《図4-2 居住誘導区域に含める町丁目》



## ②居住誘導区域に含めないエリア

《図4-3 居住誘導区域に含めないエリア》



出典：国土数値情報(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料、群馬県提供資料

### ③居住誘導区域に含めるか検証を行うエリア

「①居住誘導区域に含めるエリア」に該当していない上小泉地区、朝日一丁目地区、朝日五丁目地区、富士一丁目地区、富士三丁目地区、下小泉地区、古海地区、丘山地区、寄木戸地区、古氷地区、坂田三丁目地区の11地区については、以下の検証1により、良好な住宅地形成を図る地区計画が行われている場合、または「①居住誘導区域に含めるエリア」の代替となる項目を全て満たす場合は、居住誘導区域に含めます。

また、検証2～4より、居住誘導区域に望ましくない、工業系の土地利用が行われている場合、災害のリスクが高い場合、公共下水道事業区域外の場合は居住誘導区域から除外します。

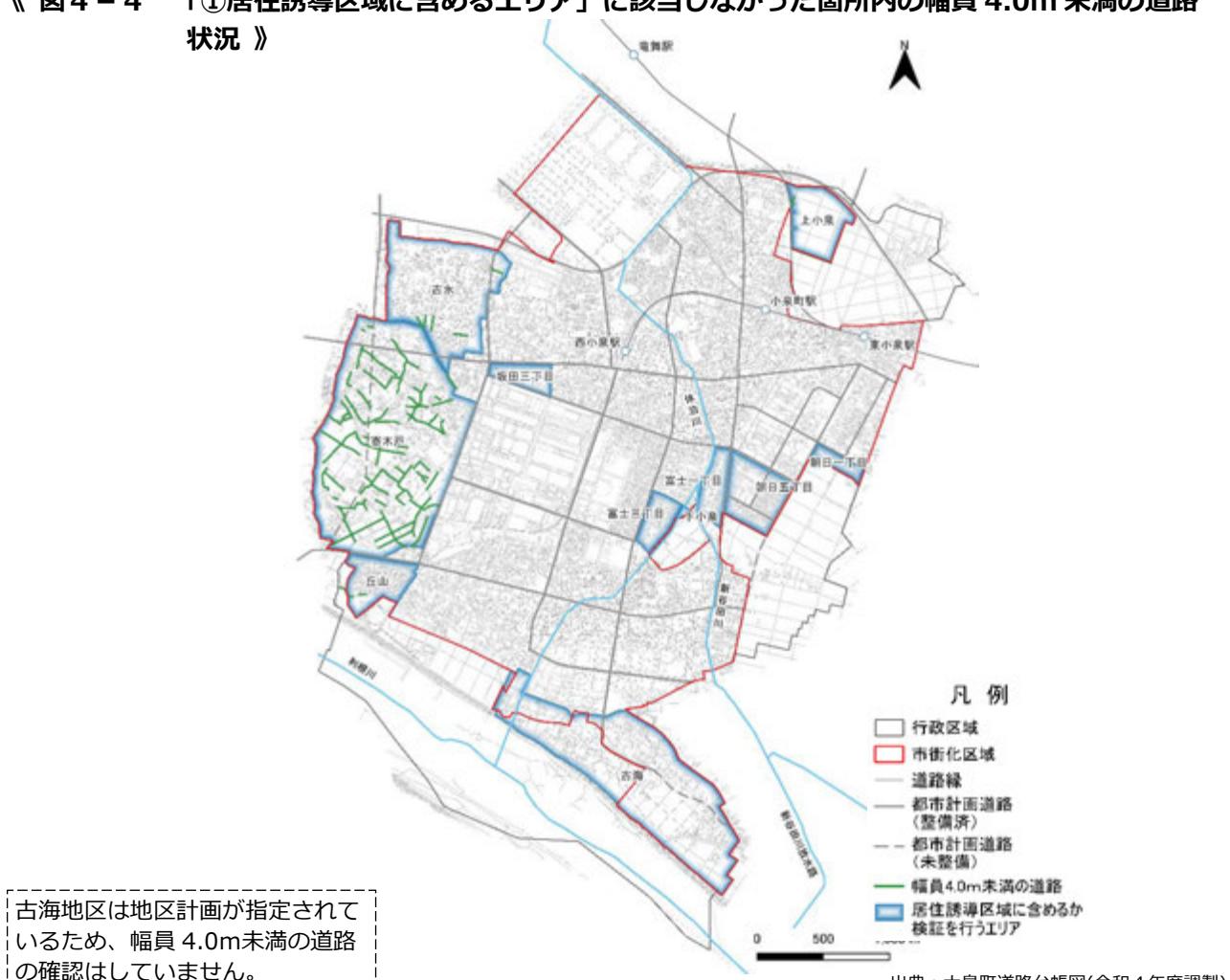
#### 検証1. 「①居住誘導区域に含めるエリア」に該当しなかった箇所

##### 1. 良好な住宅地形成を図る地区計画又は、幅員4.0m以上の道路状況

###### (「①居住誘導区域に含めるエリア」 都市基盤の整備状況の代替項目)

- 古海第二地区地区計画では、戸建て住宅を中心とした良好な住宅地の形成を図っています。それに伴い、都市基盤が整備されることが見込まれます。
- ⇒古海地区は地区計画が指定されているため、「①居住誘導区域に含めるエリア」の代替となる条件を満たします。
- 建築基準法第42条に基づき、建築物が接する道路の最低幅員は4.0mと決められ、4.0m未満の道路として認められず原則として住宅や商業施設等の全ての建築物を造ることができません。
- ⇒上小泉地区、朝日一丁目地区、朝日五丁目地区、富士一丁目地区、富士三丁目地区、下小泉地区、丘山地区、古氷地区、坂田三丁目地区は、地区内のほとんどの道路が道路幅員4.0m以上なので、「①居住誘導区域に含めるエリア」の代替となる条件を満たします。
- ⇒寄木戸地区では全体的に道路幅員4.0m未満の道路が広がっているため、「①居住誘導区域に含めるエリア」の代替となる条件を満たしません。

《図4-4 「①居住誘導区域に含めるエリア」に該当しなかった箇所内の幅員4.0m未満の道路状況》



## 2. 生活利便性の高さ

(「①居住誘導区域に含めるエリア」において概ね全域をカバーしているため検証でも同じ項目を使用)

■商業施設、医療施設、高齢者福祉施設の徒歩圏(半径 800m)を全て満たす区域である生活サービス施設徒歩圏のカバー範囲を確認します。

⇒上小泉地区、朝日一丁目地区、朝日五丁目地区、富士一丁目地区、富士三丁目地区、下小泉地区、古氷地区、坂田三丁目地区は「①居住誘導区域に含めるエリア」の条件を満たします。

⇒古海地区、丘山地区、寄木戸地区は、「①居住誘導区域に含めるエリア」の条件を満たしません。

《図4-5 生活サービス施設徒歩圏のカバー範囲》



### 3. デマンド交通の導入検討

#### (「①居住誘導区域に含めるエリア」 公共交通の利用しやすさの代替項目)

■公共交通の徒歩圏(鉄道駅半径 800m、バス停半径 300m)外に居住している方や最寄りの駅やバス停まで行くことが難しい方の交通手段として、現在は利用対象者が限定されている高齢者等デマンド交通を導入していますが、将来的には町全域で誰もが利用することができるデマンド交通の導入を検討していきます。

⇒上小泉地区、朝日一丁目地区、朝日五丁目地区、富士一丁目地区、富士三丁目地区、下小泉地区、古海地区、丘山地区、寄木戸地区、古氷地区、坂田三丁目地区の全地区で「①居住誘導区域に含めるエリア」の代替となる条件を満たします。

### 4. 住宅系土地利用としての転用

#### (「①居住誘導区域に含めるエリア」 人口密度の高さの代替項目)

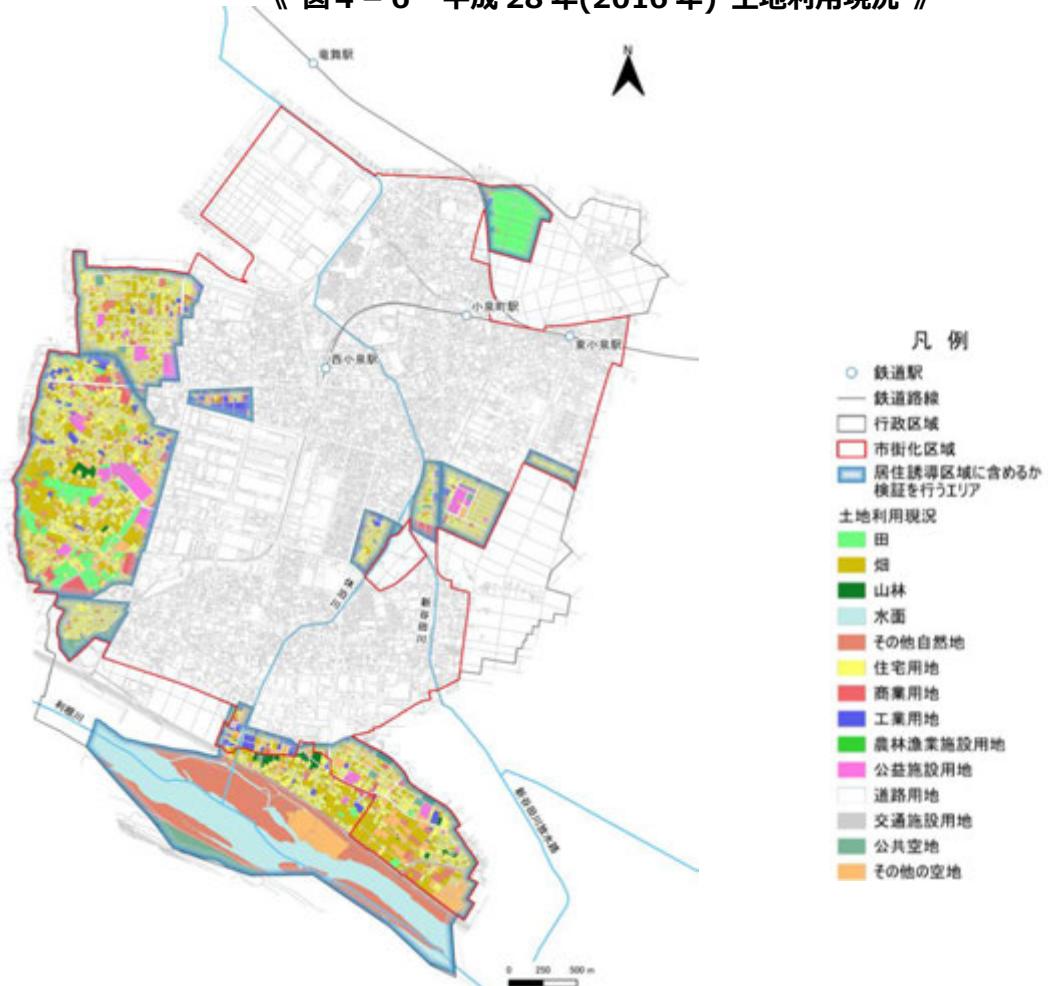
■朝日一丁目地区、朝日五丁目地区、富士一丁目地区、富士三丁目地区、丘山地区、寄木戸地区、古氷地区では、平成 28 年(2016 年)から令和 3 年(2021 年)にかけて自然的土地利用や太陽光発電システム装置や駐車場等のその他土地利用の面積が減少し、住宅系土地利用が増加しています。

■朝日五丁目地区、古海地区、寄木戸地区、古氷地区では、令和元年(2019 年)から令和 6 年(2024 年)の間で行われた大泉町開発事業指導要綱に基づく開発事業事前協議(令和 7 年 3 月時点)において、住宅系の開発に関する事前協議が行われています。

⇒朝日一丁目地区、朝日五丁目地区、富士一丁目地区、富士三丁目地区、丘山地区、古海地区、寄木戸地区、古氷地区は、土地利用の住宅用地面積が増加傾向にある又は、今後住宅開発による人口増加が見込まれる地区であるため、「①居住誘導区域に含めるエリア」の代替となる条件を満たします。

⇒上小泉地区、下小泉地区、坂田三丁目地区は土地利用において住宅用地面積が増加傾向になく、「大泉町開発事業指導要綱に基づく開発事業事前協議」も行われていないため、「①居住誘導区域に含めるエリア」の代替となる条件を満たしません。

《図 4-6 平成 28 年(2016 年) 土地利用現況》



出典：平成 28 年度(2016 年度)都市計画基礎調査(群馬県)

《図4-7 令和3年(2021年) 土地利用現況》



出典：令和3年度(2021年度)都市計画基礎調査(群馬県)

《表4-2 「①居住誘導区域に含めるエリア」に該当しなかった地区の土地利用面積内訳》

地区名	年次	自然的・土地利用	住宅系・土地利用	商業系・土地利用	工業系・土地利用	その他
上小泉	平成28(2016年)年	18.3 ha	0.4 ha	0.0 ha	0.2 ha	1.2 ha
	令和3(2021年)年	18.3 ha	0.5 ha	0.0 ha	0.2 ha	1.2 ha
朝日一丁目	平成28(2016年)年	0.2 ha	3.1 ha	0.5 ha	0.0 ha	0.9 ha
	令和3(2021年)年	0.1 ha	3.2 ha	0.5 ha	0.0 ha	0.8 ha
朝日五丁目	平成28(2016年)年	0.6 ha	10.4 ha	0.9 ha	0.3 ha	8.2 ha
	令和3(2021年)年	0.6 ha	10.8 ha	1.0 ha	0.3 ha	7.8 ha
下小泉	平成28(2016年)年	0.4 ha	0.1 ha	0.0 ha	0.0 ha	0.1 ha
	令和3(2021年)年	0.5 ha	0.1 ha	0.0 ha	0.0 ha	0.1 ha
富士一丁目	平成28(2016年)年	1.0 ha	4.0 ha	1.5 ha	0.5 ha	3.4 ha
	令和3(2021年)年	1.1 ha	4.3 ha	1.5 ha	0.5 ha	3.0 ha
富士三丁目	平成28(2016年)年	0.3 ha	4.7 ha	0.8 ha	0.5 ha	2.5 ha
	令和3(2021年)年	0.2 ha	4.8 ha	0.8 ha	0.5 ha	2.6 ha
古海	平成28(2016年)年	169.0 ha	30.9 ha	1.4 ha	4.6 ha	52.6 ha
	令和3(2021年)年	171.1 ha	30.7 ha	1.4 ha	5.4 ha	52.6 ha
丘山	平成28(2016年)年	1.2 ha	8.9 ha	0.2 ha	0.0 ha	11.8 ha
	令和3(2021年)年	1.2 ha	9.2 ha	0.2 ha	0.0 ha	11.5 ha
寄木戸	平成28(2016年)年	48.5 ha	57.8 ha	9.3 ha	5.8 ha	37.7 ha
	令和3(2021年)年	44.9 ha	58.6 ha	9.9 ha	6.1 ha	39.7 ha
坂田三丁目	平成28(2016年)年	0.2 ha	1.1 ha	1.1 ha	2.9 ha	3.4 ha
	令和3(2021年)年	0.2 ha	1.1 ha	1.1 ha	3.0 ha	3.1 ha
古水	平成28(2016年)年	9.7 ha	30.8 ha	1.4 ha	0.7 ha	21.3 ha
	令和3(2021年)年	8.3 ha	33.7 ha	1.6 ha	0.7 ha	19.7 ha

出典：平成28年度(2016年度)、令和3年度(2021年度)都市計画基礎調査(群馬県)

以上、検証1より、朝日一丁目地区、朝日五丁目地区、富士一丁目地区、富士三丁目地区、古氷地区については「①居住誘導区域に含めるエリア」の代替となる項目(1～4)の全てを満たすため居住誘導区域に含めます。

一方で、上小泉地区、下小泉地区、古海地区、丘山地区、寄木戸地区、坂田三丁目地区については「①居住誘導区域に含めるエリア」の代替となる項目(1～4)の全てを満たさないため居住誘導区域に含めません。

《表4-3 「①居住誘導区域に含めるエリア」に該当しなかった地区的検証結果》

地区名	検証項目				結果
	1	2	3	4	
上小泉地区	○	○	○	×	居住誘導区域に含めません。
朝日一丁目地区	○	○	○	○	居住誘導区域に含めます。
朝日五丁目地区	○	○	○	○	居住誘導区域に含めます。
富士一丁目地区	○	○	○	○	居住誘導区域に含めます。
富士三丁目地区	○	○	○	○	居住誘導区域に含めます。
下小泉地区	○	○	○	×	居住誘導区域に含めません。
古海地区	○	×	○	○	居住誘導区域に含めません。
丘山地区	○	×	○	○	居住誘導区域に含めません。
寄木戸地区	×	×	○	○	居住誘導区域に含めません。
古氷地区	○	○	○	○	居住誘導区域に含めます。
坂田三丁目地区	○	○	○	×	居住誘導区域に含めません。

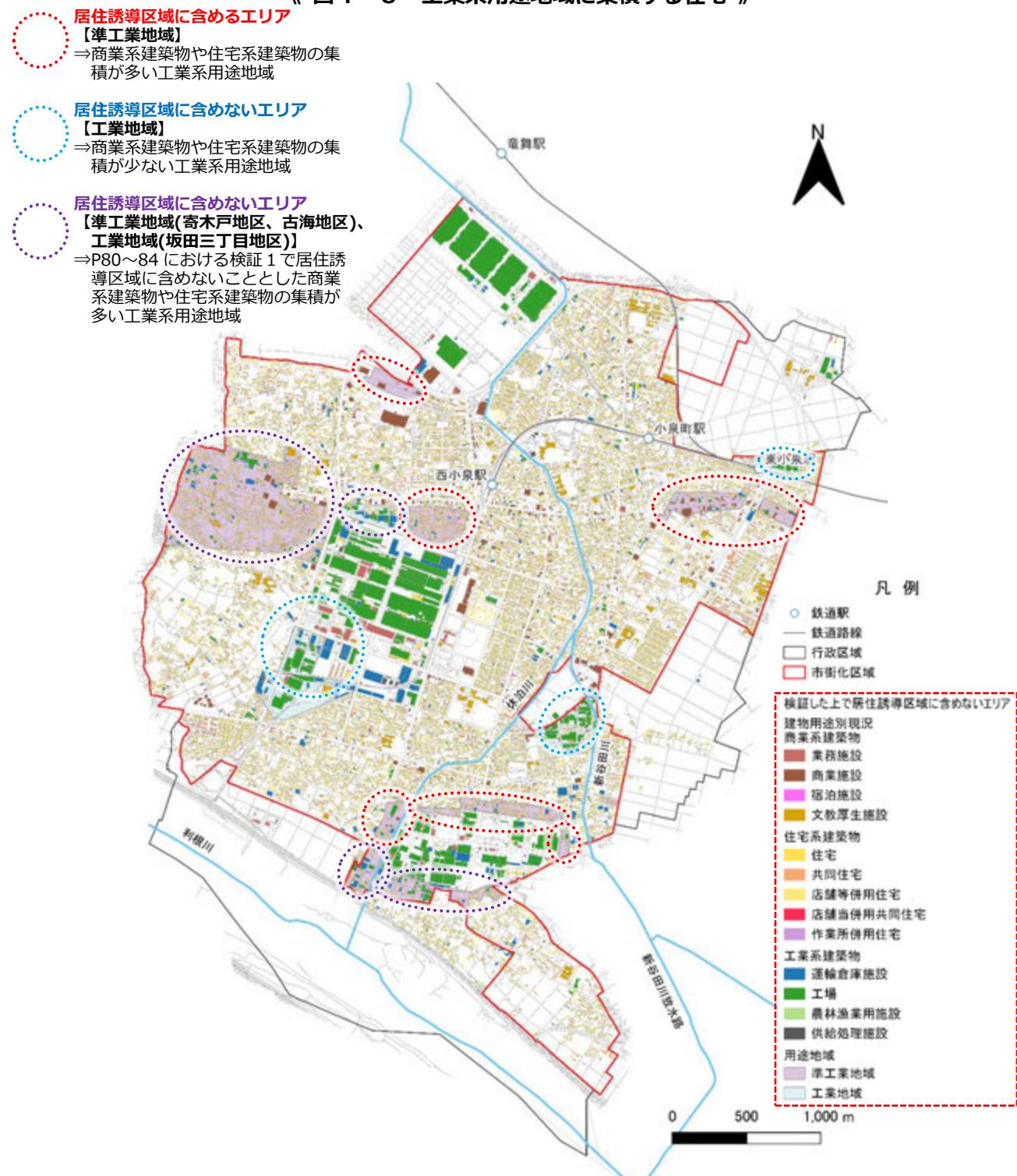
## 検証2. 工業系用途地域に集積する住宅

■準工業地域は、工業系建築物に限らず商業系建築物や住宅系建築物が立地していますが、工業地域は、工業系建築物が多く立地しています。

⇒準工業地域は、これまで工業都市として成長を遂げてきた背景を踏まえ、工場と住宅が共存してきたことが考えられるため居住誘導区域に含めます。なお、寄木戸地区の準工業地域は、本検証では居住誘導区域に含めるエリアに該当しますが、P80～84における検証1で居住誘導区域に含めないという整理を行っているため、居住誘導区域に含めません。

⇒工業地域は、操業環境を維持するために居住誘導区域に含めません。

《図4-8 工業系用途地域に集積する住宅》



出典:令和3年度(2021年度)都市計画基礎調査(群馬県)、国土数値情報(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

### 検証3. 水害リスク

- 町の東部、いすみ一丁目の東部、仙石地区の南部において、0.5~3.0m 未満の浸水が、中高頻度(30年に1回程度)又は中頻度(50年に1回程度)で発生すると想定されています。
  - 仙石地区の南部、寄木戸地区の南部及び丘山地区の西部において、3.0m 以上の浸水、かつ家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)(※)、かつ72時間(3日間)以上の浸水継続が、計画規模(200年に1回程度)又は想定最大規模(1000年に1回程度)で発生すると想定されています。
- ⇒0.5~3.0m 未満の浸水は被害が小さいものの、最も高頻度で床上浸水リスクが想定されるため、居住誘導区域に含めません。ただし、町の東部は都市基盤が整備されており、良好な住宅地が形成されていることや、文化施設等が立地していることを踏まえ、町として防災対策等を強化することにより、居住誘導区域に含めます。なお、いすみ一丁目の東部については工業専用地域のため、「②居住誘導区域に含めないエリア」で既に居住誘導区域に含めないという判断をしており、今回の検証の対象エリアではありませんが、町内全域で災害リスクの高い場所を検証するために参考として検証を行っています。
- ⇒3.0m 以上の浸水、かつ家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)、かつ72時間(3日間)以上の浸水継続の該当箇所は、発生頻度は低いものの、最もリスクが大きいことが想定されるため、居住誘導区域に含めません。



出典：利根川上流河川事務所提供資料、大泉町資料

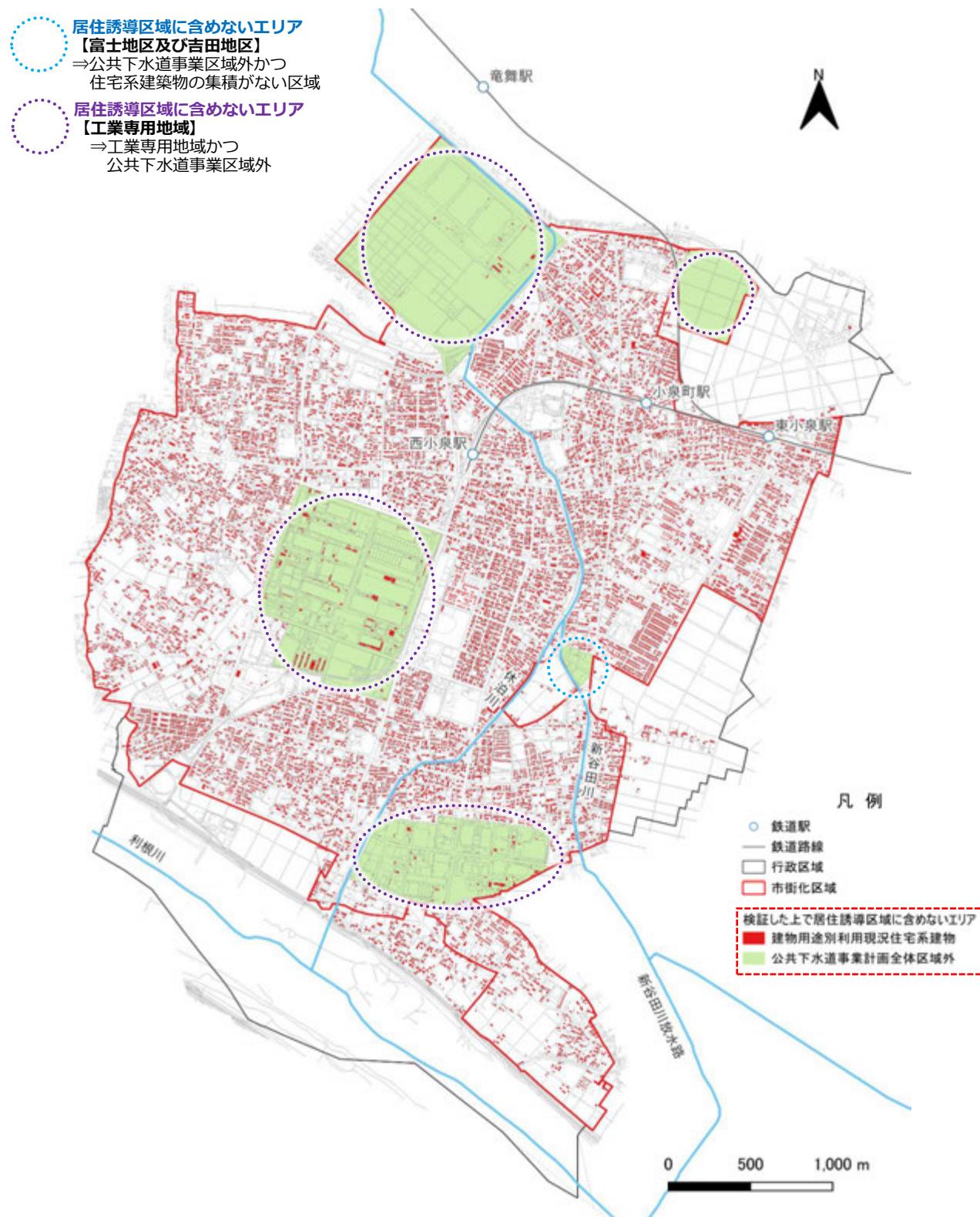
#### 検証4. 公共下水道の整備状況

■市街化区域内において、工業専用地域以外の殆どが公共下水道事業区域となっていますが、富士地区及び吉田地区の一部では、公共下水道事業区域外かつ住宅系建築物が集積していない区域が見られます。

⇒富士地区及び吉田地区の一部は、公共下水道事業区域外となっており、住宅の立地も少ないことから、居住誘導区域には含めません。

⇒工業専用地域については、「②居住誘導区域に含めないエリア」で既に居住誘導区域に含めないという判断をしており、公共下水道事業区域外であるため居住誘導区域には含めません。

《 図 4-10 公共下水道の整備状況 》



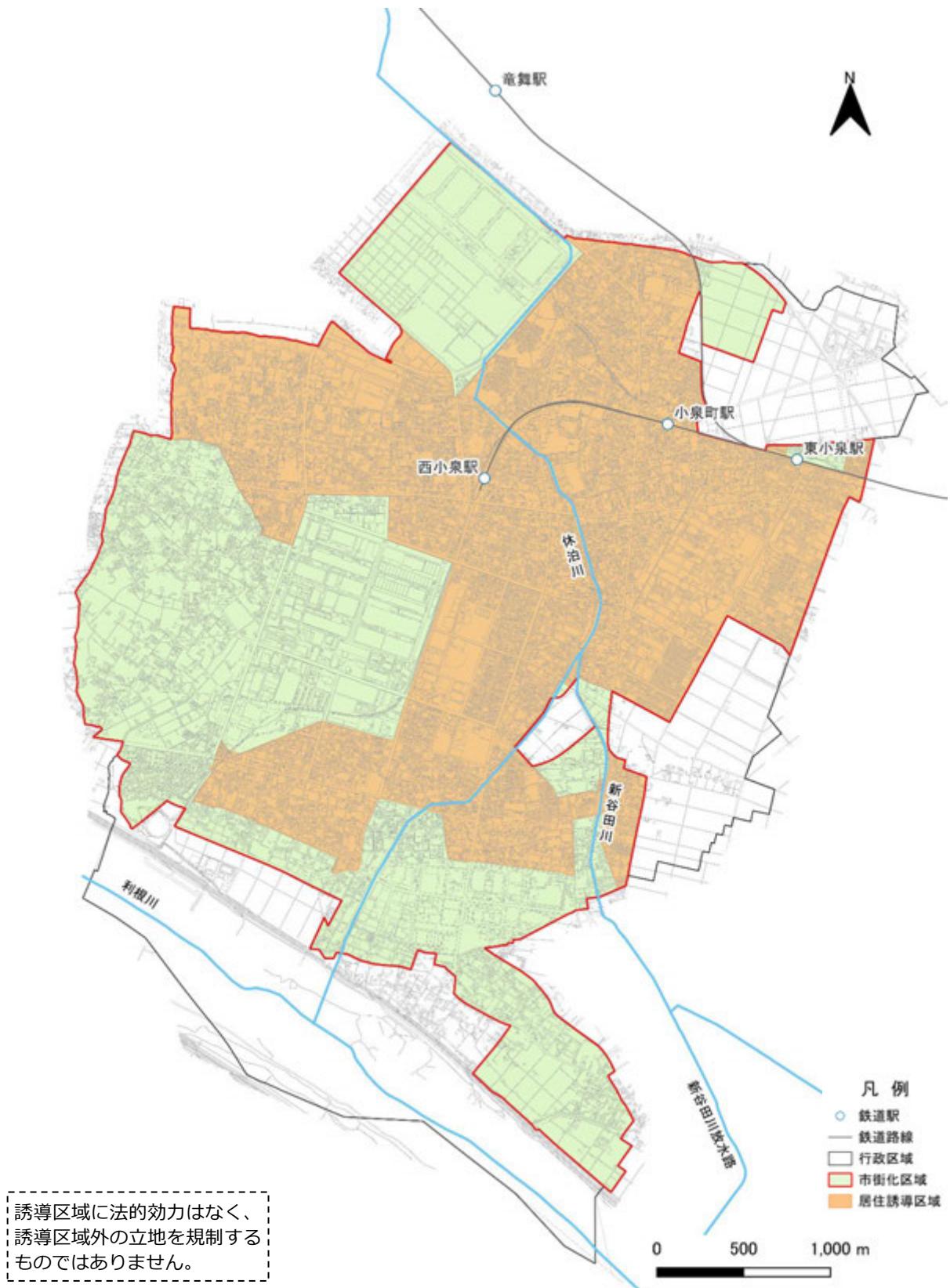
出典：令和3年度(2021年度)都市計画基礎調査(群馬県)、大泉町公共下水道計画図(令和4年(2022年))、大泉町資料

### (3)居住誘導区域

居住誘導区域の設定フローに基づき設定した居住誘導区域は、以下のとおりです。

居住誘導区域の面積は 730.3ha となっており、住宅の立地ができるない工業専用地域を除いた市街化区域(1,089ha)の 67.0%を占めています。また、令和 2 年(2020 年)時点では、住民の 70.2% (29,556 人) が居住誘導区域内に居住しています。

《図 4-11 居住誘導区域》



## 4-4. 居住を誘導するための届出・勧告

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、以下の行為を行おうとする場合には、原則として町への届出が義務付けられています。

### ■届出の対象

#### 【開発行為】

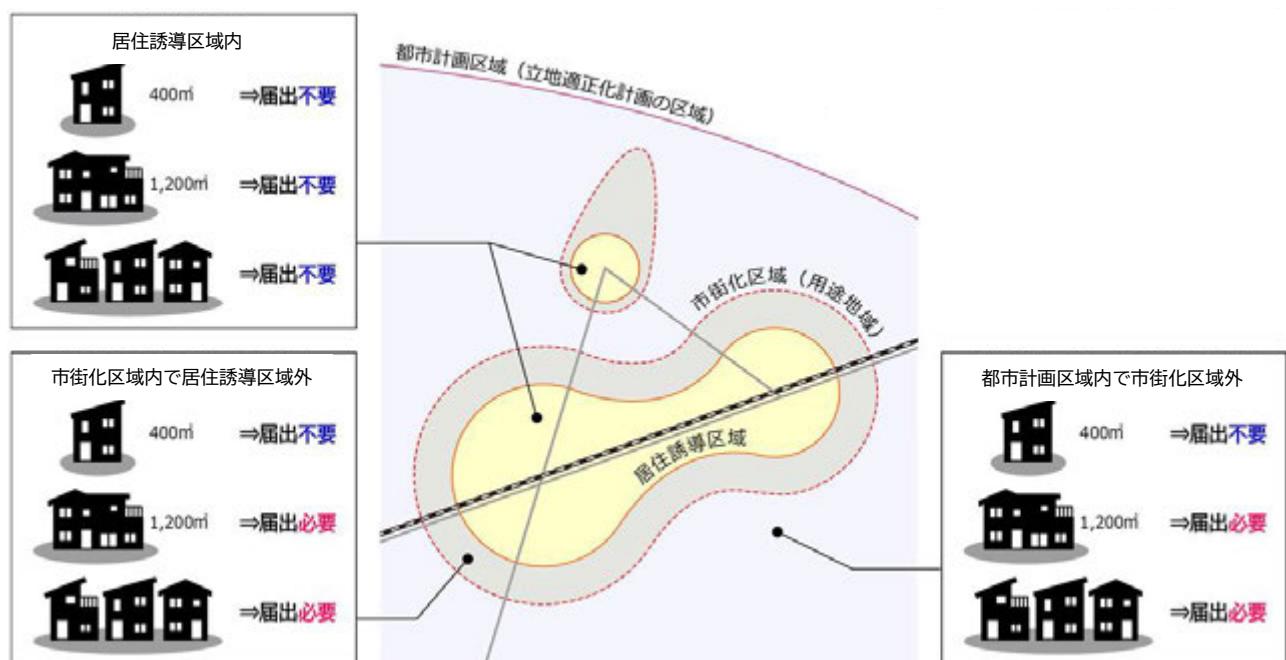
- ① 3戸以上の住宅を建築目的とする開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅を建築目的とする開発行為で、その規模が1,000m<sup>2</sup>以上のもの

#### 【建築行為等】

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①)とする場合

### ■届出の対象例

《図4-12 届出の対象例》



出典：立地適正化計画の手引き(令和7年4月改訂)を一部加工



## **第5章 誘導施設・都市機能誘導区域**

# 第5章 誘導施設・都市機能誘導区域

## 5-1. 誘導施設の基本的な考え方

### (1) 誘導施設とは

誘導施設とは、「都市機能誘導区域内に立地を維持・誘導すべき施設」のことです。

### (2) 誘導施設の基本的な考え方

立地適正化計画の手引きでは、誘導施設の検討にあたり、「都市機能誘導区域の役割、都市規模、後背人口(※1)、交通利便性、地域の特性等を勘案し、都市の居住者の共同の福祉や利便性のために必要な施設で、都市機能を著しく増進させるものを設定すること」とされています。この際、新たに立地誘導することで生活利便性を向上させるもののほか、既に都市機能誘導区域内に立地し、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために設定することも考えられます。

《表5-1 誘導施設のイメージ》

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政	■中枢的な行政機能 例：本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例：支所、福祉事務所等の各地域事務所
高齢者福祉	■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例：地域包括支援センター、在宅介護施設、コミュニティサロン等
子育て	■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業	■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い物ができる機能 例：延床面積●m <sup>2</sup> 以上の食品スーパー
医療	■総合的な医療サービス(二次医療(※2))を受けることができる機能 例：病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例：延床面積●m <sup>2</sup> 以上の診療所
金融	■決済や融資等の金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例：郵便局
教育・文化	■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画の手引き(令和7年4月改訂)を抜粋

※1 後背人口

ある都市から経済的・社会的な影響を受けている周辺地域の人口のこと。

※2 二次医療

一般的な入院医療及び比較的専門性の高い保健医療サービスの提供と確保を行う医療機能のこと。

都市計画運用指針では、誘導施設の基本的な考え方として以下のように示されています。

### 【基本的な考え方】

1. 誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体的な整備計画のある施設を設定することも考えられる。
2. この際、当該区域及び町全体における現在の年齢別の人団構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

### 【誘導施設の設定】

1. 誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るという観点から、
  - ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居住介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
  - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
  - ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
  - ・行政サービスの窓口機能を有する役場等の行政施設などを定めることが考えられる。

### 【留意すべき事項】

1. 都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましい。
2. 誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまう恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられる。
3. 誘導施設の種類に応じて、福祉部局、商業部局等の関係部局と調整を図った上で設定することが望ましい。
4. 例えば医療施設を誘導施設として定めようとするときは、医療計画の策定主体である都道府県の医療部局との調整が必要となるなど、都道府県と調整することが必要となる場合があることにも留意が必要である。

出典：都市計画運用指針(令和7年3月改訂)を抜粋

## 5-2. 誘導施設の設定

### (1) 誘導施設の設定フロー

誘導施設の候補とした施設については、既存の施設の立地状況や関連計画の施策などを確認しつつ、「拠点立地型施設」と「適正・分散立地型施設」の2つに分類します。

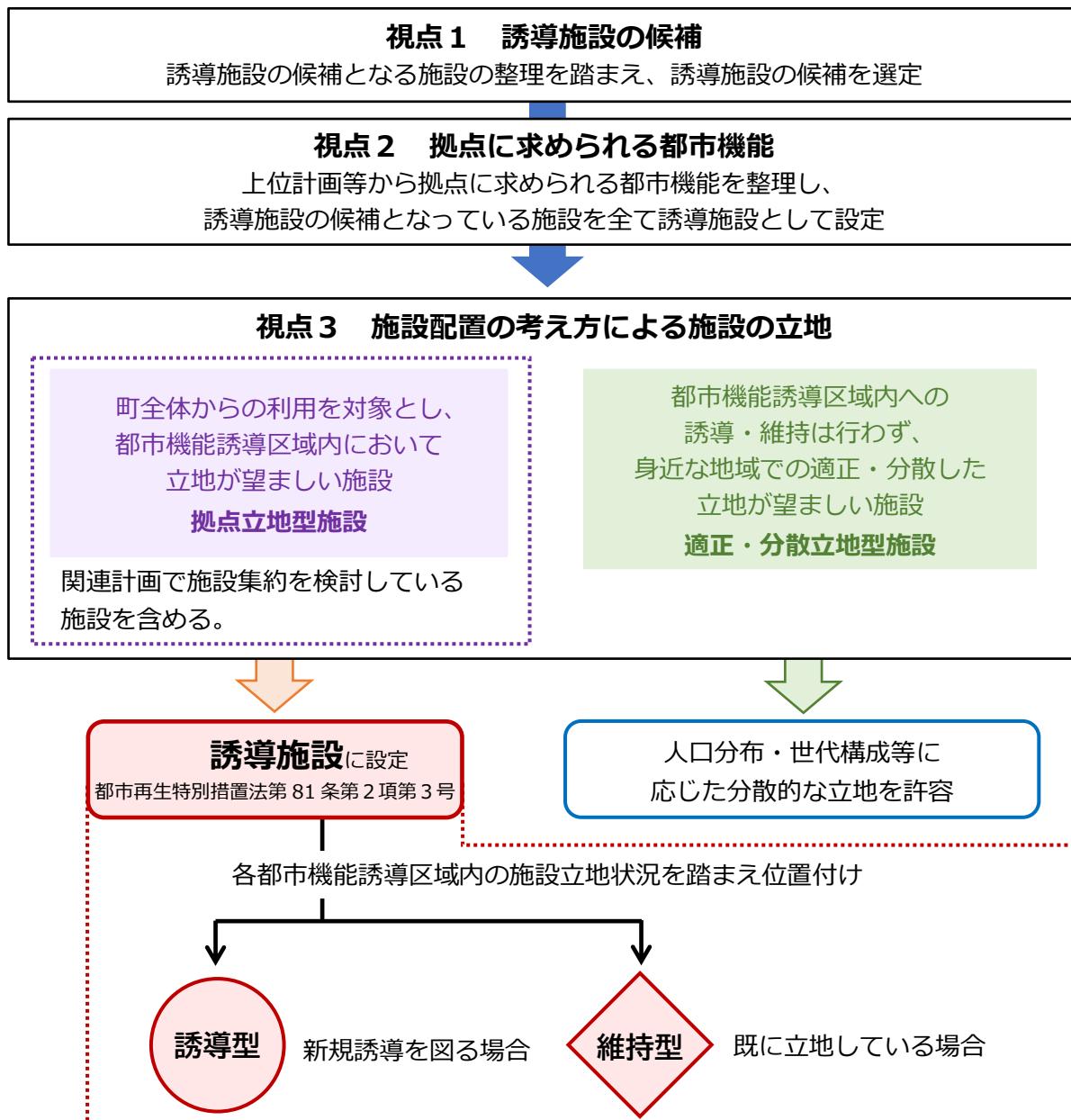
大泉町庁舎建設基本計画において、行政施設の一部機能を新庁舎へ集約することを検討しています。更に生活利便性の高い持続可能なまちづくりが進められることが考えられるため、行政施設を積極的に「拠点立地型施設」に位置付けます。

その上で「拠点立地型施設」については、立地適正化計画における法定の「誘導施設」に設定し、各種制度の活用も見据えながら、施設の立地誘導を図ります。

誘導施設の設定においては、現況で当該都市機能誘導区域内に立地がなく、新規誘導を図る場合は「誘導型」として位置付けます。

当該都市機能誘導区域内に既に立地している場合は、利便性を確保することを目的として、その維持を図るため、「維持型」として位置付けます。

《表5-2 誘導施設の分類の考え方》



## 視点1 誘導施設の候補

誘導施設の基本的な考え方と町内における各施設の立地状況を踏まえ、本町における誘導施設の候補となる施設を以下に整理します。

《表5-3 誘導施設の候補となる施設》

機能	施設の役割	施設名称
行政	■町の中核となる行政機能	町役場
高齢者 福祉	■日常の介護や看護のサービスを受ける ことができる機能 ■生活支援サービスに関する相談窓口機能	通所系施設
		訪問系施設
		小規模多機能(※)
		短期入所系施設
		高齢者交流施設
		地域包括支援センター
		保健福祉総合センター
子育て	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必 要なサービスを受けることができる機 能 ■児童福祉に関する情報交換や相談等が できる機能 ■子育てに関して支援を行う総合的な窓 口機能	幼稚園、認定こども園
		認定保育園、認可外保育施設
		地域子育て支援センター
		子育て世代包括支援センター (令和8年4月1日～こども家庭センター)
商業	■日常生活に必要な生鮮品や日用品等の 購入ができる機能	スーパー・マーケット
		コンビニエンスストア
		ドラッグストア
		ショッピングセンター
医療	■総合的な医療サービスや日常的な医療 サービスを受けることができる機能	病院
		診療所
金融	■有人窓口による日常的な引き出し、預け 入れ、決済、融資などを提供する機能	銀行
		郵便局
		信用金庫
教育	■地域の基礎的な学習の場を担う機能 ■本町の学術的な魅力を高め、若い世代の 流入にも貢献する機能	小学校
		中学校
		高等学校
		専修学校
文化	■住民の社会教育活動、レクリエーション 活動、生涯学習等の場を担う機能	公民館
		文化会館(文化むら)
		勤労複合福祉施設(いづみの杜)
		図書館
		生涯学習施設(住民活動支援センター)

※ 小規模多機能

「訪問・通い・宿泊を組み合わせる」に分類されるサービスの事業所

## 視点2 拠点に求められる都市機能

本計画で目指す将来都市像で設定した都市機能に関する誘導方針や、拠点の設定に基づき、拠点に求められる都市機能を整理します。なお、本計画は上位計画である都市計画マスタープランを踏襲しています。

### ①都市機能に関する誘導方針

《表5-4 本計画で設定する誘導方針(都市機能を抜粋)》

都市機能	都市機能の集積と賑わいある快適な空間の形成
	<ol style="list-style-type: none"><li>最も利便性が高い拠点となる西小泉駅周辺から役場庁舎周辺にかけての地域は、新庁舎建設事業と合わせて、都市機能施設の集約や再編により利便性の向上を図るとともに、町民及び来訪者の交流、憩いの場となる活気ある快適な拠点の形成を図ります。</li><li>住民生活の利便性を高めていくため、商業、医療、福祉施設などの生活に身近な施設を維持・充実させた拠点の形成を図ります。</li></ol>

既にコンパクトな市街地が形成されている中で、一定の利便性が確保された状況を維持することが必要であるため、新庁舎建設事業との整合・連携を図りながら商業、医療、福祉施設などの生活に身近な施設の維持・充実を図ります。

更に、公共的活用空間とも整合・連携を図り、町の賑わい創出を見据えた利活用を図ります。

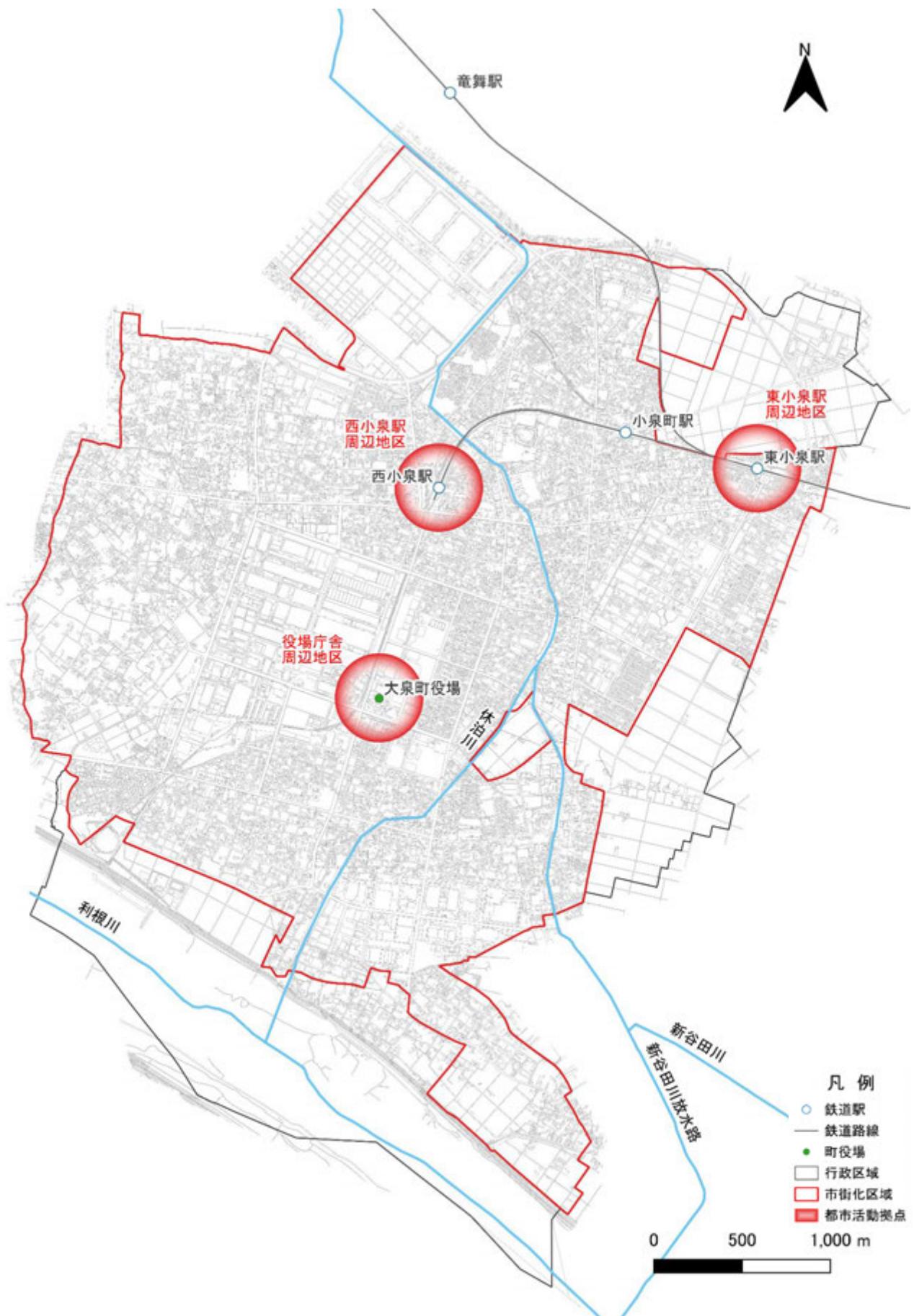
### ②拠点の設定

《表5-5 本計画における拠点の設定(都市機能誘導区域となる拠点を抜粋)》

種別	対応する地区(⇒P95 参照)	主な機能・方向性
都市活動拠点	■西小泉駅周辺地区 ■東小泉駅周辺地区 ■役場庁舎周辺地区	■交通結節機能 ■商業業務機能 ■広域交流機能

鉄道駅や役場庁舎を中心とする交通結節機能・商業業務機能が集まる場所は、本町の活動を活発化するために重要な拠点であることから、各々の活動が効果的・効率的に行えるように配慮する必要があるため、交通結節機能、商業業務機能、広域交流機能の集積・高度化を図ります。

《図5-1 都市活動拠点》



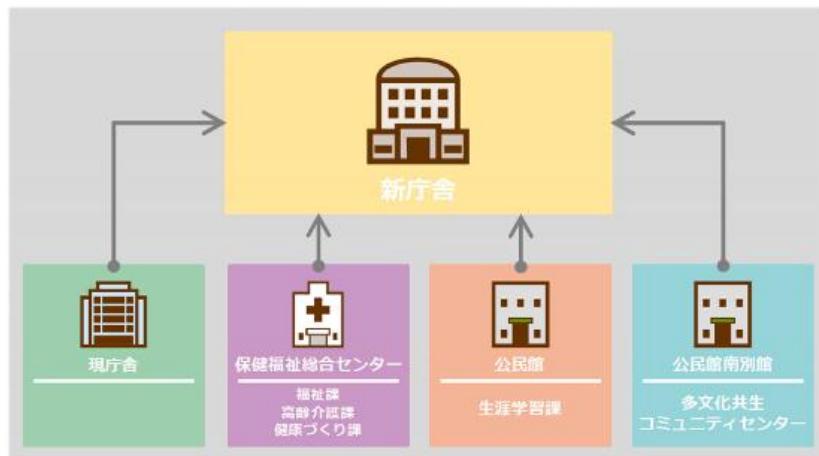
### 視点3 施設配置の考え方による施設の立地

本計画と整合、連携を図る必要がある関連計画について、公共施設等を総合的かつ適切な管理運営を行っていくにあたり、施設配置の考え方について整理します。

#### ①大泉町庁舎建設基本計画

新庁舎建設にあたり、住民にとって利用しやすい庁舎とするため、新庁舎へは現庁舎機能のほか、保健福祉総合センター、公民館、公民館南別館の一部機能を集約することを検討しています。

《図5-2 庁舎の配置予定イメージ》



出典：大泉町庁舎建設基本計画

#### ②大泉町公共的活用空間利活用基本方針

新庁舎計画地は町の中心に位置していることから、新庁舎を核とした上で他の公共施設との連携や行政課題への対応のほか、町の賑わい創出を見据えた利活用を検討していく必要があります。新庁舎建設用地の南側敷地と現庁舎敷地は隣接していることから、合わせて「公共的活用空間」として位置付け、将来的なまちづくりの拠点となるよう、一体的な活用を進めます。

《表5-6 公共的活用空間へ集約可能な公共施設の検討》

施設名	方向性		まちづくりの拠点としての集約の可能性
	短期(~R9)	中長期(R10~)	
公民館	現状維持	複合化 / 集約化	○
公民館南別館	現状維持	複合化 / 集約化	○
図書館	現状維持	更新 / 集約化	○
保健福祉総合センター	現状維持	複合化	○
文化むら 大ホール棟 / 展示ホール棟	現状維持	複合化 / 集約化	○
いづみの杜	現状維持	複合化	○

文化むら(大ホール棟・展示ホール棟)及びいづみの杜は、施設規模の観点から公共的活用空間への集約は適さないとされていますが、まちづくりの拠点の観点から集約の可能性があると判断されているため、機能を集約することを検討します。

### ③大泉町公共施設長寿命化・再配置方針

少子高齢化や厳しい財政状況から、現状の施設総量を維持することは困難な状況です。今後は持続可能な自治体経営の観点から、限りある財源の中で多様な安全・安心かつ住民ニーズに即したサービスのあり方を、施設の長寿命化・再配置を契機に総合的に検討する必要があります。

《表5-7 施設の方向性》

分類	施設名	方向性	
		短期(～R9)	中長期(R10～)
公民館	公民館	現状維持	複合化(※1) / 集約化(※2)
	公民館南別館	現状維持	複合化 / 集約化
図書館	図書館	現状維持	更新(※3) / 集約化
生涯学習施設	文化むら大ホール棟	現状維持	複合化 / 集約化
	文化むら展示ホール棟	現状維持	複合化 / 集約化
勤労複合福祉施設	いづみの杜	現状維持	複合化

小学校や中学校等の学校・教育系施設や、保育園等の子育て支援施設、高齢者福祉施設等の保健・福祉施設も集約化・複合化が検討されていますが、日常的な利用が想定され、身近な場所での立地が望ましいことなどを踏まえると、都市機能誘導区域外への立地が望ましいと考えられます。

※1 複合化

1つの施設に異なる機能を複合させ、多機能化すること。

※2 集約化

施設の老朽化状況や経済性(更新費、大規模修繕費等)の観点から、同種・同類の施設を統合し、機能を集約すること。

※3 更新

既存の施設を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てる改築又は既存施設の一部分を解体し、コンパクトな施設として利用を図る減築を行うこと。



## (2) 誘導施設の設定

「(1) 誘導施設の設定フロー」に基づき、誘導施設を以下のとおり設定します。

誘導施設 凡例  
●：誘導型 ◆：維持型

《表5-8 誘導施設の設定》

機能区分	対象施設	配置区分			誘導施設 都市活動拠点	設定の考え方	
		拠点立地型施設	適正・分散立地型施設	役場	西小泉駅周辺地区	東小泉駅周辺地区	
				役場	西小泉駅周辺地区	東小泉駅周辺地区	
行政	町役場	✓		◆			町の中枢の行政機能として、現在の位置(新役場庁舎の位置も含む)での立地維持を図る。
高齢者福祉	通所系施設		✓				
	訪問系施設		✓				
	小規模多機能		✓				現状の高齢者等のニーズに即した官民の運営に基づく、現在の位置での立地維持を図る。
	短期入所系施設		✓				
	高齢者交流施設		✓				
	地域包括支援センター	✓		◆			地域の福祉の総合的な相談等窓口として、都市活動拠点(西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域)での立地維持を図る。
	保健福祉総合センター	✓		◆			地域の福祉の総合的な相談等窓口として、都市活動拠点(西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域)での立地維持を図る。
子育て	幼稚園、認定こども園		✓				
	認定保育園、認可外保育施設		✓				現状の子育て世帯のニーズに即した官民の運営に基づく、現在の位置での立地維持を図る。
	地域子育て支援センター		✓				
	子育て世代包括支援センター (令和8年4月1日～こども家庭センター)	✓		◆			子育て支援の総合的な相談・支援の窓口として、都市活動拠点(西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域)での立地維持を図る。
	スーパーマーケット		✓				
商業	コンビニエンスストア		✓				
	ドラッグストア		✓				
	ショッピングセンター	✓		◆			現状で町の中央部を中心に分散的な立地がなされているものの、生鮮品や日用品等を扱い、日常の暮らしを支える重要な施設であることから、現在の位置での立地維持を図る。
	ショッピングセンター	✓		◆			身近な場所での日常の暮らしを支える商業施設として、現在の位置での立地維持を図る。
医療	病院		✓				町全域での集客力を持ち、住民の交流や賑わい、活気を創出する施設であることから、都市活動拠点(西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域)での立地維持を図る。
	診療所		✓				総合的な医療サービスを提供する施設として、町内外問わず利用が想定されるが、敷地規模等を考慮し現在の位置での立地維持を図る。
金融	郵便局		✓				身近な場所で日常的に利用する医療施設として、現在の位置での立地維持を図る。
	銀行		✓				日常生活における現金の引き出しの他、決済や融資などの窓口業務を行う施設であり、地域単位での利用が考えられるため、現在の位置での立地維持を図る。
	信用金庫		✓				日常生活における現金の引き出しの他、決済や融資などの窓口業務を行う施設であり、駅前や商業及び業務地に立地する傾向が見られるため、現在の位置での立地維持を図る。
教育	小学校		✓				
	中学校		✓				
	高等学校		✓				
	専修学校		✓				現状の町内の児童・生徒の居住に応じた通学区域を考慮し、現在の位置での立地維持を図る。
文化	公民館	✓		◆			町内外問わず通学が想定されるが、敷地規模等を考慮し現在の位置での立地維持を図る。
	公民館南別館	✓		◆			図書館等の他施設との複合化が中長期的に検討されていることから、都市活動拠点(西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域)への立地誘導を図る。
	文化会館(文化むら)	✓		●			図書館等の他施設との複合化が中長期的に検討されていることから、都市活動拠点(西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域)への立地誘導を図る。
	図書館	✓		◆			町民ニーズや社会情勢などを考慮し、文化むら(文化会館)等の他施設との複合化が中長期的に検討されていることから、都市活動拠点(西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域)での立地維持を図る。
	勤労複合福祉施設(いづみの杜)	✓		●	◆		広域的な集客力や住民及び来訪者の交流や賑わい、活気を創出する機能を有しており、庁舎移転の跡地である公共的利活用として、交流エリアや憩いエリアに集約されることも考えられるため、都市活動拠点(西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域)への立地誘導を図る。
	生涯学習施設(住民活動支援センター)	✓		◆			町唯一の住民と行政の共同によるまちづくりを普及促進することを目的とした施設であることから、都市活動拠点(西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域)での立地維持を図る。



《表5-9 誘導施設の定義》

機能	施設名称	法令等
行政	町役場	地方自治法第4条第1項に規定する施設
高齢者福祉	地域包括支援センター	大泉町地域包括支援センター運営協議会設置要綱第3条に規定する施設
	保健福祉総合センター	大泉町保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例第2条に規定する施設
子育て	地域子育て支援センター	大泉町地域子育て支援センター事業実施要綱第3条に規定する施設
商業	ショッピングセンター	一般社団法人日本ショッピングセンター協会SC取扱い基準に規定する施設
文化	公民館	大泉町公民館条例第2条に規定する施設
	文化会館	大泉町文化むらの設置及び管理に関する条例第2条に規定する施設
	勤労複合福祉施設	大泉町いづみの杜の設置及び管理に関する条例第2条に規定する施設
	図書館	大泉町立図書館の設置及び管理に関する条例第1条に規定する施設
	生涯学習施設	大泉町住民活動支援センター設置規則第3条に規定する施設

誘導施設については立地適正化計画の手引きにおいて、「誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合」、「都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合」には町長への届出が義務付けられることから、P93で示した「誘導施設の候補となる施設」のうち、誘導施設として設定した施設を抜粋して定義を記載しております。

届出についての詳細はP106又は「届出の手引き」をご確認ください。

## 5 – 3. 都市機能誘導区域の基本的な考え方

### (1) 都市機能誘導区域とは

立地適正化計画の手引きや都市計画運用指針では、「原則として、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき区域」とされています。

#### 《 都市機能誘導区域の基本的な考え方 》

1. 医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当たられる中では、これらの施設を如何に誘導するかが重要となる。このような観点から新たに設けられた都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものであり、都市計画法に基づく市町村マスター・プランや土地利用規制等とは異なる全く新しい仕組みである。原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきで

出典：都市計画運用指針(令和7年3月改訂)を抜粋

### (2) 都市機能誘導区域に含むことが考えられる区域

都市機能誘導区域に含むことが考えられる区域として、以下の区域が示されています。

#### 《 都市機能誘導区域の望ましい区域像 》

1. 各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することができる、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
2. 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

出典：立地適正化計画の手引き(令和7年4月改訂)を抜粋

#### 《 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域 》

1. 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
2. 都市機能誘導施設の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

出典：都市計画運用指針(令和7年3月改訂)を抜粋

## 5-4. 都市機能誘導区域の設定方針

### (1) 都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域は、都市機能の効率的な提供を図ることを前提としつつ、まちづくりの方針(ターゲット)における誘導方針(ストーリー)の実現にも資するように設定することが望まれます。

《表5-10 本町で設定する誘導方針(都市機能を抜粋)》

都市機能	都市機能の集積と賑わいある快適な空間の形成
	<p>1. 最も利便性が高い拠点となる西小泉駅周辺から役場庁舎周辺にかけての地域は、庁舎建設事業と合わせて、都市機能施設の集約や再編により利便性の向上を図るとともに、町民及び来訪者の交流、憩いの場となる活気ある快適な拠点の形成を図ります。</p> <p>2. 住民生活の利便性を高めていくため、商業、医療、福祉施設などの生活に身近な施設を維持・充実させた拠点の形成を図ります。</p>

上記の都市機能に関する誘導方針(ストーリー)を踏まえ、本町における都市機能誘導区域の設定方針を以下のとおり設定します。

#### ①本計画における拠点を考慮した設定

本計画における拠点は、上位計画である都市計画マスタープランの将来都市構造の位置付けを踏襲しているため、各拠点の主な機能や方向性を考慮した都市機能誘導区域の設定を検討します。

#### ②生活サービスや公共交通を維持することを考慮した設定

商業、医療、福祉施設などの生活に身近な施設の集積がある区域や公共交通の利便性が高い区域は、住民生活の利便性を高めていくために維持・充実させる必要があるため、生活サービス施設利用圏を考慮した都市機能誘導区域の設定を検討します。

#### ③戦略的な都市機能の誘導を考慮した設定

戦略的な都市機能の誘導に向け、生活に身近な施設の立地が許容される商業系用途地域を主に、建物利用現況や地形地物等を考慮した都市機能誘導区域の設定を検討します。

#### ④町の施策や今後のまちづくりの方向性を考慮した設定

町民及び来訪者の交流、憩いの場となる活気ある快適な区域を形成するため、本計画の関連計画の施策や事業区域等を考慮した都市機能誘導区域の設定を検討します。

## 5-5. 都市機能誘導区域の設定

### (1) 都市機能誘導区域の設定フロー

都市機能誘導区域の設定方針を踏まえた、都市機能誘導区域の設定フローは、以下のとおりです。

#### 居住誘導区域

以下の視点1～3を踏まえて区域ごとに都市機能誘導区域の設定を行うこととする。

#### 都市機能誘導区域に含めるエリア

##### 視点1. 本計画における拠点設定

- ・都市活動拠点(半径800m)(※)  
(西小泉駅周辺地区、東小泉駅周辺地区、役場庁舎周辺地区)

##### 視点2. 本計画の拠点内にある商業系用途地域の指定状況

- ・商業地域
- ・近隣商業地域

##### 視点3. 町の施策や今後のまちづくりの方向性を考慮

- ・新庁舎建設事業区域
- ・公共的活用空間
- ・複合化・集約化の可能性がある施設



#### 都市機能誘導区域

※ 都市活動拠点の半径800m

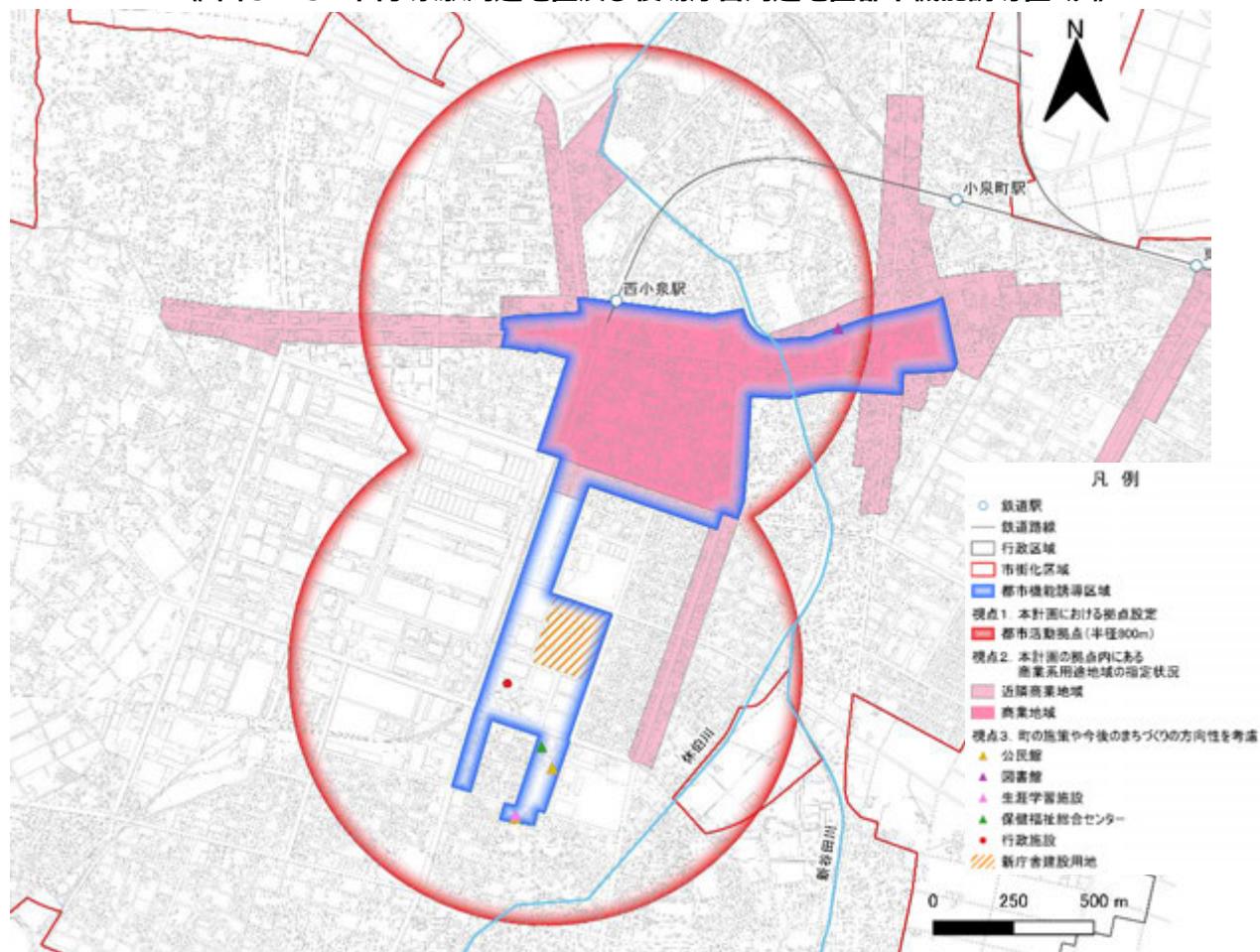
都市活動拠点の中心となる駅や施設に10分程度でアクセスできる距離の目安が800mであるため、半径800mとして設定しています。

## (2)都市機能誘導区域の設定の考え方

### ①西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域

- 都市機能誘導区域の設定フローで示した視点1～3を踏まえ、西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域を設定します。設定の考え方は以下のとおりです。
- 視点1より、都市活動拠点の西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区の半径800m圏内を基本とします。
  - 視点2より、西小泉駅周辺では商業地域、近隣商業地域が用途指定されています。商業地域は近隣商業地域に比べ、商業・業務施設が多く立地しており、施設等を建築する際の制限が緩和されています。今後戦略的に更なるコンパクトシティを目指すため、商業地域を都市機能誘導区域に含めます。なお、商業地域の東側は都市活動拠点の半径800m圏内から外れていますが、一体的に商業地域の用途指定がされているため、西小泉駅周辺の商業地域一帯を都市機能誘導区域に含めます。
  - 視点3より、新庁舎建設用地を、防災拠点として高い耐震性能を確保することに加え、現庁舎機能の他、保健福祉総合センター・公民館、公民館南別館の一部機能を集約することを検討しているため、都市機能誘導区域に含めます。
  - 視点3より、現庁舎跡地についても、新庁舎建設用地の南側敷地と隣接していることから、合せて公共的活用空間として位置付け、将来的なまちづくりの拠点となるように一体的な利活用を進めていくため、都市機能誘導区域に含めます。
  - 視点3より、新庁舎へ集約する施設の跡地や、新庁舎周辺の施設についても、新庁舎へ集約を検討している施設の跡地利用や、新庁舎周辺の施設が集約化・複合化する可能性があるため、都市機能誘導区域に含めます。

《図5-3 西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域》



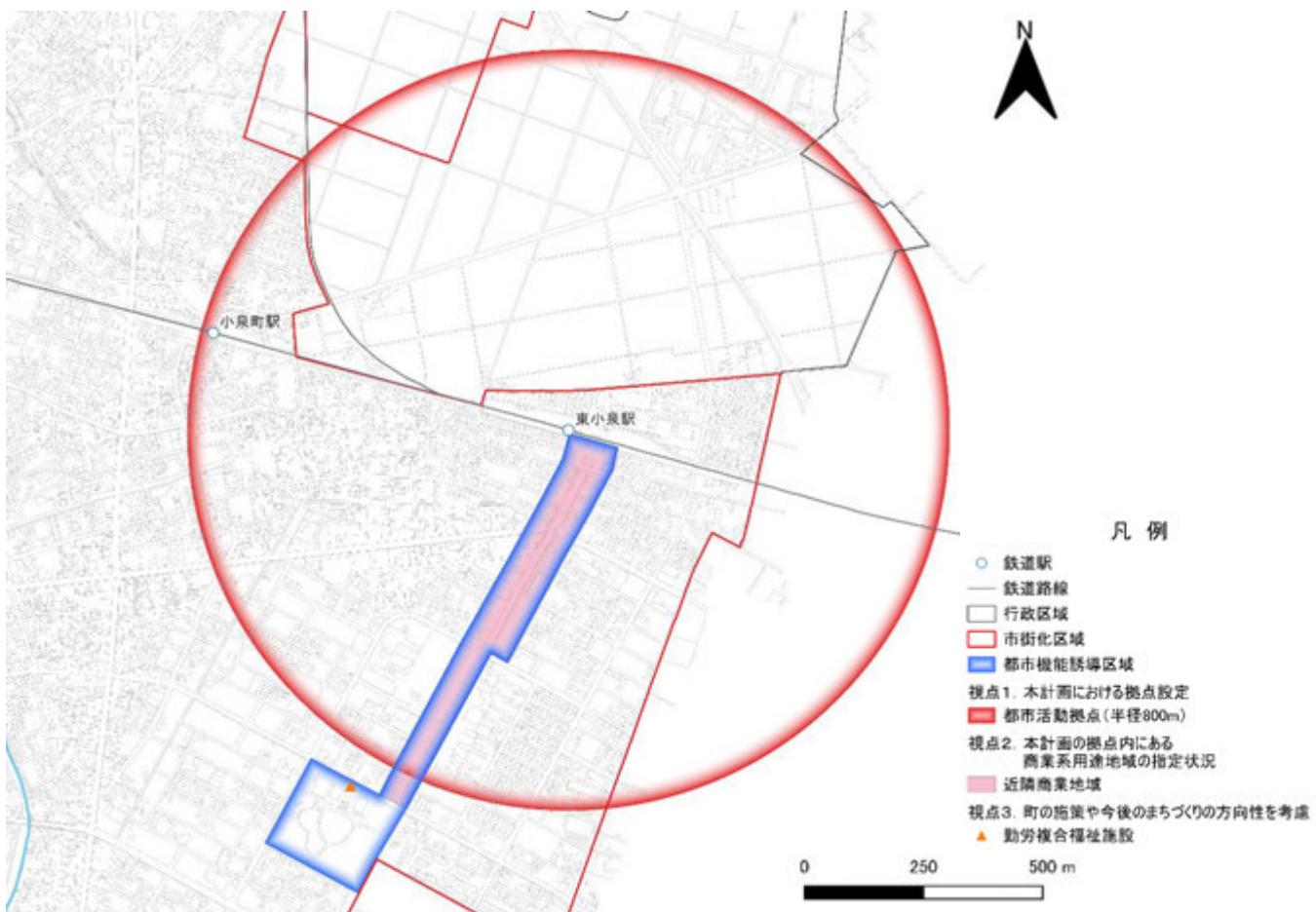
出典：国土数値情報(令和6年(2024年)時点)、大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

## ②東小泉駅周辺地区都市機能誘導区域

都市機能誘導区域の設定フローで示した視点1～3を踏まえ、東小泉駅周辺地区都市機能誘導区域を設定します。視点内容は以下のとおりです。

- 視点1より、都市活動拠点の東小泉駅周辺地区の半径800m圏内を基本とします。
- 視点2より、東小泉駅周辺では近隣商業地域の用途指定がされているため、近隣商業地域を都市機能誘導区域に含めます。
- 視点3より、勤労複合福祉施設(いづみの杜)は関連計画等において、集約化・複合化する可能性があるため、都市活動拠点の半径800m圏内から外れていますが、都市機能誘導区域に含めます。

《図5-4 東小泉駅周辺地区都市機能誘導区域》

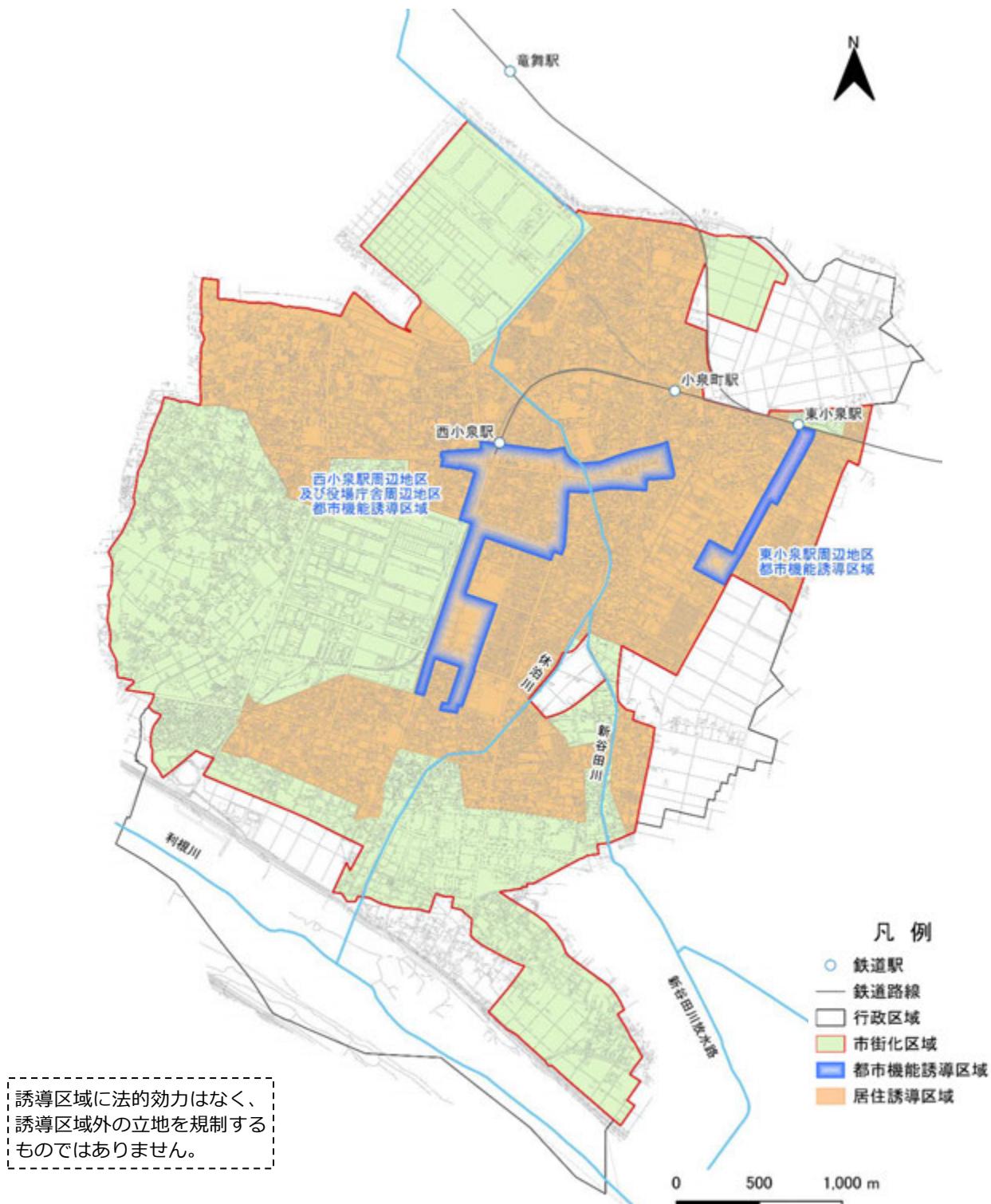


出典：国土数値情報(令和6年(2024年)時点)、大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

### (3)都市機能誘導区域

- 都市機能誘導区域の設定フローに基づき設定した都市機能誘導区域は以下のとおりです。
- 都市機能誘導区域の面積は86.9haで、西小泉駅周辺地区及び役場庁舎周辺地区都市機能誘導区域は74.5ha、東小泉駅周辺地区都市機能誘導区域は12.4haとなっています。また、市街化区域(1,089ha)の8.0%、居住誘導区域(730.3ha)の11.9%を占めています。

《図5-5 都市機能誘導区域》



出典：国土数値情報(令和6年(2024年)時点)、群馬県ホームページ(令和6年(2024年)時点)、大泉町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、太田市ホームページ(令和6年(2024年)時点)、千代田町ホームページ(令和6年(2024年)時点)、朝日自動車(株)ホームページ(令和6年(2024年)時点)、全国ショッピングセンターマップ(令和6年(2024年)時点)、全国スーパー・マーケットマップ(令和6年(2024年)時点)、mapion(令和6年(2024年)時点)、iタウンページ(令和6年(2024年)時点)、全国ドラッグストア・調剤薬局マップ(令和6年(2024年)時点)、厚生労働省「介護事業所・生活関連情報検索」(令和6年(2024年)時点)、かいごDB(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料、群馬県提供資料

## 5-6. 都市機能を誘導するための届出・勧告

町が都市機能誘導区域における誘導施設の整備の動向を把握するため、都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、原則として町への届出が義務付けられています。

また、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、原則として町への届出が義務付けられています。

この届出は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するために行うものです。

### ■届出の対象

#### 【開発行為】

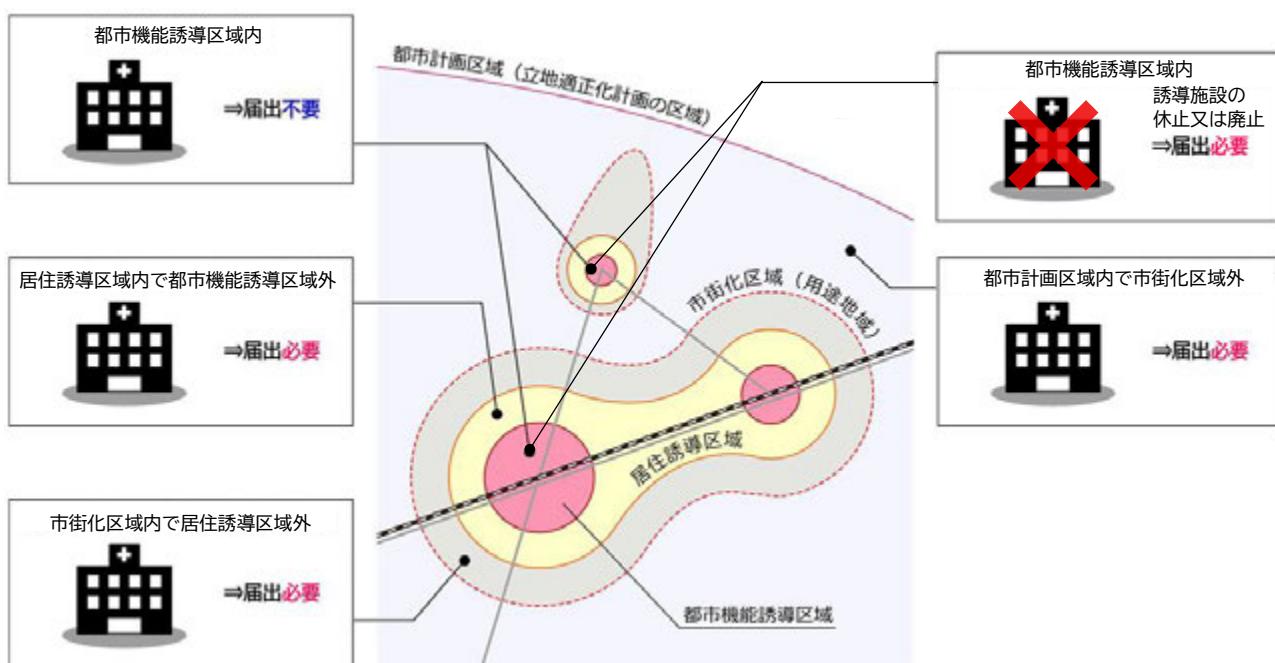
- 誘導施設を有する建築物を建築目的として開発行為を行おうとする場合

#### 【開発行為以外】

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

### ■届出の対象例(病院を誘導施設としている場合)

《図5-6 届出の対象例》



出典：立地適正化計画の手引き(令和6年4月改訂)を一部加工

## **第6章 公共交通ネットワーク形成の考え方**

# 第6章 公共交通ネットワーク形成の考え方

## 6-1. 公共交通の現況と課題

### (1) 公共交通の現況

町内には、鉄道として東武鉄道の小泉線が1路線あり、鉄道駅は西小泉駅、小泉町駅、東小泉駅があります。また、路線バスとしては、近隣市町を結ぶ路線として、本町と千代田町で共同運行している広域公共バス「あおぞら」と民間事業者が運行している朝日バスがあります。そして、路線バス以外には、町内全域を対象とした高齢者等デマンド交通「ほほえみ」があります。

公共交通徒歩圏(※1)のエリアは701.8haで町域(1,803ha)の38.9%、人口のカバー状況は19,941人で総人口(42,089人)(令和2年(2020年)国勢調査時点)の47.4%となっています。

群馬県が平成27年度に実施したパーソントリップ調査(※2)によると、町の移動の特徴として、自動車等を用いた鉄道を利用しない移動では、町内で完結する移動がとても多いことや、太田市に向かう移動が一定数あるということが挙げられ、鉄道を利用する移動では、東武小泉線を利用して西小泉駅や東小泉駅と町内を結ぶ移動が多いことや、熊谷駅と町内を結ぶ移動も一定数あるということが挙げられます。

※1 公共交通徒歩圏

鉄道駅から半径800m、バス停から半径300m圏内のこと。

※2 パーソントリップ調査

「どのような人が、どのような目的で、どこからどこへ、どのような時間帯に、どのような交通手段で」移動しているかを把握する調査のこと。

### (2) 公共交通の課題

公共交通の現況や本計画で定める居住誘導区域、都市機能誘導区域を踏まえ、公共交通ネットワークの課題を整理します。

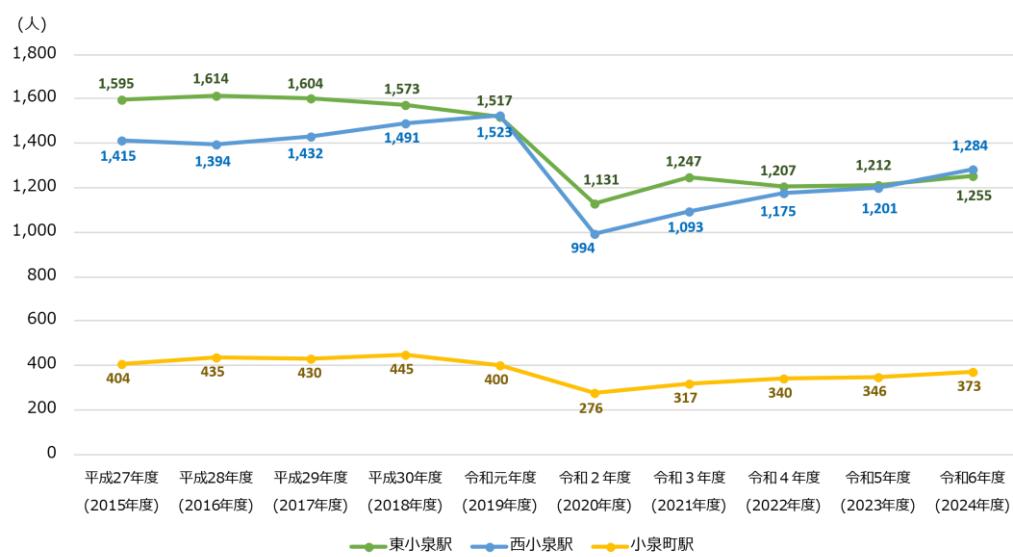
#### 課題1. 既存の基幹路線の維持、利便性の向上

■町では基幹的な公共交通(※)として鉄道、路線バス等が運行されています。今後も現在の公共交通網を維持していくためには、利用環境の充実等の取組が必要となっています。

※ 基幹的な公共交通

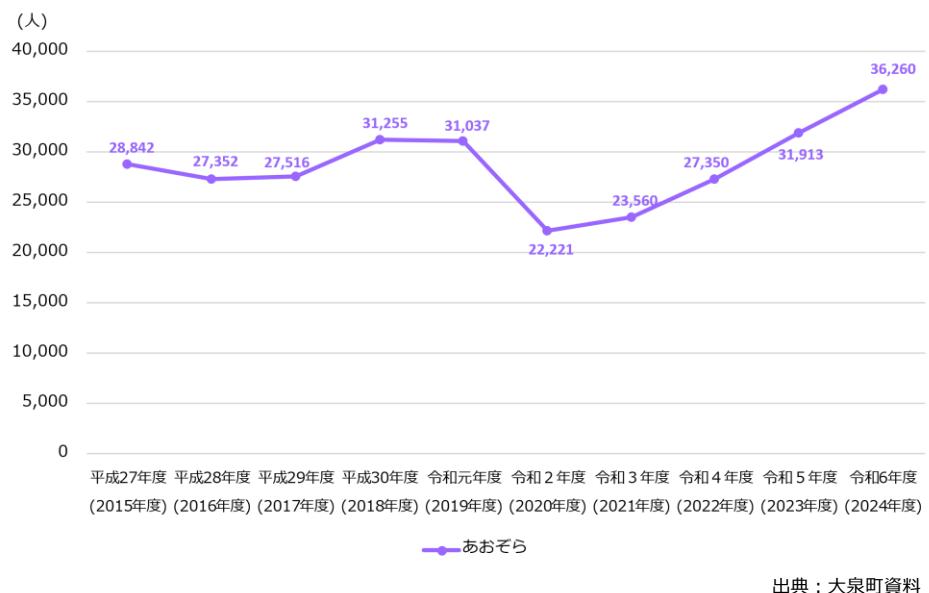
大泉町の公共交通網の中心となる公共交通機関のこと。

《表6-1 東武鉄道駅別1日平均乗降人員の推移》



出典：東武鉄道ホームページ

《表6-2 広域公共バス「あおぞら」の利用者数の推移》

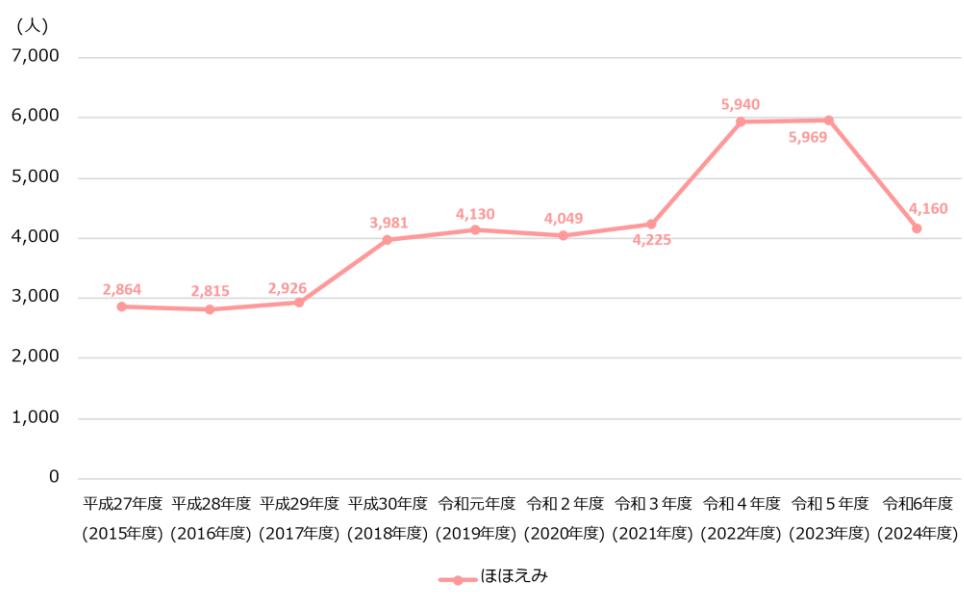


## 課題2. 公共交通徒歩圏外の居住者の交通手段の確保

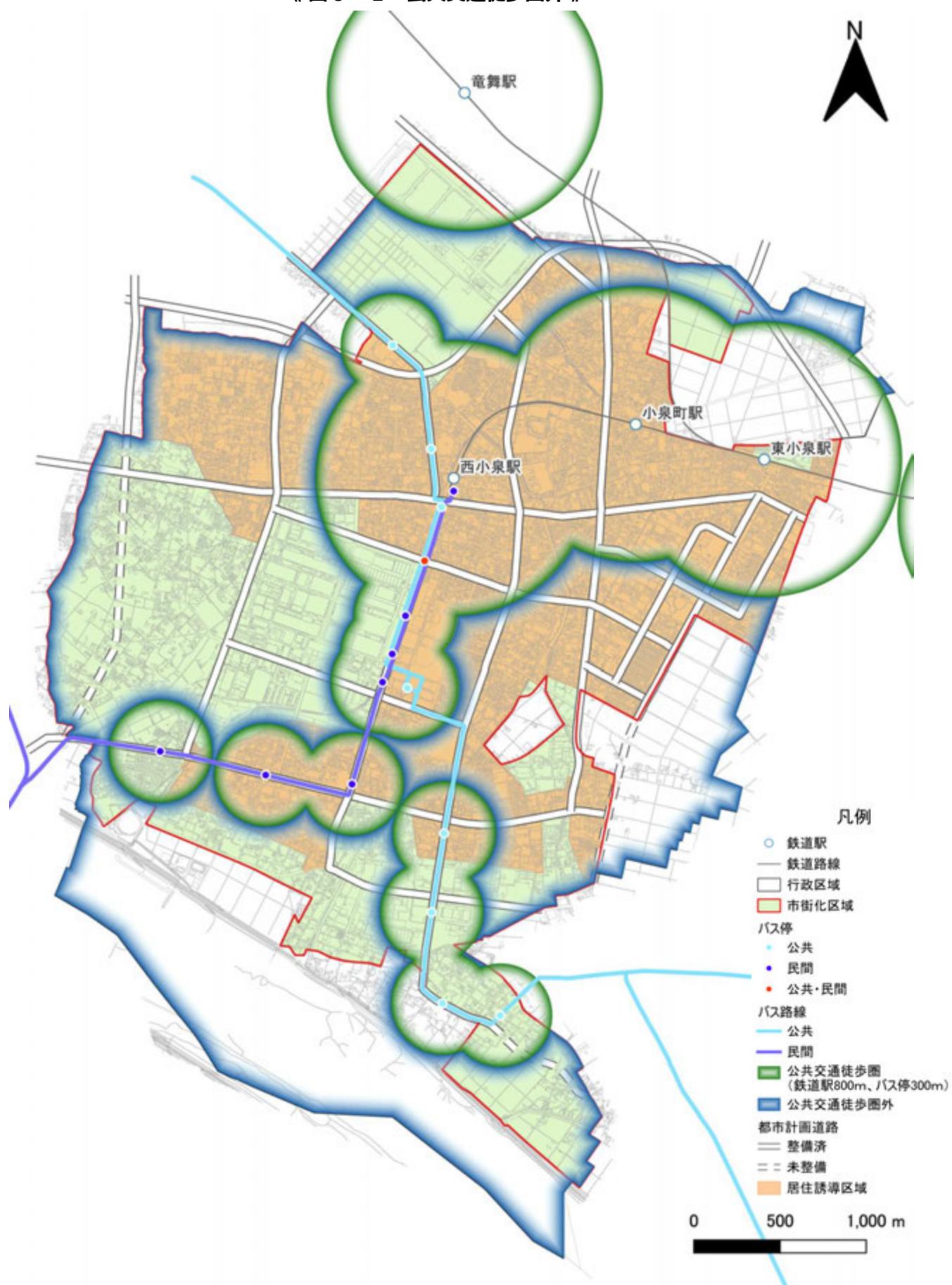
- 町内全域の高齢者(※)や妊婦等の方を対象として高齢者等デマンド交通を運行しています。年々利用者は増加傾向にあるため、高齢者等の日常生活を支える移動手段として更なる周知や利用者のニーズに応じて利便性を向上させていく必要があります。
- 町内の居住者の約半数は公共交通の徒歩圏外に居住しており、本計画で定める居住誘導区域内の一部も公共交通徒歩圏外に該当しています。そのため、居住誘導区域内の公共交通徒歩圏外の居住者のうち、自ら移動する手段を持たない方の交通手段を確保していく必要があります。

※ 高齢者  
65歳以上の方のこと。

《表6-3 高齢者等デマンド交通「ほほえみ」の利用者数の推移》



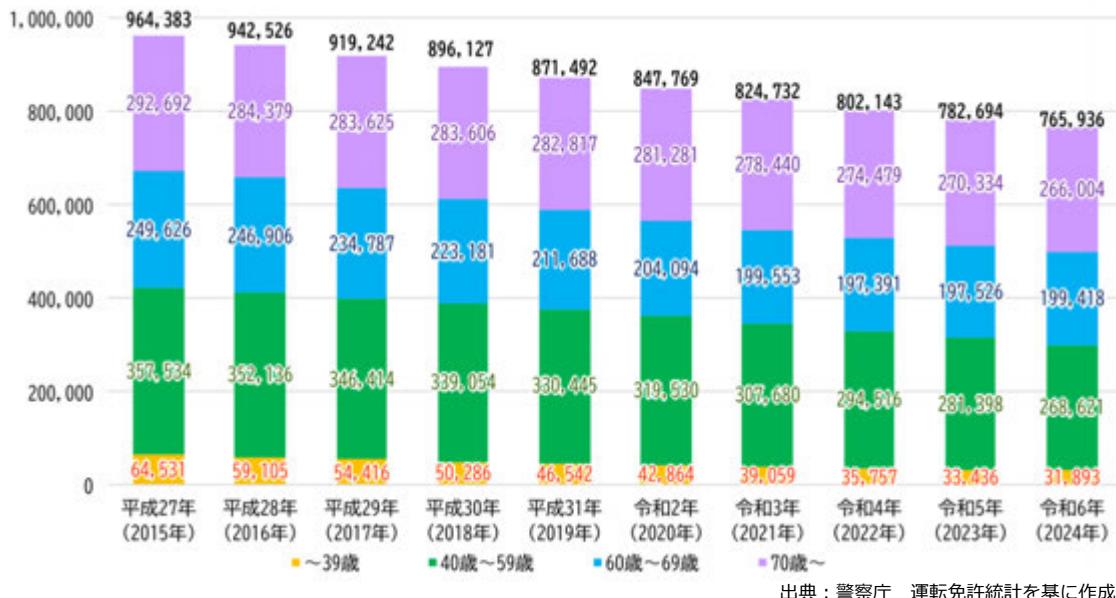
《図6-1 公共交通徒歩圏外》



### 課題3. 長期を見据えた公共交通ネットワークの検討

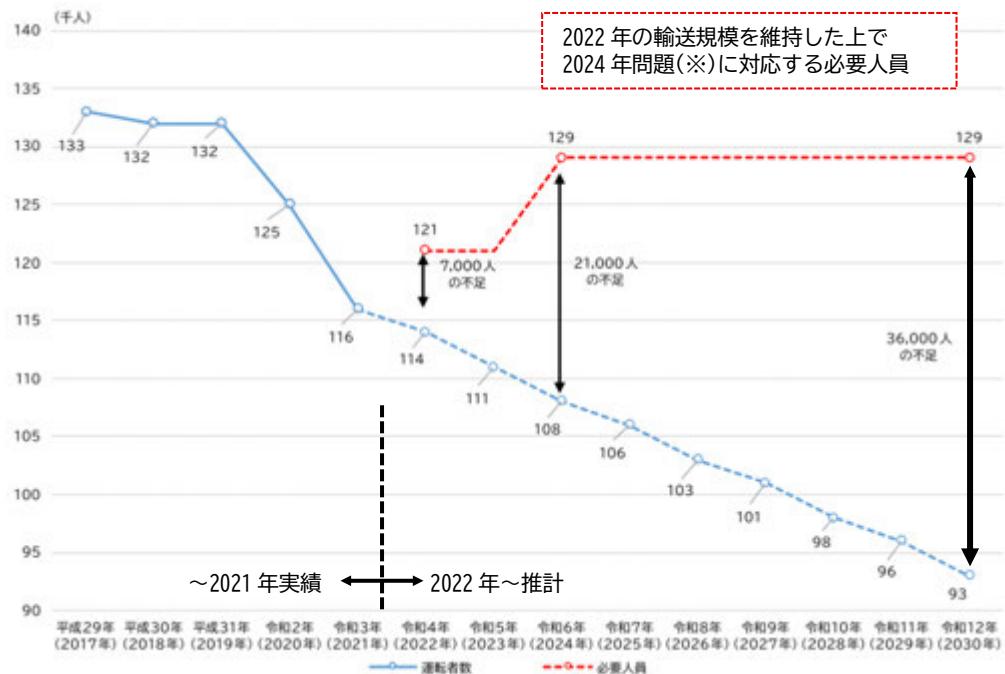
■日本バス協会の調査によると、バスの運転に必要な大型第二種免許の保有者数は年々減少しています。令和6年(2024年)の免許保有者は全国で765,936人となっており、10年前と比較して2割ほど減少しています。また、国が公表しているバス運転者数の推移の見込みでは令和12年(2030年)には運転者数が36,000人不足すると想定されているため、長期的な視点で持続可能な公共交通ネットワークを検討する必要があります。

《表6-4 年齢別大型二種免許保有者推移》



出典：警察庁 運転免許統計を基に作成

《表6-5 バス運転者数の推移及び今後の不足見込み》



出典：令和5年10月5日 国土幹線道路部会 ヒアリング資料を基に作成

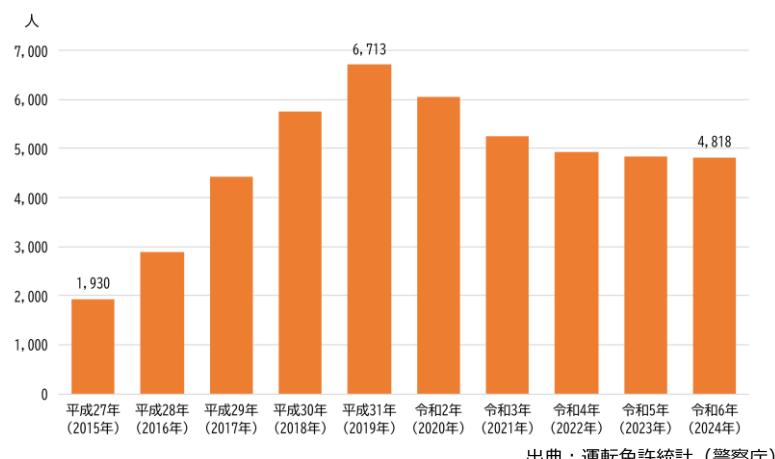
※ 2024年問題

令和6年(2024年)4月1日より、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)改正により、運転者の1日の労働時間の基準が厳しくなり、運転手が不足すること。

#### 課題4. 高齢者が外出しやすい移動環境の整備

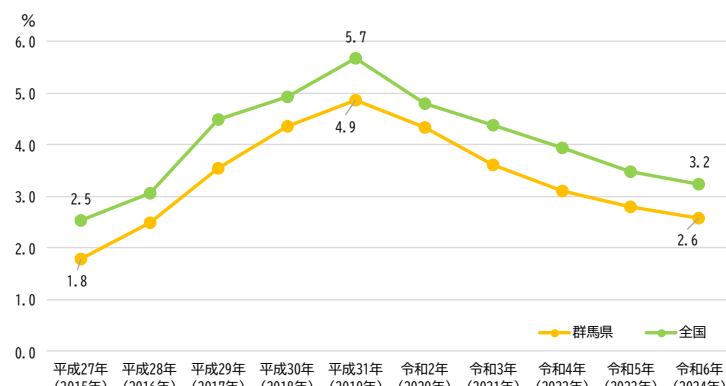
■群馬県の75歳以上の免許返納者数は、令和元年(2019年)にかけて増加していましたが、令和2年(2020年)以降は減少傾向にあり、全国の75歳以上の免許返納率と比較しても低い水準となっています。また、1人あたりの乗用車保有台数と75歳以上の免許返納率を都道府県別に比較すると、群馬県は乗用車の保有台数が多く返納率が低い状況になっており、乗用車への依存が高い状況にあると言えます。そのため、今後免許返納を促すためには、乗用車に代わる移動手段の確保が求められています。

《表6-6 75歳以上の免許返納者数(群馬県)》



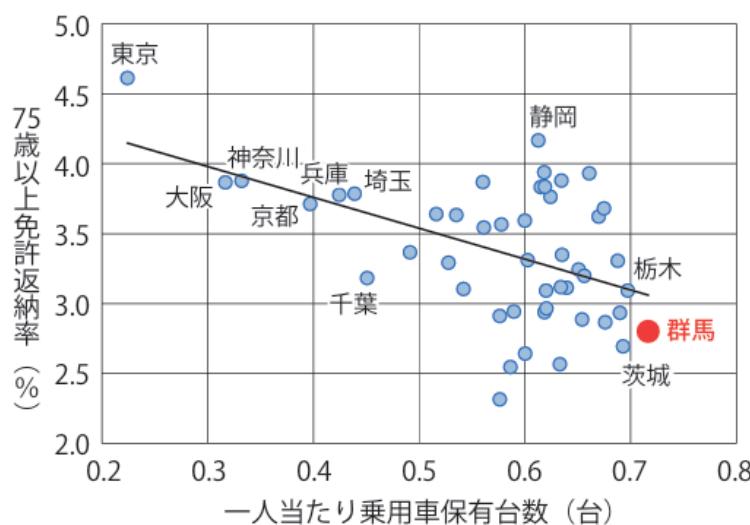
出典：運転免許統計（警察庁）

《表6-7 75歳以上の免許返納率(群馬県と全国)》



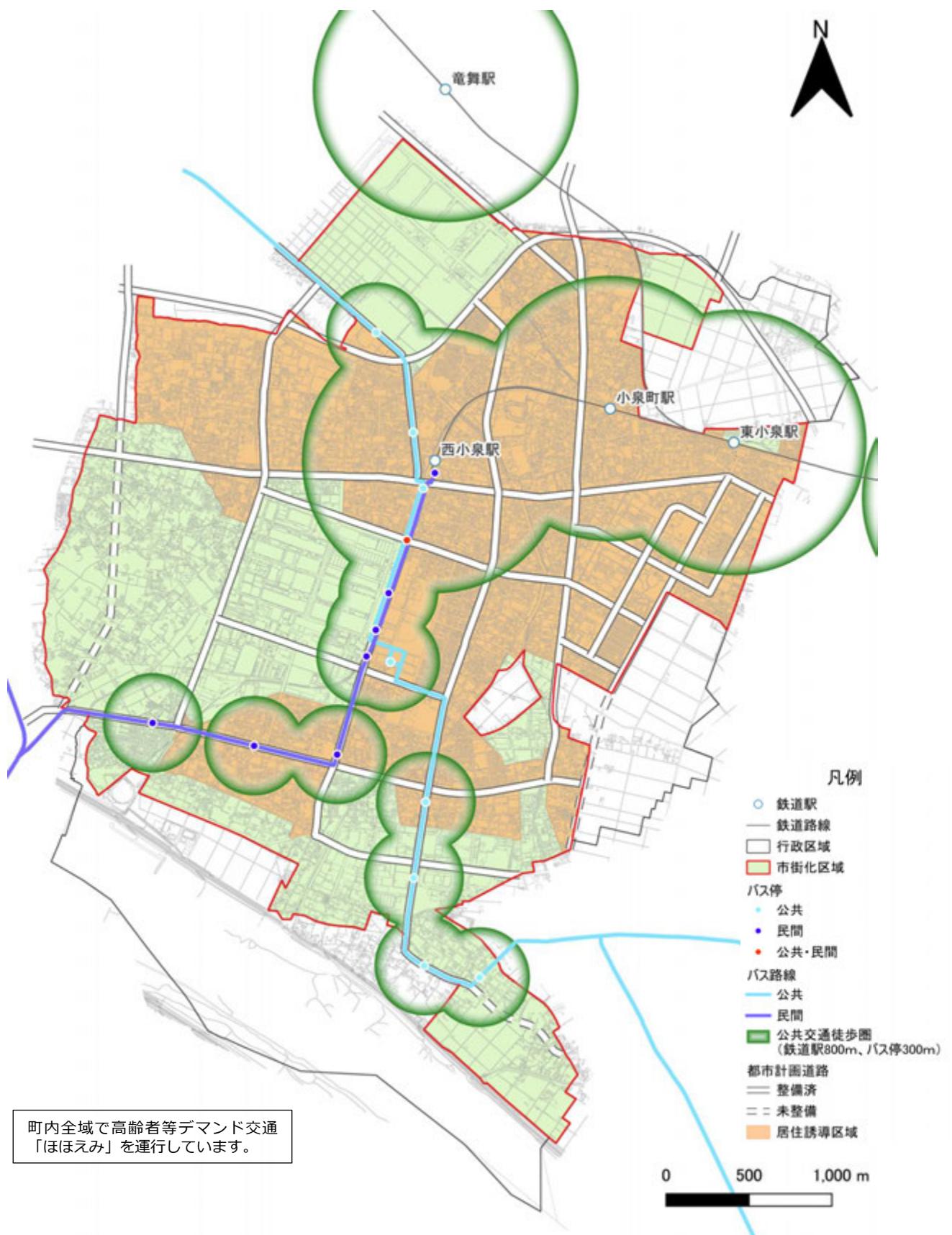
出典：運転免許統計（警察庁）

《表6-8 75歳以上の免許返納率と一人当たり乗用車保有台数の関係(都道府県)》



出典：一般財団法人群馬経済研究所 群馬のデータ

《図6-2 立地適正化計画で定める将来都市構造と公共交通の運行状況》



町内全域で高齢者等デマンド交通  
「ほほえみ」を運行しています。

0 500 1,000 m

## 6-2. 公共交通ネットワーク形成方針

「第3章 目指す将来都市像」で、公共交通に係るまちづくりの方針として定めた「円滑な移動を促す基幹的な公共交通ネットワークの形成」を公共交通ネットワーク形成方針として位置付け、施策や取組を設定します。

《表6-9 公共交通の誘導方針》

公共交通	円滑な移動を促す基幹的な公共交通ネットワークの形成
	1. 持続可能でコンパクトなまちづくりの骨格を形成するため、拠点間を結ぶ基幹的な公共交通ネットワークの維持を図ります。 2. 居住地と拠点を繋ぐ移動手段を確保するため、基幹的な公共交通を補完する支線としての公共交通の充実を図ります。

《表6-10 公共交通に関する施策・取組》

施策
<b>施策① 公共交通ネットワークの維持・充実による円滑な移動環境の整備</b>
拠点間や主要な施設などに移動できる公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。また、新たな技術の活用も視野に入れ、環境にも配慮しながら既存の交通サービスの向上なども検討していきます。今後想定される事業については、財源の確保も併せて検討を行っていきます。
<b>実施事業</b>
1. 広域公共バス「あおぞら」の利用促進に向けた啓発及び利用者ニーズの把握(対象：広域公共バス「あおぞら」) 千代田町と共同で運行している広域公共バスを維持していくために、利用者ニーズ等の把握を行うとともに、近隣市町との連携を強化し、新たな移動ルートの検討等、利用促進に向けた取組を行っています。
2. 高齢者等デマンド交通「ほほえみ」の利用促進・利便性向上(対象：高齢者等デマンド交通「ほほえみ」) 高齢者や妊娠中の方、未就学児を対象に運行しているデマンド交通「ほほえみ」について、運行状況や利用方法について周知を行い、利用の促進を図っています。また、効率的なルートの選定等を行い、利便性を向上していきます。
<b>今後想定される事業</b>
1. 地域公共交通計画の策定(対象：町全域) 町内の公共交通を維持・充実させていくために、利用実態の把握に努めるとともに、地域公共交通計画を策定し、公共交通に関する方向性や将来像を定めます。
2. バス路線維持に向けた利用環境の充実(対象：町内を運行するバス路線) 町内を運行しているバス路線を維持していくために、運行事業者との協議を重ね、バス停の整備等、利用環境改善のための支援を実施し、利用促進を検討していきます。
3. 鉄道施設の整備促進(対象：町内の鉄道駅) 町内の鉄道駅について、既存の東武鉄道整備促進期成同盟会との連携を図り、鉄道施設の整備等に対する支援を行い、利用者が利用しやすい環境づくりを促進します。
4. 交通結節点の機能充実(対象：町内の鉄道駅) 既存の東武鉄道整備促進期成同盟会との連携を図り、交通結節点(※1)となる駅前広場の整備や周辺にパークアンドライド(※2)用駐車施設の整備、シェアサイクルの設備の設置などの検討を行い、交通結節点の機能を充実させていきます。

※1 交通結節点

鉄道やバス等の複数の交通手段が集まり、乗り換えや接続ができる地点のこと。

※2 パークアンドライド

自動車等を利用して住宅等から最寄りの公共交通機関の駅やバス停まで移動し、そこに駐車して公共交通に乗り換え、目的地に移動すること。

## 施策② 全住民を対象にした交通手段の導入検討

公共交通の運転手の不足や高齢化の進行、社会情勢の変化等に対応していくために、新たな公共交通の導入を検討していきます。今後想定される事業については、財源の確保についても併せて検討を行っていきます。

### 今後想定される事業

#### 1. 自動運転バスの導入の検討(対象:町内のバス)

今後も公共交通の維持又は充実を図っていくために、バスの運転手不足という厳しい状況に対応していくためには、自動運転バスの導入に向けた検討をしていきます。

#### 2. 全住民を対象にしたデマンド交通の導入の検討(対象:町全域)

現在、高齢者等を対象としたデマンド交通を運行していますが、将来的には誰もが利用できるデマンド交通の導入を検討していきます。

#### 3. 環境に配慮した公共交通の導入検討(対象:町内のバス)

町内を運行しているバスについて、環境に配慮した公共交通の実現を目指すため、町の環境基本計画との連携を図るとともに、EVバス車両の購入やEVバス導入に伴う充電施設の整備等の検討を行っていきます。

各施策に取組むにあたっては、国からの支援措置(財政、金融、税制)等を積極的に活用していきます。

### 《参考 国からの支援措置(抜粋)》

#### 都市・地域交通戦略推進事業

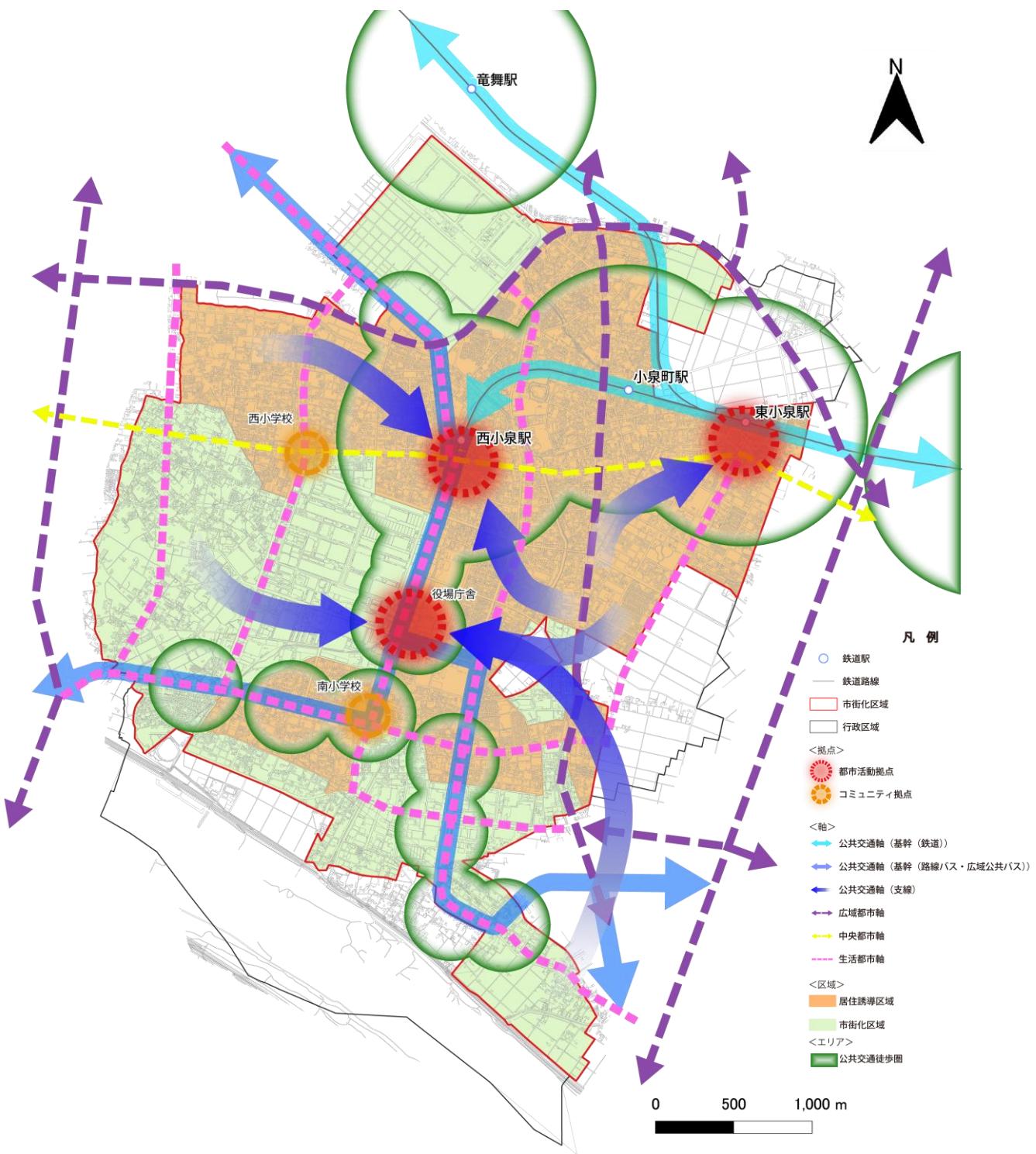
歩歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を進める事業。

◆立地適正化計画で位置付けられた事業を行う場合、補助率の嵩上げがある。

担当課: 国土交通省 都市局 街路交通施設課

町の公共交通ネットワーク形成方針図を以下のとおり設定します。

《図6-3 公共交通ネットワーク形成方針図》



## **第7章 防災指針**

# 第7章 防災指針

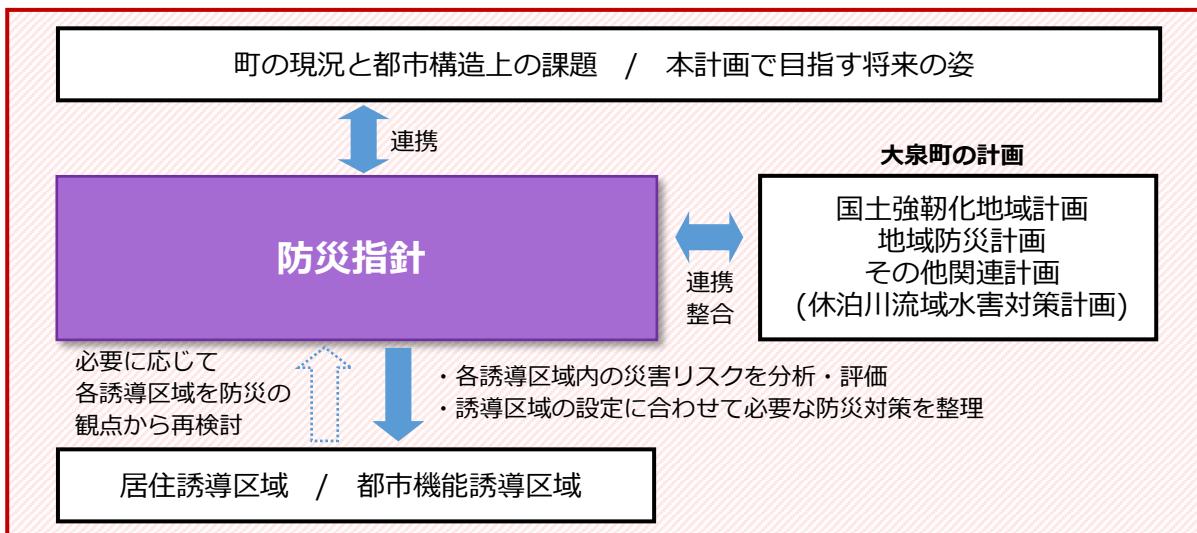
## 7-1. 防災指針の検討

### (1) 防災指針とは

防災指針とは、近年頻発・激甚化する自然災害に対応するため、本計画における居住や都市機能の誘導と合わせて防災に関する機能の確保を図るための指針であり、令和2年(2020年)6月の都市再生特別措置法の一部改正により、新たに位置付けられました。

本章では、災害ハザードデータと都市のデータを重ね合わせることで、居住や都市機能を図る上で必要となる都市の防災に関する情報を分析し、災害リスクが高い区域は居住誘導区域から外し、含める場合はしっかりととした対策を講じるなど、防災・減災対策を明らかにすることで各種災害に対して安全性を更に高めるための指針を立てます。

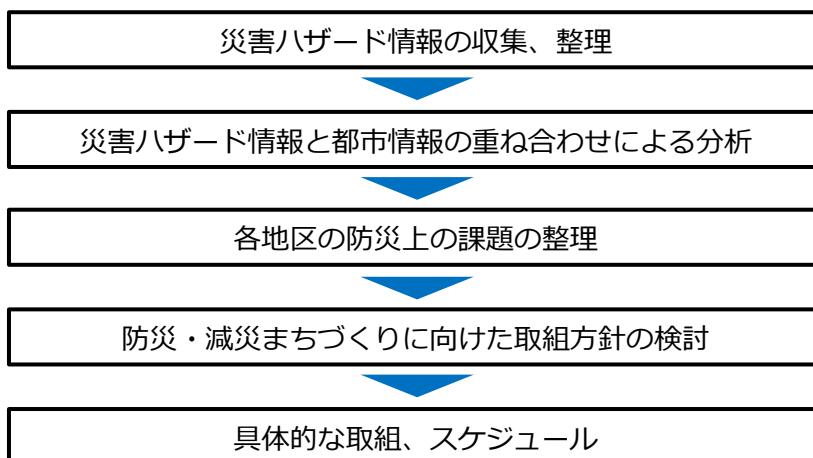
《図7-1 防災指針と他項目等との連携》



### (2) 防災指針の検討フロー

立地適正化計画の手引きに基づき、町では以下の設定フローに基づき検討します。

《図7-2 防災指針の検討フロー》



## 7-2. 災害ハザード情報の収集、整理

居住誘導区域や都市機能誘導区域の災害リスク分析を行うにあたり、発生するおそれのある災害ハザード(※1)情報を収集、整理しています。

町では、以下の洪水、特定都市河川、土砂災害、地震、実績に関する災害ハザード情報の収集、整理を行いました。

《表7-1 防災指針で用いる災害ハザード情報》

分類	災害ハザード情報等	根拠法令等
洪水	(1)洪水浸水想定区域 (浸水深(※2)：想定最大規模 1/1000)	・水防法第14条第1項
	(2)洪水浸水想定区域 (浸水深：計画規模 1/200)	・水防法第14条第2項 ・水防法施行規則第2条第1項第4号
	(3)洪水浸水想定区域 (浸水深：中頻度 1/50)	—
	(4)洪水浸水想定区域 (浸水深：中高頻度 1/30)	—
	(5)多段階の浸水想定区域 (浸水深：0.5m未満)	—
	(6)多段階の浸水想定区域 (浸水深：0.5～3.0m未満)	—
	(7)多段階の浸水想定区域 (浸水深：3.0m以上)	—
	(8)洪水浸水想定区域 (浸水継続時間：想定最大規模)	・水防法第14条第2項 ・水防法施行規則第2条第1項第3号
	(9)家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)	・水防法第14条
特定都市河川	(10)特定都市河川及び特定都市河川流域	・特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項
	(11)都市浸水想定区域	・特定都市河川浸水被害対策法第32条第2項
土砂災害	(12)谷埋め型大規模盛土造成地	・宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第3項
	土砂災害特別警戒区域・ 土砂災害警戒区域 ※大泉町には該当なし	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項、第7条第1項
地震	(13)関東平野北西縁断層帯主部における震度分布	・群馬県地震被害想定調査(群馬県)
	(14)太田断層における震度分布	
	(15)関東平野北西縁断層帯主部における液状化危険度	
	(16)太田断層における液状化危険度	
実績	(17)道路冠水実績	—

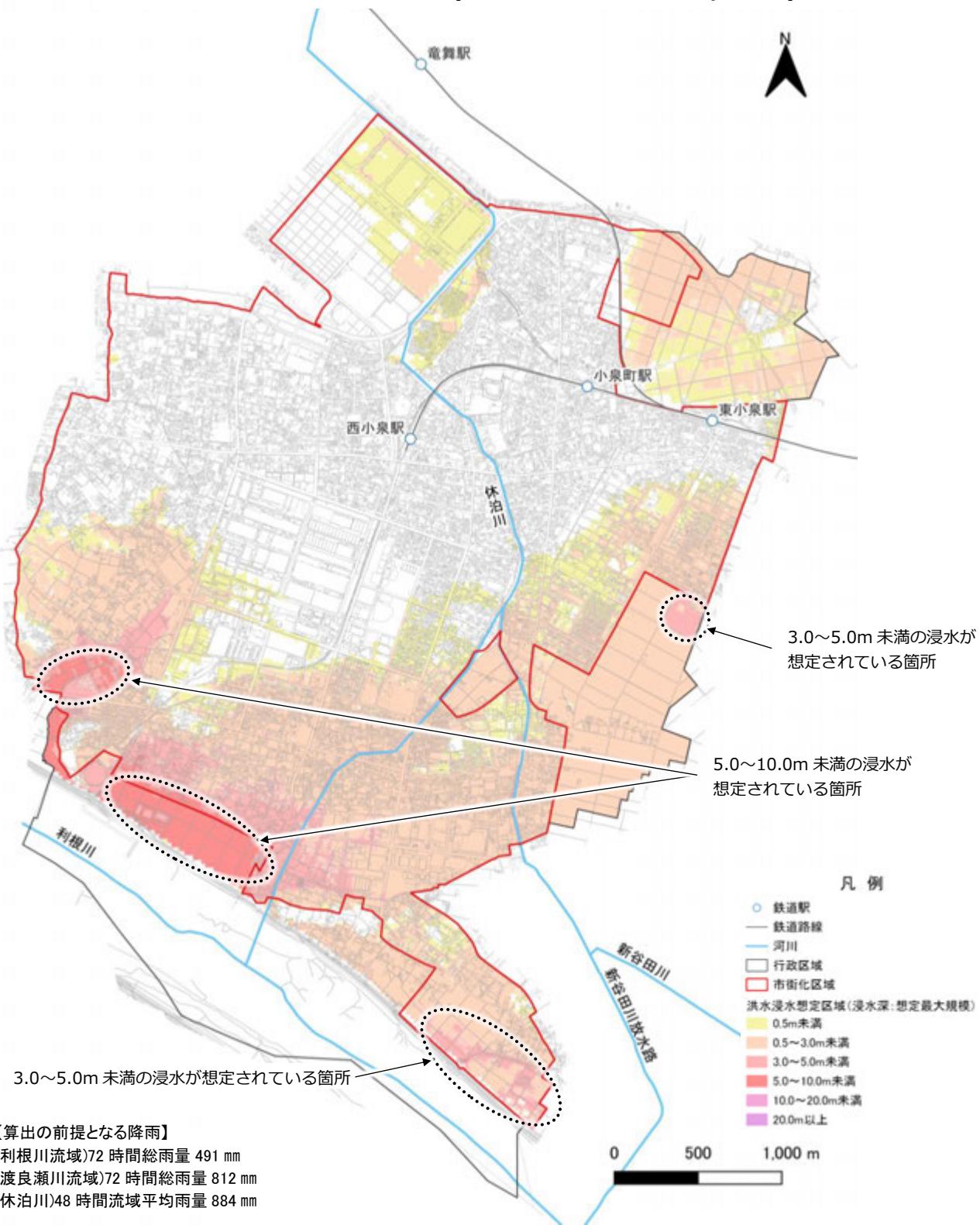
※1 災害ハザード  
「洪水」「土砂災害」「地震」などの災害のこと。

※2 浸水深  
洪水等による地表面から水面までの深さ。

## (1) 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模 1/1000)

- 想定最大規模の降雨量(※)では、町の南部と北東部で広範囲に 0.5~3.0m未満の浸水が想定され、北部では 0.5m未満の浸水が想定されています。
- 仙石地区の南部及び、寄木戸地区の南部で 5.0~10.0m未満の浸水が想定されている箇所があり、その周辺は 3.0~5.0m未満の浸水が想定されています。また、古海地区の南東部と下小泉地区の北東部で、3.0~5.0m未満の浸水が想定されています。

《図7-3 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模 1/1000)》



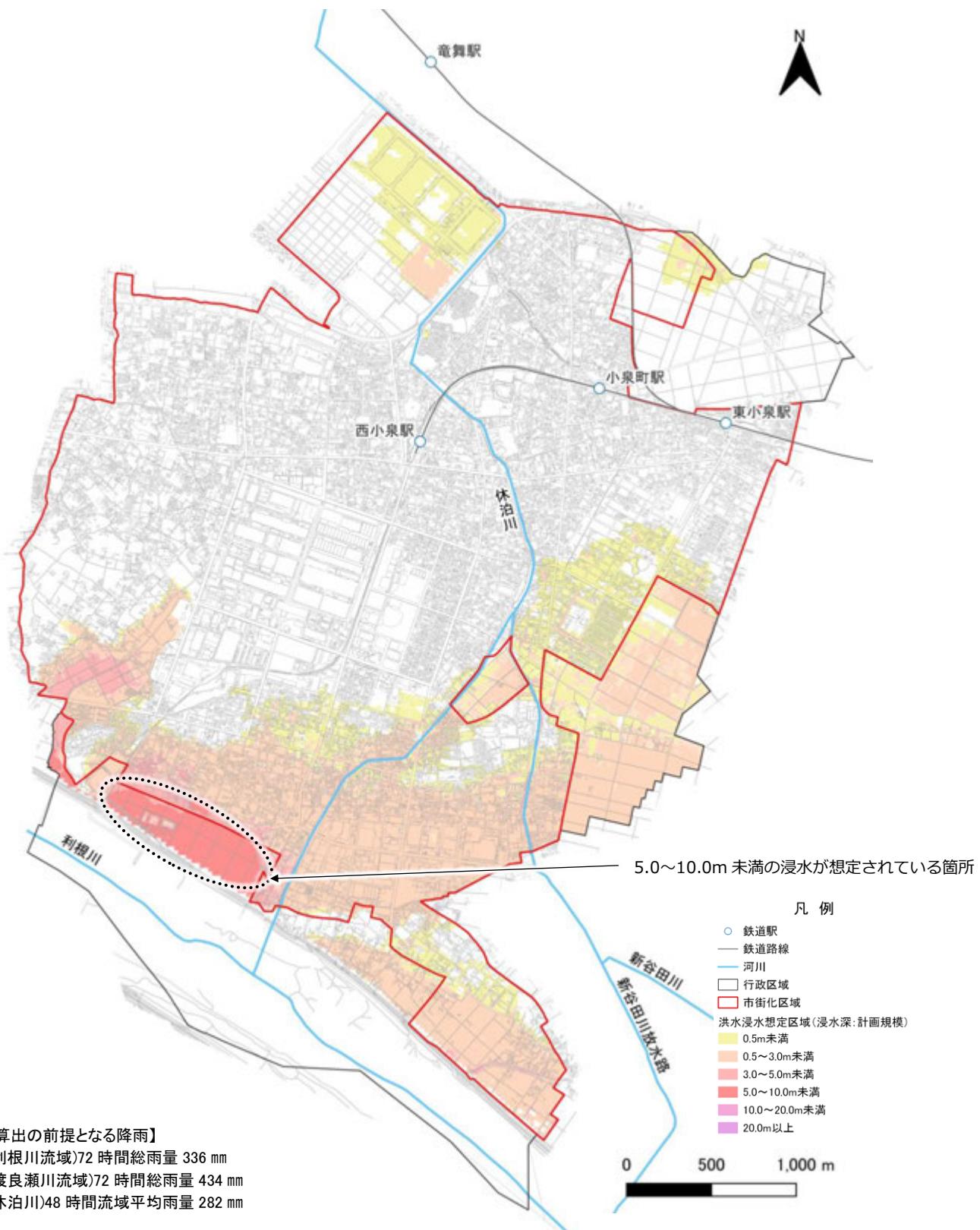
※ 想定最大規模の降雨量

1000年に1回程度を想定した降雨による洪水浸水想定(利根川、渡良瀬川、休泊川を含む)1000年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなく、1年間の間に発生する確率が1/1000(0.1%)以下の降雨

## (2)洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模 1/200)

- 計画規模の降雨量(※)では、町の南部で広範囲に 0.5~3.0m未満の浸水が想定され、特に仙石地区の南部では、5.0~10.0m未満の浸水が想定されています。
- 北部と北東部では 0.5m未満の浸水が想定されています。

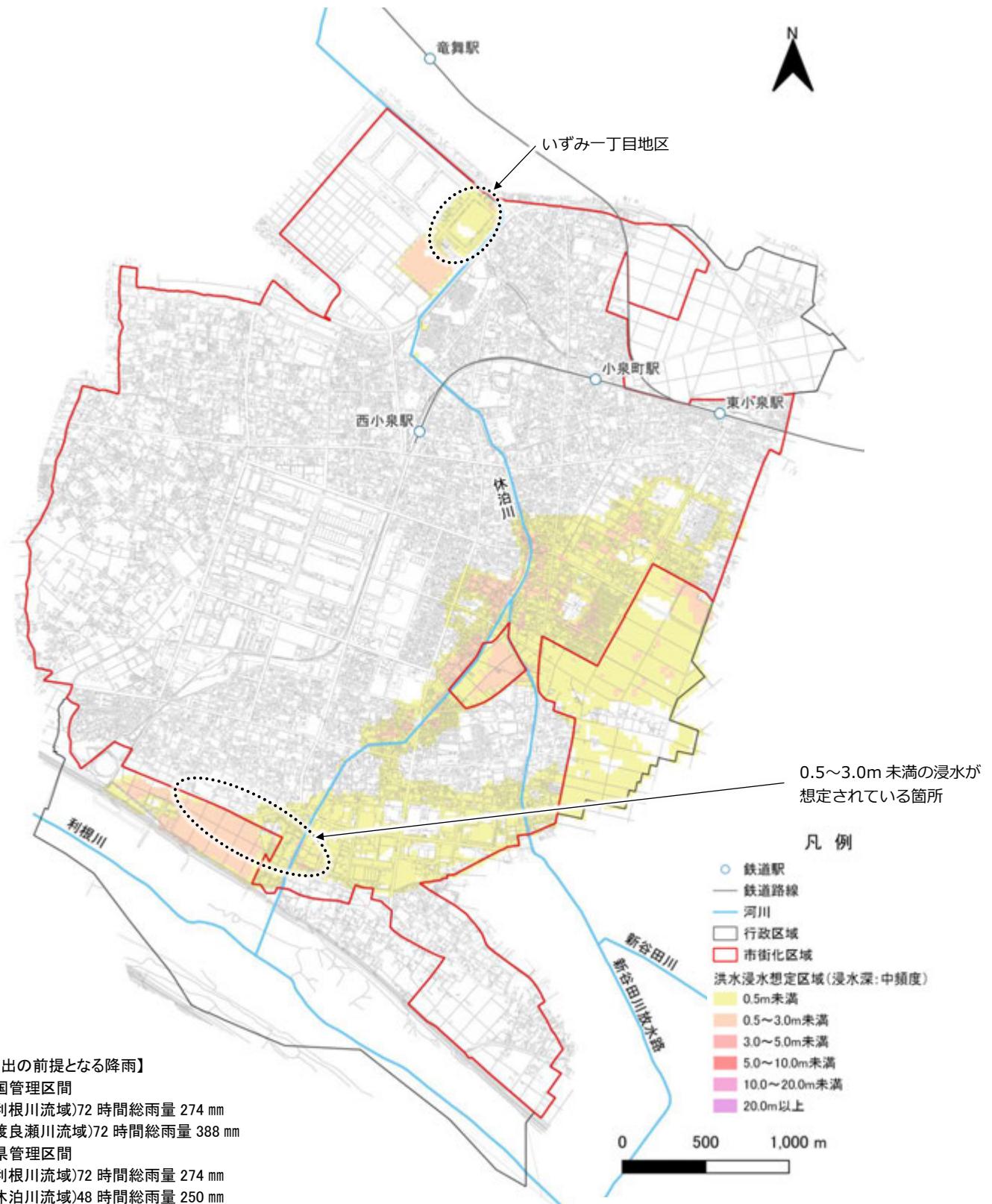
《図7-4 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模 1/200)》



### (3) 洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度 1/50)

- 中頻度の降雨量(※)では、町の南東部といずみ一丁目地区の東部で広範囲に 0.5m未満の浸水が想定されています。
- 仙石地区の南部では、広範囲に 0.5~3.0m未満の浸水が想定されています。

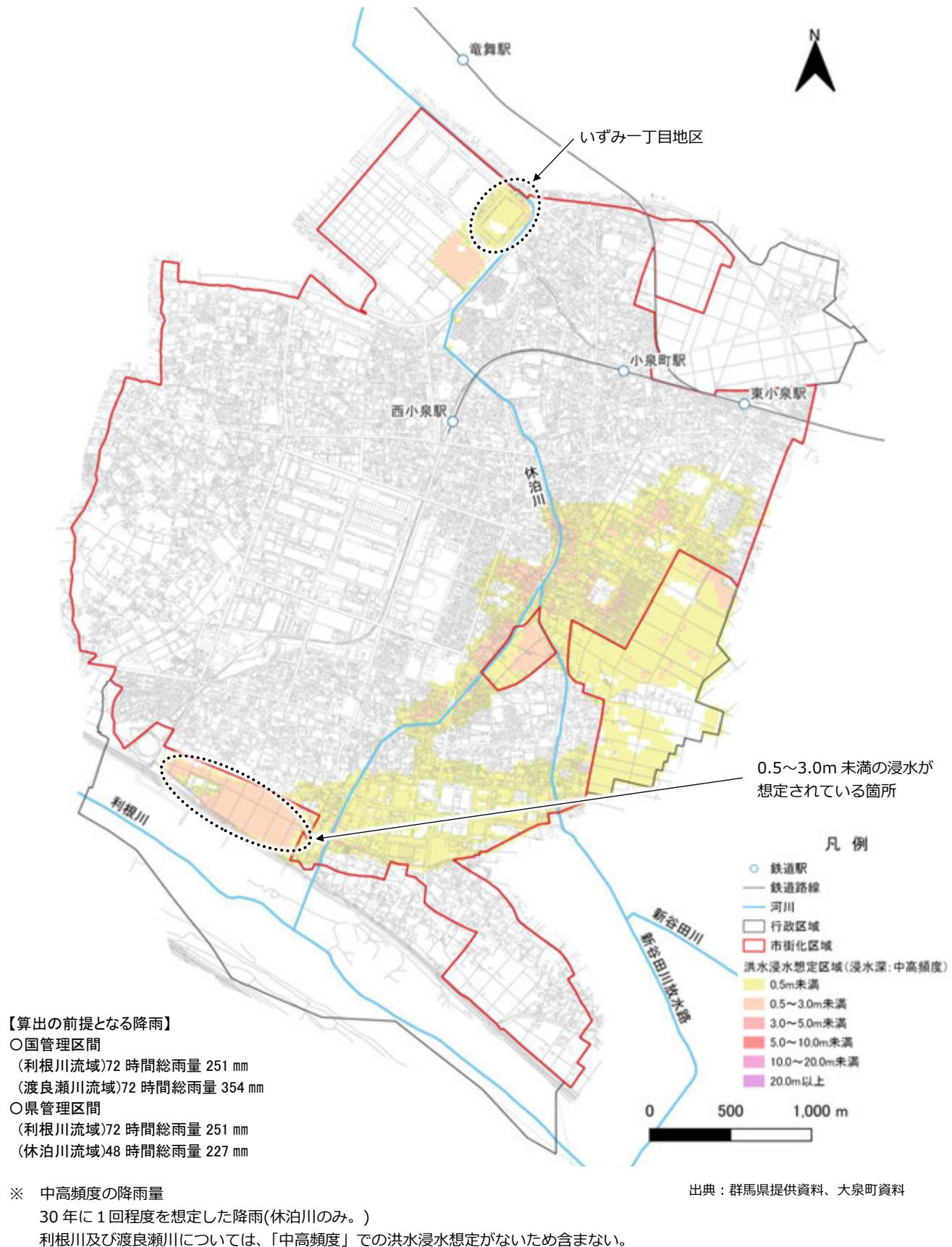
《図7-5 洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度 1/50)》



#### (4) 洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度 1/30)

- 中高頻度の降雨量(※)では、町の南東部といすみ一丁目地区の東部で広範囲に 0.5m未満の浸水が想定されています。
- 仙石地区の南部では、広範囲に 0.5~3.0m未満の浸水が想定されています。

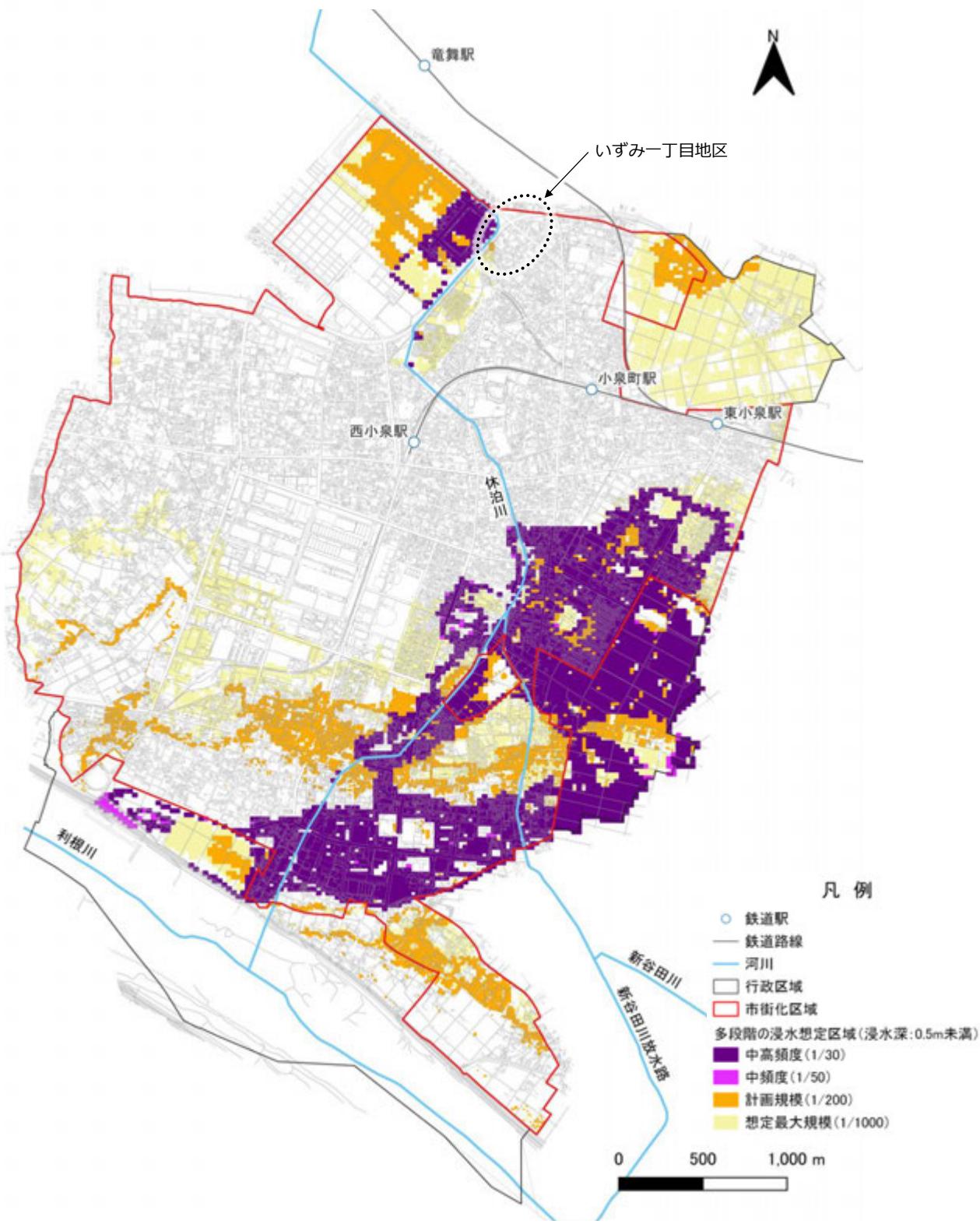
《図7-6 洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度 1/30)》



## (5) 多段階の浸水想定区域(浸水深：0.5m未満)

- 0.5m未満の浸水は、町の南東部といずみ一丁目地区の東部にて、中高頻度(30年に1回程度)で発生すると想定されています。
- いすみ一丁目地区の北部、上小泉地区においては、それよりも低い頻度で発生すると想定されています。

《図7-7 多段階の浸水想定区域(浸水深：0.5m未満)》



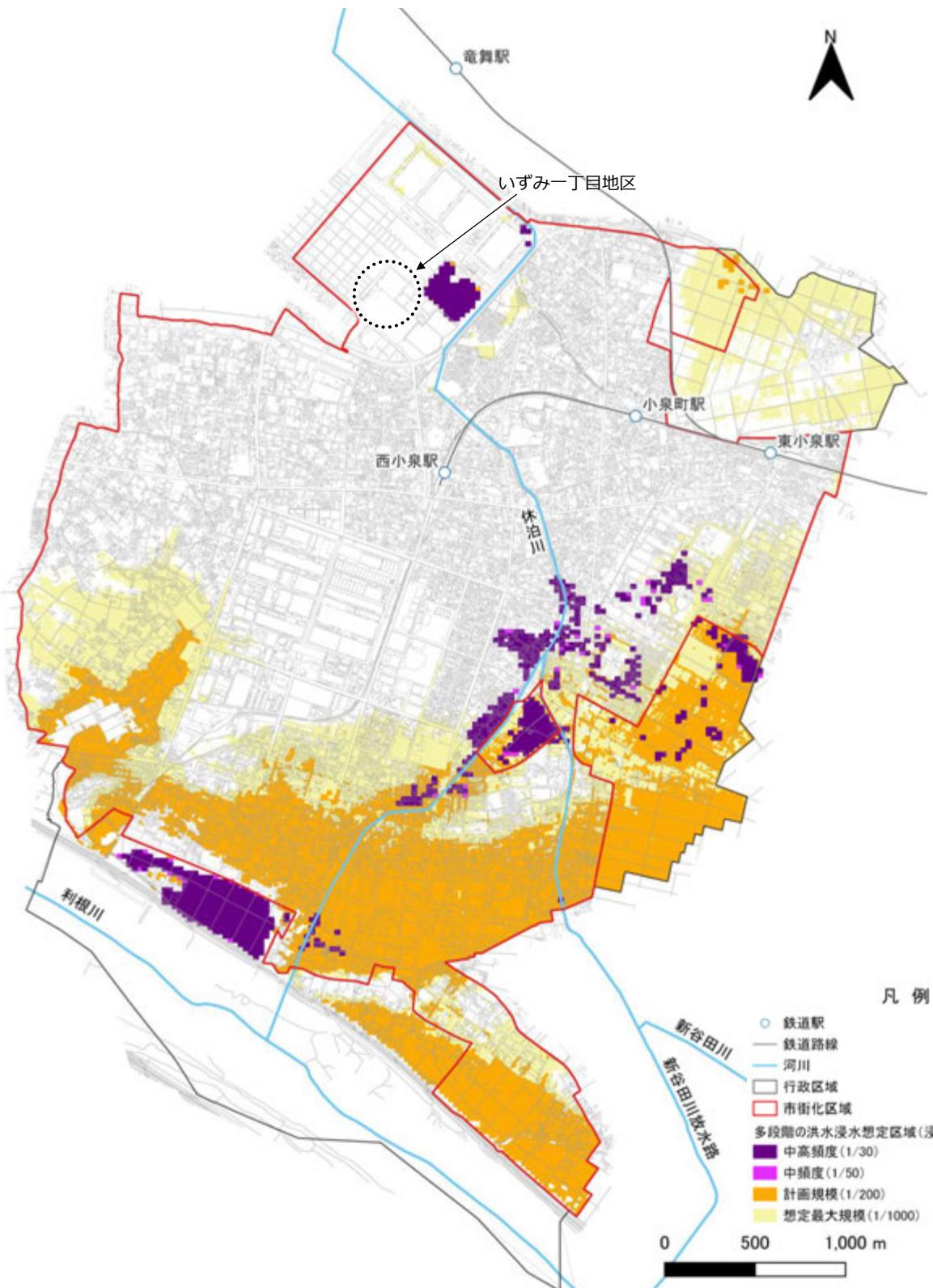
「想定最大規模」、「計画規模」は、利根川、休泊川、渡良瀬川を含む。

「中頻度」、「中高頻度」の降雨規模は休泊川を含み、利根川及び渡良瀬川は含まない。

## (6) 多段階の浸水想定区域(浸水深: 0.5~3.0m未満)

- 床上以上の浸水(0.5~3.0m未満)は、町の東部、いずみ一丁目地区の東部、仙石地区の南部にて、高頻度(30年に1回程度)で発生すると想定されています。
- 町の南部、上小泉地区においては、それよりも低い頻度で発生すると想定されています。

《図7-8 多段階の浸水想定区域(浸水深: 0.5~3.0m未満)》



出典：利根川上流河川事務所提供資料、群馬県提供資料、大泉町資料

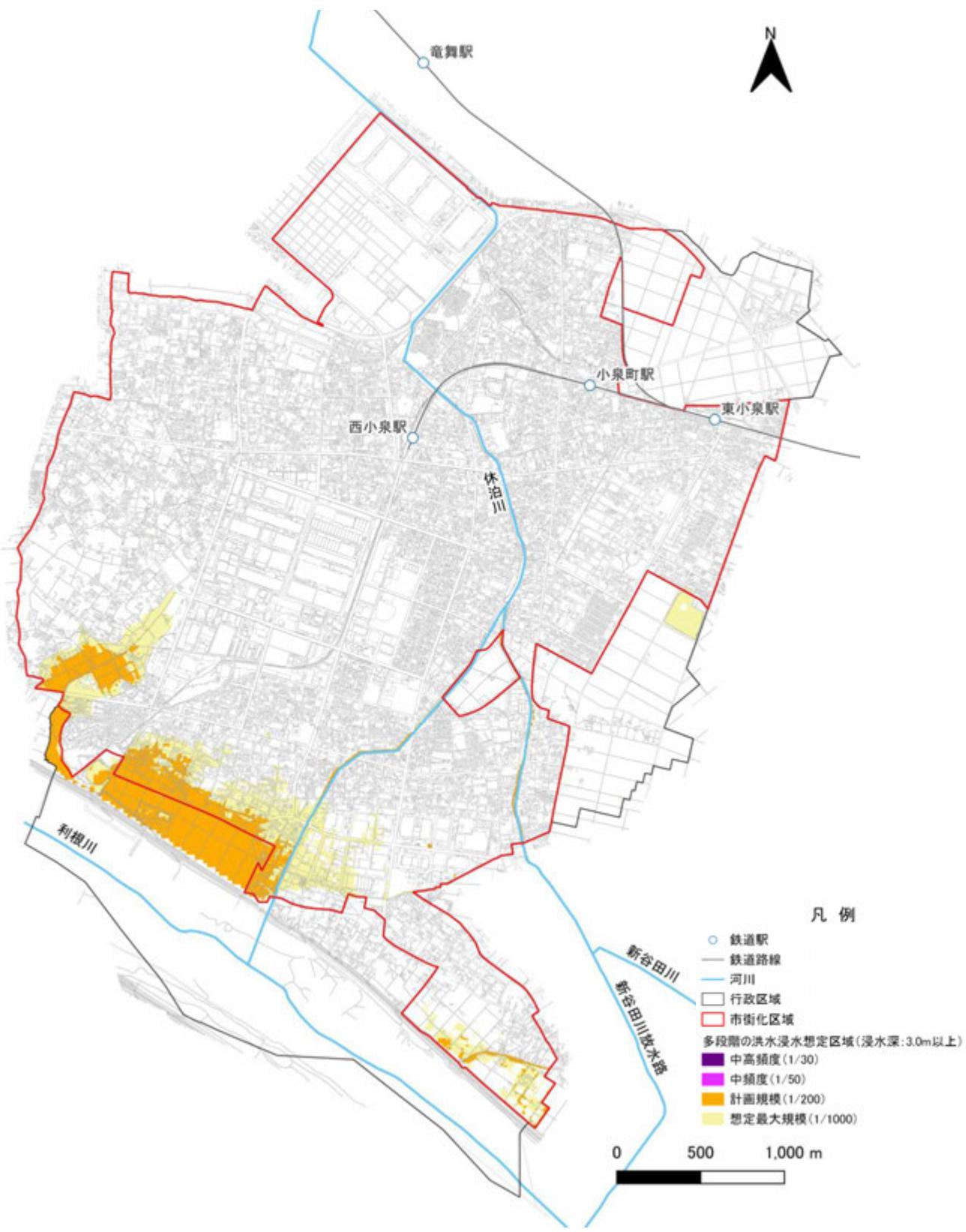
「想定最大規模」、「計画規模」は、利根川、休泊川、渡良瀬川を含む。

「中頻度」、「中高頻度」の降雨規模は休泊川を含み、利根川及び渡良瀬川は含まない。

## (7) 多段階の浸水想定区域(浸水深：3.0m以上)

■ 1階部分の浸水(3.0m以上)は、仙石地区の南部と寄木戸地区の南部にて、想定最大規模(1000年に1回程度)及び計画規模(200年に1回程度)で発生すると想定されています。

《図7-9 多段階の浸水想定区域(浸水深：3.0m以上)》



出典：利根川上流河川事務所提供資料、群馬県提供資料、大泉町資料

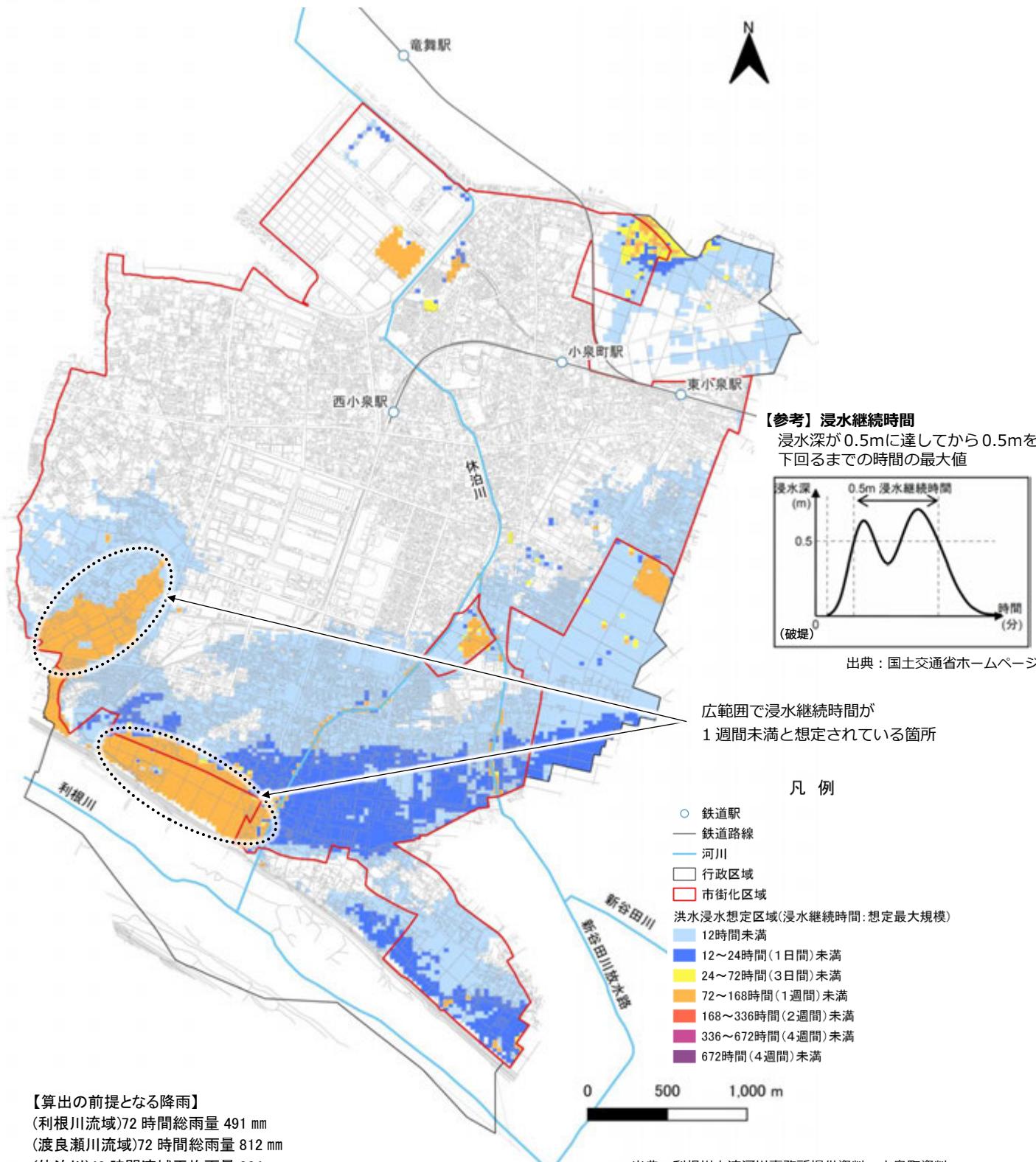
「想定最大規模」、「計画規模」は、利根川、休泊川、渡良瀬川を含む。

「中頻度」、「中高頻度」の降雨規模は休泊川を含み、利根川及び渡良瀬川は含まない。

## (8)洪水浸水想定区域(浸水継続時間：想定最大規模)

- 浸水が想定される箇所の大部分は、24時間(1日間)未満の浸水継続になると想定されています。
- 生命の危機が生じるおそれがあるとされている72時間(3日間)以上の浸水継続は、仙石地区の南部及び、寄木戸地区の南部で広範囲に想定されています。

《図7-10 洪水浸水想定区域(浸水継続時間：想定最大規模)》



「水害の被害指標分析の手引き(国土交通省)」では、浸水継続時間が72時間(3日間)以上孤立すると、飲料水や食料等の不足によって健康障害の発生、生命の危機が生じるおそれがあるとされています。(利根川、渡良瀬川、休泊川を含む。)

## (9) 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

■利根川沿いの地区で浸水が想定される箇所の大部分は、河川堤防の決壊又は洪水氾濫等により、木造家屋の倒壊等のおそれがある区域(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))に指定されています。

《図7-11 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)》



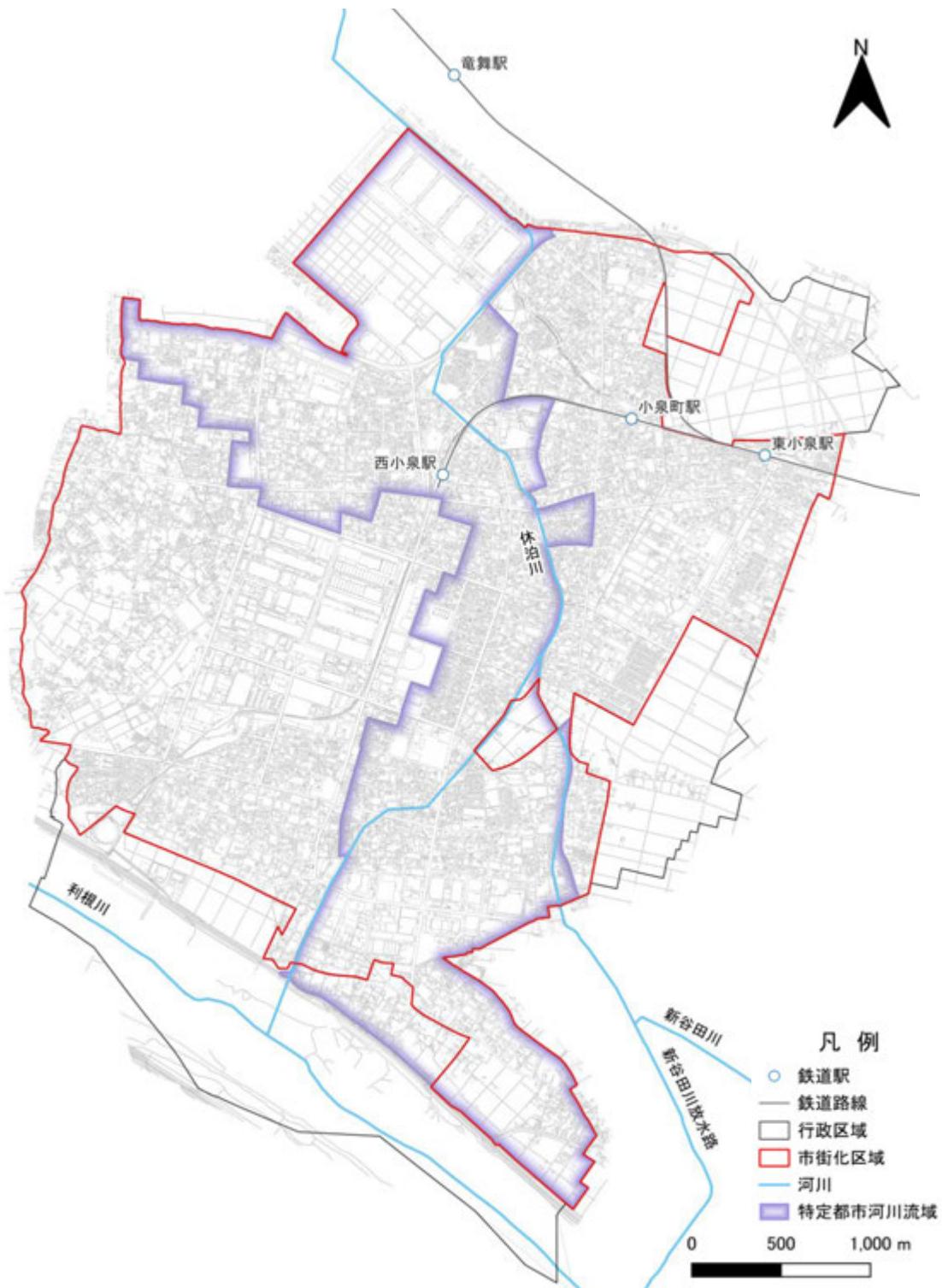
出典：国土交通省ホームページ

## (10)特定都市河川及び特定都市河川流域

■令和元年東日本台風により大規模な浸水被害が発生したことから、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和5年12月に群馬県は県内で初めて休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路とその流域を「特定都市河川(※)」及び「特定都市河川流域」に指定しました。

■都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地区が、町の北部から南部の中央部に向けて広範囲で特定都市河川流域として指定されています。

《図7-12 特定都市河川及び特定都市河川流域》



出典：群馬県ホームページ 流域治水及び流域治水プロジェクト、大泉町資料

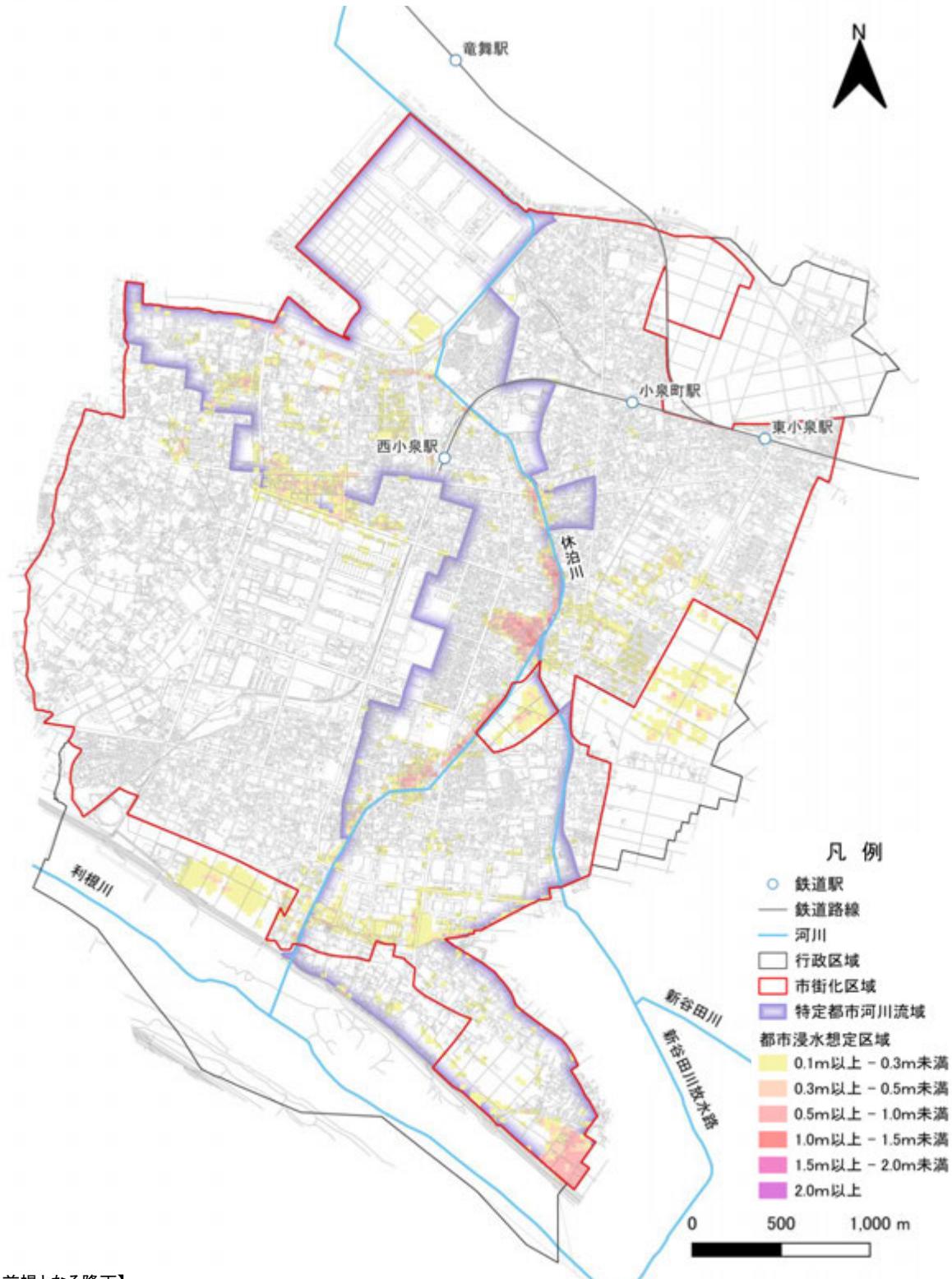
※ 特定都市河川

浸水被害が発生する可能性が高い都市部を流れる河川の流域において、市街化の進展により浸水被害の防止が困難で、国土交通大臣又は都道府県知事が区間を限って指定した河川のこと。

## (11)都市浸水想定区域

- 特定都市河川流域において、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)として、令和元年東日本台風を対象とし、計画対象降雨が生じた場合に、洪水(外水浸水)または雨水出水(内水浸水)による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を都市浸水想定区域として示しています。
- 都市浸水想定では、坂田地区で 0.5m未満の浸水が想定されています。また、富士地区や吉田地区、古海地区の一部には 0.5~2.0m未満の浸水が想定されています。

《図7-13 都市浸水想定区域》



【算出の前提となる降雨】

(休泊川流域)平均 2 日 雨量約 250mm

出典：群馬県ホームページ 流域治水及び流域治水プロジェクト、大泉町資料

## (12) 谷埋め型大規模盛土造成地(※)

■ 地形的に低い箇所を埋め立てていることから、盛土内に水の浸入を受け易く、形状的に盛土側面に斜面が存在することが多いという特徴の谷埋め型大規模盛土造成地が、町の南西部に1箇所あります。

《図7-14 谷埋め型大規模盛土造成地》



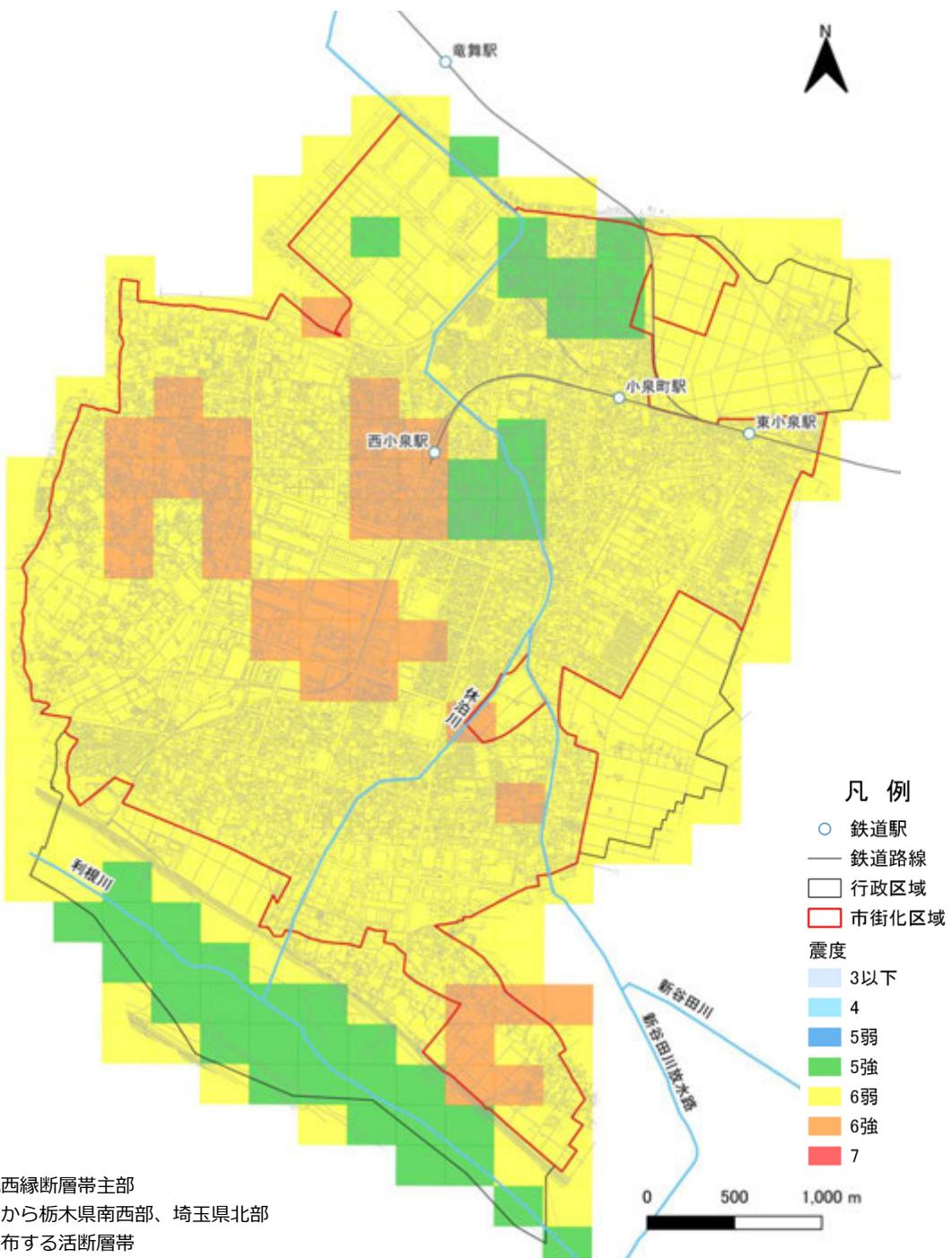
出典：国土交通省ホームページ

出典：群馬県提供資料、大泉町資料

## (13)関東平野北西縁断層帯主部(※)における震度分布

■関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)では、町の中央部及び南部で、震度6強や震度5強の箇所が見られますが、町内の大半は震度6弱の想定となっています。

《図7-15 関東平野北西縁断層帯主部における震度分布》



出典：大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

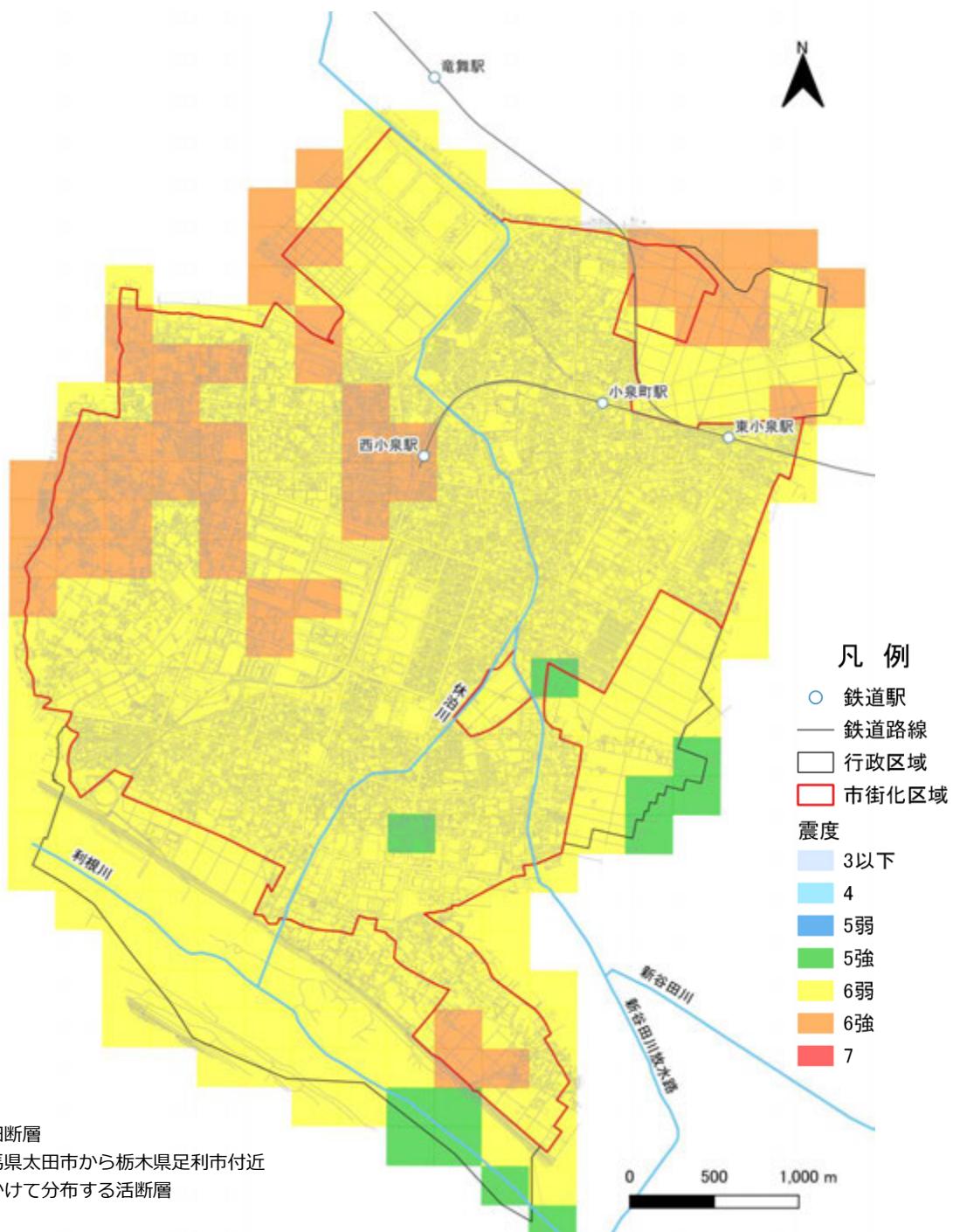


出典：気象庁ホームページ

## (14)太田断層(※)における震度分布

■太田断層による地震(M7.1)では、町の北西部で震度6強、町の南東部で震度5強の箇所が見られますが、町内の大半は震度6弱の想定となっています。

《図7-16 太田断層における震度分布》



出典：大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

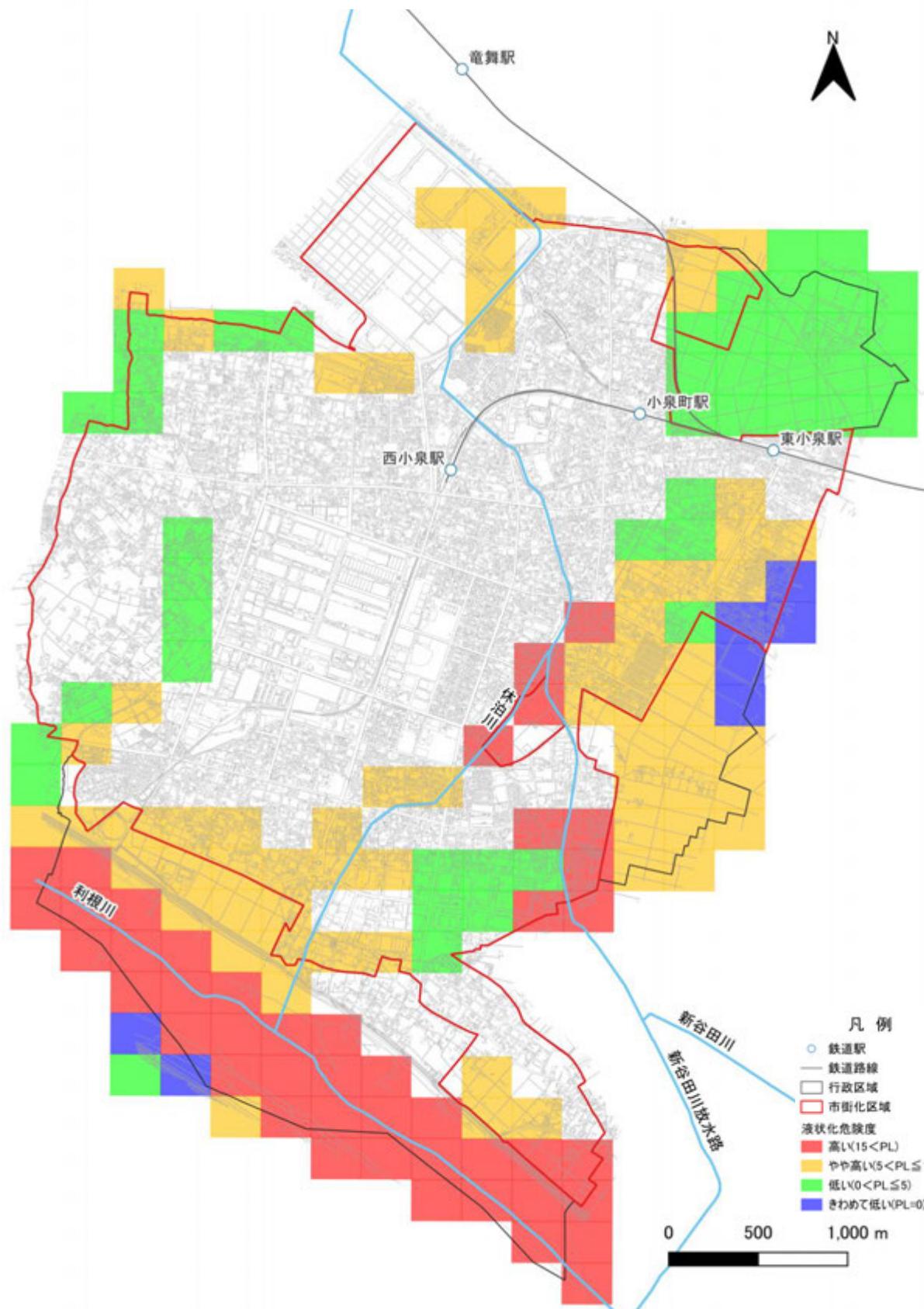


出典：気象庁ホームページ

## (15) 関東平野北西縁断層帯主部における液状化危険度

■ 関東平野北西縁断層帯主部の地震による液状化の危険性が想定される箇所は、主に市街化区域外に広がっており、特に古海地区の南部と吉田地区の東部では「液状化の危険性が高い」箇所が見られます。

《図7-17 関東平野北西縁断層帯主部における液状化危険度》



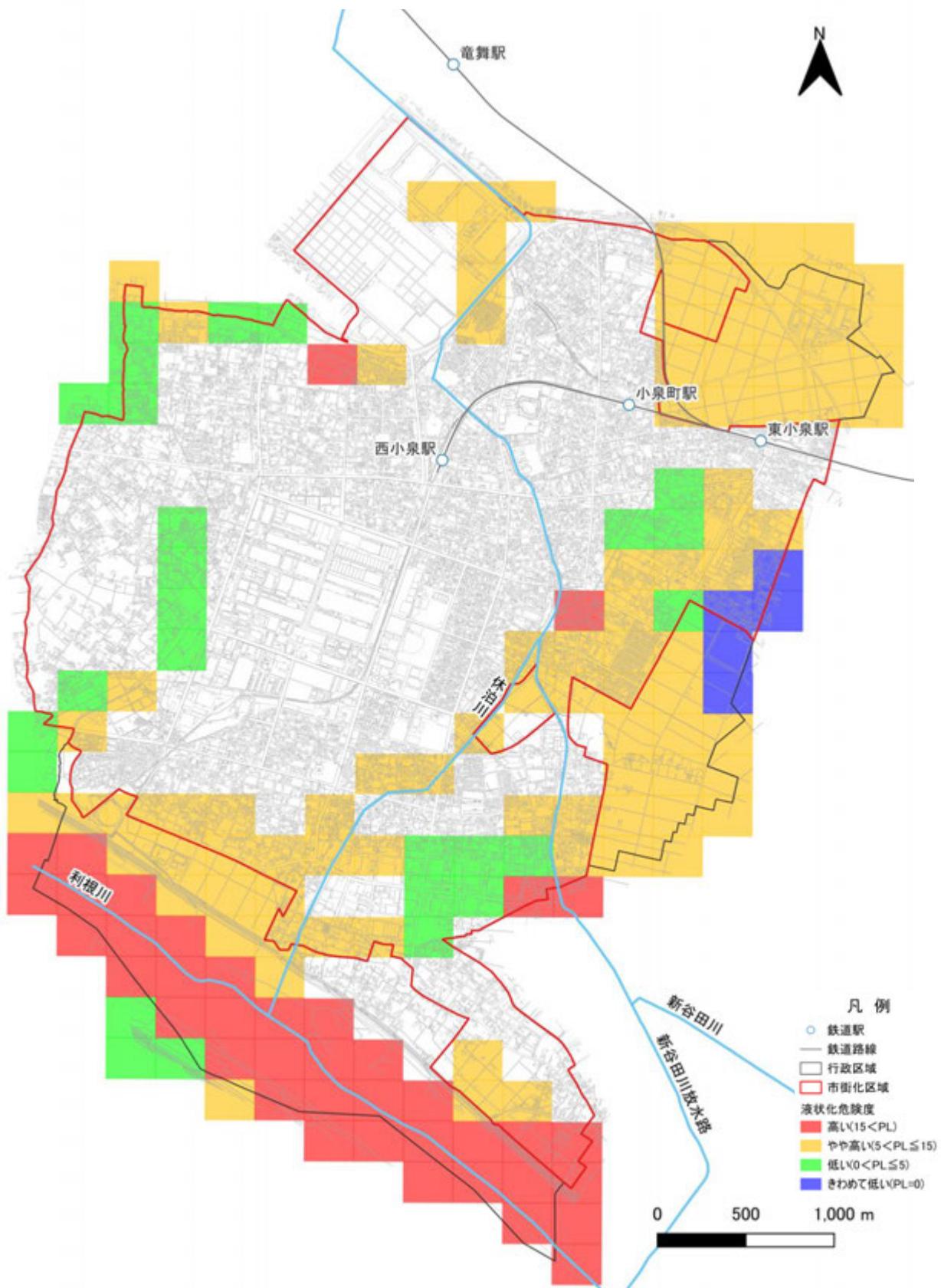
PL値：地盤の液状化の危険度を表す指標である液状化指標

出典：大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

## (16)太田断層における液状化危険度

■太田断層の地震による液状化の危険性が想定される箇所は、主に市街化区域外に広がっており、特に古海地区の南部では「液状化の危険性が高い」箇所、仙石地区の南部及び吉田地区の東部、上小泉地区では「液状化の可能性がやや高い」箇所が見られます。

《図7-18 太田断層における液状化危険度》



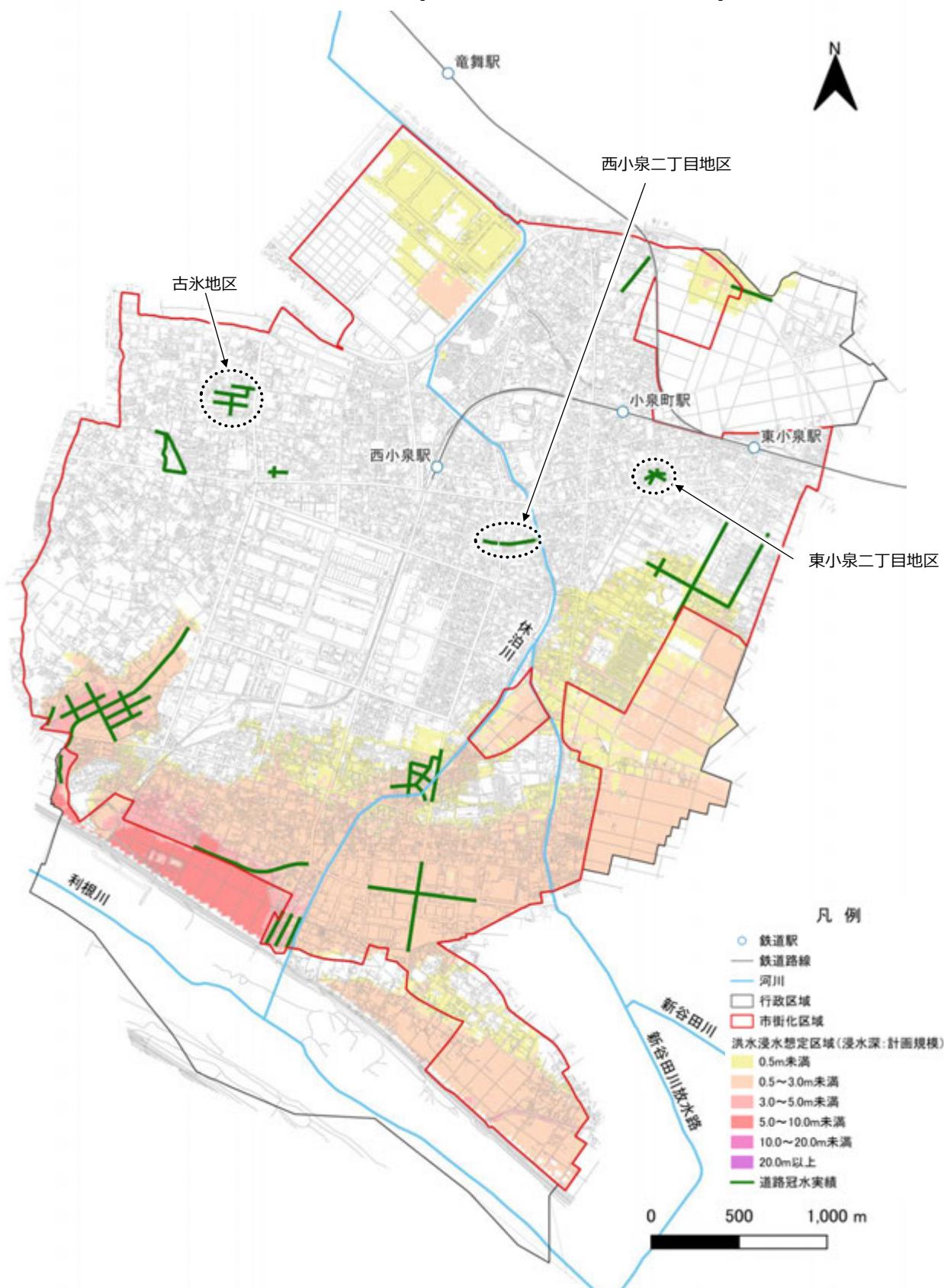
PL値：地盤の液状化の危険度を表す指標である液状化指標

出典：大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

## (17)道路冠水実績

■過去に道路冠水の実績がある箇所は、洪水浸水想定区域内の浸水深(※)が深い箇所等に分布しています。一方で、洪水浸水想定区域外の古氷地区や西小泉二丁目地区、東小泉二丁目地区等にも道路冠水の実績箇所が見られます。

《図7-19 道路冠水実績(令和元年東日本台風時を含む)》



※ 浸水深

洪水等による地表面から水面までの深さ。

出典：大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

## 7-3. 災害リスクの高い地域の抽出

前述の町で想定される災害ハザード情報を基に、住宅の分布、避難所、病院等の都市情報と重ね合わせ、災害リスクの高い地域等を抽出するための分析を行いました。

災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ、分析の視点は以下のとおりです。

《表7-2 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと分析の視点》

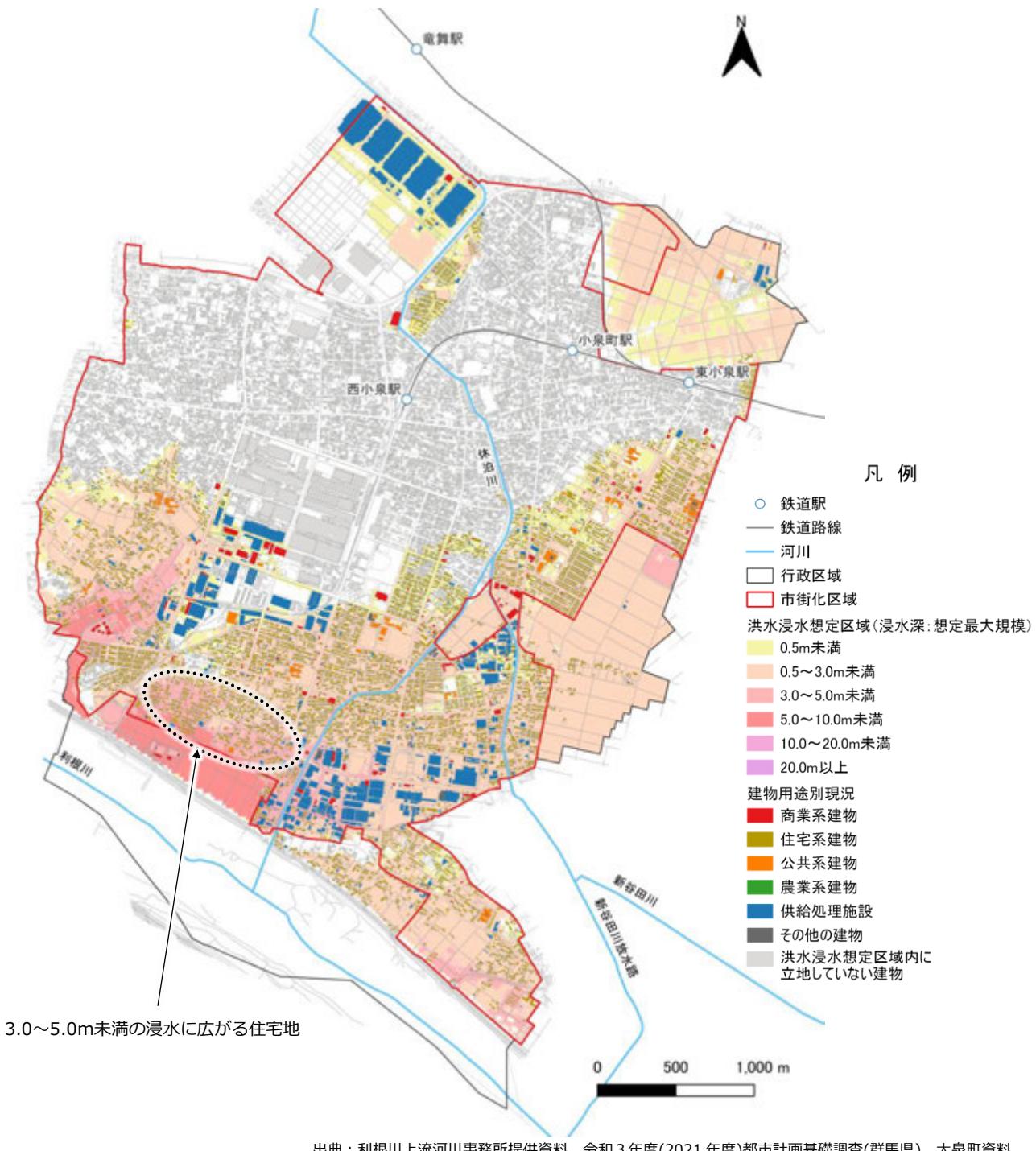
災害ハザード情報		都市情報	分析の視点
洪水	洪水浸水想定区域 (浸水深)	建物分布 建物階数 避難所 (洪水) 医療施設 社会福祉施設 緊急輸送道路 住宅分布	(1)被害状況の把握 (2)垂直避難での対応の可能性 (3)避難所(洪水)の活用の可能性 (4)医療施設の継続利用の可能性 (5)社会福祉施設の継続利用の可能性 (6)災害時の活用の可能性 (7)長期にわたる孤立の可能性 (8)病人の長期孤立の可能性 (9)要配慮者の長期孤立の可能性 (10)木造家屋倒壊の危険性
	洪水浸水想定区域 (浸水継続時間)	医療施設 社会福祉施設	(11)被害状況の把握 (12)垂直避難での対応の可能性
	家屋倒壊等氾濫 想定区域(氾濫流)	建物構造 土地利用現況 建物階数 建物分布 建物分布	(13)住宅等の損壊の可能性 (14)全半壊等の可能性 (15)頻繁に浸水する家屋の可能性
特定都市 河川流域	特定都市河川流域 都市浸水想定区域		
土砂災害	谷埋め型 大規模盛土造成地		
地震	関東平野北西縁 断層帯主部における 震度分布		
	太田断層における 震度分布		
実績	道路冠水実績	建物階数	

## (1)被害状況の把握

### 〈洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模 1/1000)× 建物分布〉

- 洪水浸水想定区域(想定最大規模)に立地する建物は、町内の全 27,794 棟のうち、約半数の 12,687 棟あります。その中でも最も多く立地している建物用途は住宅であり、全用途に占める割合は約 35%の 9,706 棟となっています。

《図 7-20 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模)× 建物分布》



《表 7-3 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模)× 建物分布》

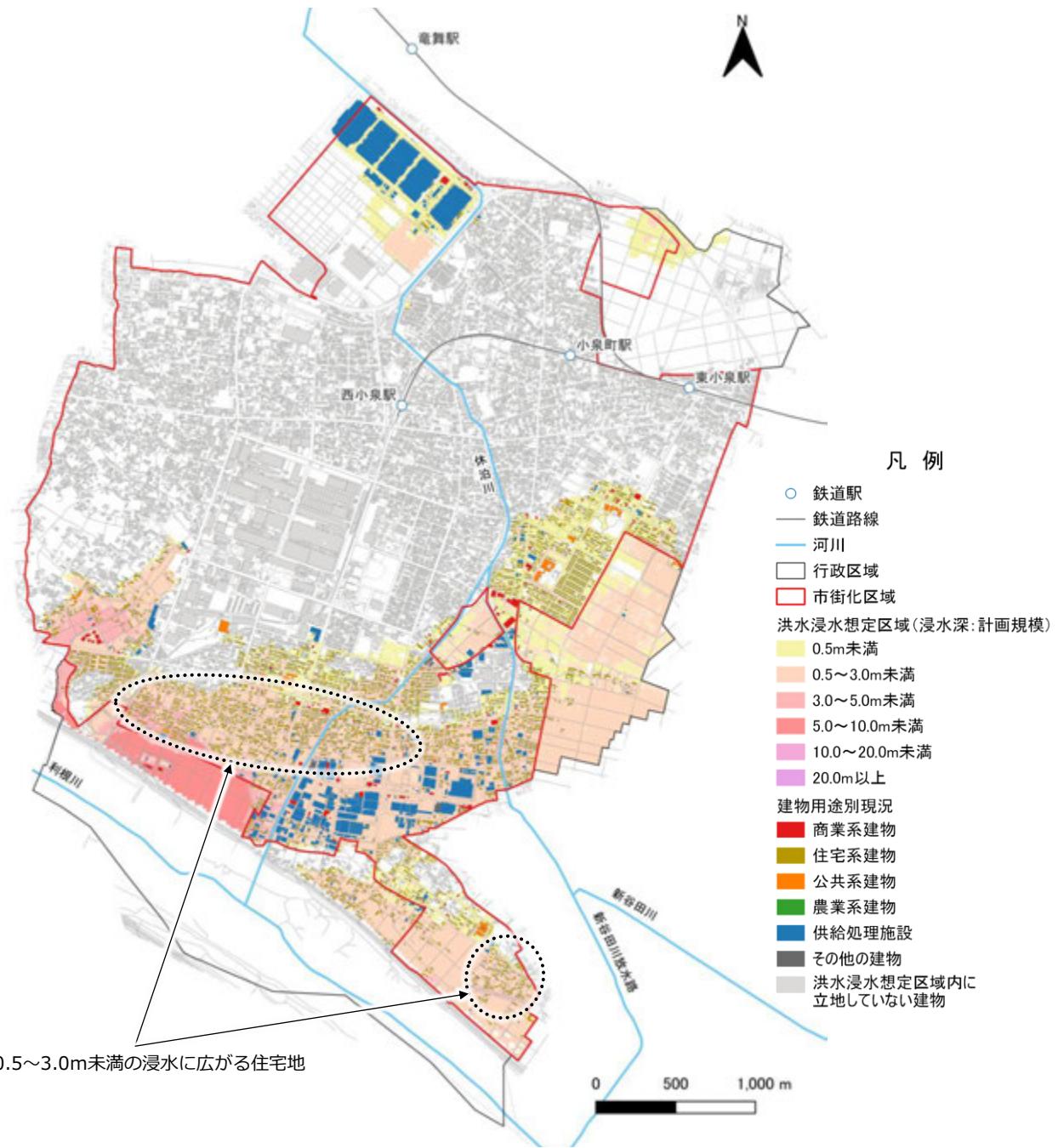
	商業系建物				住宅系建物				公共系建物		農業系建物		工業系建物		その他の建物		合計						
	業務	商業	宿泊		住宅	共同	店舗等併用	店舗等併用共同	官公庁	文教厚生		農林漁業用		運送倉庫	工場	供給処理							
浸水深	318	181	2	501 棟	9,706	590	251	1	2	10,550 棟	12	243	255 棟	44	44 棟	277	731	14	1,022 棟	315	315 棟	12,687 棟	
内立地	1.1	0.7	0.0	1.8 %	34.9	2.1	0.9	0.0	0.0	38.0 %	0.0	0.9	0.9 %	0.2	0.2 %	1.0	2.6	0.1	3.7 %	1.1	1.1 %	45.6 %	
浸水深	286	480	11	777 棟	11,303	768	528	1	5	12,605 棟	18	335	353 棟	29	29 棟	327	602	22	951 棟	392	392 棟	15,107 棟	
外立地	1.0	1.7	0.0	2.8 %	40.7	2.8	1.9	0.0	0.0	45.4 %	0.1	1.2	1.3 %	0.1	0.1 %	1.2	2.2	0.1	3.4 %	1.4	1.4 %	54.4 %	
全体	604	661	13	1,278 棟	21,009	1,358	779	2	7	23,155 棟	30	578	608 棟	73	73 棟	604	1,333	707	707 棟	27,794 棟			
	2.2	2.4	0.0	4.6 %	75.6	4.9	2.8	0.0	0.0	83.3 %	0.1	2.1	2.2 %	0.3	0.3 %	2.2	4.8	0.1	7.1 %	2.5	2.5 %	100.0 %	

## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模)× 建物分布〉

■ 洪水浸水想定区域(計画規模)に立地する建物は、町内の全 27,794 棟のうち、約 30%の 7,949 棟あります。その中でも最も多く立地している建物用途は住宅であり、全用途に占める割合は約 22%の 6,009 棟となっています。

■ 想定最大規模と比較すると、町の西部は計画規模の方が洪水浸水想定区域内に立地する建物が比較的少なくなっています。一方で、町の南部は計画規模でも洪水浸水想定区域に広く建物が立地しています。

《図 7-21 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模)× 建物分布》



《表 7-4 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模)× 建物分布》

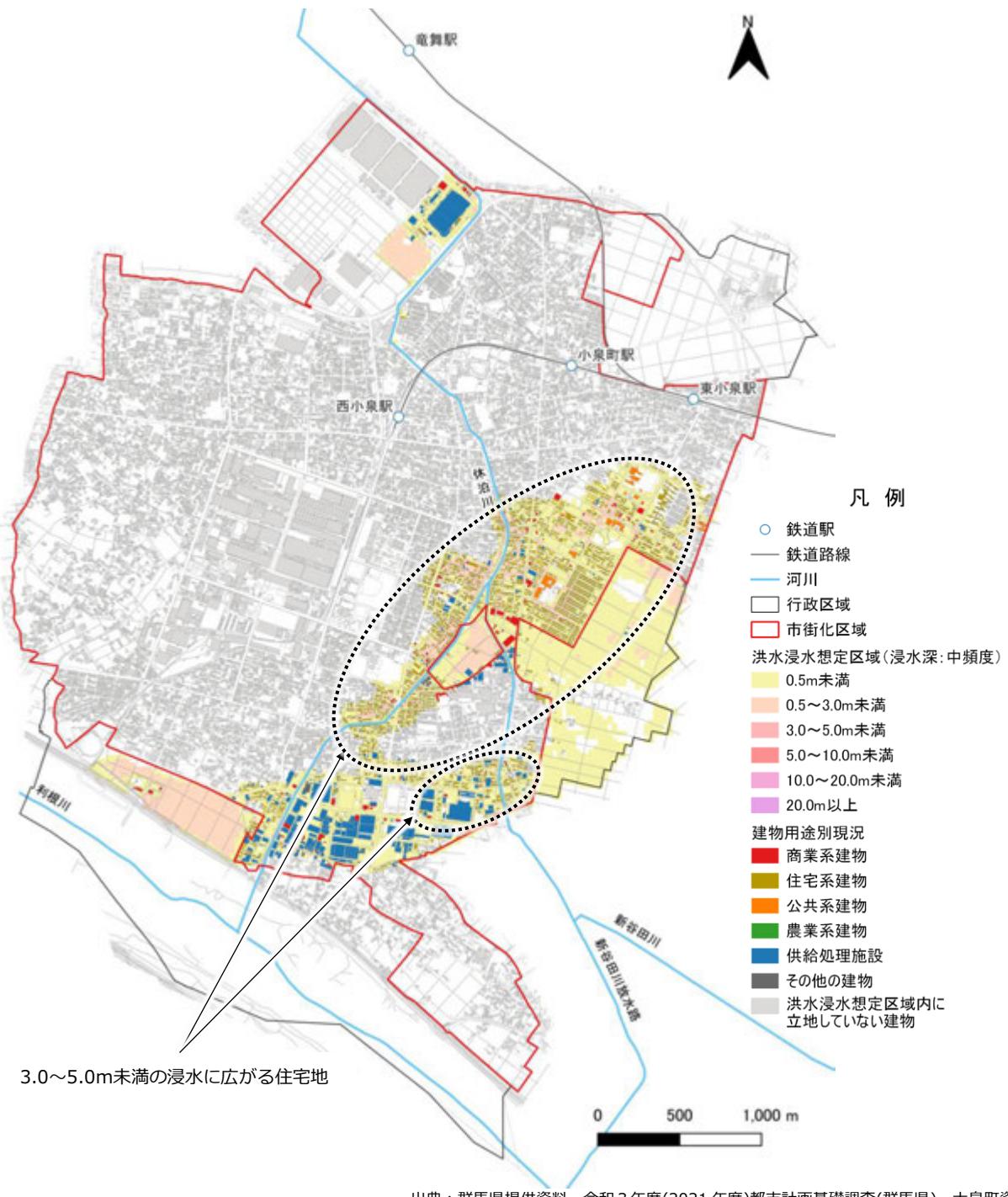
	商業系建物				住宅系建物				公共系建物			農業系建物			工業系建物			その他の建物		合計		
	業務	商業	宿泊		住宅	共同	店舗等併用	店舗等併用	作業所併用	官公庁	文教厚生		農林漁業用	運送倉庫	工場	供給処理						
浸水深	206	124	0	330 棟	6,009	363	151	0	0	6,523 棟	0	105	105 棟	26	26 棟	211	545	11	767 棟	198	198 棟	7,949 棟
内立地	0.7	0.4	0.0	1.2 %	21.6	1.3	0.5	0.0	0.0	23.5 %	0.0	0.4	0.4 %	0.1	0.1 %	0.8	2.0	0.0	2.8 %	0.7	0.7 %	28.6 %
浸水深	398	537	13	948 棟	15,000	995	628	2	7	16,632 棟	30	473	503 棟	47	47 棟	393	788	25	1,206 棟	509	509 棟	19,845 棟
外立地	1.4	1.9	0.0	3.4 %	54.0	3.6	2.3	0.0	0.0	59.8 %	0.1	1.7	1.8 %	0.2	0.2 %	1.4	2.8	0.1	4.3 %	1.8	1.8 %	71.4 %
全体	604	661	13	1,278 棟	21,009	1,358	779	2	7	23,155 棟	30	578	608 棟	73	73 棟	604	1,333	36	1,973 棟	707	707 棟	27,794 棟
	2.2	2.4	0.0	4.6 %	75.6	4.9	2.8	0.0	0.0	83.3 %	0.1	2.1	2.2 %	0.3	0.3 %	2.2	4.8	0.1	7.1 %	2.5	2.5 %	100.0 %

## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度 1/50)× 建物分布〉

■ 洪水浸水想定区域(中頻度)に立地する建物は、町内の全 27,794 棟のうち、約 16%の 4,350 棟あります。その中でも最も多く立地している建物用途は住宅であり、全用途に占める割合は約 11%の 3,135 棟となっています。

■ 町の南東部では、浸水深が 0.5m 未満の区域内に広く住宅が立地しています。

《図 7-22 洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度)× 建物分布》



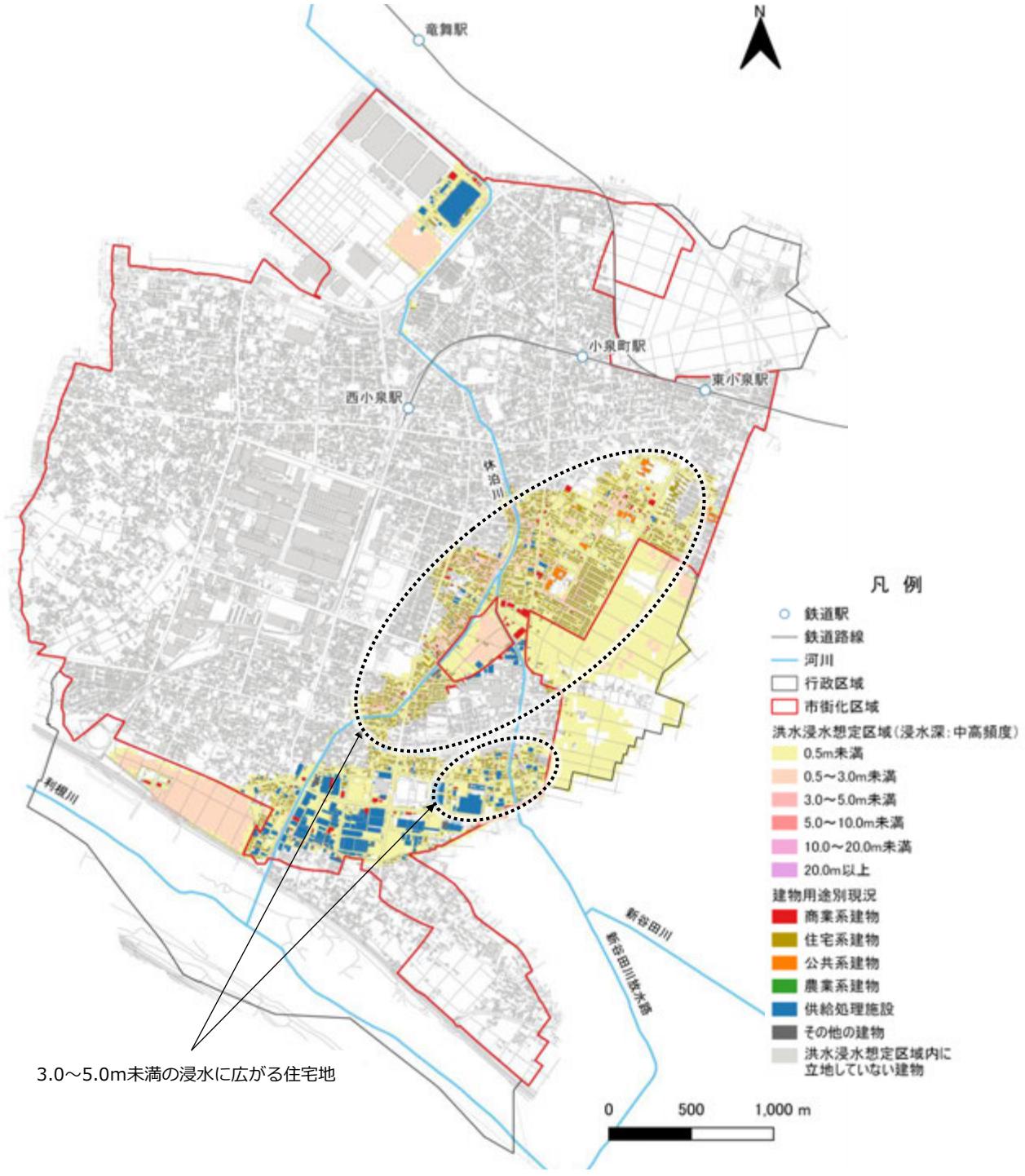
《表 7-5 洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度)× 建物分布》

	商業系建物			住宅系建物			公共系建物			農業系建物			工業系建物			その他		合計				
	業務	商業	宿泊	住宅	共同	店舗等 併用	店舗等 併用 共同	作業所 併用	官公庁	文教 厚生	農林 漁業用	運送 倉庫	工場	供給 処理			その他	合計				
浸水深	143	84	0	227 棟	3,135	221	93	0	0	3,449 棟	0	53	53 棟	11	11 棟	144	356	7	507 棟	103	103 棟	4,350 棟
内立地	0.5	0.3	0.0	0.8 %	11.3	0.8	0.3	0.0	0.0	12.4 %	0.0	0.2	0.2 %	0.0	0.0 %	0.5	1.3	0.0	1.8 %	0.4	0.4 %	15.7 %
浸水深	461	577	13	1051 棟	17,874	1,137	686	2	7	19,706 棟	30	525	555 棟	62	62 棟	460	977	29	1466 棟	604	604 棟	23,444 棟
外立地	1.7	2.1	0.0	3.8 %	64.3	4.1	2.5	0.0	0.0	70.9 %	0.1	1.9	2.0 %	0.2	0.2 %	1.7	3.5	0.1	5.3 %	2.2	2.2 %	84.3 %
全体	604	661	13	1278 棟	21,009	1,358	779	2	7	23,155 棟	30	578	608 棟	73	73 棟	604	1,333	36	1,973 棟	707	707 棟	27,794 棟
	2.2	2.4	0.0	4.6 %	75.6	4.9	2.8	0.0	0.0	83.3 %	0.1	2.1	2.2 %	0.3	0.3 %	2.2	4.8	0.1	7.1 %	2.5	2.5 %	100.0 %

## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度 1/30)× 建物分布〉

- 洪水浸水想定区域(中頻度)に立地する建物は、町内の全 27,794 棟のうち、約 16%の 4,303 棟あります。その中でも最も多く立地している建物用途は住宅であり、全用途に占める割合は約 11%の 3,097 棟となっています。
- 町の南東部では、浸水深が 0.5m 未満の区域内に広く住宅が立地しています。

《図 7-23 洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度)× 建物分布》



出典：群馬県提供資料、令和 3 年度(2021 年度)都市計画基礎調査(群馬県)、大泉町資料

《表 7-6 洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度)× 建物分布》

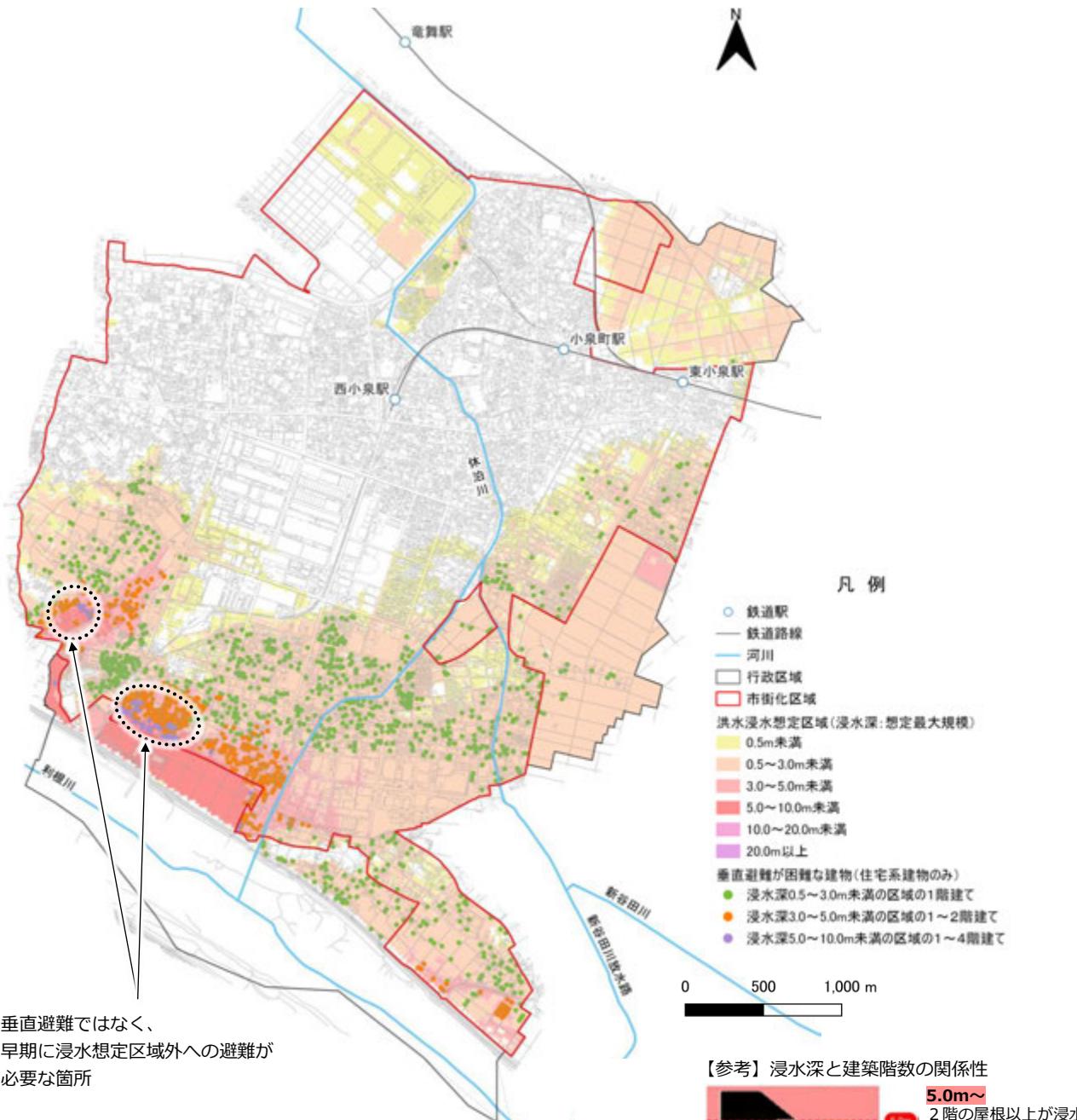
	商業系建物			住宅系建物				公共系建物		農業系建物		工業系建物			その他の建物		合計	
	業務	商業	宿泊	住宅	共同	店舗等 併用	店舗等 併用 共同	作業所 併用	官公庁	文教 厚生	農林 漁業用	運送 倉庫	工場	供給 処理	その他	その他		
浸水深	141	84	0	225 棟	3,097	217	93	0	0	3,407 棟	0	53	53 棟	11	11 棟	144	355	7 4,303 棟
内立地	0.5	0.3	0.0	0.8 %	11.1	0.8	0.3	0.0	0.0	12.3 %	0.0	0.2	0.2 %	0.0	0.0	0.5	1.3	0.4 % 15.5 %
浸水深	463	577	13	1053 棟	17,912	1,141	686	2	7	19,748 棟	30	525	555 棟	62	62 棟	460	978	29 1467 棟 606 棟 23,491 棟
外立地	1.7	2.1	0.0	3.8 %	64.4	4.1	2.5	0.0	0.0	71.1 %	0.1	1.9	2.0 %	0.2	0.2 %	1.7	3.5	0.1 2.2 % 84.5 %
全体	604	661	13	1278 棟	21,009	1,358	779	2	7	23,155 棟	30	578	608 棟	73	73 棟	604	1,333	36 1,973 棟 707 棟 27,794 棟
	2.2	2.4	0.0	4.6 %	75.6	4.9	2.8	0.0	0.0	83.3 %	0.1	2.1	2.2 %	0.3	0.3 %	2.2	4.8	0.1 2.5 % 100.0 %

## (2) 垂直避難での対応の可能性

### 〈洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模 1/1000)× 建物階数〉

- 洪水浸水想定区域(想定最大規模)で想定される浸水深に対して、建物階数が低く垂直避難が困難な可能性のある住宅系建物は、町内で 2,194 棟あります。
- 仙石四丁目地区と寄木戸地区の南部では、浸水深が 3.0m 以上となり、2 階建ての建物でも垂直避難が困難となっています。また、その中でも浸水深が 5.0m 以上となっている箇所があるため、垂直避難ではなく、早期に洪水浸水想定区域外への避難が必要です。

《図 7-24 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模) × 建物階数》



《表 7-7 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模) × 建物階数》

	住宅系建物							
	共同	専用 住宅 一般	専用 住宅 農家	農家 住宅	付属 一般 住宅	簡付 一般 住宅	併用 住宅 一般	
浸水深0.5~3.0m未満の区域の1階建て	5	948	45	23	442	11	11	1,485 棟
	0.2	43.2	2.1	1.0	20.1	0.5	0.5	67.7 %
浸水深3.0~5.0m未満の区域の1~2階建て	44	524	2	4	52	2	9	637 棟
	2.0	23.9	0.1	0.2	2.4	0.1	0.4	29.0 %
浸水深5.0~10.0m未満の区域の1~4階建て	5	63	0	0	4	0	0	72 棟
	0.2	2.9	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	3.3 %
全体	54	1,535	47	27	498	13	20	2,194 棟
	2.5	70.0	2.1	1.2	22.7	0.6	0.9	100.0 %

【参考】浸水深と建築階数の関係性

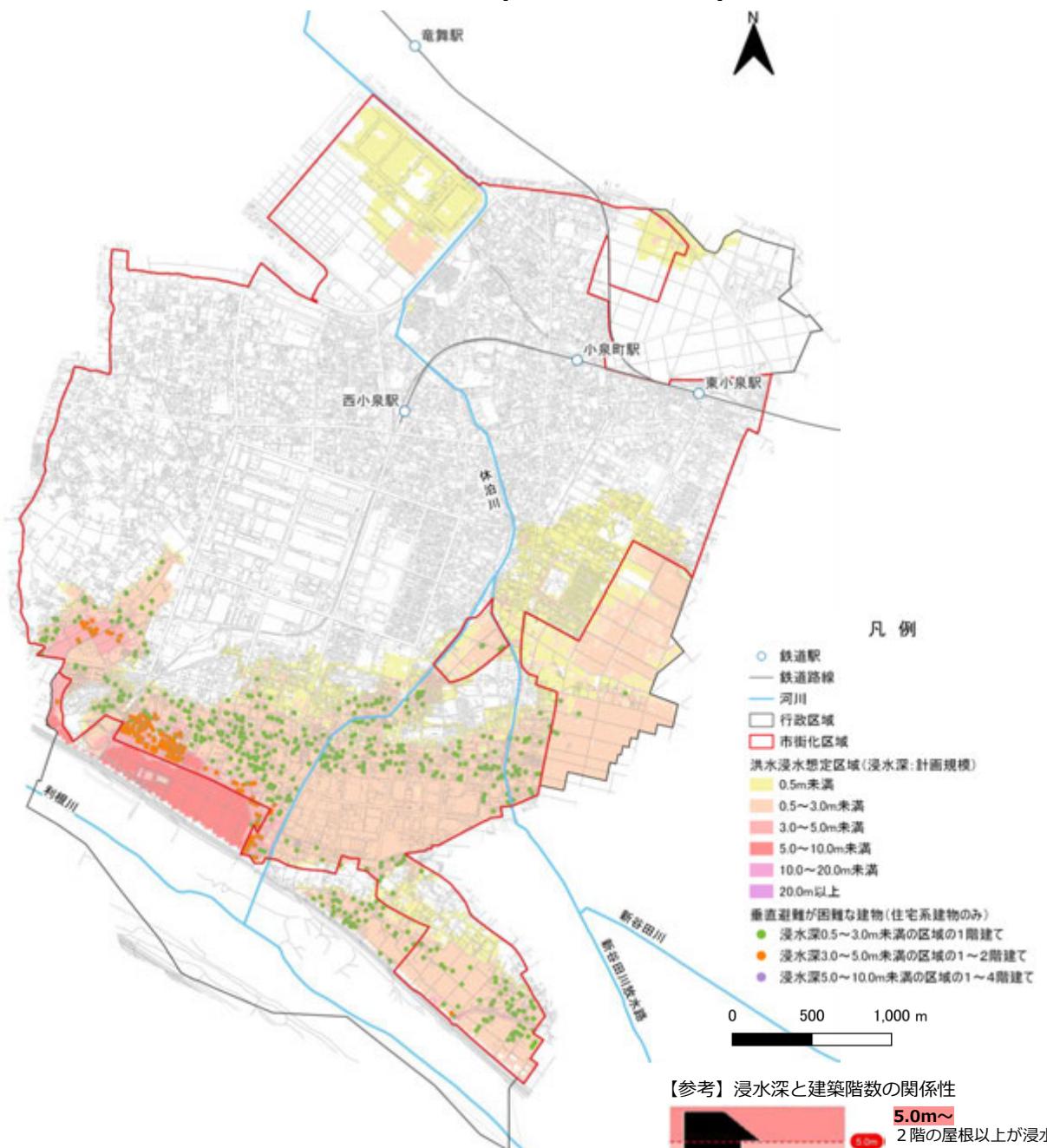


出典：利根川上流河川事務所提供資料、  
大泉町建物データ、大泉町資料

## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模 1/200)× 建物階数〉

- 洪水浸水想定区域(計画規模)で想定される浸水深に対して、建物階数が低く垂直避難が困難な可能性のある住宅系建物は、町内で 915 棟あります。
- 仙石四丁目地区と仙石一丁目地区の南部及び、寄木戸地区の南部では浸水深が 3.0m以上となり、2 階建ての建物でも垂直避難が困難となっています。
- 想定最大規模と比較すると、垂直避難ではなく、早期に洪水浸水想定区域外への避難が望まれるとされている、浸水深が 5.0m以上に立地している住宅系建物はありません。

《図 7-25 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模) × 建物階数》



《表 7-8 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模) × 建物階数》

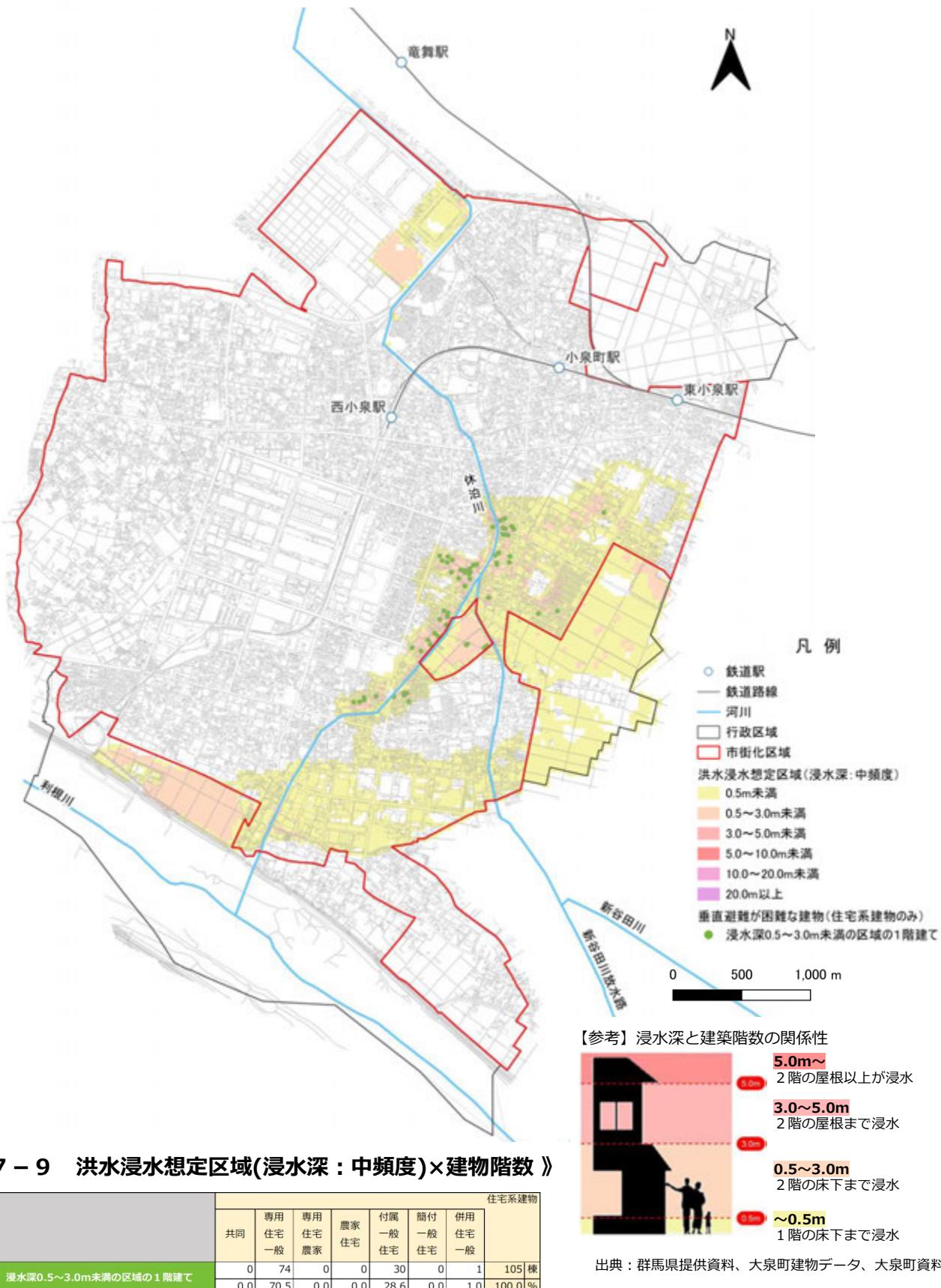
	住宅系建物							
	共同	専用 住宅 一般	専用 住宅 農家	農家 住宅	付属 一般 住宅	簡付 一般 住宅	併用 一般 住宅	
浸水深0.5～3.0m未満の区域の1階建て	5	428	24	12	223	6	7	705 棟
	0.5	46.8	2.6	1.3	24.4	0.7	0.8	77.0 %
浸水深3.0～5.0m未満の区域の1～2階建て	15	182	0	0	12	0	1	210 棟
	1.6	19.9	0.0	0.0	1.3	0.0	0.1	23.0 %
浸水深5.0～10.0m未満の区域の1～4階建て	0	0	0	0	0	0	0	0 棟
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 %
全体	20	610	24	12	235	6	8	915 棟
	2.2	66.7	2.6	1.3	25.7	0.7	0.9	100.0 %

出典：利根川上流河川事務所提供資料、  
大泉町建物データ、大泉町資料

## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度 1/50)× 建物階数〉

- 洪水浸水想定区域(中頻度)で想定される浸水深に対して、建物階数が低く垂直避難が困難な可能性のある住宅系建物は、町内で 105 棟あります。
- 町の東部では、浸水深が 0.5m~3.0m 未満となり、1 階建ての建物で垂直避難が困難となっています。また、浸水深が 3.0m 以上に立地している住宅系建物はありません。

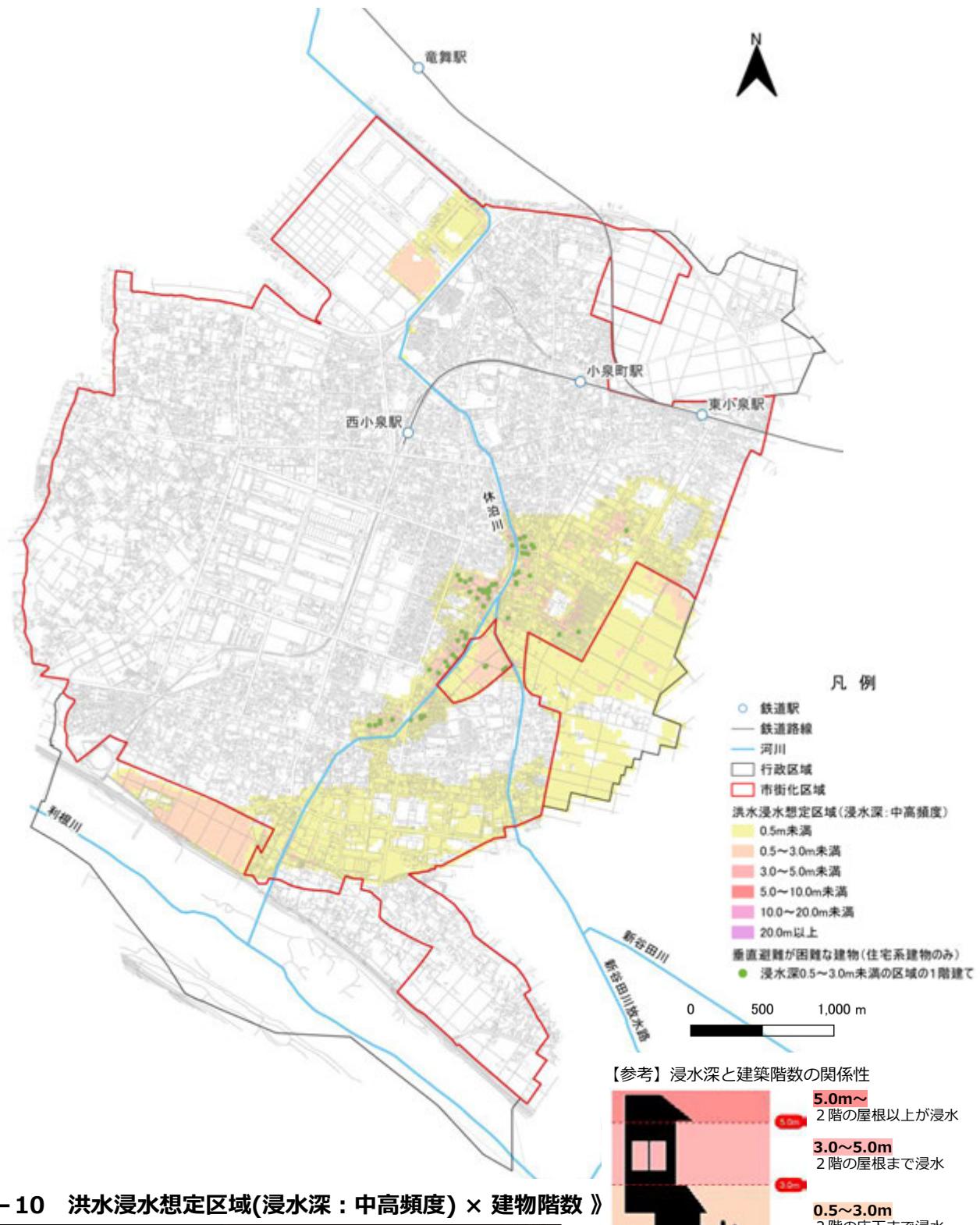
《図 7-26 洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度)×建物階数》



## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度 1/30)× 建物階数〉

- 洪水浸水想定区域(中高頻度)で想定される浸水深に対して、建物階数が低く垂直避難が困難な可能性のある住宅系建物は、町内で 98 棟あります。
- 町の東部では、浸水深が 0.5m~3.0m 未満となり、1 階建ての建物で垂直避難が困難となっています。また、浸水深が 3.0m 以上に立地している住宅系建物はありません。

《図 7-27 洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度)× 建物階数》



《表 7-10 洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度)× 建物階数》

	住宅系建物							
	共同	専用 住宅 一般	専用 住宅 農家	農家 住宅	付属 一般 住宅	簡付 一般 住宅	併用 一般 住宅	
浸水深0.5~3.0m未満の区域の1階建て	0	70	0	0	28	0	0	98 棟
	0.0	71.4	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0	100.0 %

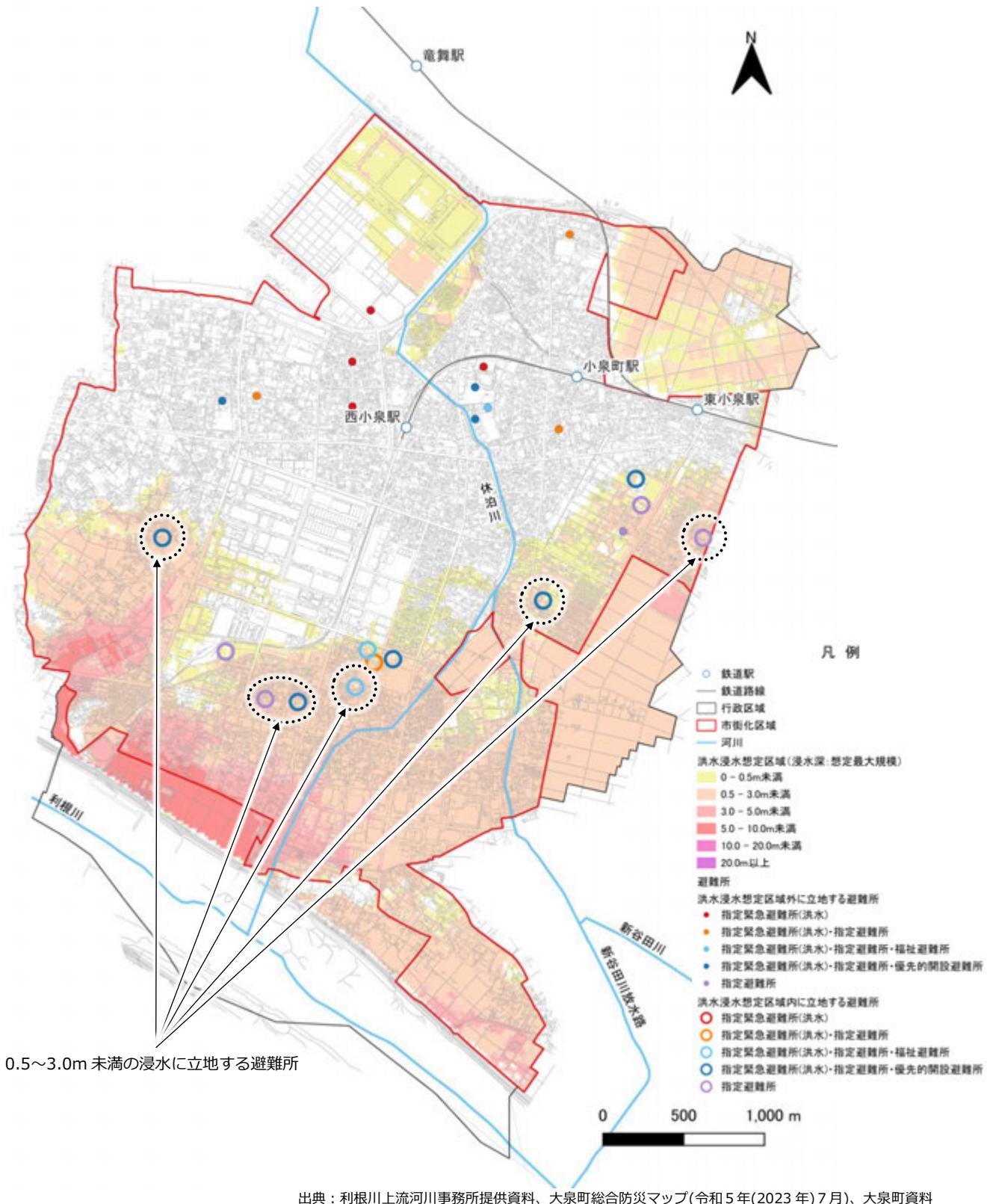
出典：群馬県提供資料、大泉町建物データ、大泉町資料

### (3) 避難所(洪水)の活用の可能性

#### 〈洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模 1/1000)× 避難所〉

- 洪水時での活用を想定する指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所、優先的開設避難所は町内に全 24 箇所あり、その中で洪水浸水想定区域(想定最大規模)内に立地する避難所は 12 箇所あります。
- 浸水深が 0.5~3.0m 未満の区域に立地する避難所は 6 箇所あります。そのため、特に豪雨時においては、被害予測に応じた避難所開設の判断や、住民の避難行動が求められます。

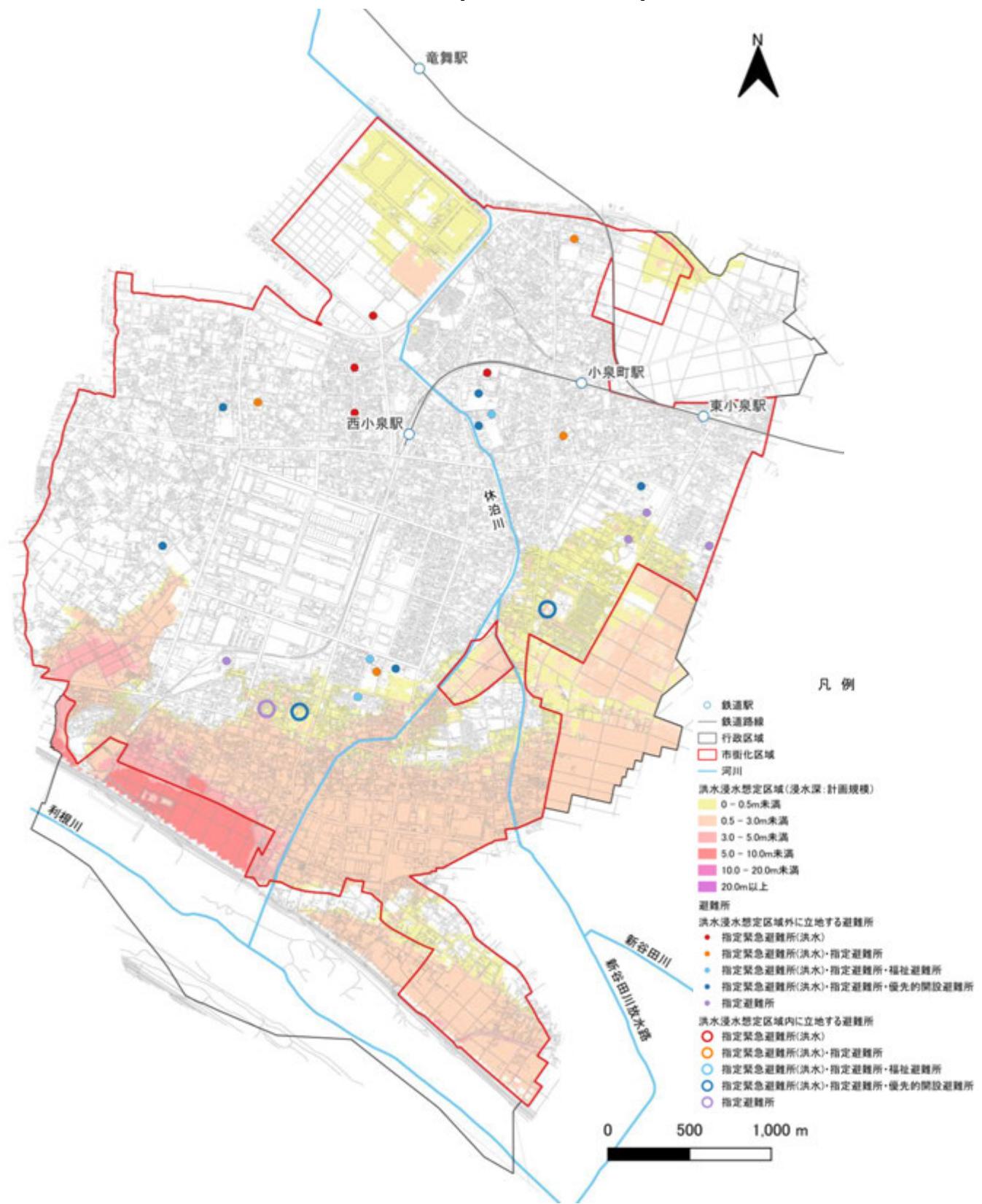
《図 7-28 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模) × 避難所》



## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模 1/200)× 避難所〉

- 洪水浸水想定区域(計画規模)内に立地する避難所は3箇所あり、浸水深が0.5～3.0m未満の区域に立地する避難所は1箇所あります。
- 想定最大規模と比較すると、洪水浸水想定区域内に立地する避難所数は大幅に少なくなっていますが、町の南部の地区は、洪水浸水想定区域(計画規模)外に立地する避難所が遠いため、早期の避難行動が求められます。

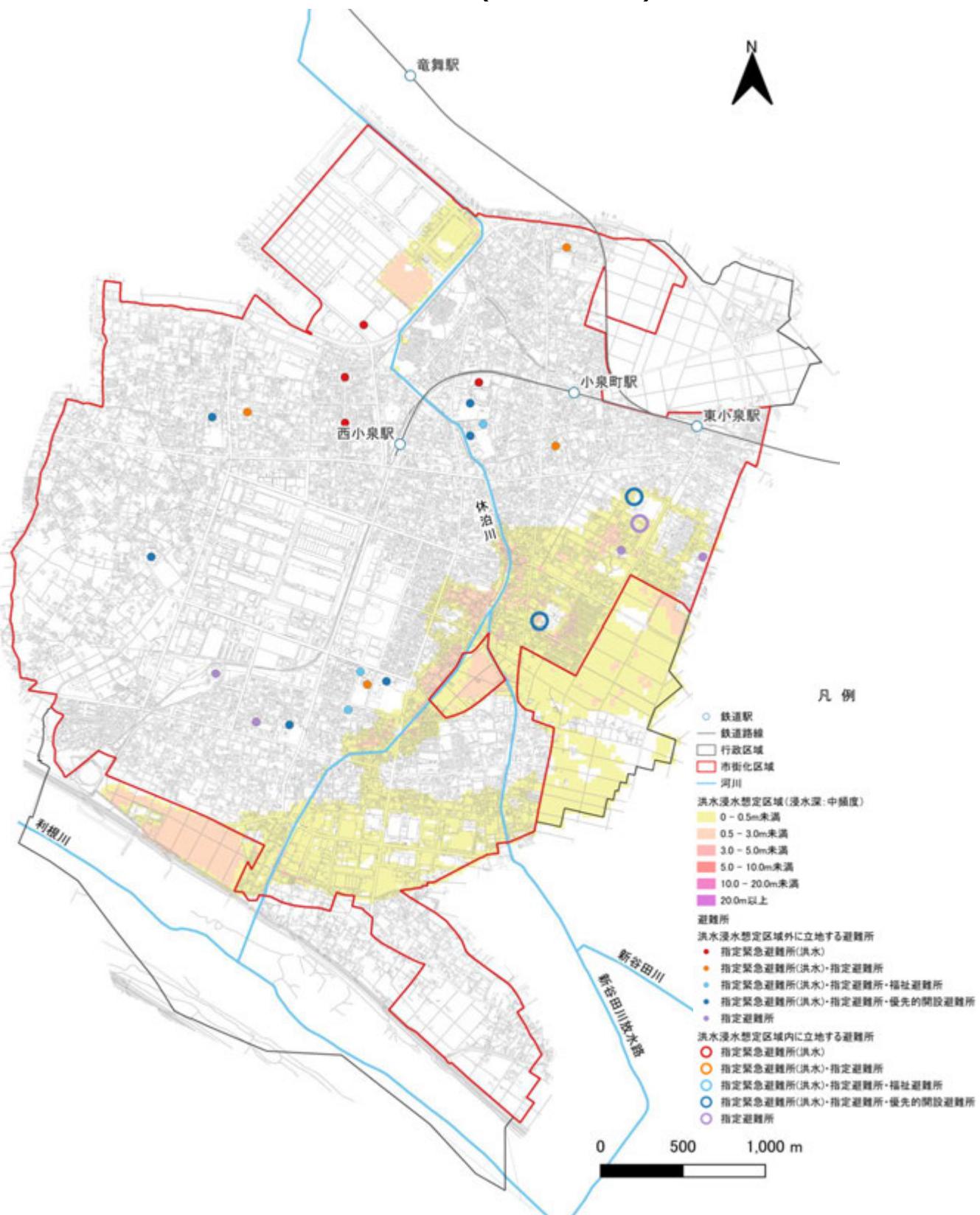
《図7-29 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模)×避難所》



## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度 1/50)× 避難所〉

- 洪水浸水想定区域(中頻度)内に立地する避難所は3箇所あります。
- 町の東部の地区は、浸水深が 0.5~3.0m 未満の区域が広がっているため、洪水浸水想定区域(中頻度)外に立地する避難所へ早期の避難行動が求められます。

《図7-30 洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度)× 避難所》

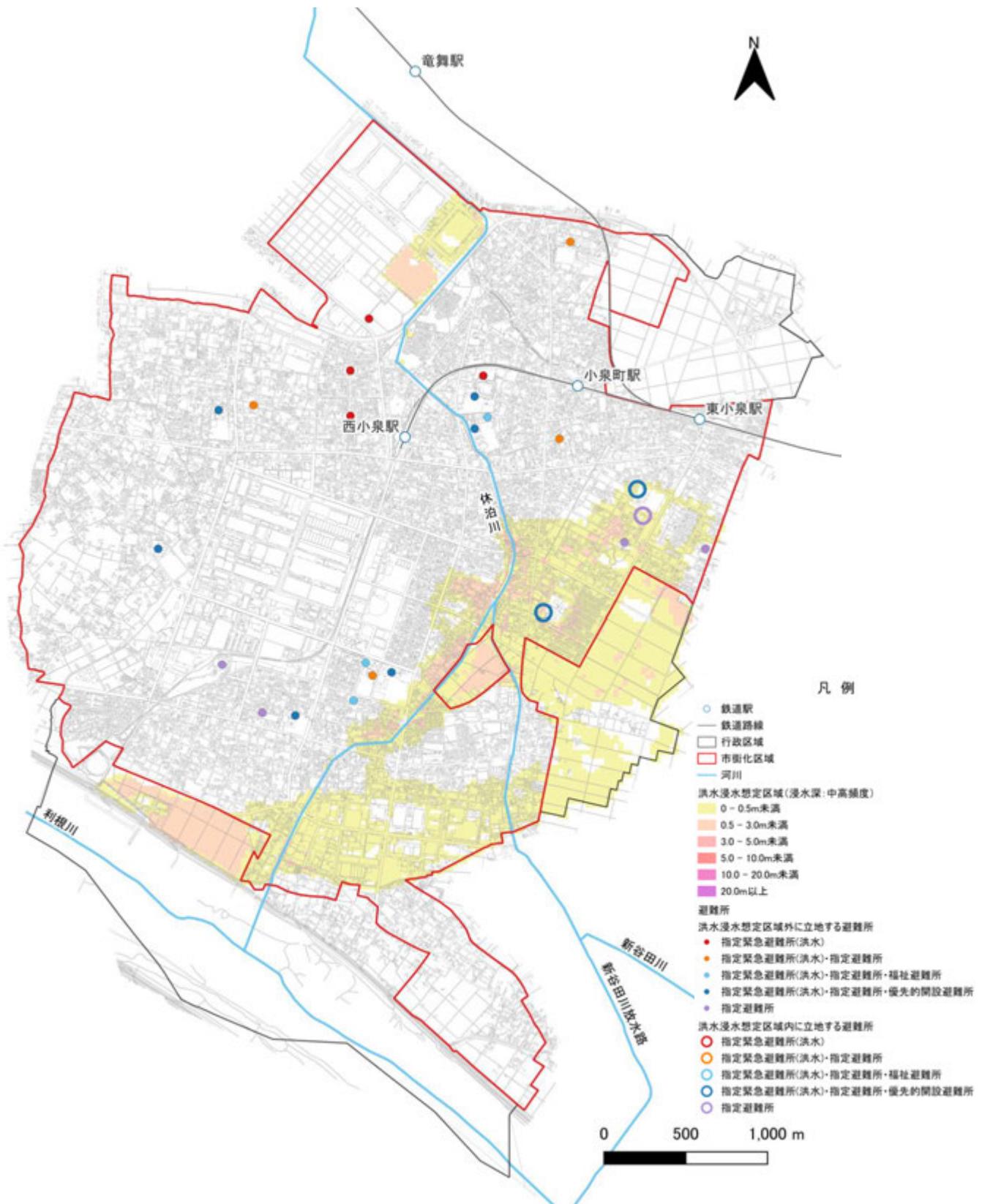


出典：群馬県提供資料、大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度 1/30)× 避難所〉

- 洪水浸水想定区域(中高頻度)内に立地する避難所は3箇所あります。
- 町の東部の地区は、浸水深が 0.5~3.0m 未満の区域が広がっているため、洪水浸水想定区域(中高頻度)外に立地する避難所へ早期の避難行動が求められます。

《図 7-31 洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度)× 避難所》



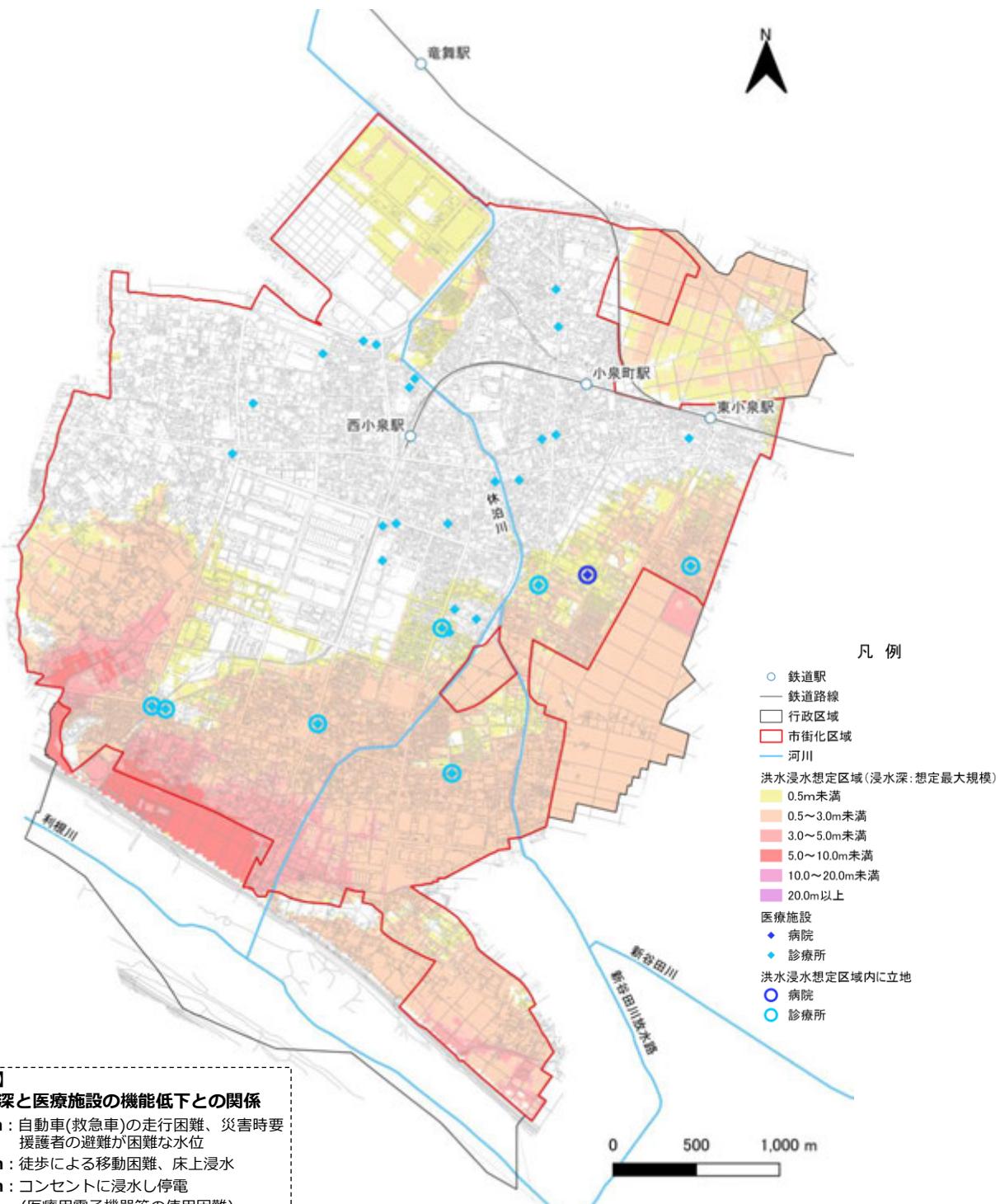
出典：群馬県提供資料、大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

## (4) 医療施設の継続利用の可能性

### 〈洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模 1/1000)× 医療施設(※)〉

- 「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.3m以上の浸水は、自動車(救急車)の走行や災害時要援護者の避難等が困難となり、医療施設の機能が低下するとされています。
- 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の場合、浸水深が 0.3m以上の区域内に病院 1箇所、診療所 7箇所が立地しています。

《図 7-32 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模) × 医療施設》



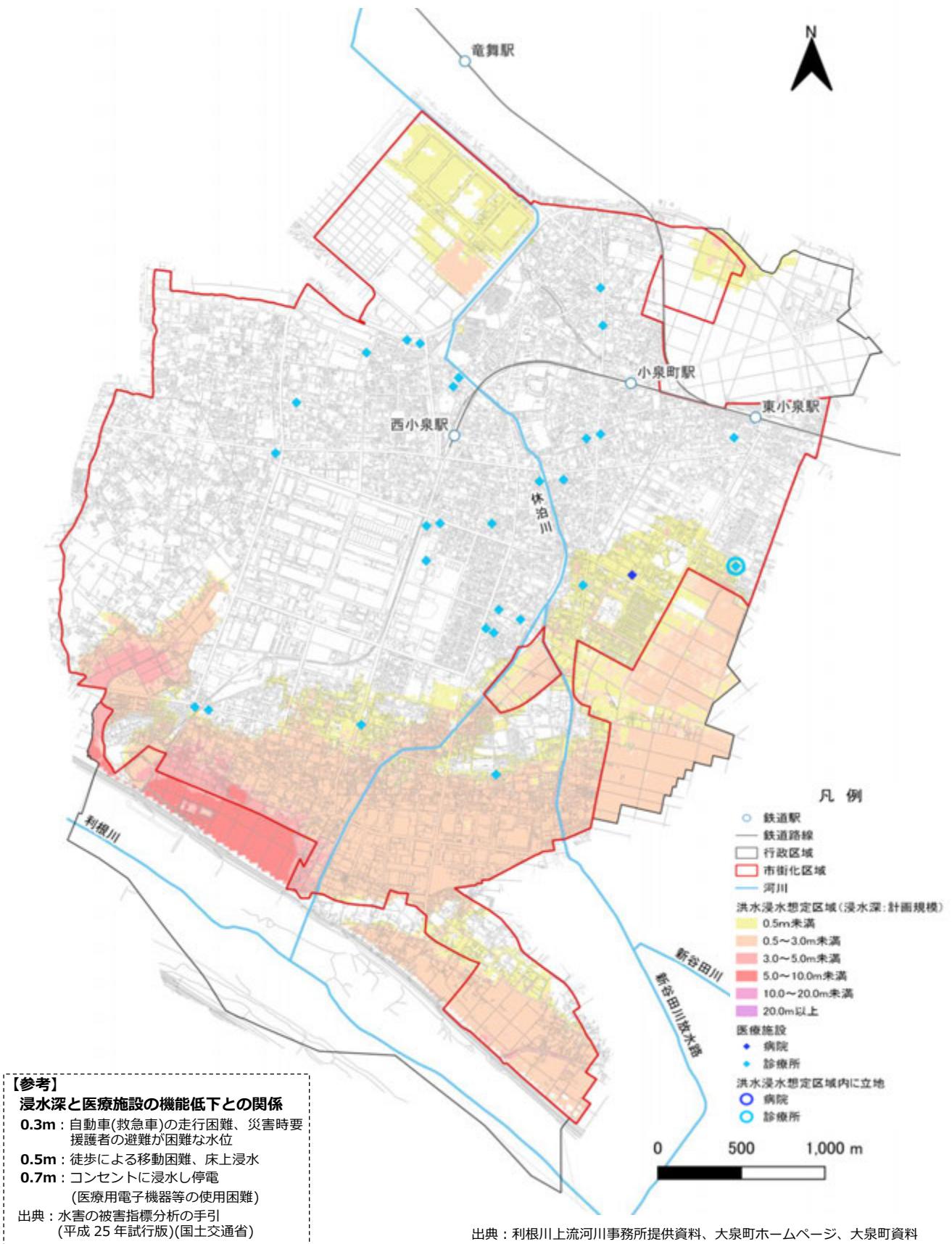
※ 医療施設

- ◆ 病院：20 床以上の病床を有するもの。
- ◆ 診療所：病床を有さないもの又は 19 床以下の病床を有するもの。

## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模 1/200)× 医療施設(※)〉

■ 洪水浸水想定区域(計画規模)の場合、浸水深が 0.3m以上の区域内に診療所 1箇所が立地しています。

《図7-33 洪水浸水想定区域(浸水深：計画大規模) × 医療施設》



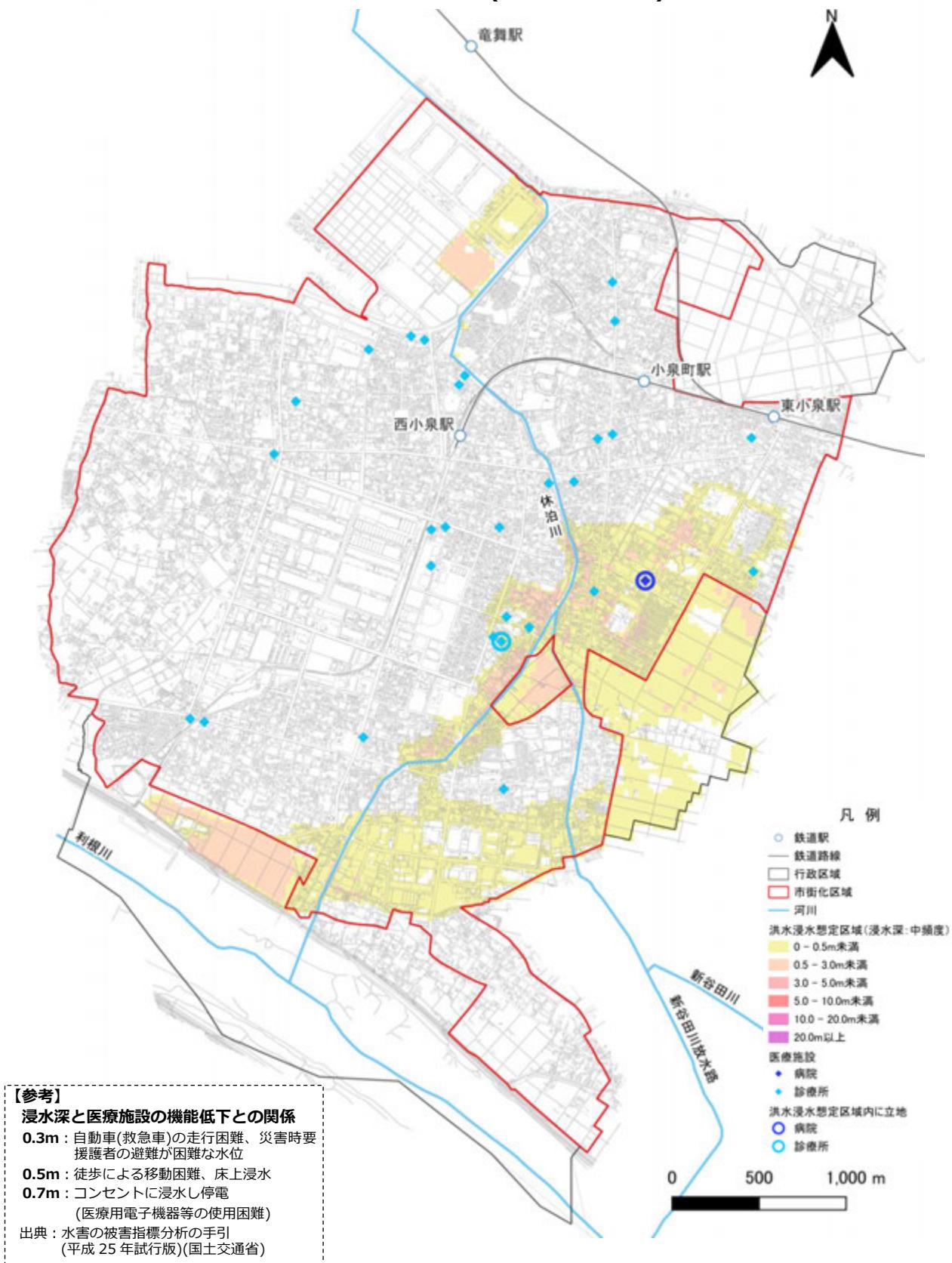
※ 医療施設

- ◆ 病院：20床以上の病床を有するもの。
- ◆ 診療所：病床を有さないもの又は19床以下の病床を有するもの。

## ＜洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度 1/50)× 医療施設(※)＞

■ 洪水浸水想定区域(中頻度)の場合、浸水深が 0.3m以上の区域内に病院 1箇所、診療所 1箇所が立地しています。

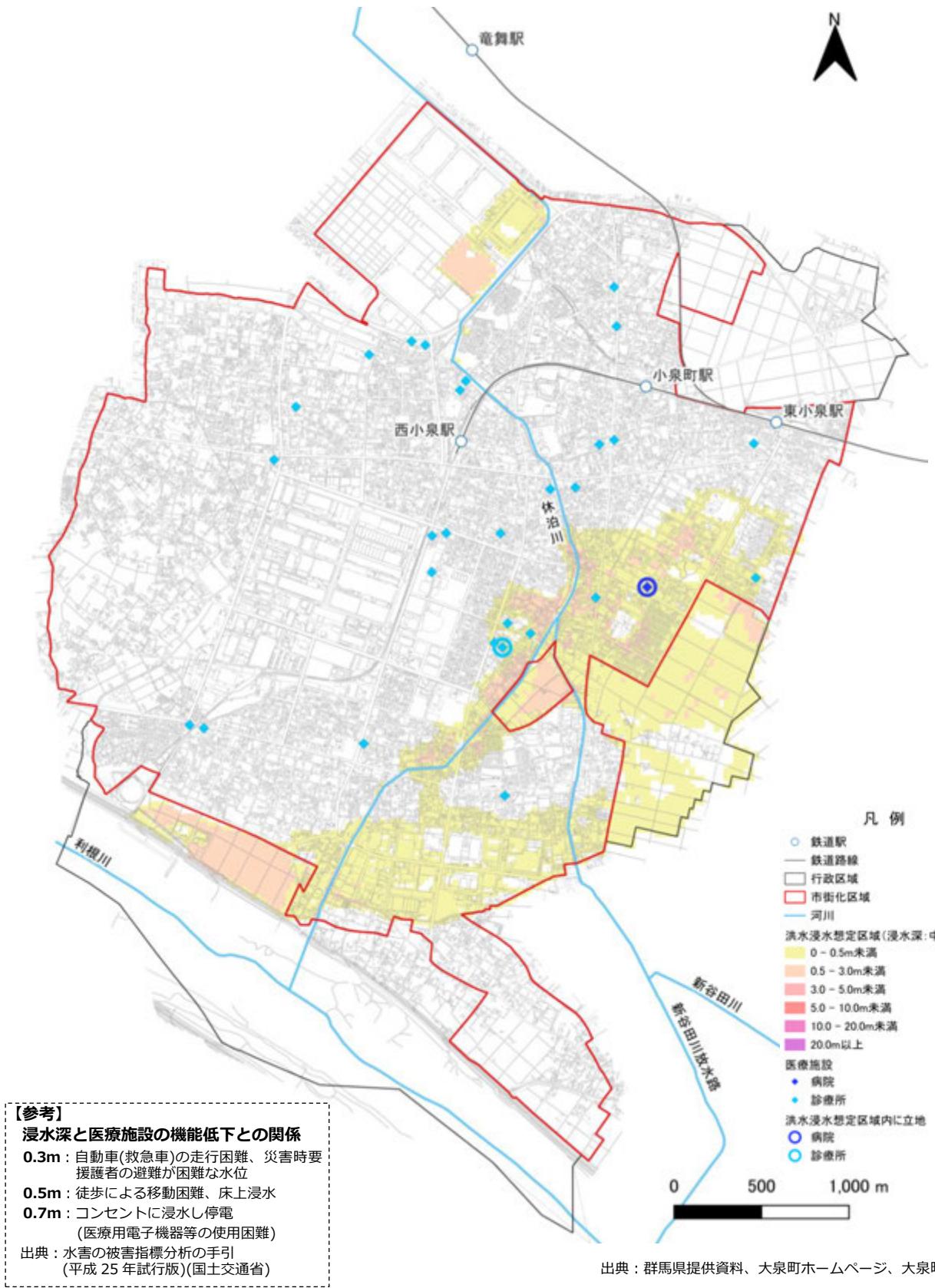
《図 7-34 洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度) × 医療施設》



## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度 1/30)× 医療施設(※)〉

■ 洪水浸水想定区域(中高頻度)の場合、浸水深が 0.3m以上の区域内に病院 1箇所、診療所 1箇所が立地しています。

《図 7-35 洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度) × 医療施設》

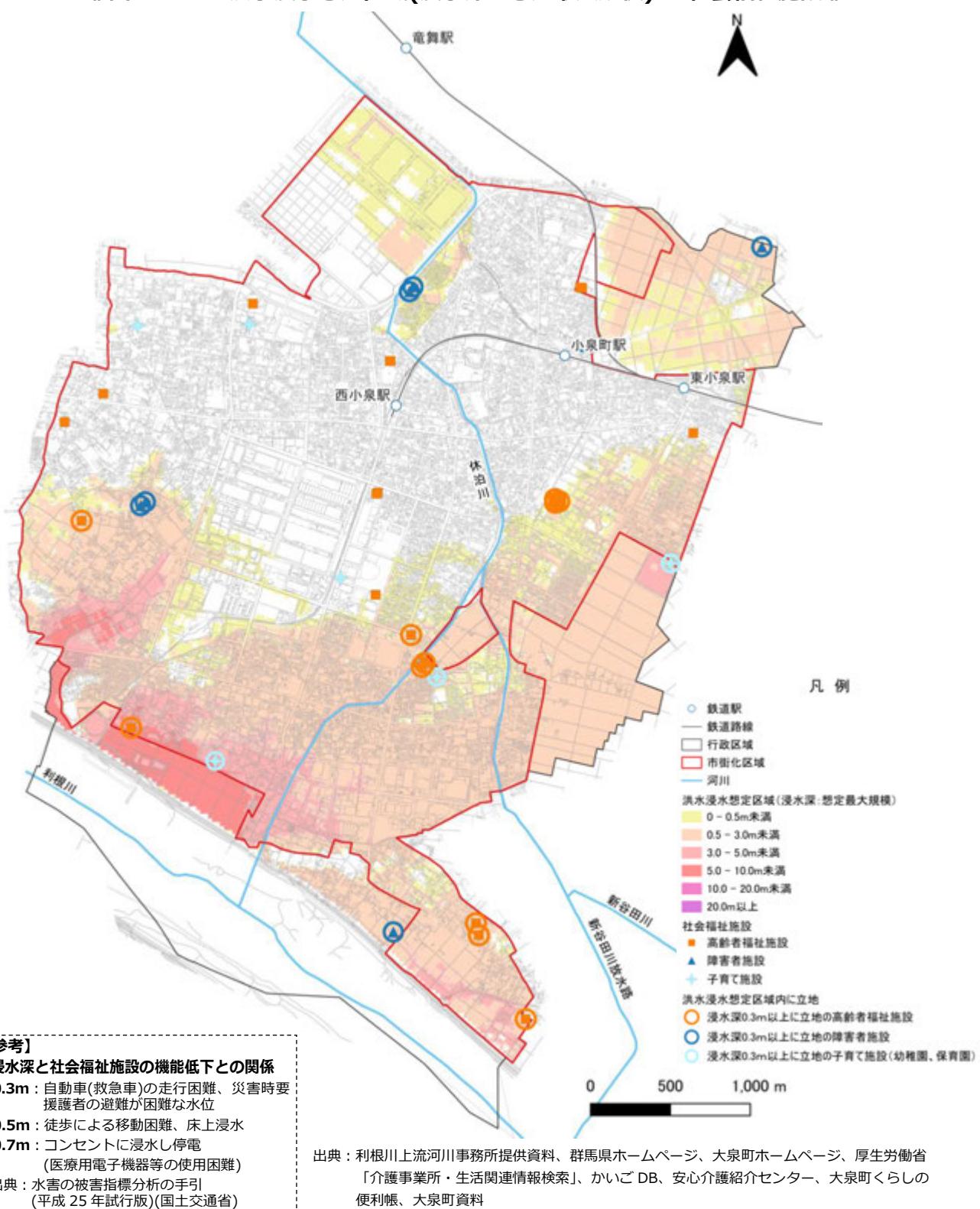


## (5)社会福祉施設の継続利用の可能性

### 〈洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模 1/1000)×社会福祉施設〉

- 「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.3m以上の浸水は、自動車(救急車)の走行や災害時要援護者の避難等が困難となり、集団で入居、通園している社会福祉施設の機能が低下するとされています。
- 社会福祉施設には高齢者、障害者、乳幼児が集団で入居、通園している施設が含まれており、洪水浸水想定区域(想定最大規模)の場合、浸水深が0.3m以上の区域内に高齢者福祉施設11箇所、障害者施設6箇所、子育て施設3箇所が立地しています。

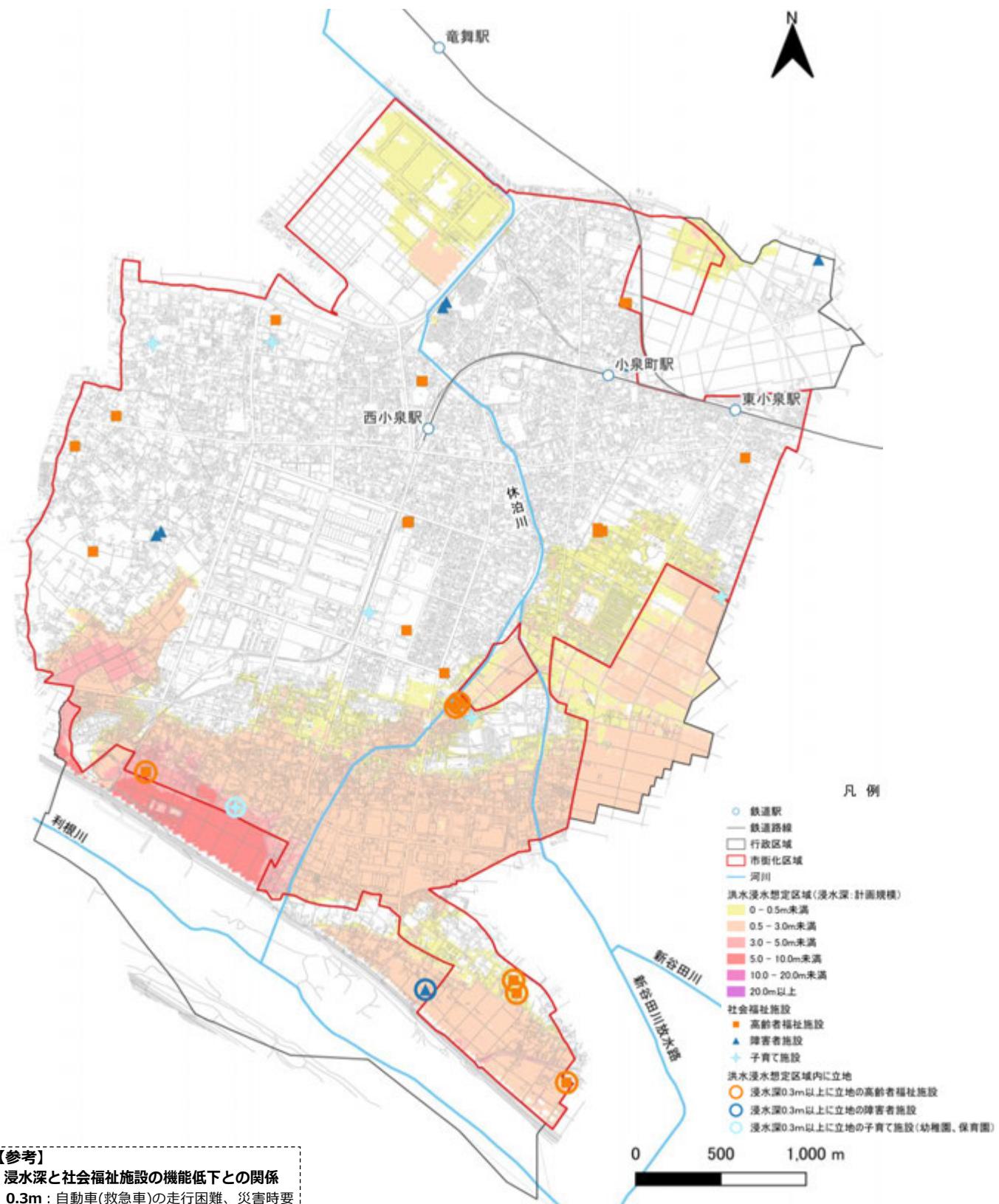
《図7-36 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模)×社会福祉施設》



## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模 1/200)× 社会福祉施設〉

■洪水浸水想定区域(計画規模)の場合、浸水深が 0.3m以上の区域内に高齢者福祉施設 6箇所、障害者施設 1箇所、子育て施設 1箇所が立地しています。

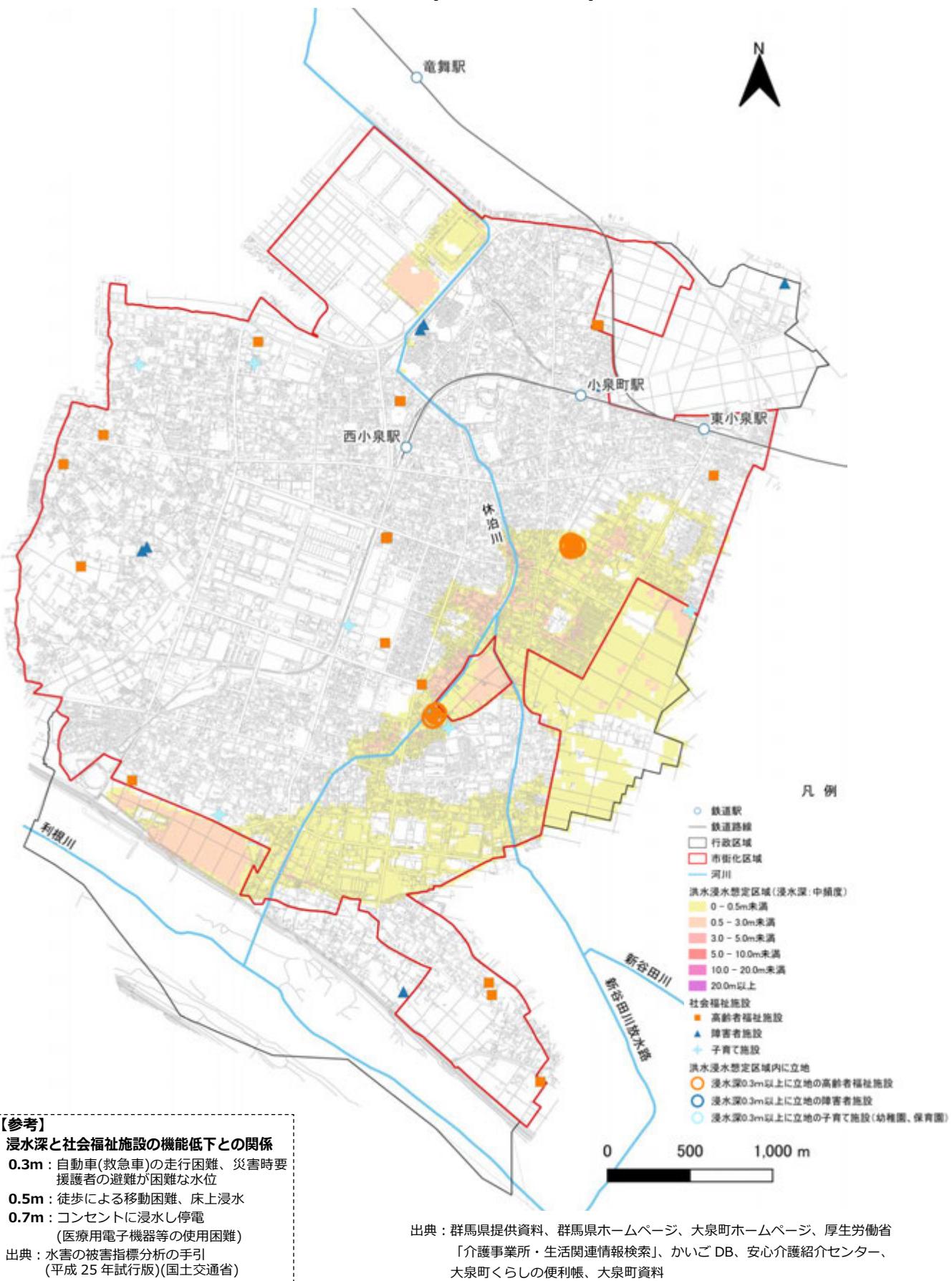
《図7-37 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模)×社会福祉施設》



## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度 1/50)× 社会福祉施設〉

■ 洪水浸水想定区域(中頻度)の場合、浸水深が 0.3m以上の区域内に高齢者福祉施設 5箇所が立地しています。障害者施設と子育て施設の立地はありません。

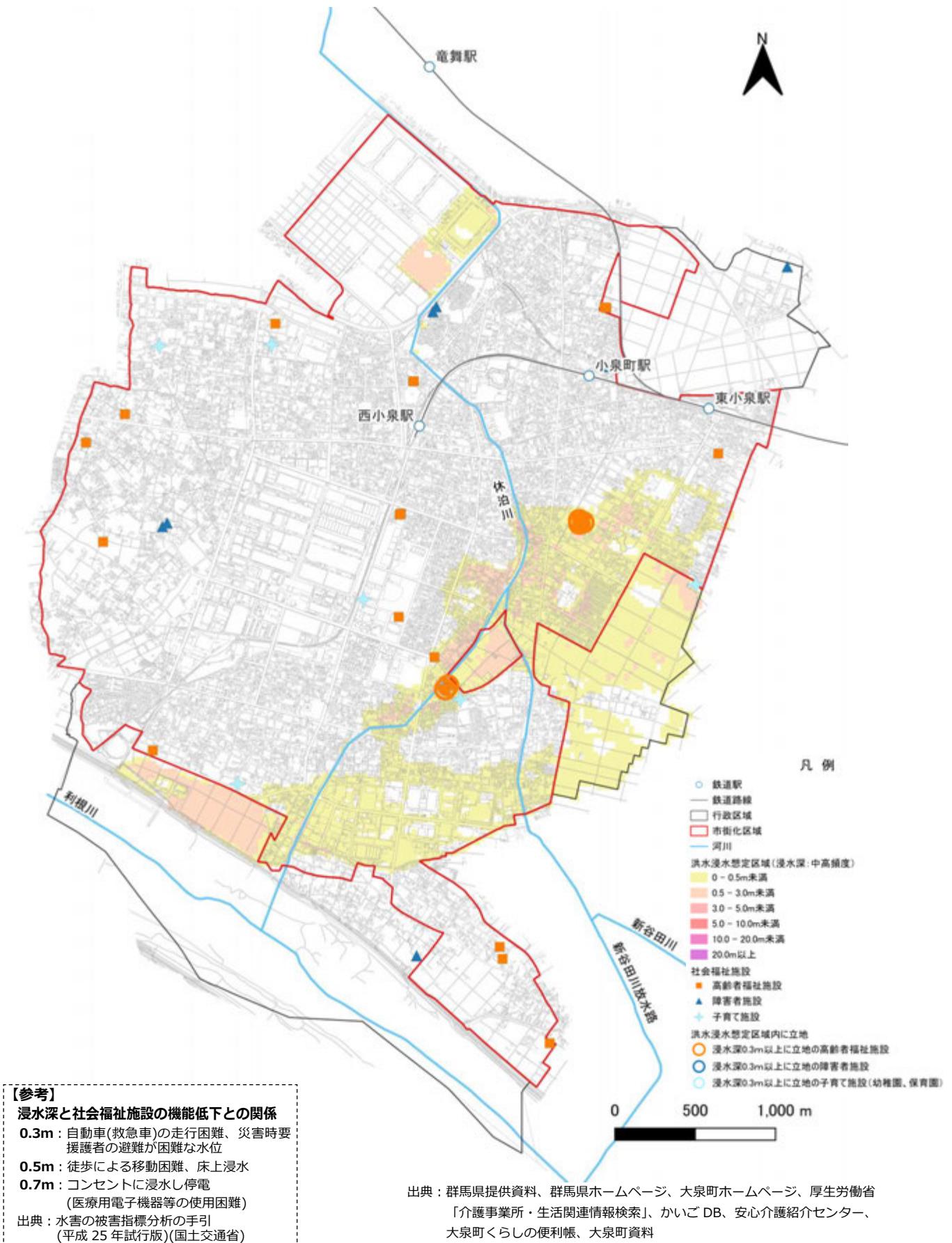
《図 7-38 洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度) × 社会福祉施設》



## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度 1/30)× 社会福祉施設〉

■洪水浸水想定区域(中高頻度)の場合、浸水深が 0.3m以上の区域内に高齢者福祉施設 5箇所が立地しています。障害者施設と子育て施設の立地はありません。

《図7-39 洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度)×社会福祉施設》

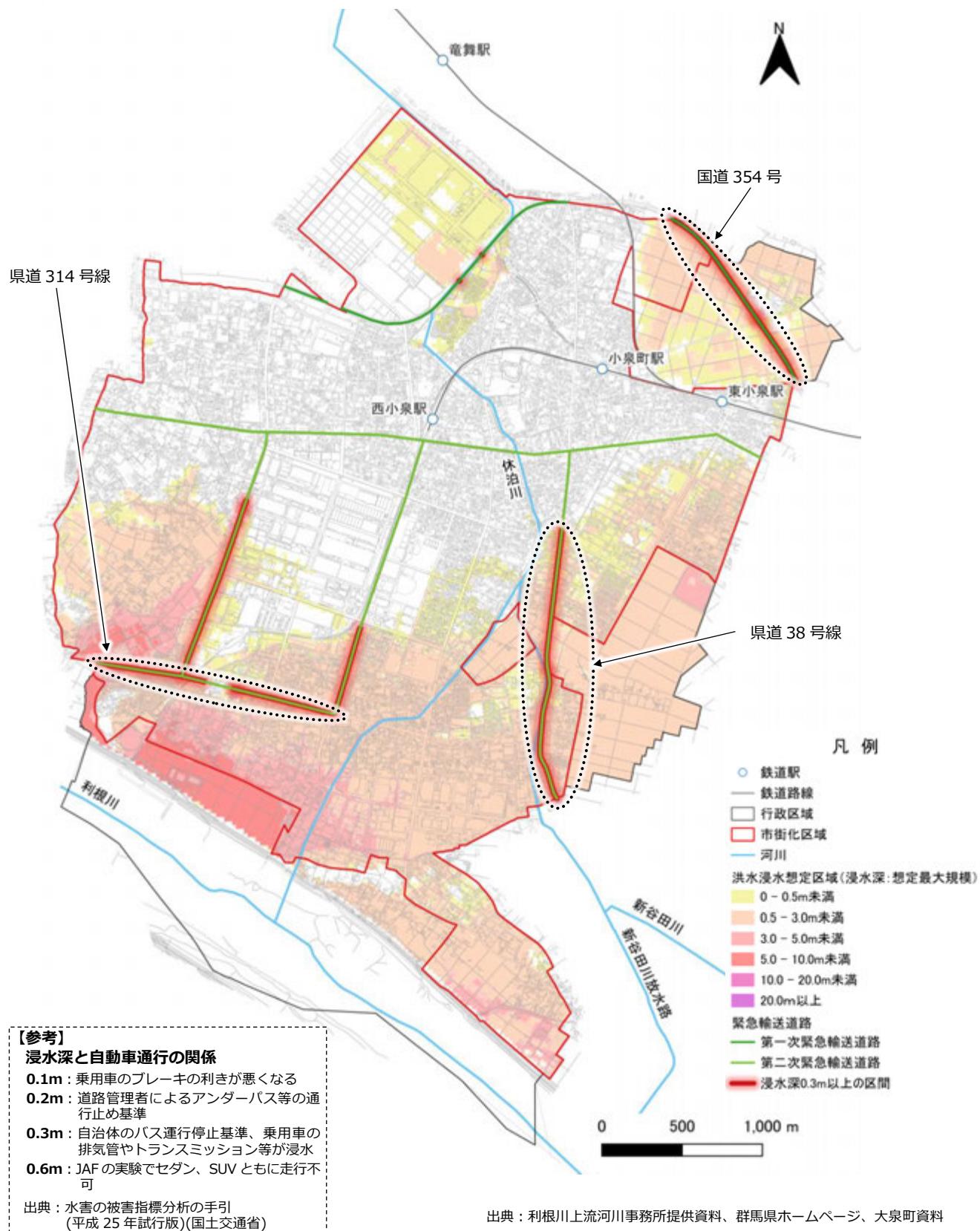


## (6) 災害時の活用の可能性

### 〈洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模 1/1000)×緊急輸送道路〉

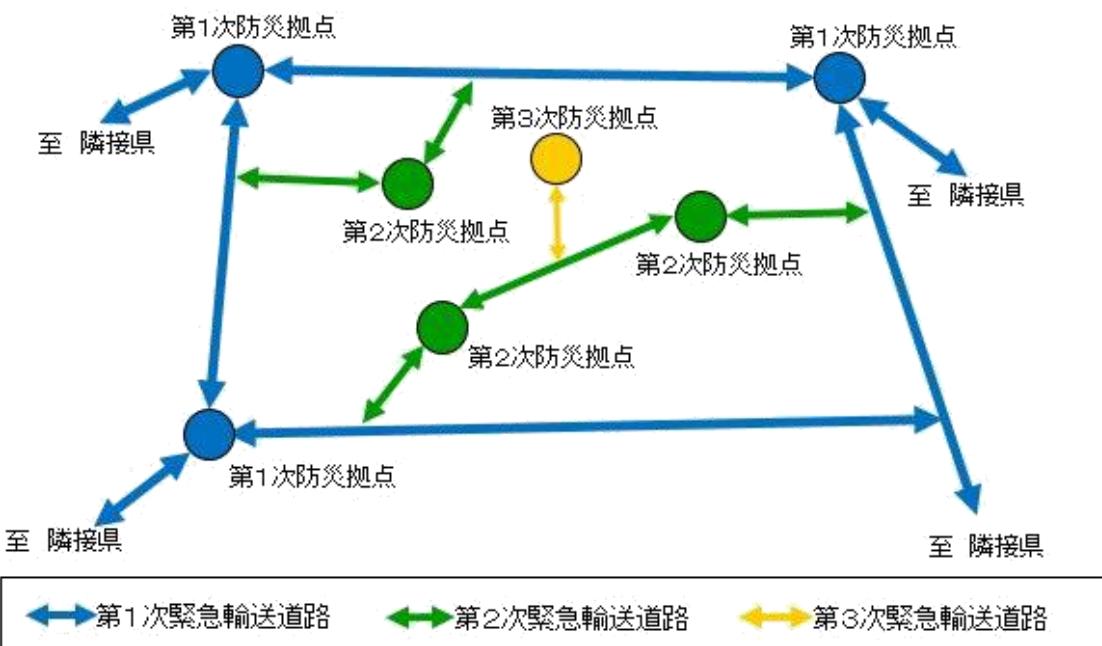
- 「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.3m 以上の浸水は、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念されています。
- 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の場合、浸水深が 0.3m 以上の区域に緊急輸送道路の区間である県道 314 号線、県道 38 号線、国道 354 号があります。

《図 7-40 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模) × 緊急輸送道路》



## 【参考】緊急輸送道路ネットワークのイメージ図

《図7-41 緊急輸送道路ネットワークのイメージ図》



出典：群馬県ホームページ

第1次緊急輸送道路：群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路や県内の広域的な連携を確保するための道路、これらの路線と第1次防災拠点を連絡する道路のこと。

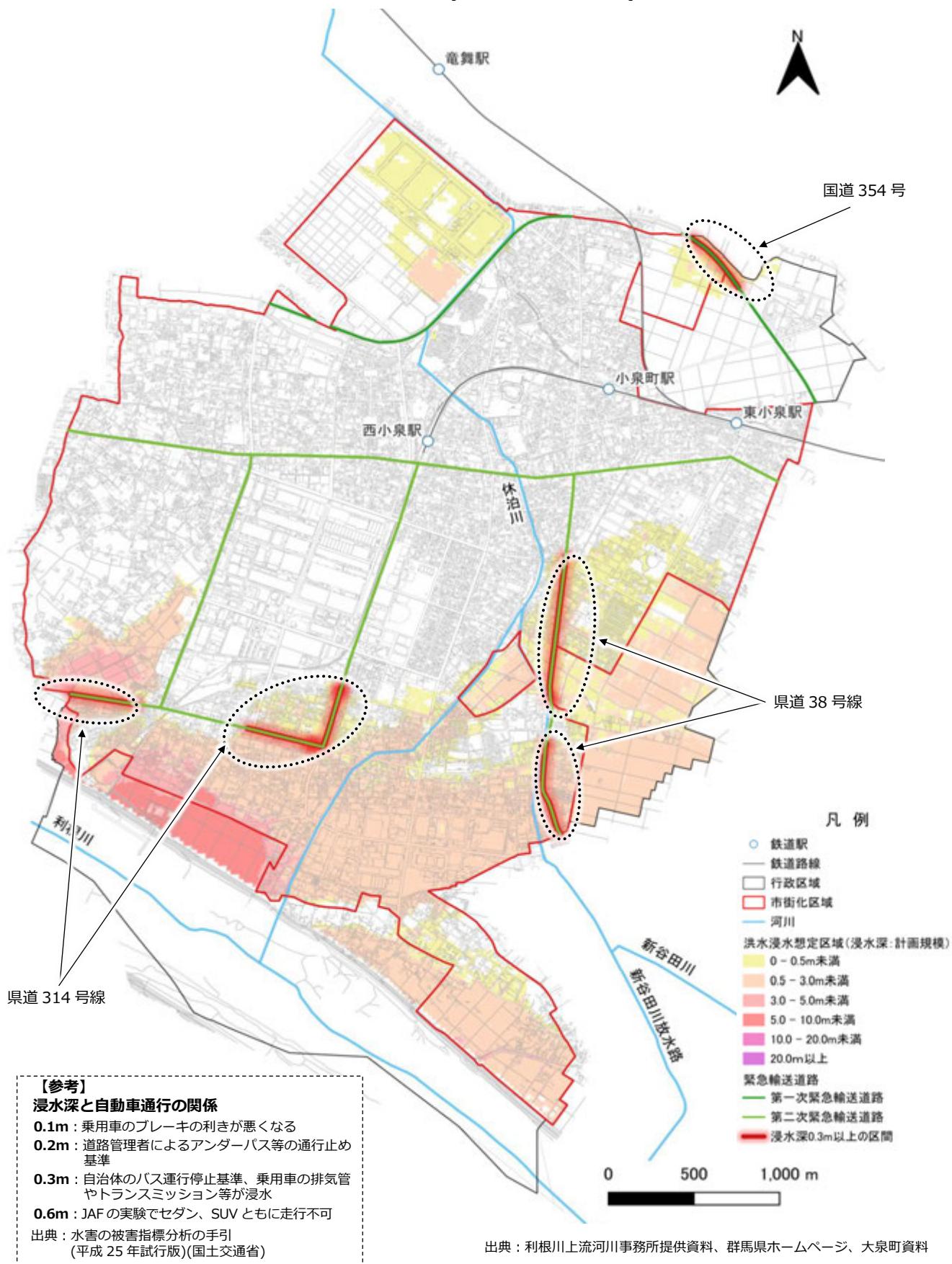
第2次緊急輸送道路：県内市町村相互の連携及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路や第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する道路のこと。

第3次緊急輸送道路：第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路のこと。

## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模 1/200)×緊急輸送道路〉

- 洪水浸水想定区域(計画規模)の場合、浸水深が 0.3m以上の区域に緊急輸送道路の区間である県道 314 号線、県道 38 号線、国道 354 号等の一部があり、緊急輸送道路を使用した広域的な移動の困難や、河川を横断する道路での途絶が懸念されます。

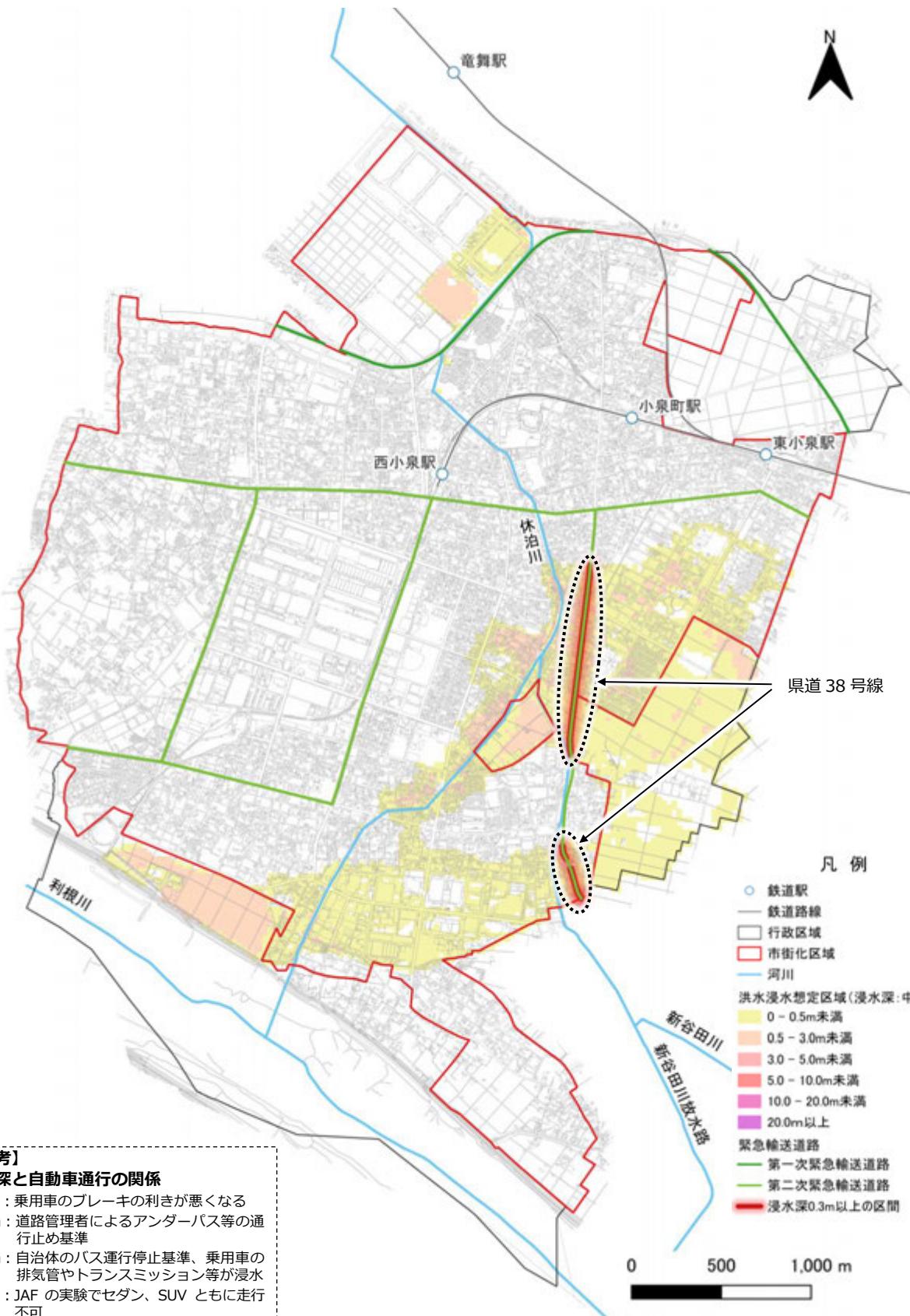
《図 7-42 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模)×緊急輸送道路》



## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度 1/50)×緊急輸送道路〉

■洪水浸水想定区域(中頻度)の場合、浸水深が 0.3m以上の区域に緊急輸送道路の区間である県道 38 号線の一部があり、緊急輸送道路を使用した広域的な移動の困難や、河川を横断する道路での途絶が懸念されます。

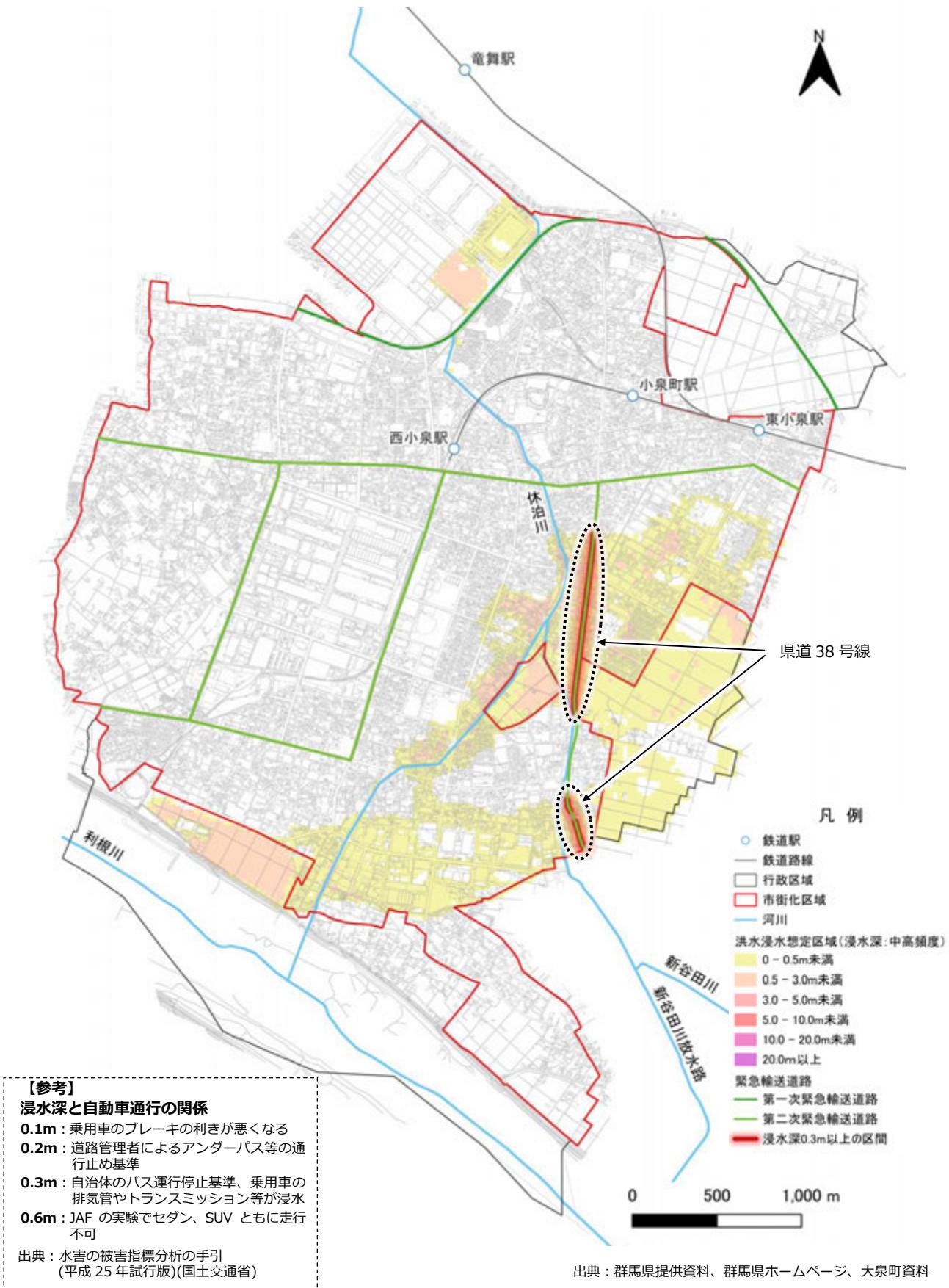
《図 7-43 洪水浸水想定区域(浸水深：中頻度)×緊急輸送道路》



## 〈洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度 1/30)×緊急輸送道路〉

■洪水浸水想定区域(中高頻度)の場合、浸水深が 0.3m以上の区域に緊急輸送道路の区間である県道 38 号線の一部があり、緊急輸送道路を使用した広域的な移動の困難や、河川を横断する道路での途絶が懸念されます。

《図 7-44 洪水浸水想定区域(浸水深：中高頻度)×緊急輸送道路》

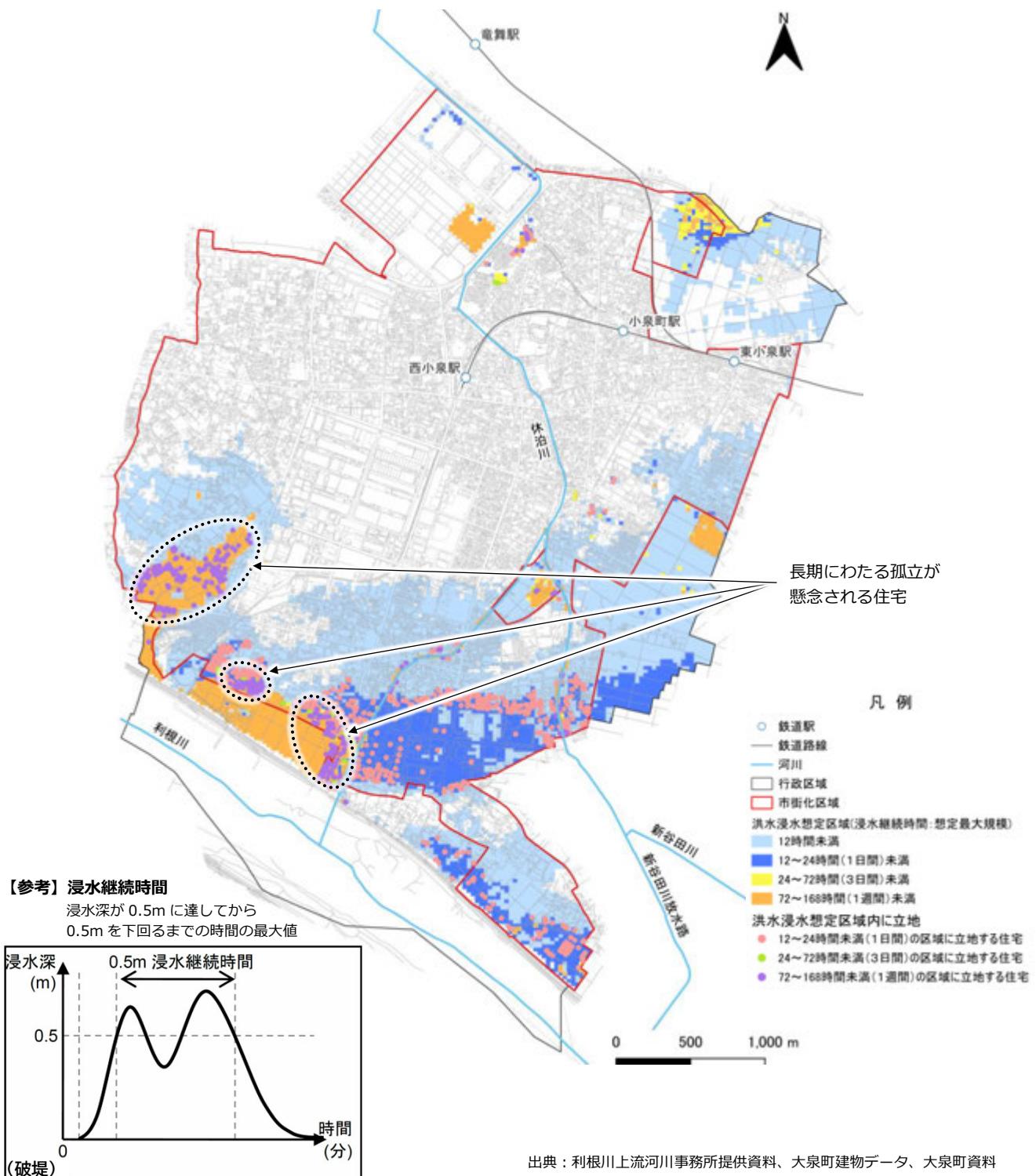


## (7)長期にわたる孤立の可能性

### 〈洪水浸水想定区域(浸水継続時間：想定最大規模)×住宅分布〉

- 「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、浸水継続時間 72 時間(3日間)以上孤立すると、飲料水や食料などの不足による健康障害の発生や生命の危機が生じるおそれがあると言われています。
- 浸水継続時間 72 時間(3日間)以上の区域に立地している住宅は、仙石一丁目地区と仙石四丁目地区の南部及び、寄木戸地区の南部に広がっており、380 棟になります。
- それに次ぐ 24~72 時間(3日間)未満の区域に立地している住宅は、仙石一丁目地区と仙石四丁目地区の南部及び、寄木戸地区の南部に一部見られます。更に、12~24 時間(1日間)未満の区域に立地している住宅は、町の南部に広がっています。

《図7-45 洪水浸水想定区域(浸水継続時間：想定最大規模)×住宅分布》

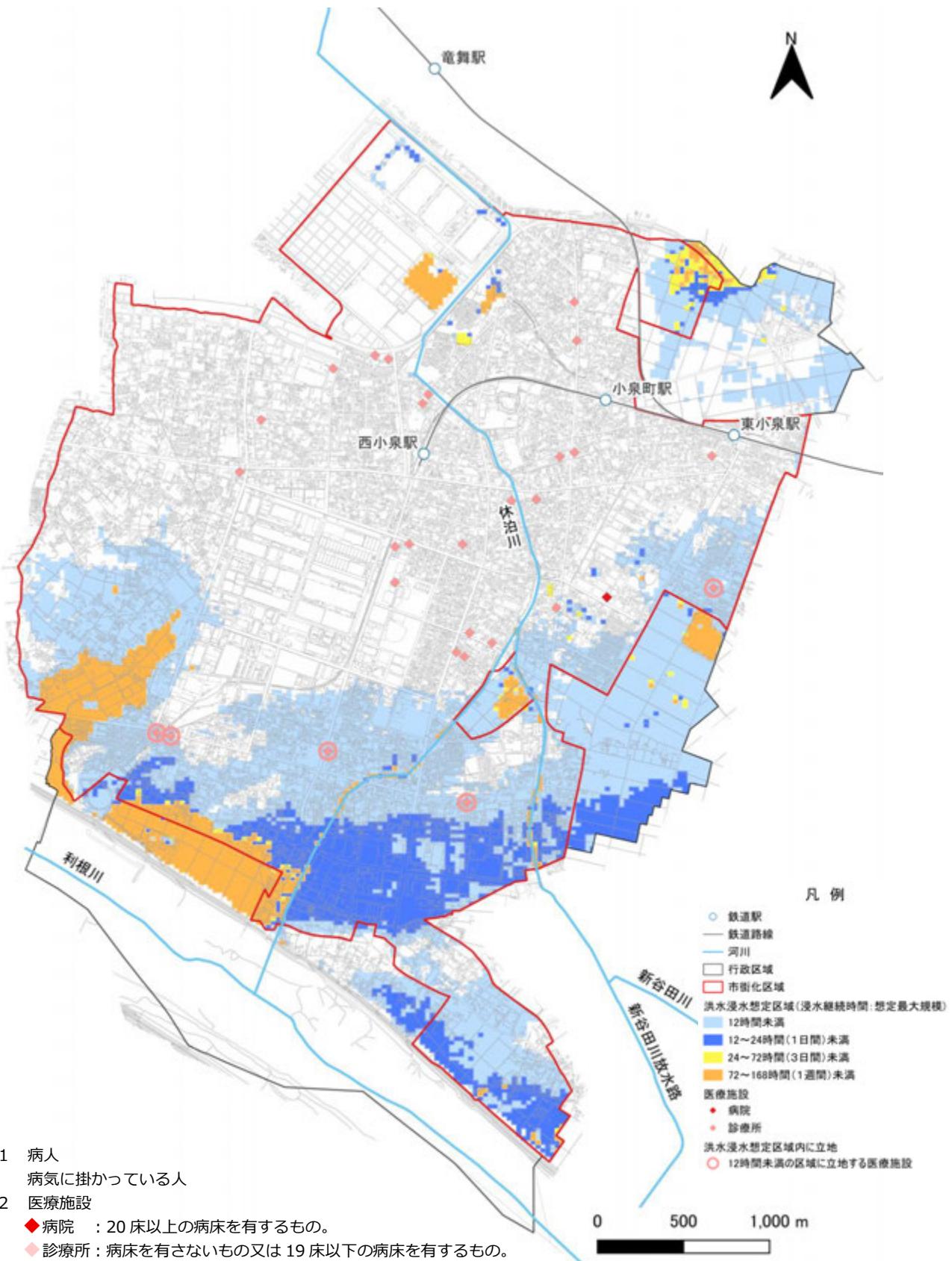


## (8) 病院(※1)の長期孤立の可能性

### 〈洪水浸水想定区域(浸水継続時間：想定最大規模)× 医療施設(※2)〉

- 浸水継続時間 72 時間(3日間)以上の区域に医療施設は立地していませんが、12 時間未満の区域に医療施設が5箇所立地しています。

《図7-46 洪水浸水想定区域(浸水継続時間：想定最大規模)× 医療施設》



出典：利根川上流河川事務所提供資料、大泉町ホームページ、大泉町資料

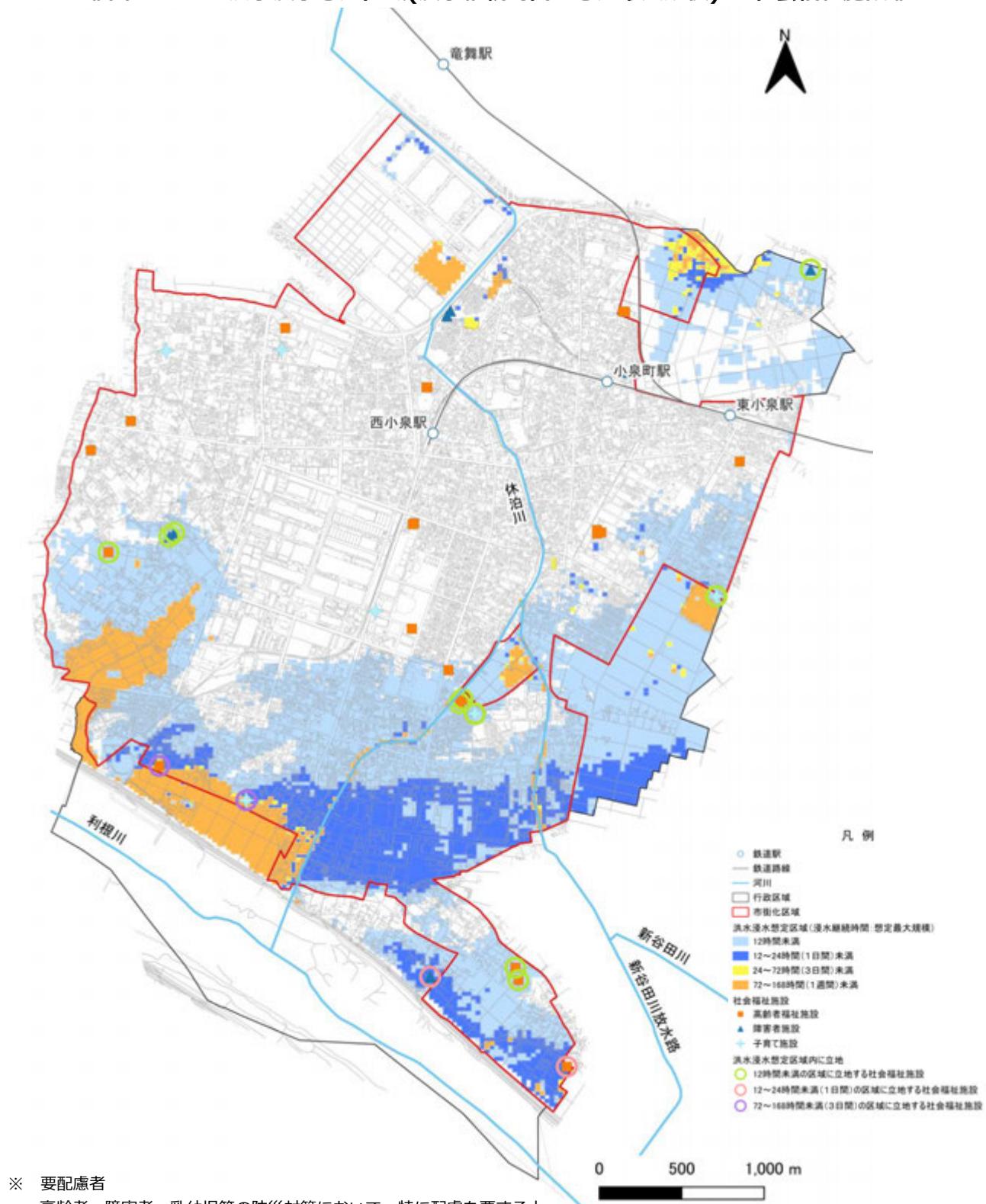
## (9)要配慮者(※)の長期孤立の可能性

### 〈洪水浸水想定区域(浸水継続時間：想定最大規模)×社会福祉施設〉

■ 浸水継続時間 72 時間(3日間)以上の区域に高齢者福祉施設1箇所、子育て施設1箇所が立地しています。

■ 更に 12~24 時間(1日間)未満の区域に高齢者福祉施設1箇所、障害者施設1箇所が立地しており、12 時間未満の区域に高齢者福祉施設5箇所、障害者施設3箇所、子育て施設4箇所が立地しています。

《図7-47 洪水浸水想定区域(浸水継続時間：想定最大規模)×社会福祉施設》



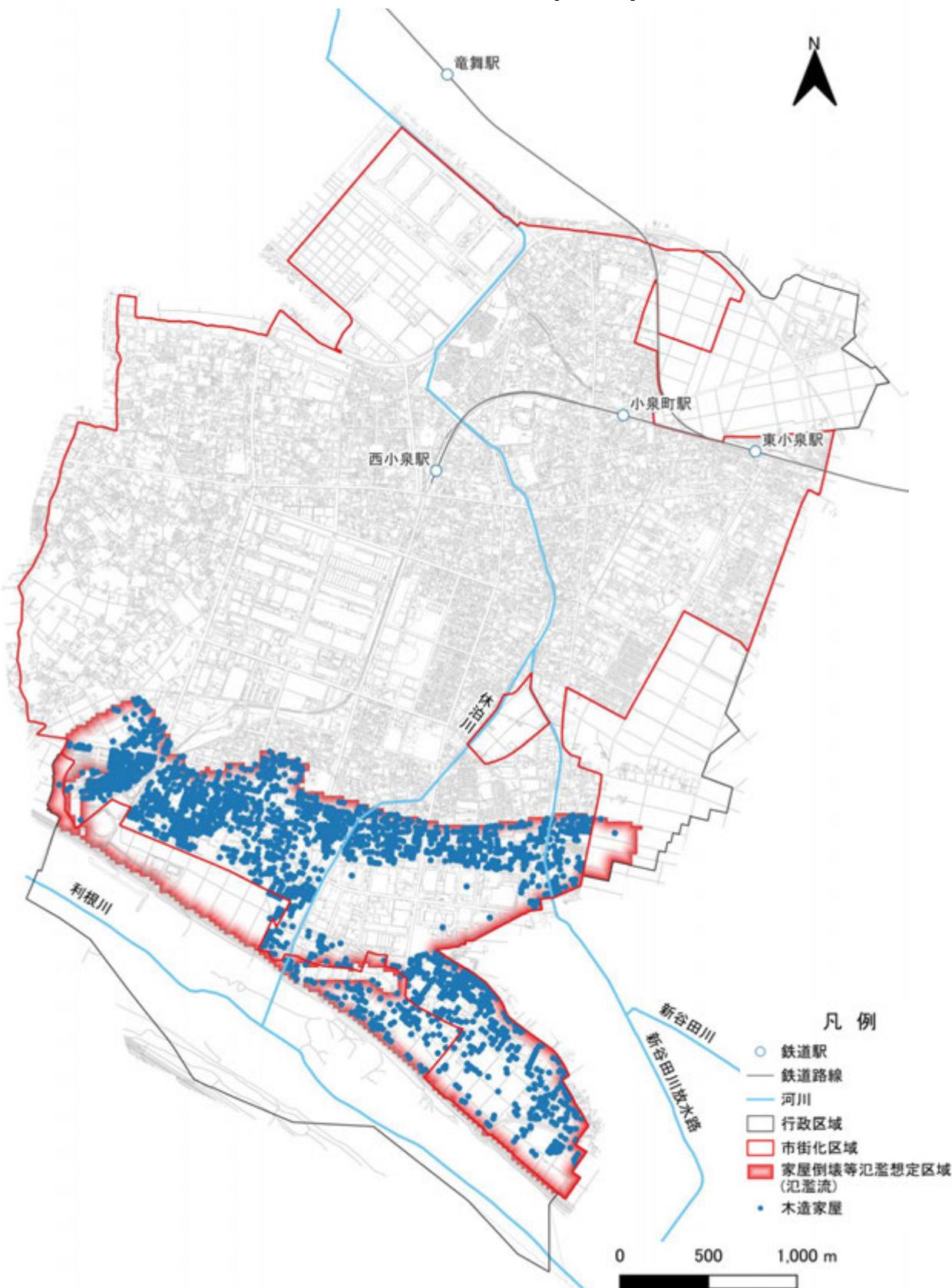
出典：利根川上流河川事務所提供資料、群馬県ホームページ、大泉町ホームページ、厚生労働省「介護事業所・生活関連情報検索」、かいご DB、安心介護紹介センター、大泉町くらしの便利帳、大泉町資料

## (10)木造家屋倒壊の危険性

### 〈家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) × 建物構造〉

- 河川堤防の決壊又は洪水氾濫等により、木造家屋倒壊のおそれがある区域である家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内には、4,033棟の建物が立地しています。その殆どが住宅系用途であるため、木造家屋の倒壊が懸念されます。

《図7-48 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) × 建物構造》



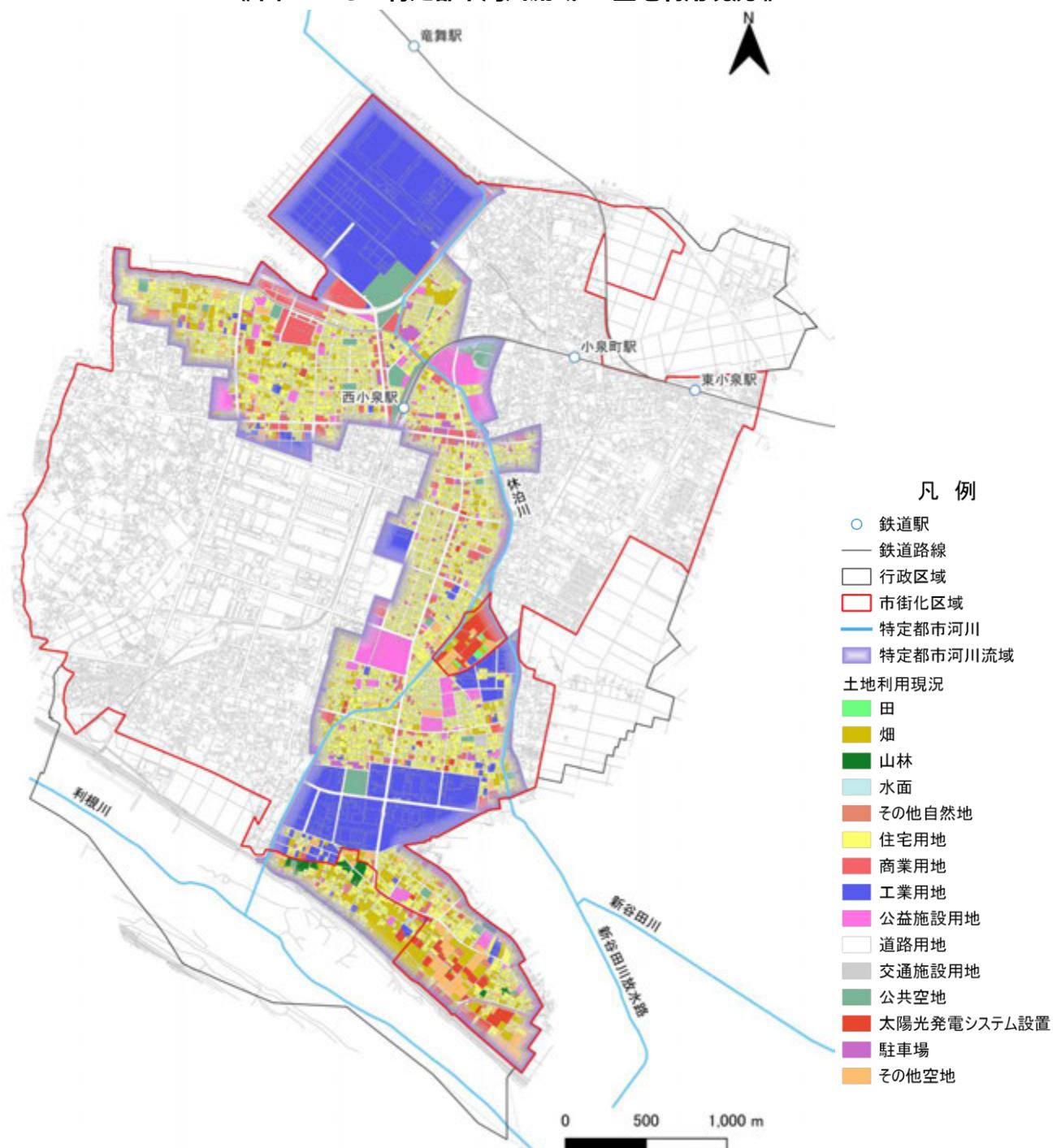
出典：利根川上流河川事務所提供資料、大泉町建物データ、大泉町資料

## (11)被害状況の把握

### 〈特定都市河川流域 × 土地利用現況〉

- 特定都市河川流域内の面積は 634.3ha となっており、町全体の約 36%を占めています。
- 特定都市河川流域内の土地利用は、住宅用地の割合が最も多く、約 11%の 188.9ha となっています。また、自然的土地利用が約 4 %の 64.5ha、空地(公的空地、太陽光発電システム設置、駐車場、その他空地)が約 3 %の 59.3ha あり、開発等を行う際には雨水流出抑制を推進する必要があります。

《図 7-49 特定都市河川流域 × 土地利用現況》



《表 7-11 特定都市河川流域 × 土地利用現況》

	自然的土地利用						都市的土地利用									合計		
	田	畑	山林	水面	その他 自然地		住宅 用地	商業 用地	工業 用地	公益施 設用地	道路 用地	交通施 設用地	公的 空地	太陽光発電 システム 設置	駐車場	その他 空地		
流域内	0.6	43.3	2.9	8.3	9.3	64.5ha	188.9	34.0	150.7	29.7	103.6	3.5	16.6	13.5	6.7	22.5	569.7ha	634.3ha
	0.0	2.4	0.2	0.5	0.5	3.6 %	10.6	1.9	8.4	1.7	5.8	0.2	0.9	0.8	0.4	1.3	31.9 %	35.5 %
流域外	152.2	94.8	2.5	91.5	91.2	432.2ha	275.4	39.9	118.4	52.4	147.5	11.7	33.9	5.0	8.8	27.5	720.5ha	1,152.7ha
	8.5	5.3	0.1	5.1	5.1	24.2 %	15.4	2.2	6.6	2.9	8.3	0.7	1.9	0.3	0.5	1.5	40.3 %	64.5 %
合計	152.8	138.1	5.5	99.8	100.5	496.7ha	464.3	73.9	269.1	82.1	251.1	15.2	50.5	18.5	15.5	50.1	1,290.2ha	1,787.0ha
	8.6	7.7	0.3	5.6	5.6	27.8 %	26.0	4.1	15.1	4.6	14.0	0.9	2.8	1.0	0.9	2.8	72.2 %	100.0 %

出典：群馬県ホームページ 流域治水及び流域治水プロジェクト、令和3年度(2021年度)都市計画基礎調査(群馬県)、大泉町資料

## (12) 垂直避難での対応の可能性

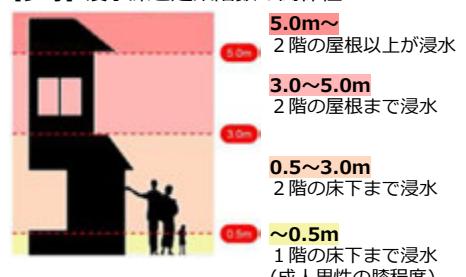
### 〈都市浸水想定区域 × 建物階数〉

- 都市浸水想定区域で想定される浸水深に対して、建物階数が低く垂直避難が困難な可能性のある住宅系建物は、町内で 43 棟あります。
- 町の富士地区や吉田地区、古海地区では、浸水深が 0.5~2.0m 未満となり、1 階建ての建物で垂直避難が困難となっています。

《図 7-50 都市浸水想定区域 × 建物階数》



【参考】 浸水深と建築階数の関係性



《表 7-12 都市浸水想定区域 × 建物階数》

	住宅系建物							
	共同	専用住宅一般	専用住宅農家	農家住宅	付属一般住宅	簡付一般住宅	併用住宅一般	
浸水深0.5~3.0m未満の区域の1階建て	1	29	0	0	12	1	0	43 棟
	2.3	67.4	0.0	0.0	27.9	2.3	0.0	100.0 %

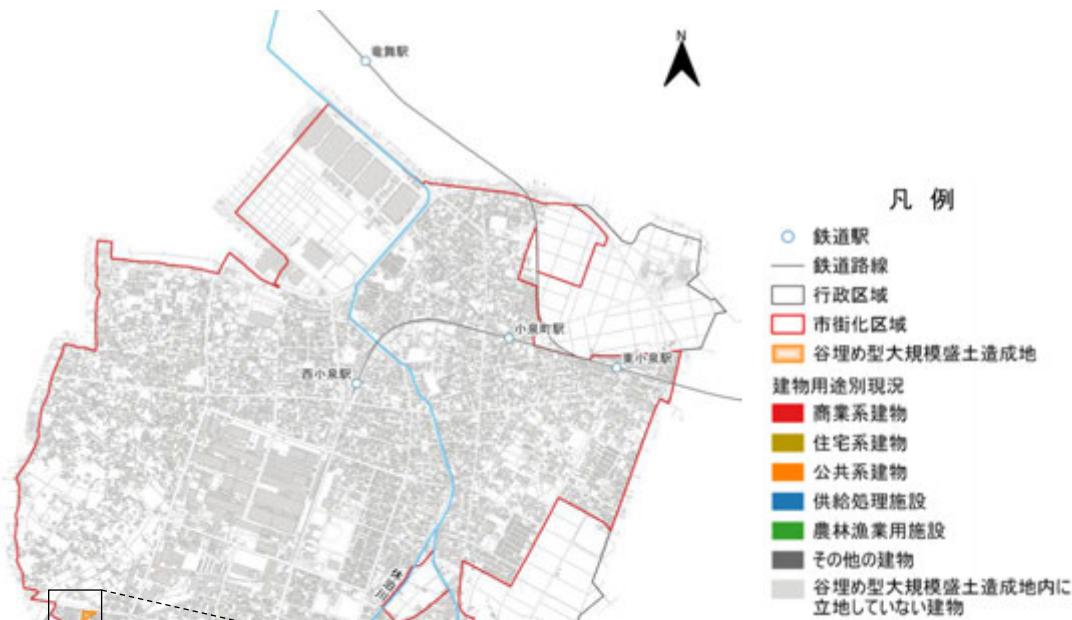
出典：群馬県資料、大泉町資料

## (13) 住宅等の損壊の可能性

### <谷埋め型大規模盛土造成地(※) × 建物分布>

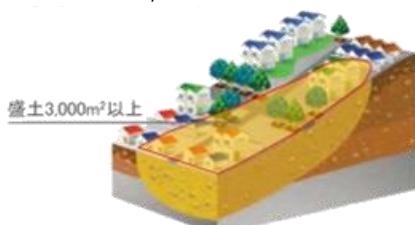
■ 谷埋め型大規模盛土造成地に立地する建物は、町内の全 27,794 棟のうち 126 棟あります。その中でも最も多く立地している建物用途は住宅であり、全用途に占める割合は約 95%の 120 棟となって います。

《図 7-51 谷埋め大規模盛土造成地 × 建物分布》



《図 7-52 拡大図》

※ 谷埋め型大規模盛土造成地  
盛土の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の盛土造成地



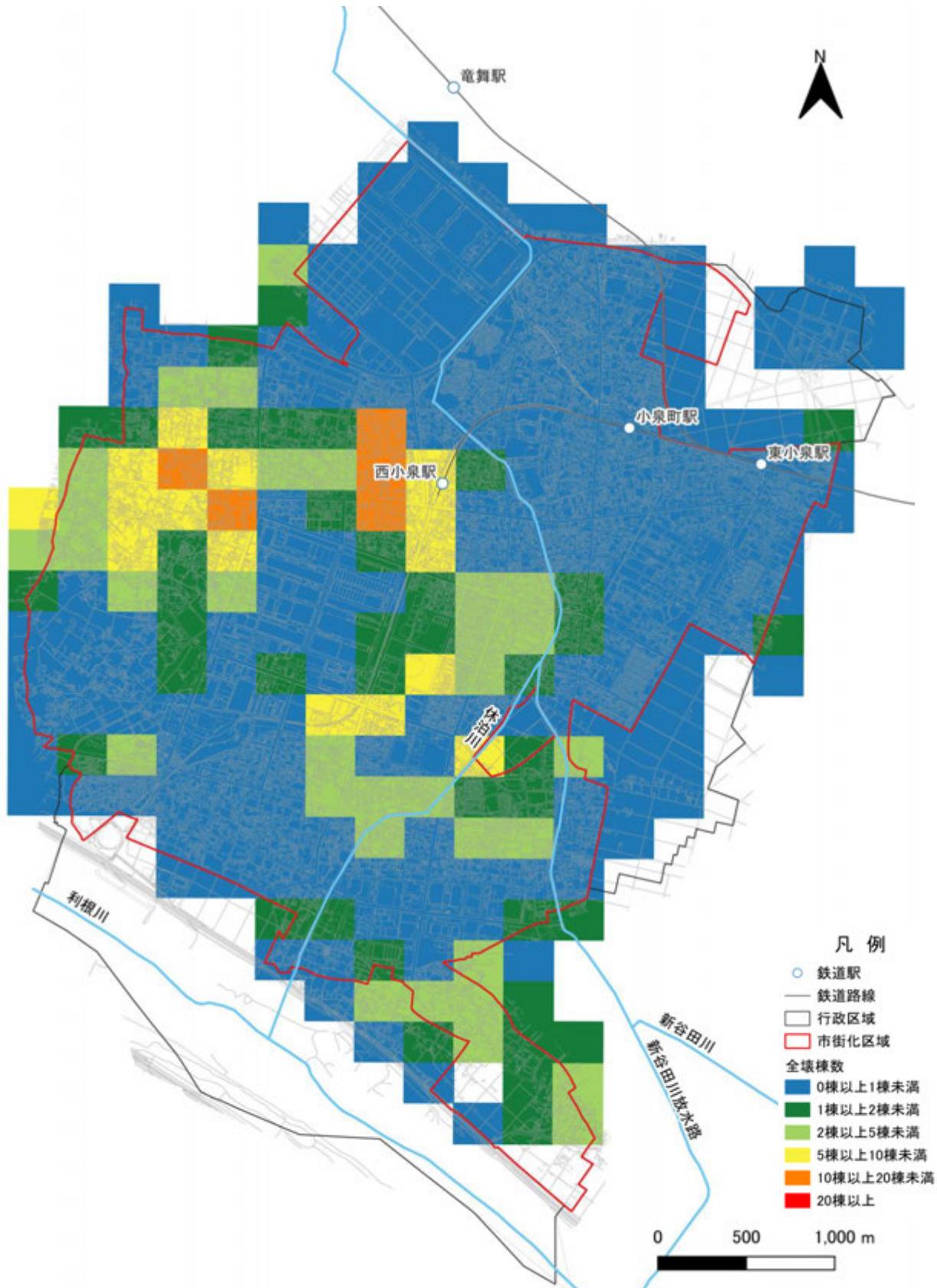
出典：国土交通省ホームページ

## (14)全半壊等の可能性

### 〈関東平野北西縁断層帯主部における震度分布 × 建物分布〉

- 「群馬県地震被害想定調査」に示された「関東平野北西縁断層帯主部」における揺れを原因とする建物の被害想定として、全壊 353 棟、半壊 1,718 棟と想定されており、町内の全建物棟数に占める割合は、全壊が約 2%、半壊が約 10%になります。

《図 7-53 関東平野北西縁断層帯主部における震度分布 × 建物分布》

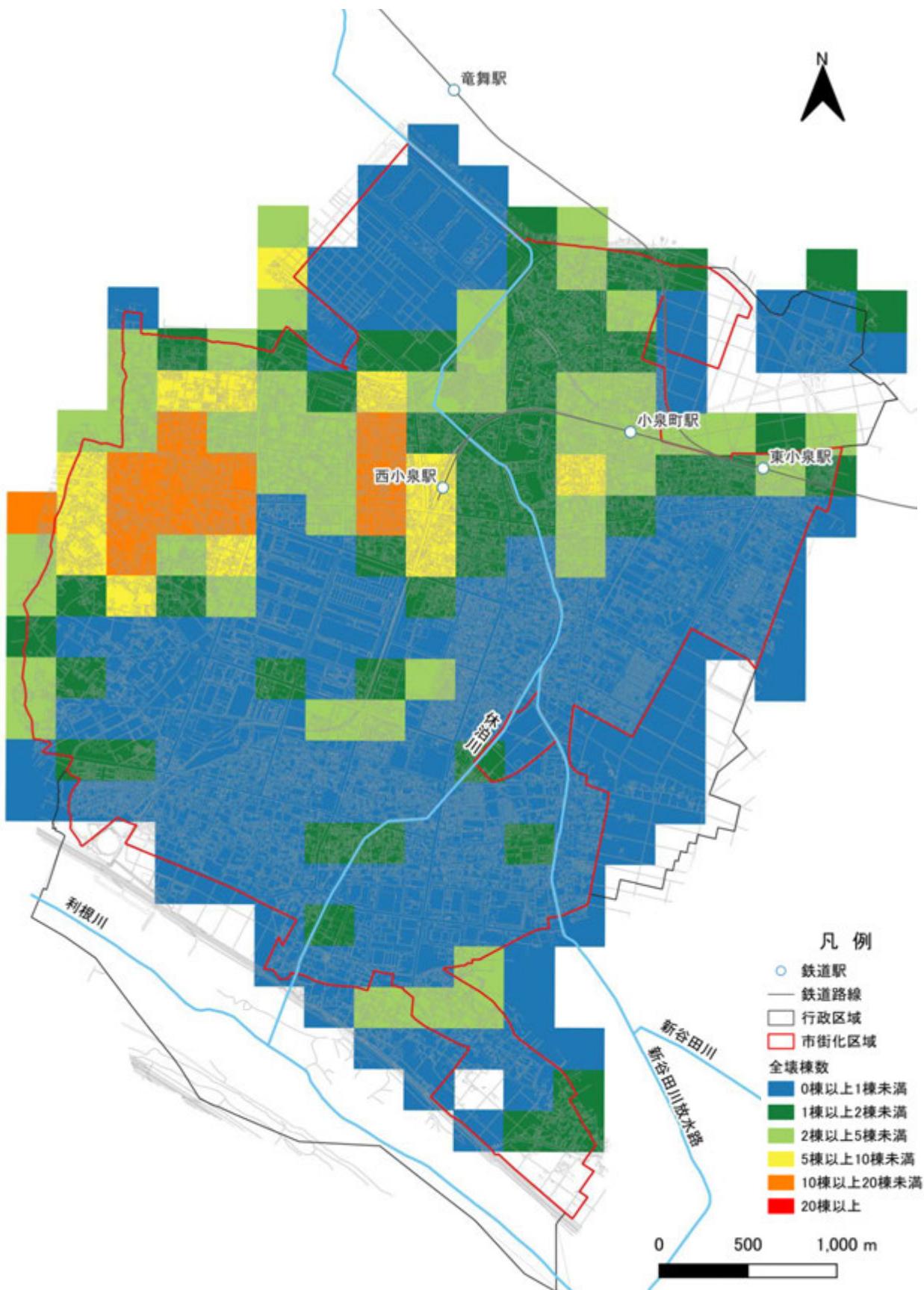


出典：大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

## ＜太田断層における震度分布 × 建物分布＞

- 「群馬県地震被害想定調査」に示された「太田断層」における揺れを原因とする建物の被害想定として、全壊 462 棟、半壊 2,023 棟と想定されており、町内の全建物棟数に占める割合は、全壊が約 3%、半壊が約 11%になります。

《図 7-54 太田断層における震度分布 × 建物分布》



出典：大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

## (15) 頻繁に浸水する家屋の可能性 <道路冠水実績 × 建物階数>

- 深い浸水が想定されており、かつ、道路冠水実績もある箇所は、今後の発災時にも浸水や冠水をする可能性があります。
- 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の場合、仙石一丁目地区と仙石四丁目地区の南部及び、寄木戸地区の南部で浸水深が3.0m以上となり、2階建ての建物でも垂直避難が困難となっていることに加え、道路冠水実績もあり、特に危険性が高くなっています。

《図7-55 道路冠水実績 × 建物階数》



出典：利根川上流河川事務所提供資料、大泉町総合防災マップ(令和5年(2023年)7月)、大泉町資料

## 7-4. 多段階水害リスク評価

近年では、多段階水害(※1)のリスクを踏まえた防災まちづくりの機運が高まっており、土地利用や住まい方(※2)に関する検討が行われており、国や群馬県では管理河川(※3)を対象に、多段階の浸水想定図及び水害リスクマップを作成し、公表しています。

群馬県では、多段階水害リスクマップに人口や土地利用現況を重ね合わせ、地区別にリスク分析を行った多段階水害リスク評価を実施しているため、群馬県の多段階水害リスク評価書に基づき、本町の多段階水害ハザードについて分析を行います。

### ※ 1 多段階水害

様々な降雨規模下での浸水想定のこと。町では、「7-2. 災害ハザード情報の収集、整理」で示した洪水浸水想定区域の想定最大規模(1/1000)、計画規模、中頻度(1/50)、中高頻度(1/30)を使用して分析を行っています。

### ※ 2 住まい方

災害リスクを考慮しながら、どこに住むか、どのような家に住むか等を考えること。

### ※ 3 管理河川

洪水防止や河川環境保全のために、国や群馬県が河川や堤防などを管理・整備する対象としている河川のこと。

### 本町における多段階リスクの評価方法について

群馬県が公表している「多段階リスク評価書」においては、リスクパターンを降雨頻度や被害の程度により①～⑥の7段階に分類して分析を行っています。

本計画では本町の降雨頻度や被害状況を踏まえ、「多段階リスク評価書」を基に①～⑤の5段階に分類して分析を行っています。

本町のリスクパターン①～⑤の降雨頻度や被害の程度の詳細については、次ページに記載しています。

《表7-13 群馬県と本町のリスクパターンの関係性について》

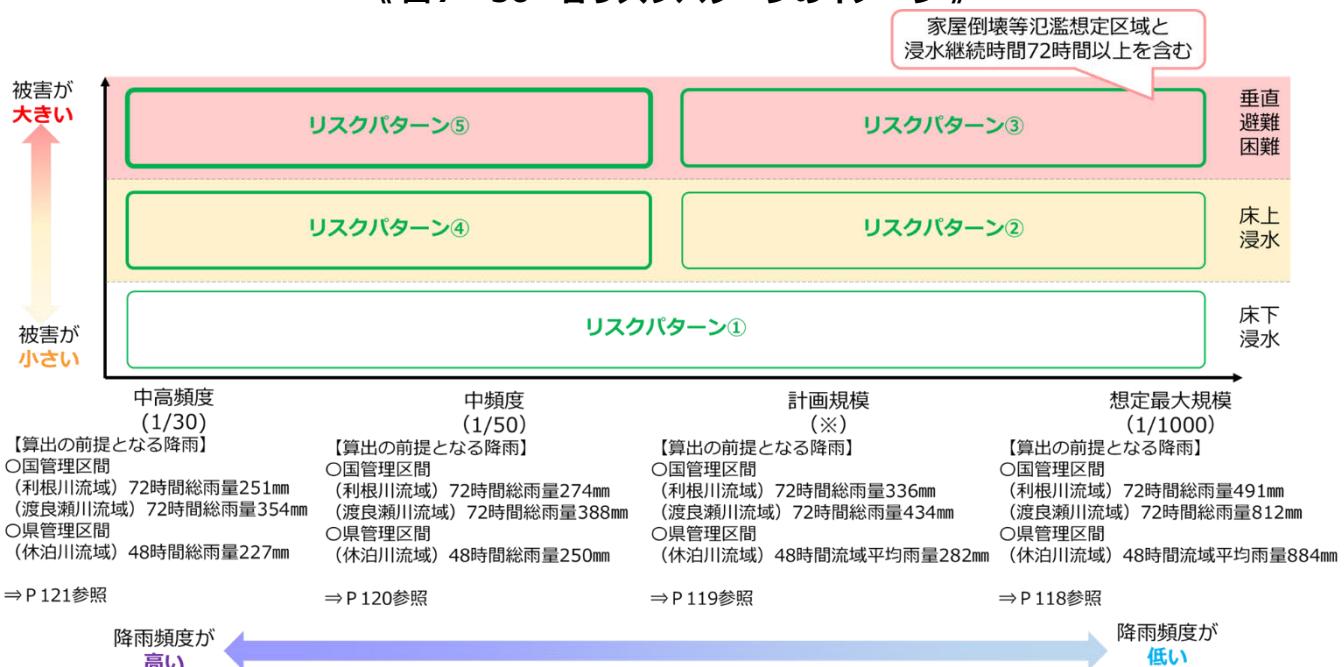
群馬県	本町
リスクパターン① 水害リスクが低い	リスクパターン① 水害リスクが低い(床下浸水以下の被害)
リスクパターン② 中低頻度(1/100)より低い頻度でリスクが大きい	リスクパターン② 被害がリスクパターン①より大きく低頻度(計画規模、想定最大規模(1/1000))
リスクパターン③ 中低頻度(1/100)より低い頻度でリスクが甚大	リスクパターン③ 被害がリスクパターン②より大きく低頻度(計画規模、想定最大規模(1/1000))
リスクパターン④ 中頻度(1/50)より低い頻度でリスクが大きい	リスクパターン④ 被害がリスクパターン③より小さいが高頻度(中高頻度(1/30)、中頻度(1/50)) ⇒本町に高頻度が存在せず、中頻度と中高頻度の被害状況が類似しているため、群馬県のリスクパターン③と⑤を大泉町ではリスクパターン④としています。
リスクパターン⑤ 高頻度(1/10)・中高頻度(1/30)より低い頻度でリスクが大きい	リスクパターン⑤ 被害が大きい、かつ高頻度(中高頻度(1/30)、中頻度(1/50)) ⇒本町に高頻度が存在せず、中頻度と中高頻度の被害状況が類似しているため、群馬県のリスクパターン④と⑥を大泉町ではリスクパターン⑤としています。
リスクパターン⑥ 高頻度(1/10)・中高頻度(1/30)より低い頻度でリスクが甚大	

## 7-5. リスクパターンによる水害リスクの高い地域の抽出

本町で想定される多段階(想定最大規模、計画規模、中頻度、中高頻度)水害ハザード情報を基に、降雨規模と主要な浸水深に応じて、リスクの基底を分類したパターンを設定し、水害リスクの高い地域等を抽出するための分析を行いました。

各リスクパターンの降雨規模と水害リスク種別の考え方は以下のとおりで、リスクパターン①は全ての頻度で最も被害が小さい床下浸水が想定されているため、リスクが小さいです。一方で、リスクパターン⑤は降雨頻度が高い中高頻度・中頻度で垂直避難が困難な被害が想定されており、リスクが大きくなっています。

《図7-56 各リスクパターンのイメージ》



### ※ 計画規模

計画規模の降雨頻度については、下記のように河川ごとに異なります。

利根川流域：1/200

渡良瀬川流域：1/100

休泊川流域：1/100(県では中低頻度と表現していますが、国の表記と合わせるため計画規模に含んでいます。)

### 【注意事項】

- 各流域における雨量の算出方法については、国管理区間と県管理区間で異なります。
- 流域内の雨量のため、流域外の雨量については算出の対象外となっています。
- 2日間又は3日間の降雨量を使用しており、ゲリラ豪雨や記録的短時間大雨情報等の降雨は含まれていません。
- 雨量については、河川に雨が集中し、河川が溢れるという前提で算出しています。

### 【参考】

- 平成29年台風21号

休泊川流域平均2日雨量：約243mm(中高頻度と中頻度の間で想定されている程度の降雨)

- 令和元年東日本台風(台風第19号)

休泊川流域平均2日雨量：約250mm(中頻度で想定されている程度の降雨)

住家被害：古海地区→リスクパターン①程度の被害

寄木戸地区、丘山地区、吉田地区→リスクパターン④又はリスクパターン⑤程度の被害

床上浸水より詳細なデータがないため④と⑤の判別はしていません。

(令和元年東日本台風(台風第19号)検証報告書参照)

《表7-14 各リスクパターンの考え方》

<p>リスクが 小さい</p> <p>↑</p>	<p><b>【リスクパターン①】水害リスクが低い(床下浸水以下の被害)</b></p> <p>降雨規模 : 中高頻度(1/30)、中頻度(1/50)、 計画規模(※1)、想定最大規模(1/1000) 水害リスクの種別 : 浸水深 0.5m 未満(1階の床下まで浸水(床下))</p>
<p>↓</p> <p>リスクが 大きい</p>	<p><b>【リスクパターン②】被害がリスクパターン①より大きく低頻度</b></p> <p>降雨規模 : 計画規模、想定最大規模(1/1000) 水害リスクの種別 : 浸水深 0.5~3.0m 未満(2階の床下まで浸水(床上))</p>
<p>↓</p>	<p><b>【リスクパターン③】被害がリスクパターン②より大きく低頻度</b></p> <p>降雨規模 : 計画規模、想定最大規模(1/1000) 水害リスクの種別 : 1. 浸水深 3.0m 以上(垂直避難困難)または、 2. 家屋倒壊等氾濫想定区域(※2)(垂直避難困難)または、 3. 浸水継続時間 72 時間以上(※3)(垂直避難困難)</p>
<p>↓</p>	<p><b>【リスクパターン④】被害がリスクパターン③より小さいが高頻度</b></p> <p>降雨規模 : 中高頻度(1/30)、中頻度(1/50) 水害リスクの種別 : 浸水深 0.5~3.0m 未満(2階の床下まで浸水(床上))</p>
<p>↓</p>	<p><b>【リスクパターン⑤】被害が大きい、かつ高頻度</b></p> <p>降雨規模 : 中高頻度(1/30)、中頻度(1/50) 水害リスクの種別 : 浸水深 3.0m 以上(垂直避難困難)</p>

※ 1 計画規模

計画規模の降雨頻度については、下記のように河川ごとに異なります。

利根川流域 : 1/200

渡良瀬川流域 : 1/100

休泊川流域 : 1/100(県では中低頻度と表現していますが、国の表記と合わせるため計画規模に含んでいます。)

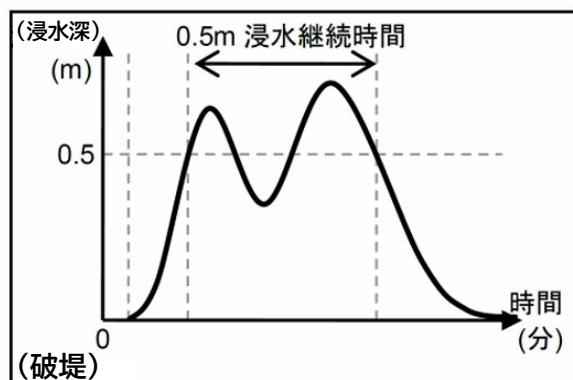
※ 2 家屋倒壊等氾濫想定区域

木造家屋が倒壊するような堤防決壊などに伴う氾濫の発生が想定されます。



※ 3 浸水継続時間 72 時間以上

浸水深が 0.5m に達してから 0.5m を下回るまでの時間の最大値を浸水継続時間としており、「水害の被害指標分析の手引き(国土交通省)」では、72 時間(3 日間)以上孤立すると、飲料水や食料等の不足によって健康障害の発生、生命の危機が生じるおそれがあるとされています。

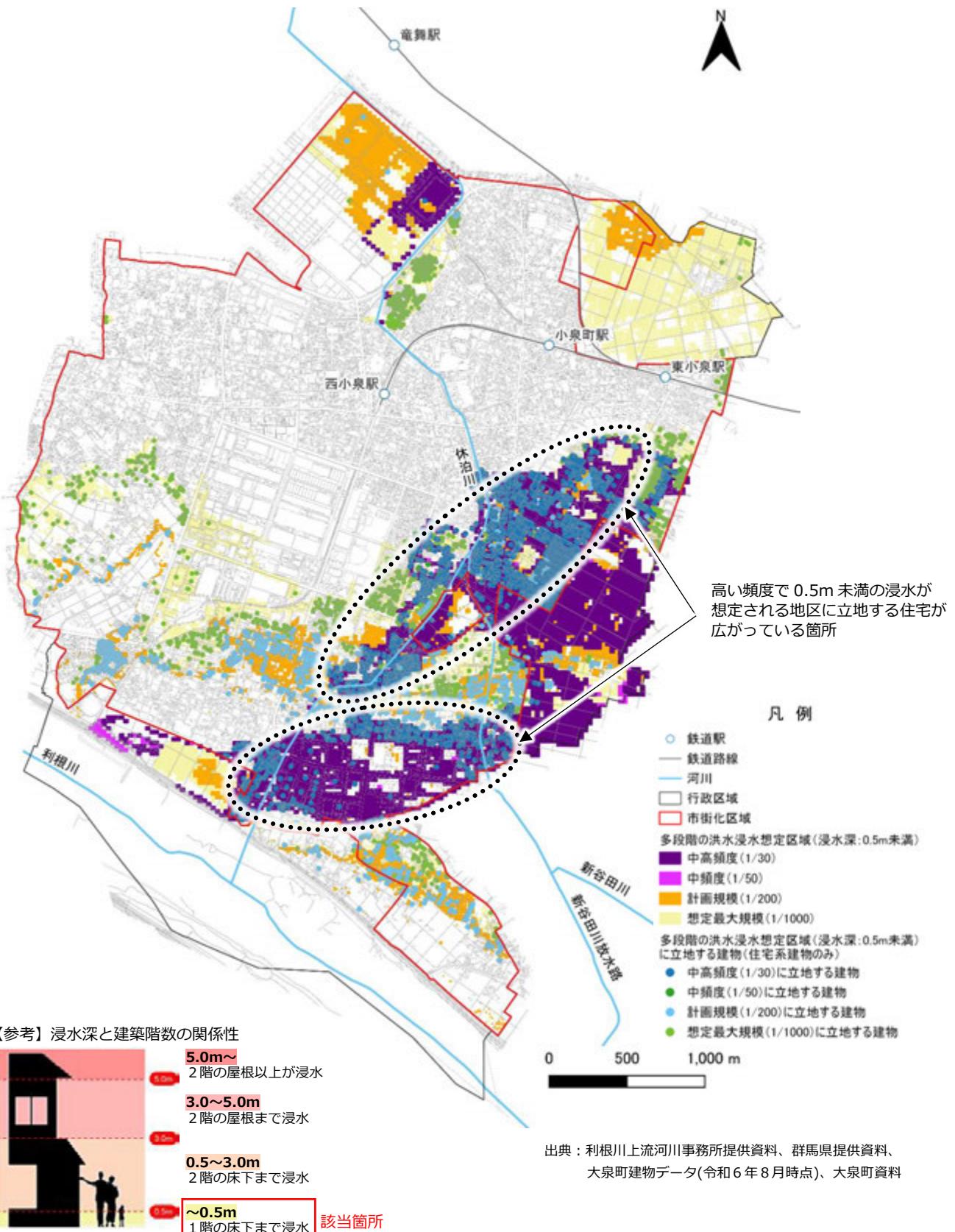


## 【リスクパターン①】水害リスクが低い(床下浸水以下の被害)

降雨規模 : 中高頻度(1/30)、中頻度(1/50)、計画規模、想定最大規模(1/1000)  
水害リスクの種別 : 浸水深 0.5m 未満(1階の床下まで浸水(床下))

- 最も被害が小さい床下浸水は、町の広範囲で想定されます。
- リスクパターン①で、被害の可能性がある建物は、町内で 5,581 棟あります。

《図7-57 リスクパターン① × 建物階数》

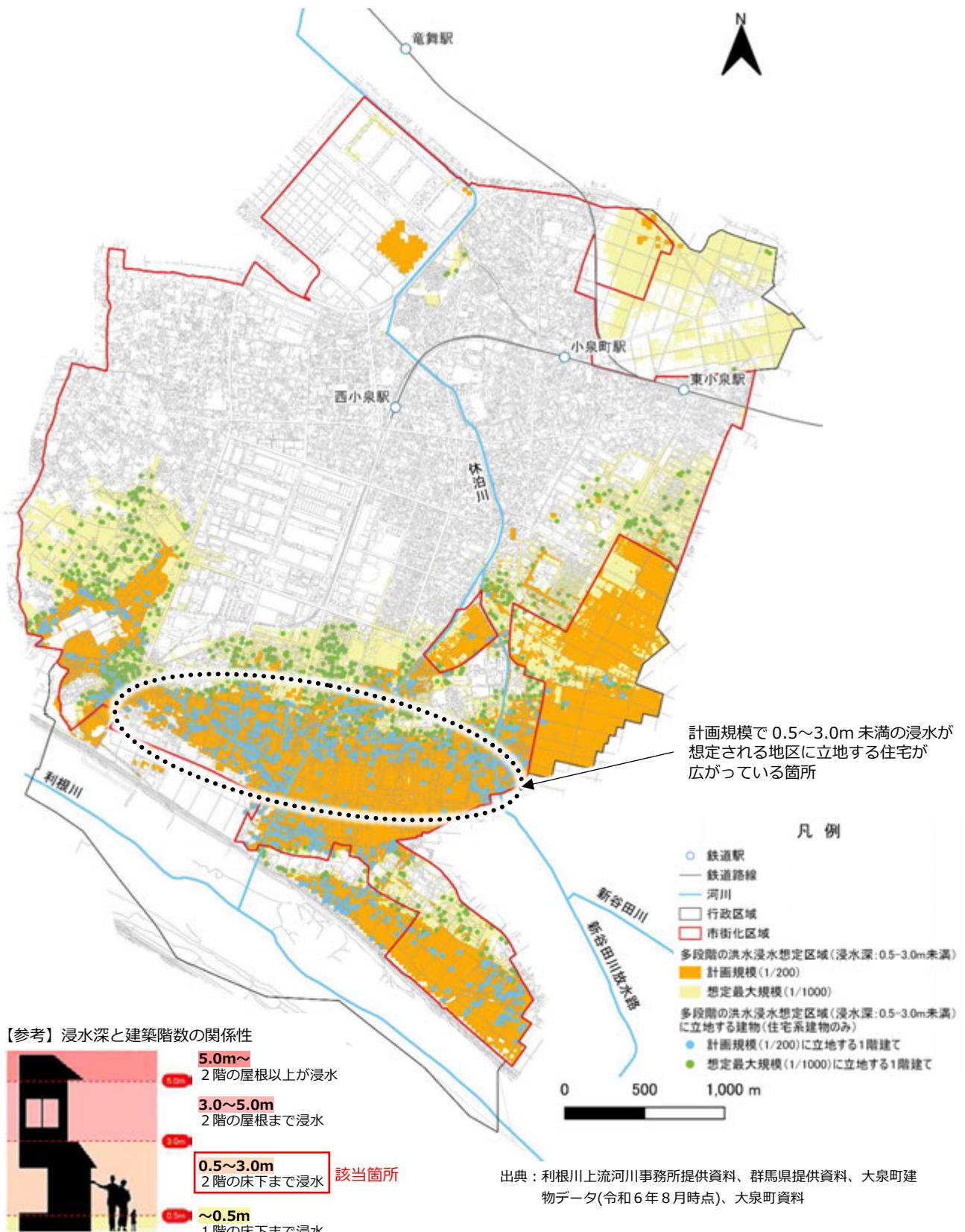


## 【リスクパターン②】被害がリスクパターン①より大きく低頻度

降雨規模 : 計画規模、想定最大規模(1/1000)  
水害リスクの種別 : 浸水深 0.5~3.0m 未満(2階の床下まで浸水(床上))

- リスクパターン②は、リスクパターン①より被害が大きい床上浸水のリスクで、該当箇所は町の南部で想定されます。
- リスクパターン②の水害が発生した際に垂直避難が困難になり、被害の可能性がある1階建ての建物は、町内で2,550棟あります。

《図7-58 リスクパターン② × 建物階数》



## 【リスクパターン③】被害がリスクパターン②より大きく低頻度

降雨規模 : 計画規模、想定最大規模(1/1000)  
 水害リスクの種別 : 1. 浸水深 3.0m 以上(垂直避難困難) 2. 家屋倒壊等氾濫想定区域(垂直避難困難)  
 3. 浸水継続時間 72 時間以上(垂直避難困難)

- リスクパターン③は、リスクパターン②より被害が大きい 2 階の床下以上の浸水リスクで、該当箇所は仙石地区の南部及び、寄木戸地区の南部で想定されます。
- リスクパターン③の水害が発生した際に被害の可能性がある建物は、町内で 904 棟あります。

《図 7-59 リスクパターン③ × 建物の階数及び構造》

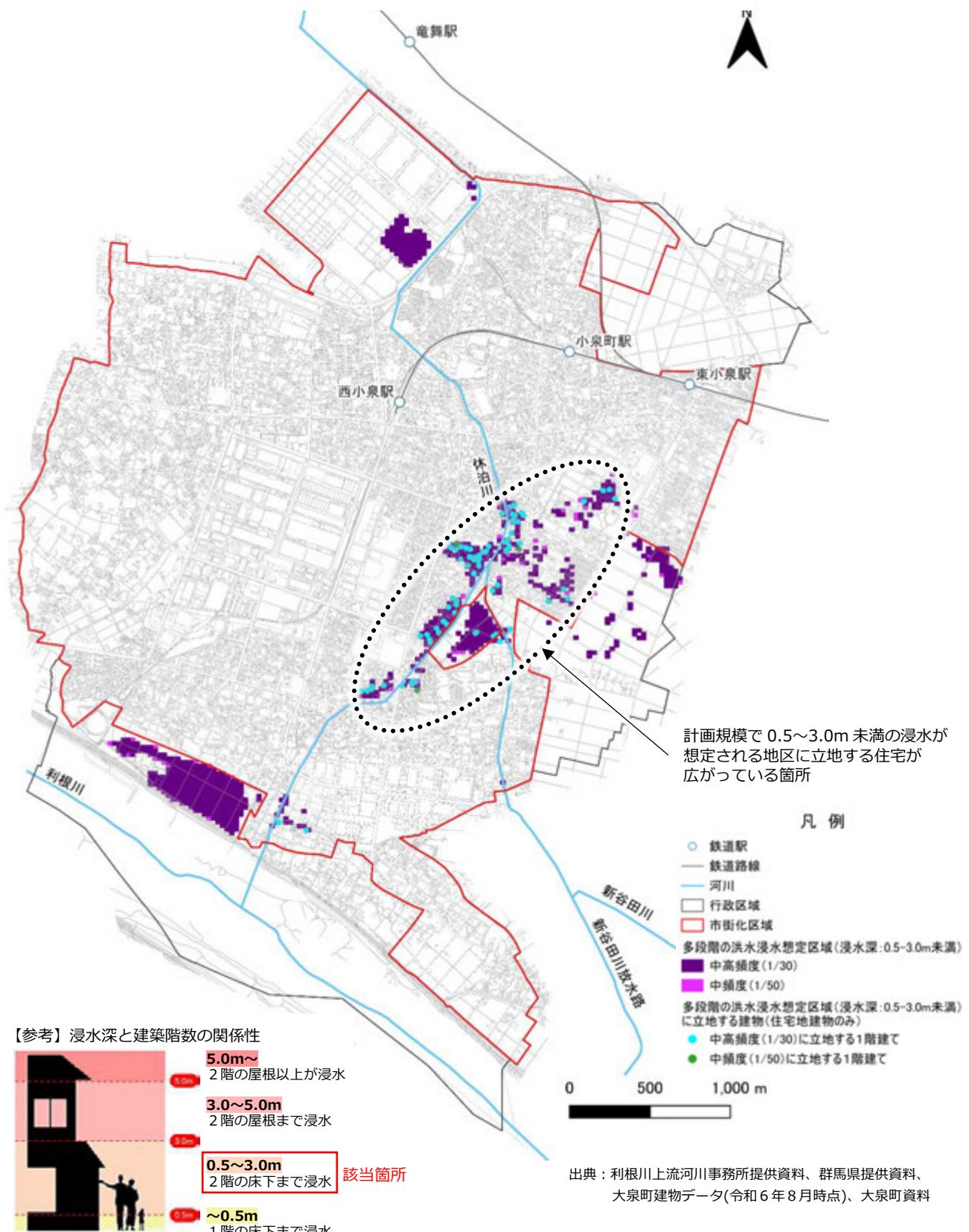


## 【リスクパターン④】被害がリスクパターン③より小さいが高頻度

降雨規模 : 中高頻度(1/30)、中頻度(1/50)  
水害リスクの種別 : 浸水深 0.5~3.0m 未満(2階の床下まで浸水(床上))

- リスクパターン④は、リスクパターン③より被害は小さいものの高頻度の床上浸水リスクで、該当箇所は町の東部で想定されます。
- リスクパターン④の水害が発生した際に垂直避難が困難になり、被害の可能性がある1階建ての建物は、町内で148棟あります。

《図7-60 リスクパターン④ × 建物階数》



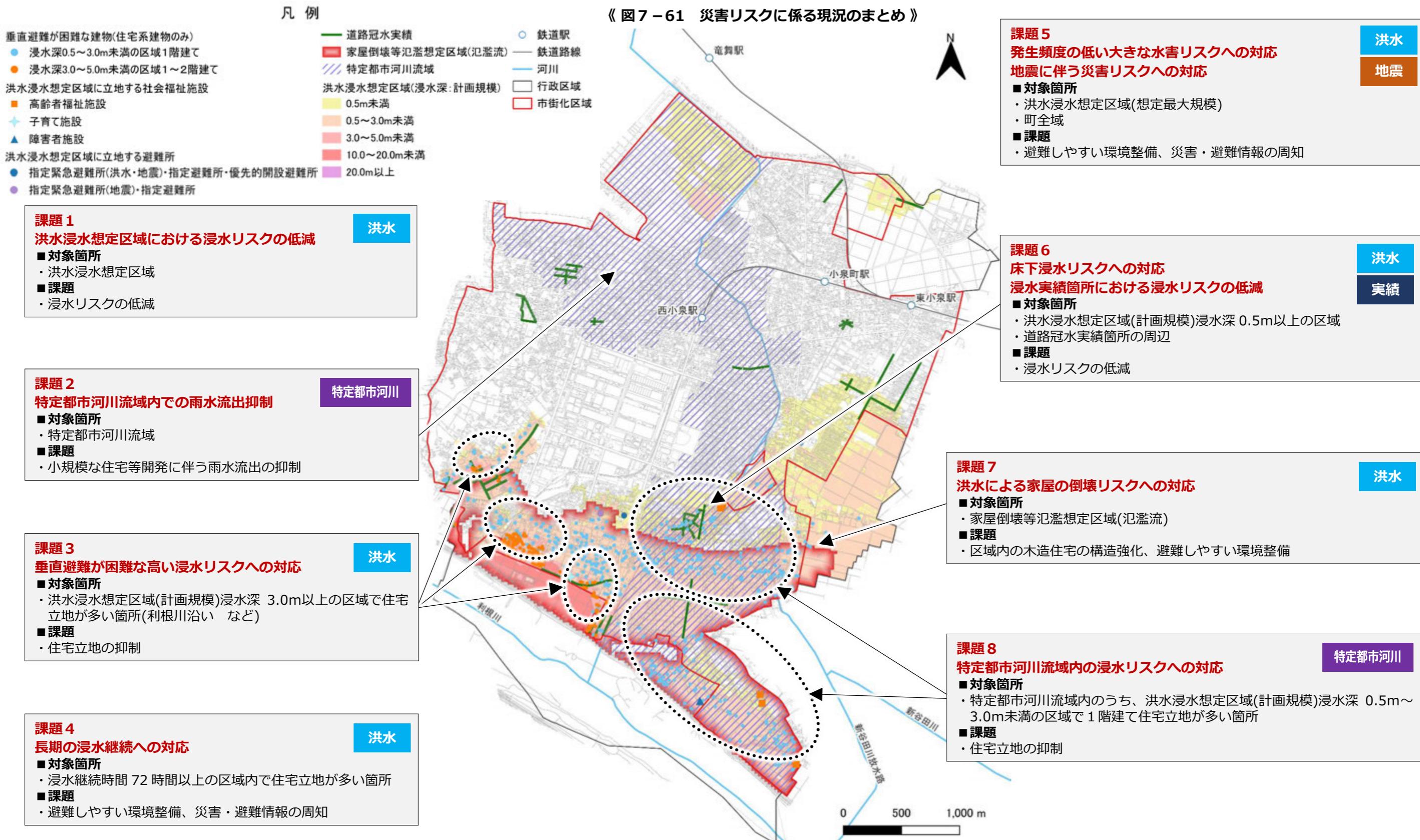
## 【リスクパターン⑤】被害が大きい、かつ高頻度

降雨規模 : 中高頻度(1/30)、中頻度(1/50)  
水害リスクの種別 : 浸水深 3.0m 以上(垂直避難困難)

- 本町では、リスクパターン⑤に該当する中高頻度(1/30)、中頻度(1/50)において浸水深 3.0m以上の箇所はありません。

## 7-6. 災害リスクに係る現況のまとめと課題整理

前述の「災害ハザードの状況」「重ね合わせによる災害リスクの分析と定量的評価」を踏まえ、居住誘導区域・都市機能誘導区域を設定する上での防災上の課題を整理します。





## 7-7. 課題を踏まえた取組方針

### (1) 防災の取組方針

防災の誘導方針や災害リスクに係る現況・課題整理を踏まえ、本計画の防災指針における防災・減災まちづくりに向けた取組方針を定めます。

なお、取組方針で記載している「リスクの低減」については、災害時に被害を最小限に抑えるための取組みを行うこと、「リスクの回避」については、災害時に被害が発生しないようにするための取組を行うことを示しています。

《表7-15 防災の誘導方針》

ハード・ソフト両面の整備による安全性を考慮したまちの形成	
防 災	<ol style="list-style-type: none"><li>災害の危険性が高い地域は、新たな居住及び都市機能の立地の抑制を図ります。</li><li>特定都市河川流域におけるリスクの低減・回避のため、町の防災関連計画及び休泊川流域水害対策計画の取り組みと整合を図りつつ、雨水の流出を抑制するための土地利用誘導や居住者へのリスク情報等の周知など、充実した対策を検討し、住民が安全で安心に暮らせるまちの形成を図ります。</li><li>想定を上回る自然災害に備えて、災害協定の締結や自主防災組織への支援等によりソフト面の取り組みを推進し、災害に強いまちの形成を図ります。</li></ol>

《表7-16 防災の取組方針》

#### 取組方針1 誘導区域への誘導による浸水リスクの回避

災害リスクの高いエリア(※1)については、以下のとおり浸水リスクの回避を図ります。

- 新たな居住及び都市機能の立地の抑制
- 居住誘導区域からの除外
- 防災集団移転促進事業(※2)等を活用した住宅の移転の検討

※1 災害リスクの高いエリア

前述のリスクパターン③の中で、浸水深 3.0m以上(計画規模、想定最大規模)かつ、家屋倒壊等氾濫想定区域かつ、浸水継続時間 72 時間以上のエリアのこと。

※2 防災集団移転促進事業

災害リスクが高いエリアにおいて、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を行うため、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等の事業費の一部を補助する事業

#### 取組方針2 河川整備等のハード整備による浸水リスクの低減

河川等については、以下のとおり浸水リスクの低減を図ります。

- 町内を流れる利根川及び休泊川の河川管理者である国や県に護岸整備や河床掘削等の河川改修工事の要望
- 町で管理する水路(※1)や用水路(※2)の改修工事、下水道の整備等による内水対策の促進

※1 水路

水を流すために人工的に作った通り道のこと。

※2 用水路

農業や工業などの目的のために作った水を流す通り道のこと。

### 取組方針3 建築物の防災対策の強化による浸水リスクの低減

建築物等については、以下のとおり浸水リスクの低減を図ります。

1. 災害リスクのある住宅における、雨水貯留浸透施設の設置や建て替え時に係る土地の嵩上げ等の浸水対策の促進
2. 特定都市河川流域内における、雨水貯留浸透施設の設置の促進

### 取組方針4 耐震化や事前調査等の防災対策による地震・土砂災害リスクの低減

住宅等については、以下のとおり地震・土砂災害リスクの低減を図ります。

1. 老朽化で危険な状況となっている空き家(※)の除却に係る助成制度の検討等
2. 大規模盛土を行っている場所では、変動予測調査等の定期的な調査を実施することに伴う土砂災害リスクの低減

※ 危険な状況となっている空き家  
地震発生時に倒壊の危険性が高い空き家のこと。

### 取組方針5 防災意識の向上、防災体制の整備による災害リスクの低減

ソフト面の取組みについては、以下のとおり災害リスクの低減を図ります。

1. 町民へのハザードマップの周知に加え、防災知識の普及・啓発や地域防災力の向上に関する取組の実施
2. 防災に係る警報等伝達体制等の整備

各施策に取組むにあたっては、国からの支援措置(財政、金融、税制)等を積極的に活用していきます。

#### 《参考 国からの支援措置(抜粋)》

##### 特定地域都市浸水被害対策事業

下水道法に基づく「浸水被害対策区域」において、下水道管理者と民間事業者が連携して効率的に浸水対策を実施する場合に、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に要する費用に対し、国が直接補助を行うことで、官民連携した浸水対策を支援している。また、民間と連携した効率的な浸水対策を一層推進するため、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域における浸水対策や、民間が整備する雨水浸透施設の設置について、新たに対象に追加している。

対象区域：都市機能誘導区域内

担当課：国土交通省 水管理・国土保全局 流域管理官付

## (2) 居住誘導区域の精査

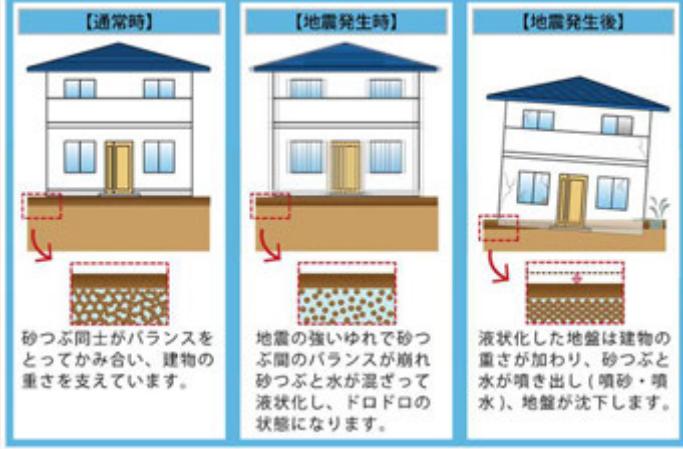
防災の取組方針を踏まえ、災害の分類ごとに居住誘導区域の設定箇所を災害リスクの観点から検討しました。

居住誘導区域に含めない区域は、「洪水」のリスクパターン③の中で、浸水深 3.0m以上(計画規模、想定最大規模)かつ、家屋倒壊等氾濫想定区域かつ、浸水継続時間 72 時間以上に該当する区域で、複数の災害リスクが重なっており、リスクを回避する取組みが必要であるため、居住誘導区域に含めていません。

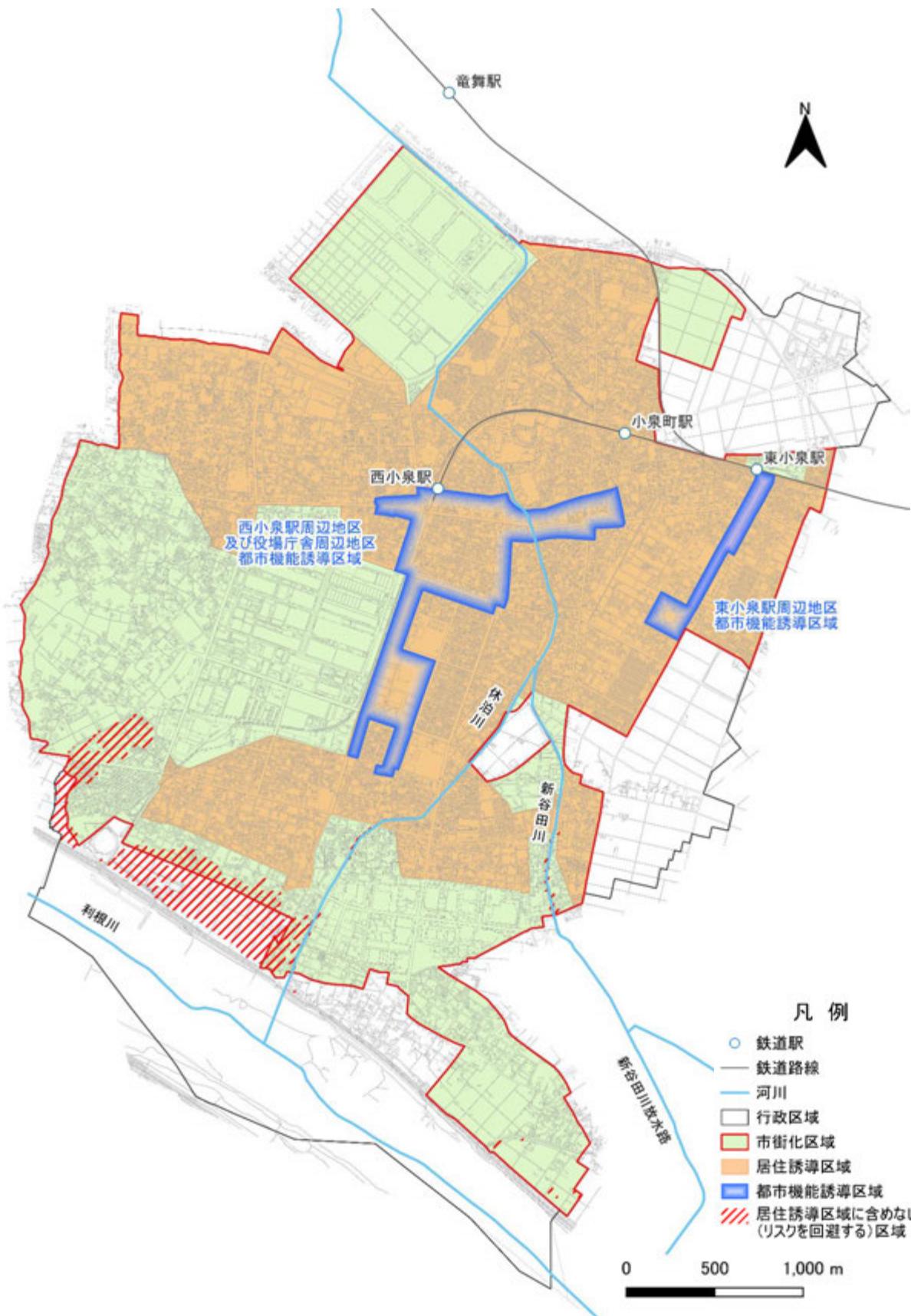
一方、「洪水」のリスクパターン③の中で、浸水深 3.0m以上(計画規模、想定最大規模)かつ、家屋倒壊等氾濫想定区域かつ、浸水継続時間 72 時間以上に該当する区域以外は、浸水等の被害が想定されていますが、嵩上げの支援や止水板設置等のハード対策に加え、早期の避難指示やハザードマップの配布等のソフト対策を行うことにより、リスクを低減させるため、居住誘導区域に含めています。

《表7-17 居住誘導区域の精査》

居住誘導区域に「含めない」 ⇒取組方針でリスクを回避する災害	居住誘導区域に「含める」 ⇒取組方針でリスクを低減する災害
<b>国及び県の考え方</b>	
・都市再生特別措置法により、居住誘導区域に含まないこととされている区域 ・群馬県多段階水害リスク評価書において、立地適正化計画におけるリスクの低いエリアへの誘導が望ましいとされている区域	・災害リスクに基づくハード・ソフト対策の状況を総合的に勘案して居住誘導区域に含めるべきか判断をする区域で、含める場合には、防災指針において災害リスクを踏まえた防災・減災に資する対策を明らかにすることが必要
<b>災害の分類</b>	
<p style="text-align: center;"><b>洪水</b></p> <p>(洪水は「5-6 リスクパターンによる災害リスクの高い地域の抽出」において災害分析を網羅しているため、リスクパターンごとに精査する)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・リスクパターン③ 浸水深 3.0m以上(計画規模、想定最大規模)かつ、家屋倒壊等氾濫想定区域かつ、浸水継続時間 72 時間以上 ⇒群馬県多段階水害リスク評価書において、発生頻度が低いリスクパターン③については災害リスク低減を図ることで居住誘導区域に含めるとされていますが、本町では、リスクパターン③のうち、浸水深 3.0m以上(計画規模、想定最大規模)かつ、家屋倒壊等氾濫想定区域かつ、浸水継続時間 72 時間以上の区域については複数の災害リスクが重なり、特にリスクの低いエリアへの誘導が望ましいエリアとなるため、居住誘導区域に含めない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・リスクパターン① 浸水深 0.5m未満(中高頻度、中頻度、計画規模、想定最大規模)</li><li>・リスクパターン② 浸水深 0.5~3.0m未満(計画規模、想定最大規模)</li><li>・リスクパターン③ 浸水深 3.0m以上(計画規模、想定最大規模)または、家屋倒壊等氾濫想定区域または、浸水継続時間 72 時間以上 ⇒群馬県多段階水害リスク評価書において、発生頻度が低いリスクパターン①~③については、浸水対策や早期の避難指示等のハード・ソフト対策により災害リスクの低減を図ることで居住誘導区域に含める。</li><li>・リスクパターン④ 浸水深 0.5~3.0m未満(中高頻度、中頻度) ⇒群馬県多段階水害リスク評価書においてリスクパターン④は、立地適正化計画におけるリスクの低いエリアへの誘導が望ましいとされているが、公共施設等が立地しているため異なる浸水対策をすることで、リスクの低減を図り、居住誘導区域に含める。</li></ul>
<b>特定都市河川</b>	
該当なし	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定都市河川及び特定都市河川流域 ⇒流域内は概ね開発されており、良好な居住環境が形成されていることを踏まえ、災害リスクの低減を図ることにより、居住誘導区域に含める。</li></ul>

居住誘導区域に「含めない」 ⇒取組方針でリスクを回避する災害	居住誘導区域に「含める」 ⇒取組方針でリスクを低減する災害
<b>災害の分類</b>	
該当なし	<p style="text-align: center;"><b>実績</b></p> <p>・ <b>道路冠水実績</b> ⇒令和元年東日本台風等の被害を受け、更なる道路冠水対策を進めているため、居住誘導区域に含める。</p>
<b>土砂災害</b>	
該当なし	<p>・ <b>谷埋め型大規模盛土造成地</b> ⇒調査によって安全率(※)が高いことが確認された箇所は、居住誘導区域に含める。</p> <p>※ 安全率 斜面が滑らずに安定しているかどうかを表す指標のこと。「盛土等の安全対策推進ガイドライン」においては盛土の安定に必要な安全率は、1.5 以上と示されている。</p>
<b>地震</b>	
該当なし	<p>・ <b>地震による全壊率</b> ・ <b>液状化(※)</b> ⇒影響の範囲や程度を事前に予測し、居住誘導区域への誘導や災害リスク回避の取組を行うことが難しいため、居住誘導区域に含め、町全域において災害リスクの低減を図る。</p> <p>※ 液状化 水を多く含んだ砂地盤等が、地震の強い揺れを受けて液体のような状態になること。</p> <p style="text-align: center;">《図7-62 液状化発生の模式図》</p>  <p>【通常時】 砂つぶ同士がバランスをとってかみ合い、建物の重さを支えています。</p> <p>【地震発生時】 地震の強い揺れで砂つぶ間のバランスが崩れ砂つぶと水が混ざって液状化し、ドロドロの状態になります。</p> <p>【地震発生後】 液状化した地盤は建物の重さが加わり、砂つぶと水が噴き出し(噴砂・噴水)、地盤が沈下します。</p>

《図7-63 防災指針の検討を踏まえた居住誘導区域と都市機能誘導区域》



上記の図で示した「居住誘導区域に含めない（リスクを回避する）区域」以外の災害ハザードエリアについては、次頁で示す取組を行い災害リスクを低減するため、居住誘導区域に含めます。また、防災指針の検討結果を踏まえた、居住誘導区域の変更はありません。

## 7-8. 具体的な取組、スケジュール

防災上の課題を踏まえ設定した取組方針や、第2章で定めたまちづくりの方針の実現に向け、防災に関する具体的な取組とスケジュールを整理します。具体的な取組については「大泉町地域防災計画」や「大泉町国土強靭化計画」等の計画と連携を図り、個別の実施計画等において深化を図ります。取組方針については、財源の確保も併せて検討を行っていきます。

リスクの回避は主に居住誘導区域外での取組みで、P182、183で定めた居住誘導区域に「含めない」区域に該当するリスクパターン③の内、「浸水深3.0m以上(計画規模、想定最大規模)かつ、家屋倒壊等氾濫想定区域かつ、浸水継続時間72時間以上に該当する区域内」で重点的に進めていきます。リスクの低減については、町全域を対象とする取組みとなっていますが、居住誘導区域内の災害リスクがある区域で重点的に進めていきます。

《表7-18 具体的な取組及びスケジュール》

方向性	取組施策	実施主体	主要箇所	スケジュール		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
取組方針1 誘導区域への誘導による浸水リスクの回避	都市再生特別措置法に基づく届出制度の適切な運用	町	リスクパターン③の区域等を含めた居住誘導区域外	➡		
	災害リスクが高いエリアの居住者を対象とした居住誘導区域内への移転に係る支援の活用	町	リスクパターン③の区域等を含めた居住誘導区域外	➡		
	災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置の活用	町	リスクパターン③の区域等を含めた居住誘導区域外	➡		
取組方針2 河川整備等のハード整備による浸水リスクの低減	休泊川流域水害対策計画に基づく、休泊川の整備や流域対策の進歩に合わせた、ポンプ排水能力の増強の実施	国	休泊川流域	➡		
	特定都市河川流域内において、雨水貯留浸透施設の整備の検討	県	休泊川流域	➡		
	邑楽・館林圏域河川整備計画に基づく、休泊川の河川改修(河道内の掘削、護岸整備)の実施	県	休泊川流域	➡		
	水路(※1)や用水路(※2)の改修工事等の推進	町	町全域	➡		
	冠水箇所の調査の実施	町	町全域	➡		
	県が指定した「緊急輸送道路ネットワーク」に指定された町道等の整備の推進	町	町全域	➡		

※1 水路

水を流すために人工的に作った通り道のこと。

※2 用水路

農業や工業などの目的のために作った水を流す通り道のこと。

方向性	取組施策	実施主体	主要箇所	スケジュール		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
取組方針3 建築物の防災対策の強化による浸水リスクの低減	住宅等における止水板設置・排水ポンプ購入に対する助成制度の検討	町	町全域			→
	特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を促進	事業者 住民	特定都市河川 流域			→
	雨水貯留浸透施設の設置補助制度の検討	町	町全域			→
	浸水対策に対する補助制度の検討	町	町全域			→
	建て替え時の土地の嵩上げの支援	町	町全域			→
	新庁舎において非常用発電機の設置などによる災害活動拠点としての防災機能の向上	町	新庁舎			→
	災害リスクのあるエリアで公共施設新築、建て替え時の雨水貯留槽の建設などによる防災機能の向上	町	災害ハザード エリア			→
取組方針4 耐震化や事前調査等の防災対策による地震・土砂災害リスクの低減	一般建築物(※)の耐震性の向上促進	町	町全域			→
	老朽化した危険空き家等の除却の支援	町	町全域			→
	大規模盛土の変動予測調査の実施の検討	町	町全域			→

※ 一般建築物

物置などの小規模建築物や短期間に設置する仮設建築物等を除いた建築物のこと。

取組方針5 防災意識の向上、防災体制の整備による災害リスクの低減	マイ・タイムライン(自身の避難行動計画)の作成促進	町 住民	町全域			→
	個人住宅の耐震化に向けた意識啓発	町 住民	町全域			→
	液状化対策の知識の普及	町 住民	町全域			→
	ハザードマップの配布	町 住民	町全域			→
	防災訓練の実施などによる地域防災力の向上	町 住民	町全域			→
	自主防災リーダーの育成	町 住民	町全域			→
	指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	町	町全域			→
	要配慮者利用施設避難確保計画の策定	町	町全域			→
	警報等伝達体制の整備	町	町全域			→
	避難に関する標識等の外国人対応(多言語対応等)	町	町全域			→



## 第8章 誘導施策

# 第8章 誘導施策

## 8-1. 誘導施策の基本的な考え方

### (1) 誘導施策の一覧

第2章で定めたまちづくりの方針(ターゲット)の実現を図るため、誘導方針(ストーリー)で示した4つの視点のうち、居住及び都市機能の2つの視点に関する各施策を以下のとおり設定します。

なお、公共交通、防災の施策や取組の詳細については、「第6章 公共交通ネットワーク形成方針」、「第7章 防災指針」で記載しています。

《表8-1 大泉町立地適正化計画(まちづくりの方針)》

誘導方針	施策
<b>居住</b> 地域特性に応じた ゆとりある居住環 境の形成	施策① 各種支援制度等による住民の誘導、地域課題の解消 施策② 多様な暮らし方や地域特性を尊重した住環境の形成
<b>都市機能</b> 都市機能の集積と 賑わいある快適な 空間の形成	施策① 新庁舎建設に伴う公共施設の集約・再編 施策② 生活利便施設の維持・充実による賑わいのある拠点の形成

各施策に取組むにあたっては、国からの支援措置(財政、金融、税制)等を積極的に活用していきます。

《参考 国からの支援措置(抜粋)》

<b>都市構造再編集中支援事業</b> 「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的として、令和2年度において都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)のうち立地適正化計画に基づく事業と都市機能立地支援事業を統合し、個別支援制度として創設。 対象区域：都市機能誘導区域内等、居住誘導区域内等 担当課：国土交通省 都市局 市街地整備課	<b>まち再生出資【民都機構による支援】</b> 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業(誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備)であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、(一財)民間都市開発推進機構(民都機構)が出資を実施。 対象区域：都市機能誘導区域内 担当課：国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室
--	---

## 8 – 2. 具体的な誘導施策

### (1) 居住誘導に関する施策

《表8-2 居住誘導に関する施策》

施策
<b>施策① 各種支援制度等による住民の誘導、地域課題の解消</b>
快適で住みやすいコンパクトなまちを形成するとともに、空き家の解消や災害リスクへの対応等の地域課題を解消するため、国や県・町等が行う各種補助制度を活用し、居住誘導区域内への居住を誘導していきます。また、今後想定される事業については、財源の確保も併せて検討を行っていきます。
<b>実施事業</b>
1. 「大泉町空き家等バンク」活用による売却・賃貸意向のある空き家等の利活用の推進(対象：居住誘導区域内) 「大泉町空き家等バンク」を活用し、売却や賃貸の意向のある空き家及びその敷地並びに空き地について情報発信を行い、利用希望者とのマッチングを支援し、空き家の利活用を推進しています。
<b>今後想定される事業</b>
1. 都市再生特別措置法に基づく届出制度の適切な運用(対象：居住誘導区域外) 居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、届出制度を適切に運用します。
2. 災害リスクが高いエリアの居住者を対象とした居住誘導区域内への移転に係る支援の検討(対象：防災指針の洪水のリスクパターン③に該当するエリア⇒P190 参照) 災害リスクが高いエリアにおいて、地域が一体となって、災害リスクの高いエリアから居住誘導区域内への住居の集団的移転を行うため、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等の事業費の一部を補助することを検討します。
3. 災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置の検討(対象：防災指針の洪水のリスクパターン③に該当するエリア⇒P190 参照) 防災移転支援計画(※)に基づき、災害ハザードエリアに居住中の人人が居住誘導区域内に移転した際に土地建物に係る税制上の特例措置を行うことを検討します。 ※ 防災移転支援計画 災害の発生するおそれのある区域から、居住誘導区域又は、都市機能誘導区域への防災移転を支援するための仕組みです。事業実施にあたっては、地域の状況に応じ、適切な計画内容や事業実施の流れを検討し、立地適正化計画(防災指針)に当該事業の実施について記載し、防災移転支援計画を作成・公告することが必要です。
4. 中古住宅の流通促進を図るため、国の施策等と連携した取組の検討(対象：居住誘導区域内) 中古住宅の流通促進を図るため、住宅のインスペクション(※)など国の施策等と連携した取組みについて検討します。 ※ 住宅のインスペクション 購入希望者が中古住宅の取引時点の物件の状態・品質を把握できるようにするために、第三者が客観的に行う住宅の検査・調査
5. 居住誘導区域内で住宅を建設又は取得した人に対する工事費又は購入費の一部助成の検討(対象：居住誘導区域内) 居住誘導区域内に自ら居住する住宅を取得するために金融機関と住宅ローンを契約した人に対し、工事費又は購入費の一部を助成することを検討します。
6. 居住誘導区域内の空き家所有者へのローン補助、賃借人とのマッチングの支援の検討(対象：居住誘導区域内) 居住誘導区域内の空き家の所有者が空き家を賃貸物件として活用する際に、行政・JTI(※)・金融機関が連携し、ローンの金利優遇や安定した賃料収入の保証、賃貸物件と賃借

人ととのマッチング等を行う支援について検討します。

※ JTI(一般社団法人移住・住みかえ支援機構)

住宅の借り上げ・転貸を行い、住宅所有者へ安定した家賃収入の提供、借り手に住宅の提供を行う法人

#### 7. 低未利用土地権利設定等促進計画の導入の検討(対象：居住誘導区域内)

低未利用地(※)活用のため、対象区域や土地の活用方針、土地・建物の利用のために必要な権利設定(地上権、賃借権などの移転等)、支援措置の内容等を定める低未利用土地権利設定等促進計画の導入を検討し、行政がこれまで民間事業者による開発・建築行為を待つて受動的な関与となっていた低未利用地の利用に向けて、能動的な働きかけが可能となります。

※ 低未利用地

適切な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、十分に利用されていない土地のこと。

### 施策② 多様な暮らし方や地域特性を尊重した住環境の形成

市街化区域の殆どの地区で都市基盤の整備が行われており、便利で快適な居住空間が形成されています。一方で古海地区では生産緑地等が身近にあり、自然と共生した居住空間が形成されています。このような様々な住環境や既存の地域固有のコミュニティを尊重した住環境の形成により居住誘導を後押ししていきます。また、今後想定される事業については、財源の確保も併せて検討を行っていきます。

また、災害のリスクが存在しているエリアについては、安全性を高める取組を行っていきます。

#### 実施事業

##### 1. 地区計画の活用による宅地内緑化・景観形成等に関するルールづくりの支援(対象：居住誘導区域内)

より良好な生活環境を創出するため、住民主体の取組を促す観点から、地区計画制度の普及啓発に努めて、建築物の建て方や形態制限・宅地内緑化・景観形成等に関するルールづくりを支援しています。

##### 2. 地域特性や住民の意向を踏まえた公園整備の推進(対象：町全域)

まちなかの緑地確保や良好な住環境の形成のため、地域特性や住民の意向を踏まえた、地域にふさわしい公園の整備を推進しています。

##### 3. 公共下水道の整備の推進(対象：下水道整備区域内)

「大泉町公共下水道事業」に基づき、公共下水道の整備を推進し、快適な居住空間を形成しています。

#### 今後想定される事業

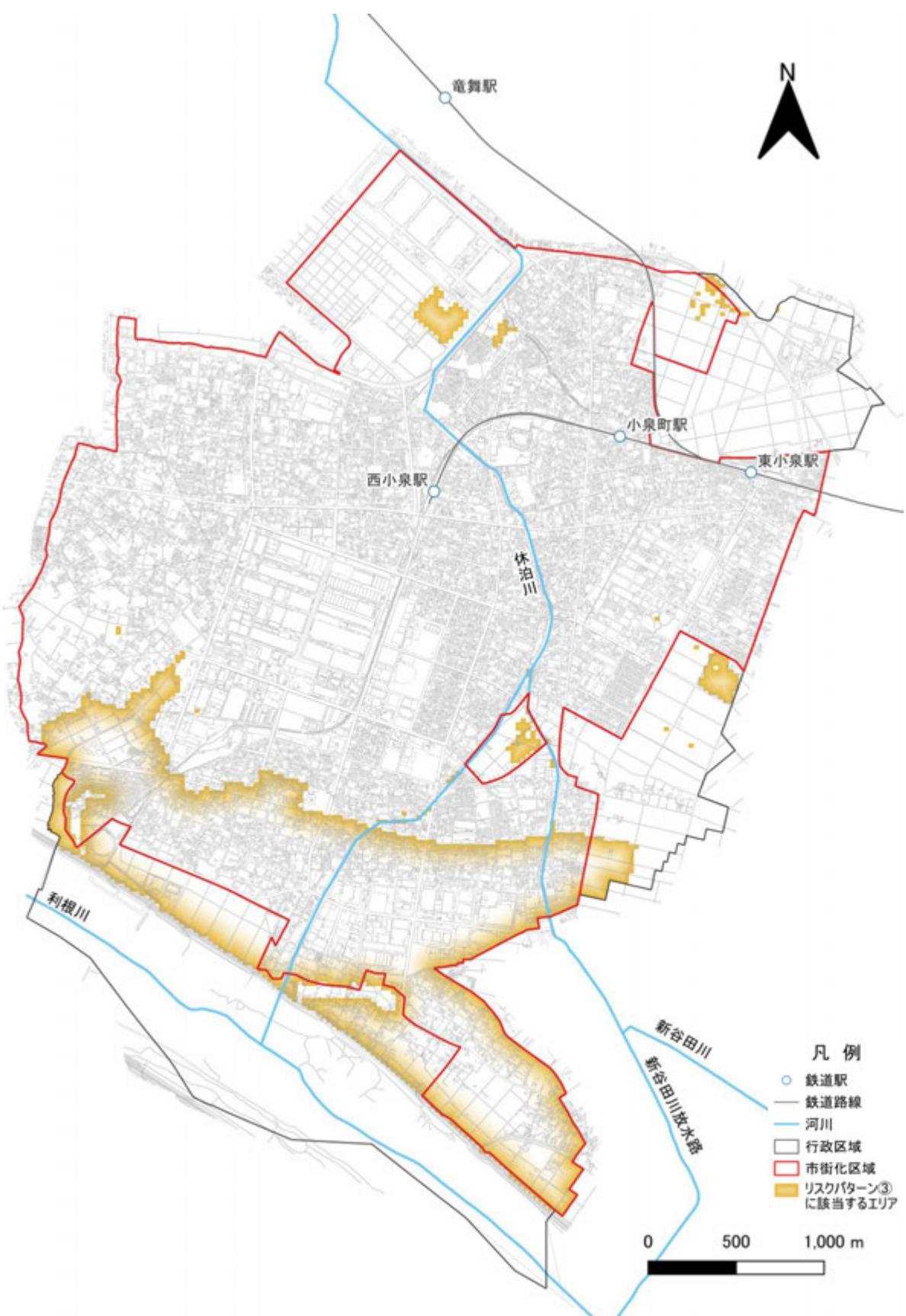
##### 1. 雨水貯留浸透施設の設置助成制度の検討(対象：居住誘導区域内の災害ハザードエリア)

特定都市河川流域において、雨水を貯留または浸透させ、河川への流出を抑制するため、住民や民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設に対して、工事費の一部を補助することを検討します。

##### 2. 住宅の嵩上げ補助の検討(対象：居住誘導区域内の災害ハザードエリア)

浸水による家屋の被害を防止又は軽減するため、住宅の嵩上げ工事等を行う方に対し、工事費の一部を補助することを検討します。

《図8-1 防災指針の洪水のリスクパターン③に該当するエリア》



## (2)都市機能誘導に関する施策

《表8-3 都市機能誘導に関する施策》

施策
<b>施策① 新庁舎建設に伴う公共施設の集約・再編</b>
<p>町内の中心的な拠点となる西小泉駅周辺から役場庁舎周辺にかけての地域では、新庁舎建設事業と合わせて公共施設の集約や再編により利便性を向上させるとともに、公有地の有効活用により、活気ある快適な拠点の形成を目指します。また、今後想定される事業については、財源の確保も併せて検討を行っていきます。</p>
<b>実施事業</b>
1. 新庁舎建設に向けた取組(対象：大泉町新庁舎) 活気ある快適な拠点の形成を目指し、新庁舎の建設と庁舎建設に伴う周辺の公共施設の整備等に取組んでいます。
2. 既存の公共施設の機能の複合化・集約化の検討(対象：図書館、公民館等) 既存の公共施設について、新庁舎建設用地周辺での複合化・集約化を検討しています。
3. 大泉町中心拠点地区での都市再生整備計画の推進(対象：大泉町新庁舎周辺) 新庁舎の建設に併せた周辺環境の整備を軸とし、賑わいのあるまちづくりの推進を目指した「大泉町中心拠点地区都市再生整備計画」を推進しています。
4. 災害活動拠点としての防災機能の向上(対象：大泉町新庁舎) 新庁舎において非常用発電機の設置など、災害活動拠点として防災機能を向上させるための取組みを行っています。
<b>今後想定される事業</b>
1. 都市再生特別措置法に基づく届出制度の適切な運用(対象：都市機能誘導施設) 都市機能誘導区域における誘導施設の整備の動向を把握するため、届出制度を適切に運用します。
2. 災害リスクのあるエリア内において、公共施設を新築又は建替の際に雨水貯留施設の建設による防災機能の向上(対象：今後新築・建替えを想定している公共施設) 災害リスクのあるエリアで今後、公共施設の新築や建替を行う際には、雨水貯留施設の建設等を行い、防災機能を向上させます。
<b>施策② 生活利便施設の維持・充実による賑わいのある拠点の形成</b>
<p>既に立地している生活に身近な施設である商業、福祉施設等について施設の維持・充実を図り、賑わいのある拠点の形成を目指します。また、今後想定される事業については、財源の確保も併せて検討を行っていきます。</p>
<b>実施事業</b>
1. 既存店舗の改裝や空き店舗の活用に対する事業者支援(対象：町内全域) 町内商業者の既存店舗の改裝や空き店舗の活用に係る改裝費用の一部を補助しています。
2. 保健福祉総合センターを地域福祉の拠点としたサービスの提供(対象：町内全域) 住民の孤立・孤独の防止を図るため、支援が必要な人への相談・支援に取り組んでいます。
3. 子育てに対する不安を軽減する支援の検討(対象：町内全域) 子育て世代包括支援センター（令和8年4月1日～こども家庭センター）や子ども家庭総合支援拠点において、子どもとその家族及び妊産婦に対して相談支援を実施しています。

## 今後想定される事業

1. 新たな店舗の進出や既存店舗の魅力向上のための支援(対象：都市機能誘導区域内の商業施設)

引き続き、既存施策の活用促進を図るとともに、人材確保や事業承継等事業者の課題に寄り添った経営支援のほか、新たな企業進出による消費需要の増加に対応するため、新たな店舗の進出や既存店舗の魅力向上のための支援に取組、賑わいあるまちづくりの核として商業の振興を推進していきます。

2. 地域における包括的な相談支援体制の充実(対象：都市計画誘導区域内の施設)

高齢者や障害のある人などが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターや障害者相談支援センターをはじめとする関係機関が連携し、地域全体での見守り体制の充実と、相談しやすい仕組みづくりに取り組んでいきます。

3. 子育て家庭への支援の充実(対象：都市機能誘導区域内の施設)

新たに設置される「こども家庭センター」において、専門職等による総合的な子育て支援に取り組んでいきます。



## **第9章　目標指標と進行管理**

# 第9章 目標指標と進行管理

## 9-1. 目標指標の基本的な考え方

目標指標とは、「第6章 公共交通ネットワーク形成の考え方(公共交通に関する施策のみ)」、「第7章 防災指針(防災に関する施策のみ)」、「第8章 誘導施策」で定めた施策の効果を定量的に確認するための指標のことです。

都市計画運用指針では、目標指標の考え方について以下のように示されています。

### 《都市計画運用指針に示される評価指標設定の基本的な考え方》

1. 立地適正化計画の必要性や妥当性を住民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、あらかじめ立地適正化計画の作成に当たり、解決しようとする都市の抱える課題、例えば、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。
2. 基本的な目標値としては、例えば居住誘導区域内の人口密度や公共交通利用者数等は積極的に位置付けるべきであり、地価や歩行量、財政状況など住民が実感しやすい目標についても設定することが有効である。この際、実態にそぐわない高い水準の目標値とならないよう、客観的なデータに基づき合理的な目標値の設定することが重要である。
3. 立地適正化計画の評価に当たり、当該目標値の達成状況や効果の発現状況等について適切にモニタリングしながら、分析及び評価することが望ましい。その際、各市町村が計画に定める目標値に加え、都市構造を的確に把握するための全国標準的な指標により自らの市町村の状況を客観的に把握することが立地適正化計画の実効性向上に当たって重要である。

出典:都市計画運用指針(令和7年3月改訂)を抜粋

## 9 – 2. 定量的な目標と期待される効果

### ( 1 )目標指標の設定

本計画が目指すまちづくりの実現に向け、誘導施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うため、「居住」、「都市機能」、「公共交通」、「防災」、「財政」の5つの視点で評価指標を設定します。

また、各評価指標で設定する目標値の達成により期待される効果を確認するために「効果指標」を設定し、本計画全体の評価を行います。

### ( 2 )居住誘導に関する目標指標

《表9 – 1 居住誘導に関する目標指標》

指標	現状値 (令和2年(2020年))	目標値 (令和28年(2046年))
居住誘導区域内の人口密度	40.5人/ha	40.5人/ha以上

#### 【指標設定の根拠】

- 居住の誘導方針において、居住誘導区域への居住誘導を目指しています。居住誘導区域内が利便性の高い環境になることで人口密度が維持されているかを確認するため、居住誘導区域内の人口密度を目標指標として設定します。

#### 【目標値設定の根拠】

- 令和2年(2020年)国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計の推計値は以下のようになります。本計画の目標年である令和28年(2046年)に一番近い令和27年(2045年)の居住誘導区域の人口密度は35.8人/haと推計されていますが、災害リスクの高いエリア等の居住誘導区域外から居住誘導区域への居住の誘導や利便性の向上により、居住誘導区域内の人口密度を将来にわたり維持していくことを目指し、目標を40.5人/haと設定します。

《表9 – 2 居住誘導区域の人口・人口密度の推移》

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
居住誘導区域人口	29,556人	29,098人	28,529人	27,830人	27,009人	26,113人	25,199人
居住誘導区域人口密度	40.5人/ha	39.8人/ha	39.1人/ha	38.1人/ha	37.0人/ha	35.8人/ha	34.5人/ha
全町人口	42,089人	41,603人	40,788人	39,794人	38,614人	37,305人	35,955人

#### 【指標の算出方法】

- 居住誘導区域人口(※1)令和2年居住誘導区域人口(29,556人)÷居住誘導区域面積(730.3ha)  
÷40.5人/ha

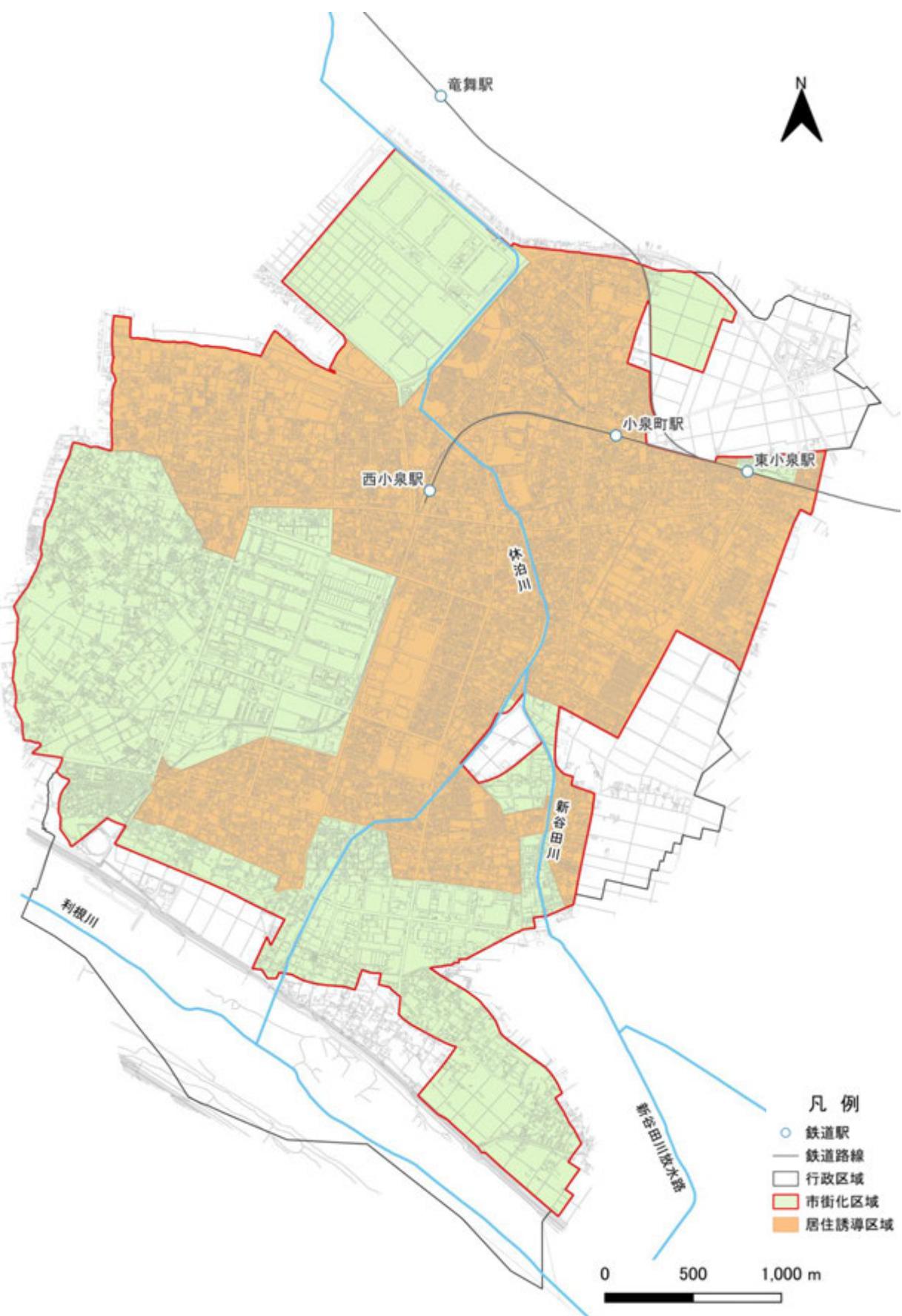
※1 居住誘導区域人口

令和2年国勢調査の人口メッシュ(※2)を基に、居住誘導区域で切り取り、縁辺部については面積按分を行い算出

※2 人口メッシュ

大泉町を250m四方の四角形(メッシュ)に分割し、そのメッシュごとに人口等の情報を紐づけたデータのこと。

《図9-1 居住誘導区域》



### (3)都市機能誘導に関する目標指標

《表9-3 都市機能誘導に関する目標指標》

指標		現状値 (令和6年度(2024年度))	目標値 (令和28年度(2046年度))
都市機能誘導 区域内の 誘導施設の 機能数	西小泉駅周辺地区 及び 役場庁舎周辺地区	8機能	9機能
	東小泉駅周辺地区	1機能	1機能

#### 【指標設定の根拠】

- ・都市機能の誘導方針において、都市機能の維持・集約を目指しています。現状、誘導施設については、都市機能誘導区域内に既に立地している施設が多くあることから、それぞれの施設の機能が維持されているかを確認します。
- ・公民館と公民館南別館は同じ機能を持つ施設のため、1機能とカウントし、下記の表の10機能について維持できているかを確認します。
- ・都市機能誘導区域外に立地している文化会館(文化むら)については、図書館等の他施設との複合化が中長期的に検討されていることから、複合化の際に都市機能誘導区域内へ機能が誘導されているかを確認するため、都市機能誘導区域内の誘導施設の機能数を目標指標として設定します。

《表9-4 対象施設の機能と立地の有無》

機能区分	対象施設	都市機能誘導区域内の立地	
		西小泉駅周辺地区 及び 役場庁舎周辺地区	東小泉駅周辺地区
行政	町役場	○	
高齢者福祉	地域包括支援センター	○	
	保健福祉総合センター	○	
子育て	子育て世代包括支援センター (令和8年4月1日～こども家庭センター)	○	
商業	ショッピングセンター	○	
文化	公民館	○	
	公民館南別館	○	
	文化会館(文化むら)		
	図書館	○	
	勤労複合福祉施設(いづみの杜)		○
	生涯学習施設(住民活動支援センター)	○	

## (4)公共交通に関する目標指標

《表9-5 公共交通に関する目標指標》

指標	現状値 (令和2年度(2020年度))	目標値 (令和28年度(2046年度))
広域公共バス「あおぞら」 の利用者数	22,221人	40,000人以上
広域公共バス「あおぞら」 の乗車率	17.8%	22.0%

### 【指標設定の根拠】

- 公共交通の誘導方針において、基幹的な公共交通ネットワークの維持を目指しています。広域公共バス「あおぞら」は近年利用者が増加傾向にあり、今後も利用促進の取組みを行うことで利用者が増加しているかを確認するため、基幹的な公共交通である広域公共交通「あおぞら」の利用者と乗車率を目標指標として設定します。

### 【目標値設定の根拠】

広域公共交通「あおぞら」の利用者数

- 令和2年度利用者数(22,221人)+利用者の増加人数(※)(700人/年)×計画期間(26年)÷40,000人

広域公共交通「あおぞら」の乗車率

- 令和28年度目標利用者数(40,000人)÷運行本数(上下合計10本)÷運行日(1月1日を除く364日)  
÷1便当たりの利用者数(11.0人)
- 使用車両の定員(50人)÷1便当たりの利用者数(11.0人)=22.0%  
⇒乗車率22.0%を満たすことで利用者数40,000人以上を達成することができます。

※ 利用者の増加人数

コロナを迎える前の平成30年度から現在の令和6年度まで乗車人数の増幅は約5,000人。この増幅を平成30年度から令和6年度までの7年間の平均をとると、約700人となるため利用者の増加人数を700人と設定

## (5)防災に関する目標指標

《表9-6 防災に関する目標指標》

指標	現状値 (令和2年度(2020年度))	目標値 (令和28年度(2046年度))
一番近い「避難所」がどこか 知っている人の割合	83.5%	90.0%
災害に備え「備蓄」などの 準備をしている人の割合	40.9%	60.0%

### 【指標設定の根拠】

- 防災に関する誘導指針において、ソフト対策の取組の推進により、災害に強いまちを目指しています。ソフト対策の取組の実施について確認するため、上記2項目を目標値として設定します。

### 【目標値設定の根拠】

#### 一番近い「避難所」がどこか知っている人の割合

- 令和2年度の住民満足度・意識調査結果では、一番近い「避難所」がどこか知っている人の割合は83.5%となっています。この割合については、5年間で1%程度上昇させることを目標としていることから、目標値を90%と設定します。

#### 災害に備え「備蓄」などの準備をしている人の割合

- 令和2年度住民満足度・意識調査結果では、災害に備え「備蓄」などの準備をしている人の割合の割合は、40.9%となっています。この割合については、5年間で4%程度上昇させることを目標としていることから、目標値を60%と設定します。

## (6)財政に関する目標指標

《表9-7 財政に関する目標指標》

指標	現状値 (令和2年度(2020年度))	目標値 (令和28年度(2046年度))
公共建築物の 総延床面積	138,801 m <sup>2</sup>	123,107 m <sup>2</sup>

### 【指標設定の根拠】

- 誘導施設を含む公共施設について、大泉町公共施設個別施設計画において、複合化・集約化による町の財政コストの縮減・平準化を目指しています。また、大泉町公共施設等総合管理計画において、施設の保有総量の縮減に取り組んでいるため、公共建築物の総延床面積を目標指標として設定します。

### 【目標値設定の根拠】

- 大泉町公共施設等総合管理計画では、将来人口の減少と公共建築物の延床面積の抑制を踏まえ、設定しています。また、将来人口の設定については、大泉町人口ビジョンの数値ではなく、国立社会保障・人口問題研究所による推計値を用い、総延床面積の目標を約11%の縮減と設定します。

### 【指標の算出方法】

- 1人あたりの延床面積

$$\text{総延床面積 } 138,801 \text{ m}^2 (\text{※1}) \div \text{人口 } 42,089 \text{ 人} (\text{※2}) = 3.30 \text{ m}^2/\text{人}$$

- 人口規模に応じた総延床面積

$$\text{将来推計人口 } 37,305 \text{ 人} (\text{※3}) \times 3.30 \text{ m}^2/\text{人} = 123,107 \text{ m}^2$$

- 増減率

$$(123,107 \text{ m}^2 \div 138,801 \text{ m}^2) - 1 = \triangle 11.3\%$$

※1 令和2年度の町固定資産台帳

※2 令和2年国勢調査

※3 国立社会保障・人口問題研究所が算出した令和27年(2045年)の推計値

## (7)効果指標の設定

《表9-8 効果指標の設定》

指標	現状値 (令和6年度(2024年度))	目標値 (令和28年度(2046年度))
今後も暮らしたい と思う住民の割合	43.6%	43.6%以上

### 【指標設定の根拠】

- 人口密度や誘導施設を維持し、居住誘導区域内への適切な誘導を行うことで、定住意向を示す住民の割合が増加することを期待し、「住民満足度・意識調査」の『今後も「大泉町」で暮らしたいか』で「今後も暮らしたい」と回答された方の割合を目標指標として設定します。

## 9 – 3 . 計画の管理と見直し

### ( 1 ) 計画の管理と見直しとは

本計画に基づくまちづくりを適切に実施していくためには、継続的な管理と見直しが必要となります。そのため、概ね 5 年ごとに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)で構成する PDCA サイクルの仕組みを活用しながら評価・検証を行い継続的な管理を行っていきます。

### ( 2 ) 計画の管理と見直しの考え方

都市計画運用指針では、計画の管理と見直しについて、以下のように示されています。

#### 《 都市計画運用指針に示される評価指標設定の基本的な考え方 》

1. 市町村は、立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね 5 年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。

出典: 都市計画運用指針(令和 7 年 3 月改訂)を抜粋

本計画の計画期間内(令和 8 年度(2026 年度)から令和 28 年度(2046 年度)までの概ね 20 年間)においては、施策の進捗状況、国の経済情勢、法制度の改正、国・県の施策の見直し、上位関連計画の見直しなど、様々な変化が想定されます。

そこで、PDCA サイクルの考え方に基づき、適切な進捗管理を行い、概ね 20 年後に設定している目標年次に向けて継続的な取組を行っていきます。

管理や見直しについては、都市計画運用指針の考え方に基づき、概ね 5 年ごとに目標指標の達成状況や誘導施策の進行状況の評価・検証を行うとともに、その結果や社会情勢・上位関連計画等の改定状況や災害ハザードの更新状況を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行います。なお、見直しの際には国から提供されるまちづくりの健康診断の「見直しの方策案」等も活用し、周辺市町村や、同じような特徴を持つ市町村の取組状況を参考に検討を行います。

#### 《 図 9 – 2 都市計画運用指針に示される評価指標設定の基本的な考え方 》



